

習志野市教育委員会第2回定例会

日時: 令和7年2月12日(水)13時30分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程		審議順
1	会議録の承認	(予定)
2	報告事項	
※(1)	臨時代理の報告について 【工事請負契約の締結について(小中高等学校体育館空調設備 設置工事)】	(教育総務課) 8
※(2)	令和6年度教育費予算案(3月補正)について	(教育総務課) 9
※(3)	令和7年度教育費当初予算案について	(教育総務課) 10
3	議決事項	
※議案第7号	令和7年度習志野市教育行政方針の策定について	(教育総務課) 11
※議案第8号	令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰 について	(教育総務課) 12
議案第9号	習志野市立小中学校における水泳授業及びプール施 設のあり方基本方針の策定について	(保健体育安全課) 1
議案第10号	習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則の制定に ついて	(指導課) 2
議案第11号	習志野市不登校支援基本方針の策定について	(指導課) 3
議案第12号	(仮称)新総合教育センター再整備基本構想の策定に ついて	(総合教育センター) 4
4	協議事項	
協議第1号	第二中学校用地における鉄道隣接部の管理及び今 後の取り扱いについて	(教育総務課) 5
協議第2号	習志野市子ども若者まんなか計画の策定に係る意見 聴取について	(学務課) 6
協議第3号	次回教育委員会定例会の期日について 令和7年3月26日(水)午後1時30分	7

5 その他

※は非公開の見込み

令和7年習志野市教育委員会第2回定例会 議題概要

【報告事項(1)ないし(3)並びに議案第7号及び議案第8号については非公開の見込み】

報告事項(1)【非公開予定】

臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について(小中高等学校体育館空調設備設置工事)】

・小中高等学校体育館空調設備設置工事の工事請負契約の締結を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

報告事項(2)【非公開予定】

令和6年度教育費予算案(3月補正)について

・令和6年度教育費予算案(3月補正)について、報告するものです。

報告事項(3)【非公開予定】

令和7年度教育費当初予算案について

・令和7年度教育費当初予算案について、報告するものです。

議案第7号【非公開予定】

令和7年度習志野市教育行政方針の策定について

・令和7年度習志野市教育行政方針を策定するものです。

議案第8号【非公開予定】

令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

・習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、令和6年度表彰状を授与するものを決定するものです。

議案第9号

習志野市立小中学校における水泳授業及びプール施設のあり方基本方針の策定について

・児童生徒の安全確保と効果的な水泳指導を両立させるため、今後の水泳授業の持続可能な運営に向けて策定するものです。

議案第10号

習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則の制定について

・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第10条の規定に基づき、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室を設置するための規則を制定するものです。

議案第11号

習志野市不登校支援基本方針の策定について

・不登校児童生徒の数が全国的に増加傾向にある中で、本市においても同様の傾向となっており、本市の喫緊の課題として取り組んでいます。これまでの不登校児童生徒に対して取り組んできた効果的な支援は継続するとともに、社会状況の変化等を考慮し、新たな支援策を含め、本市の不登校支援に関する基本的な考え方や方向性等を策定するものです。

議案第12号

(仮称)新総合教育センター再整備基本構想の策定について

・パブリックコメントの結果を受けて(仮称)新総合教育センター再整備基本構想を策定するものです。

協議第1号

第二中学校用地における鉄道隣接部の管理及び今後の取り扱いについて

・第二中学校用地における鉄道隣接部の管理及び今後の取り扱いについて、協議するものです。

協議第2号

習志野市こども若者まんなか計画の策定に係る意見聴取について

・習志野市こども若者まんなか計画の策定について、協議するものです。

報 告 事 項(1)

臨時代理の報告について

【工事請負契約の締結について(小中高等学校体育館空調設備設置工事)】

小中高等学校体育館空調設備設置工事の工事請負契約の締結を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和7年2月12日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

工事請負契約の締結について

(小中高等学校体育館空調設備設置工事)

次のとおり契約の締結を市長に申し入れるものです。

1 第一中学校区体育館空調設備設置工事（第一中学校他2校）

- (1) 契約の方法 制限付き一般競争入札
- (2) 契約金額 2億1,788万300円（税込み）
- (3) 契約の相手方 習志野市実籾二丁目41番21号
株式会社 サクラ設備
- (4) 対象施設 第一中学校、谷津小学校、向山小学校

2 第二中学校区体育館空調設備設置工事（第二中学校他2校）

- (1) 契約の方法 制限付き一般競争入札
- (2) 契約金額 2億1,978万円（税込み）
- (3) 契約の相手方 習志野市実籾一丁目39番5号
福葉水道株式会社
- (4) 対象施設 第二中学校、実籾小学校、大久保東小学校

3 第三中学校区体育館空調設備設置工事（第三中学校他2校）

- (1) 契約の方法 制限付き一般競争入札
- (2) 契約金額 2億4,615万1,400円（税込み）
- (3) 契約の相手方 習志野市実籾二丁目41番21号
株式会社 サクラ設備
- (4) 対象施設 第三中学校、袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校

4 第四中学校区体育館空調設備設置工事（第四中学校他2校）

- (1) 契約の方法 制限付き一般競争入札
- (2) 契約金額 2億6,026万円（税込み）
- (3) 契約の相手方 習志野市鷺沼二丁目10番13号
栄工業株式会社
- (4) 対象施設 第四中学校、東習志野小学校、実花小学校

5 第五中学校区体育館空調設備設置工事（第五中学校他2校）

- (1) 契約の方法 制限付き一般競争入札
- (2) 契約金額 2億5,960万円（税込み）
- (3) 契約の相手方 習志野市津田沼三丁目23番11号
鈴木水道株式会社
- (4) 対象施設 第五中学校、津田沼小学校、藤崎小学校

6 第六中学校区体育館空調設備設置工事（第六中学校他2校）

- （1）契約の方法 制限付き一般競争入札
- （2）契約金額 2億4,662万円（税込み）
- （3）契約の相手方 習志野市東習志野八丁目28番11号
株式会社 習志野工業
- （4）対象施設 第六中学校、鷺沼小学校、屋敷小学校

7 第七中学校区体育館空調設備設置工事（第七中学校他3校）

- （1）契約の方法 制限付き一般競争入札
- （2）契約金額 3億1,000万900円（税込み）
- （3）契約の相手方 習志野市実籾二丁目41番21号
株式会社 サクラ設備
- （4）対象施設 第七中学校、秋津小学校、香澄小学校、谷津南小学校

8 習志野高等学校体育館空調設備設置工事

- （1）契約の方法 制限付き一般競争入札
- （2）契約金額 1億8,304万円（税込み）
- （3）契約の相手方 習志野市実籾一丁目39番5号
福葉水道株式会社
- （4）対象施設 第一体育館、第二体育館

報告事項(2)

令和6年度教育費予算案(3月補正)について

令和6年度教育費予算案(3月補正)について、別紙のとおり報告する。

令和7年2月12日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和6年度教育費予算案(3月補正)説明書

(1)歳出概要及び財源内訳 (単位:千円)

No	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費	事業費	財源内訳				
				(申入れ額)	(確定額)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10. 2. 3 (教育総務課)	小学校大規模改造事業	国の補正予算による補助金を活用し、令和7年度に実施予定の袖ヶ浦東小学校の大規模改修工事を前倒しで実施する費用について、増額補正をするものである。 また、3月補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。 業務運営関係委託料 271千円 施設設備改修工事 182,853千円	183,124	183,124	44,021	0	138,500	0	603
2	10. 3. 3 (教育総務課)	第二中学校校舎改築事業	国の補正予算による補助金を活用し、令和7年度に実施予定の第二中学校グラウンド整備工事等を前倒しで実施する費用について、増額補正をするものである。 また、すでに継続費を設定しているため、併せて継続費の年割額を変更するものである。 施設設備整備委託料 5,405千円 施設設備工事 413,226千円	418,631	418,631	31,852	0	386,500	279	0
合 計				601,755	601,755	75,873	0	525,000	279	603

(2)繰越明許費 (単位:千円)

款	項	事業名	金額 (申入れ額)	金額 (確定額)
		内 容		
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改造事業	183,124	183,124
		袖ヶ浦東小学校大規模改修工事に係る費用		

(3)継続費 (単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後(申入れ額)			補正後(確定額)		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	第二中学校校舎改築事業	4,545,719	令和4年度	324,535	4,545,719	令和4年度	324,535	4,545,719	令和4年度	324,535
				令和5年度	1,521,503		令和5年度	1,521,503		令和5年度	1,521,503
				令和6年度	2,141,050		令和6年度	2,559,681		令和6年度	2,559,681
				令和7年度	558,631		令和7年度	140,000		令和7年度	140,000

報告事項(3)

令和7年度教育費当初予算案について

令和7年度教育費当初予算案について、別紙のとおり報告する。

令和7年2月12日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和7年度 教育費予算案

(単位:千円)

区 分	令和7年度予算額	令和6年度予算額	差引	伸 率 %
歳 入	1,547,656	2,552,194	△ 1,004,538	△ 39.4
歳 出	11,072,239	13,961,086	△ 2,888,847	△ 20.7
1. 教育総務費	367,209	347,844	19,365	5.6
2. 小学校費	4,591,893	4,962,027	△ 370,134	△ 7.5
3. 中学校費	1,696,503	5,114,478	△ 3,417,975	△ 66.8
4. 高等学校費	377,720	347,406	30,314	8.7
5. 幼稚園費	44,837	37,875	6,962	18.4
6. 社会教育費	1,365,994	1,027,969	338,025	32.9
7. 保健体育費	2,628,083	2,123,487	504,596	23.8

※歳入では地方債等を、歳出では職員給与費等及び基金積立金を除く。

一般会計歳入款項目別対比

(単位:千円)

款	項	目	名 称	令和7年度予算額	令和6年度予算額	差 引	伸 率 (%)
12			分担金及び負担金	5,417	3,994	1,423	35.6
12	1		負担金	5,417	3,994	1,423	35.6
12	1	4	教育費負担金	5,417	3,994	1,423	35.6
13			使用料及び手数料	133,236	132,701	535	0.4
13	1		使 用 料	130,478	129,948	530	0.4
13	1	1	総務使用料	5,060	5,020	40	0.8
13	1	5	教育使用料	125,418	124,928	490	0.4
13	2		手 数 料	2,758	2,753	5	0.2
13	2	5	教育手数料	2,758	2,753	5	0.2
14			国庫支出金	400,152	1,465,170	△ 1,065,018	△ 72.7
14	1		国庫負担金	28,509	11,540	16,969	147.0
14	1	3	教育費国庫負担金	28,509	11,540	16,969	147.0
14	2		国庫補助金	371,643	1,453,630	△ 1,081,987	△ 74.4
14	2	2	民生費国庫補助金	0	29,768	△ 29,768	皆 減
14	2	7	教育費国庫補助金	371,643	1,423,862	△ 1,052,219	△ 73.9
15			県支出金	83,588	83,412	176	0.2
15	1		県負担金	6	6	0	0.0
15	1	4	教育費県負担金	6	6	0	0.0
15	2		県補助金	80,830	83,059	△ 2,229	△ 2.7
15	2	2	民生費県補助金	0	7,440	△ 7,440	皆 減
15	2	7	教育費県補助金	80,830	75,619	5,211	6.9
15	3		委託金	2,752	347	2,405	693.1
15	3	3	教育費委託金	2,752	347	2,405	693.1
16			財産収入	92	716	△ 624	△ 87.2
16	2		財産売払収入	92	716	△ 624	△ 87.2
16	2	1	物品売払収入	92	716	△ 624	△ 87.2
17			寄附金	4,010	3	4,007	133,566.7
17	1		寄附金	4,010	3	4,007	133,566.7
17	1	4	教育費寄附金	4,010	3	4,007	133,566.7
20			諸収入	921,161	866,198	54,963	6.3
20	3		貸付金元利収入	530	1,200	△ 670	△ 55.8
20	3	6	入学準備金貸付金元利収入	530	1,200	△ 670	△ 55.8
20	4		受託事業収入	5,688	5,757	△ 69	△ 1.2
20	4	3	教育費受託事業収入	5,688	5,757	△ 69	△ 1.2
20	6		雑入	914,943	859,241	55,702	6.5
20	6	1	学校等給食事業収入	848,109	841,062	7,047	0.8
20	6	3	雑入	66,834	18,179	48,655	267.6
合 計				1,547,656	2,552,194	△ 1,004,538	△ 39.4

※地方債、基金繰入金等は除く。

※こども部所管の歳入予算については、歳出10款 教育費への充当分のみ。

一般会計歳出款項目別対比

(単位 : 千円)

款	項	目	名 称	令和7年度予算額	令和6年度予算額	差 引	伸 率 (%)
10			教育費	11,072,239	13,961,086	△ 2,888,847	△ 20.7
10	1		教育総務費	367,209	347,844	19,365	5.6
10	1	1	教育委員会費	3,736	4,389	△ 653	△ 14.9
10	1	2	事務局費	166,133	166,442	△ 309	△ 0.2
10	1	3	総合教育センター費	197,340	177,013	20,327	11.5
10	2		小学校費	4,591,893	4,962,027	△ 370,134	△ 7.5
10	2	1	学校管理費	526,119	478,408	47,711	10.0
10	2	2	教育振興費	136,571	244,475	△ 107,904	△ 44.1
10	2	3	学校建設費	3,929,203	4,239,144	△ 309,941	△ 7.3
10	3		中学校費	1,696,503	5,114,478	△ 3,417,975	△ 66.8
10	3	1	学校管理費	244,823	221,015	23,808	10.8
10	3	2	教育振興費	122,969	104,540	18,429	17.6
10	3	3	学校建設費	1,328,711	4,788,923	△ 3,460,212	△ 72.3
10	4		高等学校費	377,720	347,406	30,314	8.7
10	4	1	高等学校総務費	14,016	13,926	90	0.6
10	4	2	高等学校管理費	92,921	106,764	△ 13,843	△ 13.0
10	4	3	教育振興費	48,147	40,695	7,452	18.3
10	4	4	学校建設費	222,636	186,021	36,615	19.7
10	5		幼稚園費	44,837	37,875	6,962	18.4
10	5	1	幼稚園費	44,837	37,875	6,962	18.4
10	6		社会教育費	1,365,994	1,027,969	338,025	32.9
10	6	1	社会教育総務費	102,879	96,782	6,097	6.3
10	6	2	文化振興費	43,592	143,178	△ 99,586	△ 69.6
10	6	3	公民館費	238,321	158,522	79,799	50.3
10	6	4	図書館費	173,605	175,568	△ 1,963	△ 1.1
10	6	5	青少年費	203,729	154,898	48,831	31.5
10	6	6	少年自然の家費	66,241	62,257	3,984	6.4
10	6	7	青年の家費	325,852	29,889	295,963	990.2
10	6	8	生涯学習複合施設費	211,775	206,875	4,900	2.4
10	7		保健体育費	2,628,083	2,123,487	504,596	23.8
10	7	1	保健体育総務費	172,826	153,443	19,383	12.6
10	7	2	社会体育費	32,071	32,108	△ 37	△ 0.1
10	7	3	体育施設費	722,096	208,633	513,463	246.1
10	7	4	学校給食センター費	769,767	727,558	42,209	5.8
10	7	5	単独校給食費	931,323	1,001,745	△ 70,422	△ 7.0

※職員給与費等及び基金積立金は除く。

年度別教育費歳出予算額の状況

(単位:千円)

年 度	教育費歳出予算額							参 考	
	申入れ(要求)額の状況		最終予算措置額の状況					一般会計予算の状況	
	歳出予算額 ※職員給与費等を 除く	伸率 (%)	歳出予算額 ※職員給与費等を 除く ①	伸率 (%)	職員給与費等 ②	歳出予算総額 ③=①+②	伸率 (%)	歳出予算額	教育費歳出 予算総額が 占める割合 (%)
令和元年度	9,127,807	△ 9.8	7,718,293	18.4	2,008,181	9,726,474	13.2	63,480,000	15.3
令和2年度	7,708,247	△ 15.6	6,358,465	△ 17.6	1,973,798	8,332,263	△ 14.3	63,400,000	13.1
令和3年度	6,520,256	△ 15.4	5,730,293	△ 9.9	1,935,701	7,665,994	△ 8.0	61,500,000	12.5
令和4年度	7,832,187	20.1	6,133,762	7.0	1,874,657	8,008,419	4.5	63,120,000	12.7
令和5年度	10,960,772	40.0	10,010,236	63.2	1,866,010	11,876,246	48.3	70,570,000	16.8
令和6年度	15,331,370	39.9	13,961,086	39.5	1,887,500	15,848,586	33.5	78,070,000	20.3
令和7年度	13,506,504	△ 11.9	11,072,239	△ 20.7	1,980,312	13,052,551	△ 17.6	76,400,000	17.1

※職員給与費等は、職員給与費等(人事課)と基金積立金(財政課)の合計額

令和7年度予算前年度対比

(1) 前年度より300万円以上増または皆増となった事業

※表中「No.」は、7頁以降「令和7年度教育費予算の概要(歳出)」に記載の事業名No.と一致しております。

(単位:千円)

区 分	No.	事 業 名	令和7年度予算額	令和6年度予算額	差 引
教育総務費	18	英語指導助手招請事業	79,881	71,749	8,132
	24	学びの多様化学校分教室運営費	855		新規
	33	(仮称)新総合教育センター再整備事業	22,737		新規
小学校費	35	小学校運営費	375,310	358,086	17,224
	38	バス通学児童支援事業	69,415	62,835	6,580
	39	小学校水泳指導等委託事業	21,067		新規に事業化
	43	小学校施設改善整備事業	74,509	71,147	3,362
	44	小学校空調整備事業	1,121,462	394,779	726,683
	47	大久保東小学校校舎改築事業	143,748	106,193	37,555
	48	鷺沼小学校建設事業	209,410	113,897	95,513
中学校費	51	中学校運営費	221,518	198,784	22,734
	55	中学校教育指導事業	28,242	891	27,351
	57	中学校施設改善整備事業	51,615	24,520	27,095
	58	中学校空調整備事業	1,055,612	449,376	606,236
高等学校費	66	高等学校教育振興費	47,753	39,793	7,960
	68	高等学校施設整備事業	222,636	186,021	36,615
幼稚園費	71	幼稚園施設管理事業	30,567	12,693	17,874
社会教育費	77	文化スポーツ振興財団運営費等補助事業	95,536	89,670	5,866
	80	文化振興事務費	14,548	2,035	12,513
	82	旧鴫田家住宅維持管理費	16,136	10,046	6,090
	91	公民館施設整備事業	84,402	6,083	78,319
	101	放課後子供教室事業	189,048	140,292	48,756
	104	鹿野山セカンドスクール事業	30,374	26,627	3,747
	106	青年の家長寿命化改修事業	309,951	13,926	296,025
	107	生涯学習複合施設管理運営費	211,775	206,875	4,900
保健体育費	111	運動部活動支援事業	12,182	1,483	10,699
	112	市立小中学校給食費無償化事業	74,001	68,273	5,728
	121	体育施設整備事業	532,366	20,906	511,460
	124	給食センター賄材料費	354,802	325,835	28,967
	125	給食センター施設整備・維持管理運営事業	409,111	397,931	11,180
	127	単独校給食調理業務委託事業	314,643	294,187	20,456
	128	単独校給食賄材料費	588,637	516,749	71,888

(2) 前年度より300万円以上減または皆減となった事業

※表中「No.」は、7頁以降「令和7年度教育費予算の概要(歳出)」に記載の事業名No.と一致しております。

(単位:千円)

区 分	No.	事 業 名	令和7年度予算額	令和6年度予算額	差 引
教育総務費	6	市制施行70周年記念事業	0	289	事業終了
	13	校外活動事業	10,634	16,867	△ 6,233
	34	総合教育センター施設整備事業	0	390	皆減
小学校費	41	小学校教育指導事業	1,447	88,300	△ 86,853
	42	小学校パソコン推進事業	83,463	105,367	△ 21,904
	46	大久保小学校校舎改築事業	1,135,888	1,662,177	△ 526,289
	49	小学校長寿命化改修事業	1,185,419	1,832,184	△ 646,765
中学校費	56	中学校パソコン推進事業	41,540	50,876	△ 9,336
	60	第二中学校校舎改築事業	140,000	2,282,086	△ 2,142,086
	61	中学校長寿命化改修事業	0	1,951,457	△ 1,951,457
高等学校費	64	高等学校管理運営費	90,897	104,740	△ 13,843
幼稚園費	69	幼稚園運営保育費	12,215	19,214	△ 6,999
	72	幼稚園空調整備事業	1,139	5,129	△ 3,990
社会教育費	81	旧大沢家住宅等維持管理費	3,796	22,305	△ 18,509
	87	習志野文化ホール管理費	0	94,900	△ 94,900
保健体育費	126	単独校給食運営費	28,043	33,412	△ 5,369
	129	大久保小学校給食備品整備事業	0	82,624	事業終了
	130	第二中学校給食備品整備事業	0	74,773	事業終了

令和7年度教育費予算(案)の概要(歳出)

(単位:千円)

NO.	款項目 事業番号	事業名	令和7年度		令和6年度	差引	所属名	全体事業概要
			申入れ(要求)額	予算額	予算額	(R7ーR6)年度		
1	10010101	教育委員会費	4,407	3,736	4,389	△ 653	教育総務課	教育委員会会議定例会年12回、教育委員会顕彰式、その他教育委員会運営に伴う事業。
2	10010202	通学区域審議会費	132	132	88	44	教育総務課	通学区域審議会に係る委員報酬費。 ※教育委員会の諮問に基づき、通学区域の適正なあり方等について審議する。
3	10010203	教育委員会事務局費	3,831	3,831	4,188	△ 357	教育総務課	教育委員会事務局の運営に伴う経費、教育総務課事務費、教育長交際費等。 【新規】教育振興基本計画の概要版作成(デザイン)を外注する。(100千円)
4	10010204	教育文化振興基金事業	1,671	1,671	1,546	125	教育総務課	教育文化振興基金条例に基づき、教育活動及び市民の文化活動を奨励し振興を図る。
5	10010205	青少年音楽振興基金事業	826	826	617	209	教育総務課	青少年音楽振興基金条例に基づき、青少年の音楽活動を奨励し振興を図る。
6	10010206	市制施行70周年記念事業	0	0	289	△ 289	教育総務課	習志野市制施行70周年記念事業として実施する「子ども議会」開催に要する経費。 【新規】子ども議会参加者への記念品。(289千円)
7	10010206	学務課事務費	3,893	3,893	3,872	21	学務課	学務課に係る消耗品費(用紙代等)、郵便料、印刷製本費(封筒等)等の事務費及び各学校に配布する定期刊行物、各種協議会の負担金。
8	10010207	育英資金事業	2,852	2,852	2,852	0	学務課	学業成績が優秀な者に対し、修学上必要な資金を毎月育英資金として給与する。 対象予定人数:高校生24人。
9	10010208	入学準備金貸付事業	540	540	1,231	△ 691	学務課	高等学校、大学等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対してあつせんした入学準備金の融資について、利子を補給する。 令和3年度をもって新規の申請を終了したため、預託金及び融資決定者への利子補給のみになる。
10	10010209	入学資金給付事業	800	800	1,150	△ 350	学務課	中学校3年生を子に持つ経済的に困窮する保護者に対し、高等学校等入学に係る費用の一部を給付することで支援を行う。 ※給付見込人数:50人→35人。(▲350千円)
11	10010210	いじめ問題対策事業	1,031	931	1,031	△ 100	指導課	いじめ防止等に対応するための組織「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」「習志野市いじめ問題対策委員会」に関係機関や関係団体の人材を招聘し、関係者が連携して本市のいじめ問題に対応する。いじめ基本方針に基づく施策を推進する。法務相談や、教員に対する研修、児童・生徒に対する出張授業の経費。
12	10010211	指導課事務費	557	546	545	1	指導課	指導課に係る事務費、教育相談員出張旅費、社会科副読本作成にかかる経費。 【拡充】教育相談員8名増員の要望に伴う旅費(+125千円) R7:24校に24人19名配置
13	10010212	校外活動事業	10,634	10,634	16,867	△ 6,233	指導課	市立小・中学校の校外活動を推進するための、市内施設見学等におけるバスの委託及び中学校の合唱コンクール等の会場使用料。 習志野文化ホールが使用できないことに伴い、小中音楽会は他市の会場を使用するためのバス委託料及び台数の増加、中学校の合唱コンクール及び部活動行事は他市のホールを使用するための会場使用料を計上。 ※バスの配車台数は、81台を予定。 【見直し】小中音楽会 2日開催(小5・6)→1日開催(小5)に伴うバス配車台数の減。(▲4,274千円)(▲5,968千円) (移管)市内陸上大会における会場校への移動のためのバス配車(R7～保健体育安全課学校体育推進事業へ移管)
14	10010213	富士吉田自然体験学習推進事業	2,492	2,492	2,162	330	指導課	2泊3日で実施する、市立中学校2年生の富士吉田自然体験学習(コース別学習)における2日目の委託バスの配車を行う。 【拡充】小学校の自然体験学習において、鹿野山少年自然の家以外の施設を検討するため、市内小学校66年生の2校を対象として富士吉田青年の家を活用した自然体験学習を行う。
15	10010214	教育文化推進事業	4,405	4,356	6,582	△ 2,226	指導課	言語・文化指導者謝礼、習志野市文化連盟事業、小・中学校音楽鑑賞教室、日本語指導教室の経費。 【見直し】「ならしのこども美術館」発行該当年でないため委託費等の減。(▲2,117千円)(▲2,195千円) 【継続】多言語音声翻訳機(ポケット)用SIMカード 11,000円×3台分(+33千円)
16	10010215	読書活動推進事業	26,732	26,732	26,702	30	指導課	平成31年制定の「習志野市子どもの読書活動推進計画」の「基本方針Ⅱ 地域や学校等における読書環境の充実」等を踏まえ、学校における読書環境の充実のための学校司書の配置への必要経費等。習志野市…学校数23校、学校司書12名配置
17	10010216	小中学校文化・スポーツ奨励費	15,000	7,500	7,500	0	指導課	学校教育活動における、文化又はスポーツ活動に係る全国大会及び関東大会等に千葉県代表として出場する場合に、全国大会及び関東大会奨励金を交付し、文化・スポーツ活動の推進を図る。 【拡充】全国大会・関東大会奨励金経常的経費不足分(+7,500千円)
18	10010217	英語指導助手招請事業	79,987	79,881	71,749	8,132	指導課	小・中学校に英語指導助手の招請、配置をするための経費。 中学校の英語教育及び言語・文化等国際理解教育の推進のために姉妹都市(タスカルーサ市)からの英語指導助手を計画的に配置するとともに、令和2年度から始まった小学3年生からの外国語活動の授業及び小学校5・6年生の外国語の教科化に伴い、全小学校の外国語活動・外国語の授業に英語指導助手を配置し、該当学年全ての児童生徒に英語指導助手とともに英語を学ぶ環境を整える。 【拡大】小学校における学級数増加に伴い派遣委託のALTを1名増加配置 ※直接雇用3名、派遣委託16名の19名体制 【新規債務負担行為設定】令和7年度から9年度までの3年間
19	10010218	特別支援教育推進事業	7,904	4,613	3,822	791	指導課	特別支援学級・通級指導教室の充実を図るとともに、適切な就学指導をすすめ、特別支援教育を推進する。 障がいのある児童生徒及び周りの児童生徒の安全確保や学校生活支援、学習上のサポートをする支援員制度の充実を図る。 【新規】田中ビネー知能検査VIコンプリートセット235セット(+3,619千円)(+787千円) 【拡充】特別支援教育支援員及び看護師宿泊を伴う学習必要経費(+463千円)

令和7年度教育費予算(案)の概要(歳出)

(単位:千円)

NO.	款項目 事業番号	事業名	令和7年度		令和6年度	差引	所 属 名	全 体 事 業 概 要
			申入れ(要求)額	予算額	予算額	(R7ーR6)年度		
20	10010219	特色ある学校づくり推進事業	7,398	6,938	7,398	△ 460	指導課	特色ある学校づくりを目指して、各学校における自主研究等を推進するための経費。 また、学校運営協議会を運営するための経費。
21	10010220	心理発達相談員配置事業	2,400	2,400	2,400	0	指導課	特別な支援を必要とする児童生徒の発達支援に対応するため、特別支援担当指導主事とともに各学校を巡回し、教職員・保護者からの相談や児童・生徒の観察により、発達の状況等を把握し、必要に応じて、相談検査・支援・指導を行う。
22	10010221	ならしの学校音楽祭事業	1,226	1,226	1,145	81	指導課	「音楽のまち習志野」にふさわしい行事として、その年度に優れた音楽活動を行った習志野市立学校及び管楽器講座受講児童・生徒による「フェスティバルバンド」合同の演奏会を行う。
23	10010222	部活動支援事業	2,484	2,484	2,706	△ 222	指導課	専門的な指導力を備えた指導者を市内中学校部活動に派遣し、生徒の技術指導の向上を図る。 【拡充】市内の吹奏楽部・管弦楽部が合同で活動する指導体制を整備する。 (+1,056千円) (+968千円) (移管)運動部指導者に係る報償費・保険料・委託料(R7～保健体育安全課運動部活動支援事業へ移管)
24	10010223	【新規】 学びの多様化学校分教室運営費	855	855		855	指導課	【新規】学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室の運営が円滑に行われ、学校教育の充実が図られるための運営費。 ・学びの多様化学校分教室運営費:855千円
25	10010293	【新規】 始業前留守世帯児童支援事業	1,708	0		0	学務課	保護者の就労等により小学校の登校時間以前に留守世帯となる児童について、登校可能時間前に校舎の一部を開放することにより、始業時間までの居場所を確保する。 (+1,708千円) 【新規】・消耗品費:7,450円 ――・シルバー人材センター委託料:1,699,500円
26	10010302	総合教育センター管理運営費	15,460	14,965	15,052	△ 87	総合教育センター	総合教育センターの運営・維持管理に伴う経費及び事務費等。
27	10010303	総合教育センター調査研修事業	1,578	1,458	1,458	0	総合教育センター	本市の教育課題解決に向けて調査・研究を行うとともに、教職員の資質や指導力を高めるための研修を実施する。 【新規】特別支援学級教職員を対象に、アセスメント研修を実施する。(120千円)
28	10010304	教育相談事業	2,997	2,997	3,328	△ 331	総合教育センター	いじめ・不登校・特別支援教育等に関する相談を、学校や関係諸機関と連携して行う。併せて、教育相談関係の研修の充実を図る。
29	10010305	情報教育推進事業	72,577	61,930	60,657	1,273	総合教育センター	総合教育センターのICT環境を整え、教職員対象の指導力向上のための研修の充実を図る。また、学校のネットワークや各ソフトの調整点検を行う。小中学校での1人1台タブレット端末を有効活用するための支援を図る。 【新規】タブレットを利用して授業運営をサポートし、教育の質を高めることを目的とした、授業支援ソフトウェアを導入する。 (21,607千円26,094千円) 【新規債務負担行為設定】 R7から授業支援ソフトウェアを導入することにより、ICT支援員の業務は軽減されるが、令和8年1月から次期タブレット端末の導入・運用を開始するため、ICT支援員の支援が必要である。よって支援員の人数を6名から2名3名に変更し引き続きICT支援員の支援を実施する。 (△20,763千円△14,437千円)
30	10010306	適応指導教室推進事業	490	490	490	0	総合教育センター	不登校児童生徒の居場所づくりと社会的自立や学校復帰を目指した、学習支援や様々な体験活動等のできる適応指導教室を運営する。 併せて、適応指導教室運営のための職員研修を実施する。
31	10010307	科学教育振興事業	716	716	716	0	総合教育センター	科学的分野を中心に様々な体験学習の場「わくわく学びランド」を実施し、学びに対する児童生徒の興味関心を育てていく。
32	10010308	校務用パソコン整備事業	94,278	92,047	94,922	△ 2,875	総合教育センター	校務用パソコンを整備することにより、校務の情報化を図るとともに、校務支援システムの再構築により、業務の効率化を図る。 【新規】中学校の定期試験採点業務の負担軽減のため、デジタル採点システムを導入する。(3,080千円)また、このシステムを活用するため、複合機のスキャナ機能を使用できるように設定作業を行う。(2,640千円) 【新規】学びの多様化学校の校舎で教育系ネットワークを使用するための通信料を計上する。(185千円)
33	10010309	【新規】(仮称)新総合教育センター 再整備事業	22,737	22,737		22,737	総合教育センター	次期公共建築物再生計画期間内の前倒しの実施に向け、適切な時期に着手できるよう、関係各課と連携を図りながらセンターの再整備を進める。 【新規】敷地測量業務委託(7,370千円)及び基本計画策定業務委託(15,367千円)
34	10010398	総合教育センター施設整備事業	0	0	390	△ 390	総合教育センター	総合教育センター施設整備に係る経費。令和6年度は研修室エアコン設備工事を実施。
35	10020102	小学校運営費	402,952	375,310	358,086	17,224	教育総務課	小学校16校の学校運営費。 ※R7.5.1見込;学級数:346学級、児童数:8,746人 (R6.5.1現在;学級数:349学級、児童数:8,933人) 【拡充】保護者が購入している学習教材のうち、共用が可能なものについて公費で購入することで、保護者の学習教材に係る経済的負担を軽減する。 (8,318千円) (800千円) 【新規】電話機通話録音機能付与設定委託(6,088千円)
36	10020103	小学校施設管理事業	66,802	58,359	56,179	2,180	教育総務課	学校施設の維持管理に必要な法定事項業務委託料、修繕料などの経費。 【新規】プール清掃委託(2,574千円)
37	10020104	小学校備品特別整備事業	4,231	1,968	1,308	660	教育総務課	学校の配当予算枠では対応できない高額な備品について、必要性を考慮し、整備する。 ・教材備品 3,439千円 1,968千円 ・管理備品――792千円
38	10020105	バス通学児童支援事業	69,985	69,415	62,835	6,580	教育総務課	令和12年3月31日までの間、通学区域の暫定措置として、谷津小学校から谷津南小学校に通学指定校が変更となる児童のバス乗車運賃を助成する。併せて、委託によりバス車内及び乗降車時の安全・安心のため、人員を2名増員し、15名配置する。

令和7年度教育費予算(案)の概要(歳出)

(単位：千円)

NO.	款項目 事業番号	事業名	令和7年度		令和6年度	差引	所属名	全体事業概要
			申入れ(要求)額	予算額	予算額	(R7ーR6)年度		
39	10020106	小学校水泳指導等委託事業	21,067	21,067		21,067	教育総務課	改築等により各校でのプール授業が実施できない学校について、水泳指導補助及び送迎の業務委託により水泳授業を実施する。 ①令和7年度実施分(4校) 【新規】屋敷小学校、谷津南小学校 ※大久保小学校、藤崎小学校については継続 ②令和8年度以降実施分(5校) 【新規債務負担行為設定】令和8年度以降の水泳授業について、複数年度契約を授業実施前年度(令和7年度中)に締結することで、水泳授業の安定的かつ継続的な運営を行うため、令和7年度からの4か年の債務負担行為を設定する。 ②-1 対象校 大久保小学校(令和8年度のみ)、大久保東小学校、屋敷小学校、藤崎小学校、谷津南小学校 ②-2 支払計画 令和7年度 0円(契約締結、事業者・学校等との授業実施計画策定等)、 令和8年度 22,694千円、令和9年度 17,491千円、令和10年度 17,228千円、総額 57,413千円
40	10020201	要保護・準要保護児童援助費及び特別支援教育就学奨励費	56,810	51,661	50,808	853	学務課	経済的な事由により、就学困難な児童に対し、学用品費等の扶助を行う。給食費の値上げ、国の概算要求額に合わせて増加(+6,002千円) 要保護受給児童数 令和6年度：39人⇒令和7年度：40人 準要保護受給児童数 令和6年度：439人⇒令和7年度：430人 特別支援教育就学奨励費受給児童数 令和6年度：181人⇒令和7年度：190人 新入学学用品費対象児童数 令和6年度：70人⇒令和7年度：70人
41	10020202	小学校教育指導事業	1,479	1,447	88,300	△ 86,853	指導課	教職員が授業が必要とする教科書・指導書・教材にかかる経費及び学習者用デジタル教科書・教材の段階的導入経費。 教員用教科書・指導書・学習者用デジタル教科書の改訂が終了したことによる減(▲7,822千円)(▲86,853千円)
42	10020203	小学校パソコン推進事業	358,282	83,463	105,367	△ 21,904	総合教育センター	タブレット端末等を整備し、安定稼働をさせることにより、授業等でより効果的に活用し、情報活用能力を身につけることや、「わかる授業」の実現を目指す。また、令和8年4月にタブレット端末の更新を行うため、準備を進める。 【新規】NEXT GIGA 児童生徒1人1台タブレット端末の更新に係るリース費用等を計上する。(10,891千円285,064千円) 【新規】学びの多様化学校で使用する教育系ネットワーク機器等に係るリース費用等を計上する。(687千円)R6対応
43	10020301	小学校施設改善整備事業	137,078	74,509	71,147	3,362	教育総務課	学校施設の維持保全を図るため、学校要望等による改修の他、法令に基づく指摘事項の改修工事を中心に老朽化に伴う設備維持補修工事を行う。 【新規】小学校校舎及び体育館LED照明器具設置工事設計委託(22,905千円)
44	10020302	小学校空調整備事業	1,471,948	1,121,462	394,779	726,683	教育総務課	夏季の気温上昇による児童・生徒の体調管理、学習環境の向上を図ることを目的に、各学校の普通教室、特別教室及び体育館に空調設備を設置する。 【新規】実籾小学校、秋津小学校、香澄小学校給食調理室空調機設置工事(13,167千円) 【新規】小学校体育館空調機設置工事(+1,206,620千円)(856,134千円) ※大久保小学校は新体育館が竣工する令和8年6月に設置完了予定
45	10020303	谷津小学校児童増加対応事業	58,767	58,767	58,767	0	教育総務課	JR津田沼駅南口土地区画整理事業の進展に伴う谷津・奏の杜地域における児童増加対応として、平成28年度に一時校舎を建設完了し、現在、賃貸借契約にて使用を行っている。 【支払計画】 計画金額(本体価格) :534,240,000円(税抜) 平成28年度 :4,808,160円(1ヶ月分) 平成29年度～令和8年度:580,095,600(119ヵ月分) 総支払額 :584,903,760円 【令和7年度】58,766,400円
46	10020304	大久保小学校校舎改築事業	1,135,888	1,135,888	1,662,177	△ 526,289	教育総務課	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、施設の老朽化対策として、大久保小学校の全面改築(建替え)工事を行う。。 【継続費】全面改築(建替え)工事及び工事監理委託5,331,933千円(令和4年度～令和8年度(5ヵ年)) 令和4年度 211,595千円 令和5年度 1,877,114千円 令和6年度 1,027,105千円 令和7年度 1,129,869千円 令和8年度 1,086,250千円
47	10020305	大久保東小学校校舎改築事業	143,748	143,748	106,193	37,555	教育総務課	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、施設の老朽化対策として、大久保東小学校の全面改築工事を行う。 ①基本設計及び実施設計 【継続費】245,817千円(令和5年度～令和7年度(3ヵ年)) 設計業務委託 令和5年度61,945千円、令和6年度106,193千円、令和7年度77,679千円 ②校舎改築工事(第1期工事) 【新規継続費設定】全面改築(建替え)工事及び工事監理委託4,725,733千円(令和7年度～令和10年度(4ヵ年)) 令和7年度 47,938千円 令和8年度 374,682千円 令和9年度 1,958,308千円 令和10年度 2,344,805千円
48	10020306	鷺沼小学校建設事業	209,410	209,410	113,897	95,513	教育総務課	鷺沼特定土地区画整理事業のまちびらきに係る、鷺沼小学校建設工事の実施に伴い、基本設計・実施設計を行う。 ①基本設計及び実施設計 【継続費】412,379千円(令和6年度～令和8年度(3ヵ年)) 令和6年度 101,214千円 令和7年度 202,437千円 令和8年度 108,728千円 ②都市再生整備計画策定委託 【継続費】7,953千円(令和6年度～令和7年度(2ヵ年)) 令和6年度 4,474千円 令和7年度 3,479千円

令和7年度教育費予算(案)の概要(歳出)

(単位:千円)

NO.	款項目 事業番号	事業名	令和7年度		令和6年度	差引	所 属 名	全 体 事 業 概 要
			申入れ(要求)額	予算額	予算額	(R7ーR6)年度		
49	10020307	小学校長寿命化改修事業	1,185,419	1,185,419	1,832,184	△ 646,765	教育総務課	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、老朽化した学校施設の長寿命化を実施する。令和7年度は屋敷小学校の工事、藤崎小学校の設計を行う。 ①屋敷小学校 [継続費] 2,044,639千円(令和5年度～令和7年度(3ヵ年)) 長寿命化改修工事及び工事監理業務委託 令和5年度 205,901千円 令和6年度 1,073,330千円 令和7年度 765,408千円 ②藤崎小学校 [新規継続費設定]71,181千円(令和7年度～令和9年度(3ヵ年)) 設計業務委託 令和7年度 17,083千円 令和8年度 25,625千円 令和9年度 28,473千円
50	10020396	小学校大規模改造事業	194,135	0		0	教育総務課	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、老朽化した学校施設の大規模改修を実施する。令和7年度は袖ヶ浦東小学校の工事を行う。 (令和6年度3月補正予算にて前倒し計上) 【新規】谷津南小学校及び屋敷小学校プール解体設計業務委託(11,011千円)
51	10030102	中学校運営費	236,271	221,518	198,784	22,734	教育総務課	中学校7校の学校運営費。 ※R7.5.1見込:学級数:135学級、生徒数:4,022人 (R6.5.1現在:学級数:137学級、生徒数:4,047人) 【拡充】保護者が購入している学習教材及び一部の学校徴収金について公費で負担することで、保護者の経済的負担を軽減する。(3,734千円) (2,991千円) 【新規】電話機通話録音機能付与設定委託(2,619千円)
52	10030103	中学校施設管理事業	26,814	22,997	21,455	1,542	教育総務課	学校施設の維持管理に必要な法定事項業務委託料、修繕料などの経費。 【新規】プール清掃委託(1,706千円)
53	10030104	中学校備品特別整備事業	5,798	308	776	△ 468	教育総務課	学校の配当予算枠では対応できない高額な備品について、必要性を考慮し、整備する。 ・教材備品 2,998千円 308千円 ・管理備品 2,800千円
54	10030201	要保護・準要保護生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費	58,738	53,187	52,773	414	学務課	経済的な事由により、就学困難な生徒に対し、学用品費等の扶助を行う。給食費の値上げ、国の概算要求額に合わせて増加(+5,965千円) 要保護受給生徒数 令和6年度:38人⇒令和7年度:34人 準要保護受給生徒数 令和6年度:281人⇒令和7年度:282人 特別支援教育就学奨励費受給生徒数 令和6年度:81人⇒令和7年度:81人 新入学学用品費対象生徒数 令和6年度:106人⇒令和7年度:105人
55	10030202	中学校教育指導事業	28,254	28,242	891	27,351	指導課	教職員が授業で必要とする教科書・指導書・教材にかかる経費及び学習者用デジタル教科書・教材の段階的導入経費。令和7年度は4年に一度の中学校教科書改訂の年であるため、増額している。 【拡充】教育用教科書・指導書(+26,518千円)(+27,351千円)
56	10030203	中学校パソコン推進事業	173,800	41,540	50,876	△ 9,336	総合教育センター	タブレット端末等を整備し、安定稼働をさせることにより、授業等でより効果的に活用し、情報活用能力を身につけることや、「わかる授業」の実現を目指す。また、令和8年4月にタブレット端末の更新を行うため、準備を進める。 【新規】NEXT GIGA 児童生徒1人1台タブレット端末の更新に係るリース費用等を計上する。(5,241千円137,504千円)
57	10030301	中学校施設改善整備事業	115,041	51,615	24,520	27,095	教育総務課	学校施設の維持保全を図るため、学校要望等による改修の他、法令に基づく指摘事項の改修工事を中心に老朽化に伴う設備維持補修工事を行う。 【新規】中学校校舎及び体育館LED照明器具設置工事設計委託(27,079千円)
58	10030302	中学校空調整備事業	1,400,287	1,055,612	449,376	606,236	教育総務課	夏季の気温上昇による児童・生徒の体調管理、学習環境の向上を図ることを目的に、各学校の普通教室、特別教室及び体育館に空調設備を設置する。 【新規】第七中学校給食調理室空調機設置工事(4,862千円) 【新規】中学校体育館空調機設置工事(1,314,280千円)(969,605千円)
59	10030303	第一中学校生徒増加対応事業	81,484	81,484	81,484	0	教育総務課	JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業の進展に伴う谷津・奏の杜地域における児童・生徒増加対応として、本校舎と一時校舎の併用を行う。 [債務負担行為] 令和5年度:61,112,700円(9ヶ月分) 令和6年度～令和14年度:733,352,400円(108ヶ月分) 総支払額:794,465,100円 令和7年度 81,483,600円 令和6年度～令和14年度(各年度) 81,483,600円
60	10030304	第二中学校校舎改築事業	558,631	140,000	2,282,086	△ 2,142,086	教育総務課	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、老朽化した第二中学校の改築工事を行う。 ・校舎改築工事及び工事監理委託 [継続費]4,545,719千円(令和4年度～令和7年度(4ヵ年)) 令和4年度 324,535千円 令和5年度 1,521,503千円 令和6年度 2,141,050千円 2,559,681千円 令和7年度 558,631千円 140,000千円(令和6年度3月補正予算にて前倒し計上)
61	10030398	中学校長寿命化改修事業	66,393	0	1,951,457	△ 1,951,457	教育総務課	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき老朽化した学校施設の長寿命化を実施する。令和7年度は第三中学校及び第六中学校の設計を行う。 ①第三中学校 [新規継続費設定]84,799千円(令和7年度～令和9年度(3ヵ年)) —設計業務委託 令和7年度 20,351千円—令和8年度 30,527千円—令和9年度 33,921千円 ②第六中学校 [新規継続費設定]93,302千円(令和7年度～令和9年度(3ヵ年)) —設計業務委託 令和7年度 22,392千円—令和8年度 33,588千円—令和9年度 37,322千円

令和7年度教育費予算(案)の概要(歳出)

(単位:千円)

NO.	款項目 事業番号	事業名	令和7年度		令和6年度	差引	所 属 名	全 体 事 業 概 要
			申入れ(要求)額	予算額	予算額	(R7ーR6)年度		
62	10040102	高等学校総務事務費	10,516	9,516	9,426	90	習志野高校	関係機関等との連携や教職員の専門性の向上を図るとともに校外生徒指導の充実を図る。
63	10040103	部活動出場奨励費	7,804	4,500	4,500	0	習志野高校	県代表として全国及び関東大会に出場する部活動に対し、大会参加費や出場に要する旅費を支給する。 【拡充】全国大会・関東大会奨励金経常的経費不足分(+3,304千円)
64	10040201	高等学校管理運営費	94,620	90,897	104,740	△ 13,843	習志野高校	習志野高校の施設・設備の管理及び運営に関する経費。 ※R7.5.1現在見込 全日制;学級数:24学級、生徒数:956人 〔参考〕R6.5.1現在 全日制;学級数:24学級、生徒数:945人 【新規】学校徴収金管理をシステム化することにより、業務の効率化を図る。(3,166千円)
65	10040202	スクールカウンセラー配置事業	2,024	2,024	2,024	0	習志野高校	学校の教育相談活動全般を支援するために、スクールカウンセラーを1名配置する。
66	10040301	高等学校教育振興費	58,269	47,753	39,793	7,960	習志野高校	習志野高校の教育振興に関する経費。教育用コンピュータ賃借料、教材消耗品、図書購入費等。 【新規】ICT教育の充実のために大型提示装置を購入する。(6,400千円)(4,013千円)
67	10040302	高等学校振興備品特別整備事業	394	394	902	△ 508	習志野高校	授業で使用する理科教育に必要な備品購入費。
68	10040401	高等学校施設整備事業	277,938	222,636	186,021	36,615	習志野高校	施設の老朽化等への対応を行い、生徒の安全を確保するとともに、教育環境の改善を図る。 【新規】学校施設のLED化するための設計を行う。(8,228千円) 【新規】体育館空調設備設置工事を行う。(240,570千円)(197,340千円)
69	10050102	幼稚園運営保育費	15,854	12,215	19,214	△ 6,999	こども保育課	市立幼稚園3園に対する運営保育費。 ※R7.5.1現在見込:学級数:6学級、園児数:44人(R6.5.1現在:学級数10学級、園児数:74人)
70	10050103	幼稚園教育推進事業	916	916	839	77	こども保育課	幼稚園教職員が各種研修会等に参加し、資質の向上を図る。
71	10050104	幼稚園施設管理事業	71,750	30,567	12,693	17,874	こども政策課	幼稚園園舎等の施設について、維持管理に係る各種点検業務委託、修繕工事等を行う。 【新規】谷津幼稚園屋上防水改修工事(+5,257千円)、津田沼幼稚園屋上防水改修工事(24,926千円) 【新規】各幼稚園遊戯室等への旧藤崎保育所空調機移設費用(20,163千円)(20,663千円)
72	10050105	幼稚園空調整備事業	1,139	1,139	5,129	△ 3,990	こども政策課	屋敷幼稚園に賃貸借契約により設置した空調設備を継続的に運用する。 〔債務負担行為〕平成30年度～令和14年度 賃貸借期間:令和元年7月～令和14年6月(156ヶ月) 設置室数:3室
73	10060102	社会教育委員費	309	309	291	18	社会教育課	社会教育全般に関する計画の立案等に対し、審査、助言をいただく、社会教育委員の報酬・報償等の諸経費。 令和7年度は会議を43回開催予定。
74	10060103	社会教育総務事務費	869	869	857	12	社会教育課	社会教育行政に係る総務的経費。
75	10060104	社会教育施設等運営費	4,760	4,700	4,590	110	社会教育課	秋津とんぼスペース等及びコミュニティルーム(秋津小)の管理運営にかかる諸経費。
76	10060105	生涯学習推進事業	3,060	1,465	1,374	91	社会教育課	市全体で取り組む生涯学習活動を推進し、市民カレッジの実施を通じて生涯学習のまちづくりを目指す。 PTA連絡協議会に対して補助を行うことにより、生涯学習の推進を図る。 「習志野かるた」の増刷を行う。
77	10060106	文化スポーツ振興財団運営費等 補助事業	96,397	95,536	89,670	5,866	社会教育課 (生涯スポーツ課)	公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団に対して人件費の補助を行う。
78	10060201	文化財審議会費	84	84	84	0	社会教育課	文化財の保存・活用・調査等に係る事項に関して審議する文化財審議会委員の報酬及び旅費。
79	10060202	市史編さん委員会費	68	68	35	33	社会教育課	市史編さん事業に係る事項に関して調査審議する市史編さん委員会委員の報酬及び旅費。
80	10060203	文化振興事務費	6,050	14,548	2,035	12,513	社会教育課	文化振興事務等に係る一般事務経費。 【新規】千葉交響楽団によるフルオーケストラ鑑賞会や施設訪問コンサート等、習志野文化ホールで行っていた市民の文化芸術に触れる機会を提供する事業をアウトリーチにて実施する。 (移管)閉館した習志野文化ホールの、建物解体までの維持管理等について、令和7年度に市長事務部局へ移管する予定であるが、ホール内に残っている備品類等の処分について撤去・廃棄するもの。(習志野文化ホール管理費から移管)
81	10060204	旧大沢家住宅等維持管理費	4,654	3,796	22,305	△ 18,509	社会教育課	千葉県指定有形文化財「旧大沢家住宅」及び旧木曾王滝森林鉄道車両の維持管理経費。

令和7年度教育費予算(案)の概要(歳出)

(単位：千円)

NO.	款項目 事業番号	事業名	令和7年度		令和6年度	差引	所 属 名	全 体 事 業 概 要
			申入れ(要求)額	予算額	予算額	(R7－R6)年度		
82	10060205	旧鴛田家住宅維持管理費	18,311	16,136	10,046	6,090	社会教育課	千葉県指定有形文化財「旧鴛田家住宅」の維持管理経費。 茅葺屋根の改修工事に向け、令和7年度は旧鴛田家住宅茅葺屋根改修工事設計業務委託費(3,025千円)を計上。 また、放水銃設備配管用バルブ修繕委託費(6,646千円)を計上。
83	10060206	埋蔵文化財管理費	1,836	1,836	1,832	4	社会教育課	埋蔵文化財保護業務(開発に伴う事前相談確認業務・発掘及び整理作業・文化財保存活用業務)に係る埋蔵文化財保護行政推進、埋蔵文化財調査室の維持管理のための経費。
84	10060207	埋蔵文化財調査事業費	3,028	1,770	2,051	△ 281	社会教育課	埋蔵文化財保護を目的とした埋蔵文化財調査(発掘作業・整理作業等)に係る事業費。
85	10060208	習志野市芸術文化協会活動助成費	3,817	3,817	5,663	△ 1,846	社会教育課	習志野市芸術文化協会の活動(芸術祭、市民文化祭、市展、第九演奏会等)への助成を行い、芸術文化の充実・発展を図る。(事業費2,832千円、事務費985千円)
86	10060209	市史調査事務費	2,066	1,537	4,227	△ 2,690	社会教育課	市史調査、市史関係資料の収集・保存、市史作成のための経費。 令和7年度は令和6年度より着手している「新版習志野ーその今と昔」(令和版)の印刷製本(935+1,056千円)に係る経費を計上。 また、完成品を関係各所に送付するための郵送料(108千円)を計上。 市史を分野別にまとめた短編集「市史研究」の第4号の印刷製本(300千円)にかかる費用を計上。
87	10060295	習志野文化ホール管理費	12,970	0	94,900	△ 94,900	社会教育課	閉館した習志野文化ホールの、建物解体までの維持管理等について、令和7年度に市長事務部局へ移管する予定であるが、ホール内に残っている備品類等の処分について撤去・廃棄するもの。(文化振興事務費へ移管)
88	10060302	公民館運営審議会費	132	132	132	0	中央公民館	公民館における方針、事業、施設提供等の運営について調査、審議を行う公民館運営審議会に係る委員報酬。
89	10060303	公民館講座費	2,063	2,063	2,063	0	中央公民館	多様な学習と利用機会の提供を図ることを目的とした各種講座等の開催経費。
90	10060304	公民館管理運営費	167,732	151,724	150,244	1,480	中央公民館	公民館の運営・維持管理に伴う経費及び事務費。4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野公民館)の指定管理に伴う指定管理料。 【新規】多様化する生活スタイルへの対応や市民の学習機会の公平化のため、公民館主催講座・事業の申込みにシステムを導入。(14,952千円)
91	10060305	公民館施設整備事業	119,338	84,402	6,083	78,319	中央公民館	公民館の施設整備・改修・修繕に係る経費。 【新規】新習志野公民館 キュービクル更新工事設計委託(2,552千円)、谷津公民館 高圧設備更新工事(23,727千円)、 袖ヶ浦公民館・谷津公民館・新習志野公民館LED化改修工事(57,342千円) 他
92	10060402	図書館管理運営事業	145,617	145,616	145,881	△ 265	中央図書館	図書館の管理運営・活動事業(中央図書館以外の3図書館指定管理料を含む)に係る経費。
93	10060403	図書館資料整備事業	28,036	27,241	28,939	△ 1,698	中央図書館	市民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、図書館資料の収集・整備を行う。 【新規】東習志野、新習志野、谷津図書館の児童図書について、子どもの図書館利用の促進を図るため、予約や貸出しの多いシリーズの既刊分を購入する。(140 935千円)
94	10060404	電子図書館運営事業	748	748	748	0	中央図書館	指定管理者が行う電子図書館サービスにおいて、より新鮮で魅力的な電子書籍を提供するための商用電子書籍利用料。
95	10060501	青少年センター運営協議会費	73	73	73	0	青少年センター	青少年センターの運営について、指導・助言するための青少年センター運営協議会の委員報酬。
96	10060502	青少年センター運営費	575	575	687	△ 112	青少年センター	青少年の非行防止と健全育成のための「少年の日」ポスター展や健全育成標語展などの啓発活動、関係各機関との連絡・調整を図るための経費。
97	10060503	青少年相談指導事業	3,308	3,308	3,196	112	青少年センター	青少年や保護者に対して、青少年補導委員等による街頭補導活動等を実施して青少年の健全育成を推進する。
98	10060504	青少年問題協議会費	103	103	103	0	社会教育課	青少年健全育成を全市的な立場で推進するため、各機関、団体等の代表委員により構成する青少年問題協議会の委員報酬。
99	10060505	青少年健全育成事業	3,310	3,310	3,776	△ 466	社会教育課	青少年にさまざまな体験活動の機会を提供することによって、青少年の健全な育成を推進すると共に、各団体との情報交換を図り、指導者の資質向上を図ることを目的とする。
100	10060506	二十歳の門出式事務費	7,077	6,142	5,591	551	社会教育課	二十歳の門出を祝うための事業。式典、祝う集いを開催する。 【新規】バスを借り上げ、式典及び祝う集いにて演奏する習志野高校吹奏楽部を会場である幕張メッセまで輸送する。(348千円) 【新規】式典の様子をライブ配信する。(935千円)
101	10060507	放課後子供教室事業	191,204	189,048	140,292	48,756	社会教育課	就学児童を対象に、放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして実施する「放課後子供教室」の運営経費及び開設準備経費。 令和6年度までの開設校 大久保東小学校・東習志野小学校・秋津小学校・袖ヶ浦西小学校・袖ヶ浦東小学校・藤崎小学校・屋敷小学校・実花小学校・向山小学校・香澄小学校、鷺沼小学校 【拡充】令和7年度津田沼小学校・大久保小学校・谷津南小学校に新規開設及び令和8年度に向けて実靱小学校への開設準備を行う。(49,059千円)
102	10060508	地域学校協働活動推進員事務費	1,170	1,170	1,180	△ 10	社会教育課	家庭・地域・学校が連携、協力しながら行う「地域とともにある学校づくり」を推進するため、各学校で実施される地域学校協働活動の支援を行う経費。
103	10060602	少年自然の家管理運営費	40,494	35,867	35,630	237	鹿野山少年自然の家	鹿野山少年自然の家の運営・維持管理に伴う経費及び事務費等。 【新規】2階3階4階ドライヤー電源工事(2,760千円)

令和7年度教育費予算(案)の概要(歳出)

(単位：千円)

NO.	款項目 事業番号	事業名	令和7年度		令和6年度	差引	所 属 名	全 体 事 業 概 要
			申入れ(要求)額	予算額	予算額	(R7ーR6)年度		
104	10060603	鹿野山セカンドスクール事業	32,354	30,374	26,627	3,747	指導課	市立小学校4～6年生を対象とした鹿野山セカンドスクールの委託バスの配車を行う。 令和7年度は、車両運行委託料に有料道路通行料を含めて計上。また、2泊3日の宿泊におけるバスの配車台数を計上。 ※バスの配車台数は、 260258 台を予定(令和6年度は、 230217 台)。
105	10060702	青年の家管理運営費	15,901	15,901	15,963	△ 62	富士吉田青年の家	富士吉田青年の家の運営・維持管理に伴う経費及び事務費等。
106	10060703	青年の家長寿命化改修事業	309,951	309,951	13,926	296,025	富士吉田青年の家	令和7年度から8年度に富士吉田青年の家の長寿命化改修工事を実施する。 令和7年度は第1期工事293,898千円、令和8年度に第2期工事を予定。
107	10060801	生涯学習複合施設管理運営費	217,184	211,775	206,875	4,900	社会教育課	生涯学習複合施設の維持管理・運営及び施設整備費分割払いのサービス対価に係る経費等。 防犯カメラの設置及び サービス対価の人件費分等の増額。
108	10070102	保健体育安全課事務費	2,864	2,835	2,992	△ 157	保健体育安全課	学校給食及び学校保健の円滑な運営を図るための事務費。食育の推進を図るための会議の開催や調理従事者の健康管理のための費用等。
109	10070103	児童・生徒・教職員健康管理費	79,353	78,789	76,941	1,848	保健体育安全課	児童・生徒・教職員の健康診断及び健康管理を行うための費用。 【拡充】産業医面談(職員数49人以下の学校に勤務する長時間勤務職員対象)(600千円)、メンタル不調職員復帰に係る嘱託精神科医への報酬及び保険料(190千円) 【新規】助産師による講演会講師謝礼(690千円)
110	10070104	学校体育推進事業	5,019	5,019	3,754	1,265	保健体育安全課	小・中学校の学校体育の推進を図る。また、市内小・中学校の児童・生徒の健康増進と各競技技術の向上を目指すことを目的として、習志野市小中学校体育連盟が開催する小中学校体育大会などに対して補助する。 (移管) 市内陸上大会における会場校への移動のためのバス配車(R7～指導課校外活動事業から移管)(1,195 千円)
111	10070105	運動部活動支援事業	15,156	12,182	1,483	10,699	保健体育安全課	専門的な指導力を備えた地域指導者を、地域部活動指導員として各中学校に派遣し、教員に代わって部活動の指導を行い、生徒の運動技能の向上を目指し、部活動の活性化を図る。 【拡充】令和6年度に検証事業として実施した第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第七中学校に加え、新たに第五中学校男子バレーボール部、第六中学校卓球部に地域部活動指導員を配置する。(＋480千円)、それに伴う保険料(＋4千円) 【新規】市内の陸上部が合同で活動する体制を整備する。(1,666千円) 【新規】検証事業として7校7部活動の運営を民間事業者に委託する。(40,256 7,282千円) (移管) 部活動支援員に係る報償費・保険料(R7～指導課部活動支援事業から移管)(983千円) (移管) 地域部活動指導者と生徒をつなぐ運営連絡システム(198千円) (移管) 地域部活動検討委員会に係る報償費(88千円)
112	10070106	市立小中学校給食費無償化事業	75,448	74,001	68,273	5,728	保健体育安全課	第3子以降の児童生徒の学校給食費を補助(無償化)することで、多子世帯の子育てに対する経済的負担軽減を図る。 【補助対象予定人数】 約1,100人 【補助対象期間】令和7年4月～令和8年3月
113	10070201	スポーツ推進審議会	180	180	181	△ 1	生涯スポーツ課	スポーツ推進審議会を年3回開催することに伴う委員報酬及び費用弁償。
114	10070202	社会体育事務費	2,094	2,035	2,502	△ 467	生涯スポーツ課	社会体育推進事業に係る事務費。
115	10070203	スポーツ推進委員活動事業	2,524	2,524	2,577	△ 53	生涯スポーツ課	スポーツ推進委員に係る報酬及び費用弁償。また、スポーツ活動を奨励するため、全市民を対象とした年間5回のスポーツ奨励大会の開催に係る委託費。 ※令和6年10月1日現在のスポーツ推進委員数:53人
116	10070204	市民スポーツ指導員活動事業	1,996	1,996	1,270	726	生涯スポーツ課	地域スポーツ活動の推進を図るため、市内16地区で年間各2事業以上のスポーツ活動の実施を市民スポーツ指導員連絡協議会に委託する。 また、資質向上を図るため研修会を実施する。※令和6年10月1日現在の市民スポーツ指導員数:223人 R7年度は3年毎に実施している新たな指導員を委嘱するための養成講座を市民スポーツ指導員連絡協議会に委託する。
117	10070205	学校体育施設開放事業	14,680	14,680	14,922	△ 242	生涯スポーツ課	市内16小学校の体育館・校庭を土曜日・日曜日・休日の午前午後を一般開放するとともに、土曜夜間の体育館開放を行う。 また、夏休み期間中に小学校のプール開放を行う。
118	10070206	習志野市スポーツ協会活動費補助事業	9,656	9,656	9,656	0	生涯スポーツ課	習志野市スポーツ協会が主催する市民総合体育大会等の活動事業に対して補助を行う。
119	10070207	スポーツ活動奨励金交付事業	1,000	1,000	1,000	0	生涯スポーツ課	学校教育以外のスポーツ大会(世界・全国・関東)に千葉県代表として出場する個人及び団体に対し奨励金を交付する。
120	10070301	体育施設管理運営費	188,467	188,455	186,452	2,003	生涯スポーツ課	スポーツ9施設及びその他3施設の管理運営等に係る経費。 令和7年度は指定管理料(169,847千円)、その他施設管理委託費(9,705千円) 他を計上。
121	10070302	体育施設整備事業	643,439	532,366	20,906	511,460	生涯スポーツ課	スポーツ施設の改修等に係る調査や整備に係る経費。 【新規】秋津サッカー場グラウンド人工芝化設備工事(407,627 449,955千円)、秋津サッカー場2階東側観覧者用便所改修工事(1,300 46,244千円)、 袖ヶ浦体育館ステージ他雨漏り改修工事(5,060千円) 他 【債務負担行為】袖ヶ浦体育館空調設備設置工事(111,430 -123,640千円)
122	10070303	スポーツ施設予約システム運営事業	1,275	1,275	1,275	0	生涯スポーツ課	自宅のパソコンや携帯電話でインターネットを介して施設の予約を行うことのできるシステム(千葉県電子自治体共同運営協議会参加団体が共同利用する公共施設予約システム)の運用経費。

令和7年度教育費予算(案)の概要(歳出)

(単位：千円)

NO.	款項目 事業番号	事業名	令和7年度		令和6年度	差引	所 属 名	全 体 事 業 概 要
			申入れ(要求)額	予算額	予算額	(R7ーR6)年度		
123	10070402	給食センター管理事務費	43,691	5,854	3,792	2,062	学校給食センター	給食センターにおける市立幼稚園2園、小学校9校、県立習志野特別支援学校、学びの多様化学校(袖ヶ浦西小学校分教室)の園児、児童及び教職員を対象とした学校給食の健全運営を行うための経費。 【新規】 栄養管理システム改修(給食費改定に対応)(484千円) ←R6対応←(第一中学校仕様に対応)(3,218千円)←アカウント追加(425千円)・ 学びの多様化学校給食調理業務委託(1,544+1,516千円) 【新規】備品購入 第一中学校受け入れ(34,100千円)← 学びの多様化学校給食備品(300 361千円)
124	10070403	給食センター賄材料費	361,459	354,802	325,835	28,967	学校給食センター	給食センターにおける市立幼稚園2園、小学校9校、県立習志野特別支援学校、学びの多様化学校(袖ヶ浦西小学校分教室)の園児、児童及び教職員を対象とした学校給食の賄材料費。 ※対象人数 5,520 5,518人で、 1,012,487 1,012,107食分(令和6年度は対象人数5,772人で、1,052,347食分) 【新規】学びの多様化学校教職員6 4名分 (417 278千円) 【新規】賄材料費物価高騰分 (46,585ー 40,067千円)
125	10070404	給食センター施設整備・維持管理 運営事業	409,111	409,111	397,931	11,180	学校給食センター	PFI事業として、施設整備、開業準備、維持管理・運営業務を一括して民間事業者に委託しており、そのサービス対価を支払う。 債務負担行為を設定済。(平成29年度～令和15年度) 令和7年度は、施設整備及び維持管理運営業務のサービス対価として、施設整備に係る対価(46,718千円)、 維持管理運営に係る対価(362,393千円)を計上している。
126	10070502	単独校給食運営費	54,098	28,043	33,412	△ 5,369	保健体育安全課	学校給食単独校における児童、生徒及び教職員を対象とした学校給食を行うための経費。
127	10070503	単独校給食調理業務委託事業	314,643	314,643	294,187	20,456	保健体育安全課	実籾小学校、谷津小学校、香澄小学校、秋津小学校、津田沼小学校(津田沼幼稚園)及び中学校7校の学校給食の調理業務委託を行うための経費。 令和7年度は更新校の委託料全額(118,381千円)を臨時的経費として計上。(更新校:実籾小、谷津小、秋津小、二中)
128	10070504	単独校給食賄材料費	601,368	588,637	516,749	71,888	保健体育安全課	学校給食単独校(市立幼稚園1園、小学校7校、中学校7校)の園児、児童、生徒及び教職員の賄材料費。 ※対象人数 8,574人で、1,546,290食分 (令和6年度予算は、対象人数 8,531人で、1,530,435食分) 【新規】賄材料物価高騰分 (78,200 65,469千円)
129	10070597	大久保小学校給食備品整備事業	0	0	82,624	△ 82,624	保健体育安全課	大久保小学校の校舎全面改築事業に伴い、新たに整備される給食室の備品を整備する。 【新規】大久保小学校校舎建て替えによる新給食室移行に伴う費用。(4,194千円)
130	10070598	第二中学校給食備品整備事業	0	0	74,773	△ 74,773	保健体育安全課	第二中学校の校舎全面改築事業に伴い、新たに整備される給食室の備品を整備する。 【新規】第二中学校校舎建て替えによる新給食室移行に伴う費用。(3,955千円)
131	10070599	【新規】 第一中学校給食室改修工事事業	29,000	0		0	保健体育安全課	第一中学校の生徒増に対応し、引き続き自校方式を維持するための、給食室改修工事実施設計費用。 【新規】基本設計委託(可能性調査)15,000千円(概算)、実施設計委託14,000千円(概算)
合 計			13,506,504	11,072,239		△ 2,888,847		

議 案 第 7 号

令和7年度習志野市教育行政方針の策定について

令和7年度習志野市教育行政方針を、別記のとおり策定する。

令和7年2月12日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

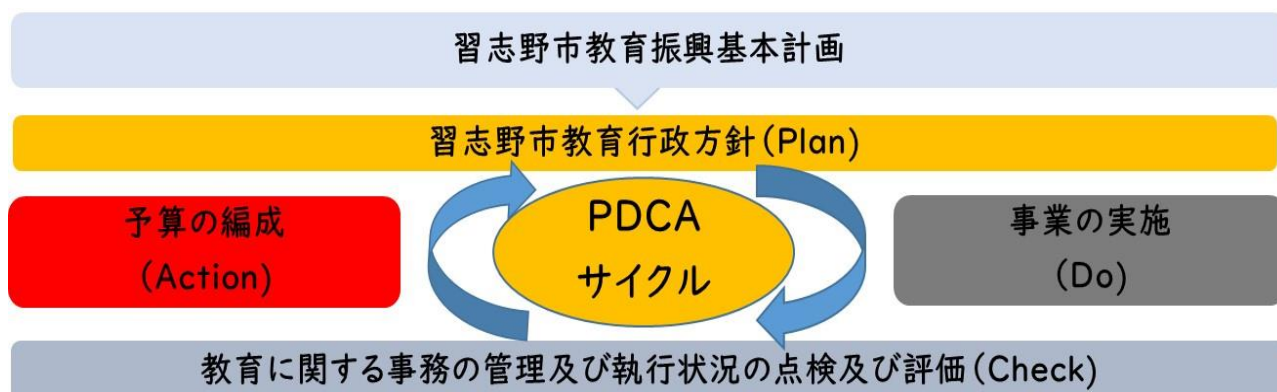
令和7年度習志野市教育行政方針を策定するものである。

一人ひとりが きらりと光る 習志野の教育

令和7年度 習志野市教育行政方針【概要版】(案)

キーワード	施策(◎は新規、○は継続)
次代への 挑戦	◎ 学びの多様化学校を設置し、環境整備やきめ細やかな支援体制の構築を図ります。(指導課)【施策8②】 ◎ 検証校を設定し、新たな宿泊自然体験学習の実施場所について検討・検証します。(指導課・鹿野山少年自然の家)【施策12①】 ○ 休日の部活動において、運動部活動の地域移行を推進します。市立全7中学校で7部活動での実施、さらに、新たに陸上競技部で地域クラブ型の実施、民間事業者に7校7部活動の運営を委託する取り組みを実施することにより、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築と本市が築いてきた部活動の良さを生かした活動に努めます。(保健体育安全課)【施策13②】
安全・安心・ 快適	○ 各種検査や健康診断・ストレスチェックの実施により、児童生徒・教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図ります。長時間勤務職員への医師面談をもれなく実施できるようにするため、産業医の配置が必須ではない規模の学校で長時間勤務の職員も産業医の面談を受けることができるよう、市で産業医を委嘱し、面談実施の体制を整えます。(保健体育安全課)【施策13③】 ◎ いざという時に対応できる教育委員会の災害対応マニュアルを作成します。(保健体育安全課)【施策19①】 ◎ 就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校に「放課後子供教室」を開設します。(社会教育課)【施策32①】 ○ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、市立全小・中・高等学校の体育館、及び袖ヶ浦体育館に空調を設置します。(教育総務課・習志野高校・生涯スポーツ課)【施策40②、41①、44①】 ○ 施設の老朽化対策等を推進します。 ・袖ヶ浦東小学校大規模改修工事 ・屋敷小学校長寿命化改修工事 ・藤崎小学校長寿命化改修設計 ・大久保小学校、第二中学校、大久保東小学校建替え設計・工事 ・鷺沼小学校建替え設計(教育総務課)【施策40①】 ・富士吉田青年の家長寿命化改修工事(社会教育課)【施策43①】 ・旧鵜田家住宅の応急改修工事(社会教育課)【施策28①】 ・秋津サッカー場人工芝化、観覧席トイレ改修(生涯スポーツ課)【施策44①】

キーワード	施策(◎は新規、○は継続)
新たな教育の展開	◎ ICT活用推進プロジェクトにおいて、学習指導の一層の充実、学校と家庭との連携強化、臨時休業時や欠席の児童生徒における学びの保障(オンライン授業)のためのICT機器の活用を推進します。また、授業支援システムの導入によりタブレット端末の活用促進を図ります。(総合教育センター・指導課)【施策18①】 ◎ 若者の意見を受け、主に中高生の居場所づくりを検討するとともに、地域のイベント・行事等に興味関心を抱き、参加しやすいよう、これらの情報をわかりやすく入手できる一括した情報発信のプラットフォームとなるホームページを開設し、定期的なSNSによる発信を実施します。(社会教育課)【施策32①】 ◎ デジタル採点システムを導入し、中学校における採点業務の負担軽減を図ります。(総合教育センター)【施策45⑤】
学校・家庭・地域力の向上	○ 小学校への円滑な接続に向けて、スタートカリキュラムの事例作成を行うとともに、習志野市接続期カリキュラムの見直しを行います。(こども保育課・指導課)【施策5①】 ○ わくわく学びランドでは、市内にある高等学校や大学等と連携した科学教室を実施、退職校長会の協力による学習教室等を実施するなど、児童生徒の学びに対する興味関心を高める工夫をします。(総合教育センター)【施策12①】 ○ 学校や通学路等で発生した事故の状況をデータベース化して分析し、安全対策を進めるとともに、習志野警察、道路管理課、防犯安全課、青少年センター等との連携を図ります。(保健体育安全課)【施策19①】 ○ 防災士、危機管理課、消防等と連携し防災学習の充実を図ります。(保健体育安全課)【施策19②】 ○ キャリア教育の一環として、授業や部活動において、市立小・中学校と連携した事業を実施します。(習志野高等学校)【施策20②】 ○ 子どもと中高生向けのフロアを備えた中央図書館の機能を生かし、小学校新入生に図書館の利用登録の案内をするなど、学校・幼稚園・こども園・保育所・児童会等と連携しながら事業を推進します。(図書館)【施策22⑤】 ○ 地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図るとともに、近隣の幼稚園・こども園・保育所(園)・小学校・中学校と連携し、市民文化祭での絵画・工作の作品展示など、学習成果を発表する場の提供に取り組みます。(公民館)【施策23①】 ○ 生涯学習の拠点であるプラッツ習志野において、各施設や大学等と連携した新たなイベント、活動を実施し、フューチャーセンターを中心に市民の新たな出会いや交流の促進、にぎわいを創出します。(公民館)【施策23②】



令和7年度 習志野市教育行政方針(案)

習志野市教育委員会では、令和2年3月に「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標とする「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」を策定いたしました。

基本目標の実現に向けた4つの【政策】及び18の【基本方針】に基づき、学校・家庭・地域社会が連携・協働して、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての世代の市民が夢をもって学習活動に取り組むことができる生涯学習の構築に努めてまいります。

「習志野市教育振興基本計画」における 4つの【政策】及び18の【基本方針】

【政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進】

〔幼児教育の向上〕

基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

2 子育て・子育て支援の充実

〔学校教育の向上〕

基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展

4 子どもの生きる力を育む教育の充実

5 子どもを未来につなげる教育の展開

6 魅力ある市立高校づくり

【政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進】

基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進

8 芸術・文化活動の振興

9 文化財の保存と活用

10 青少年健全育成の推進

11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

【政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進】

基本方針 12 家庭教育力の向上

13 地域に開かれた学校づくり

14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

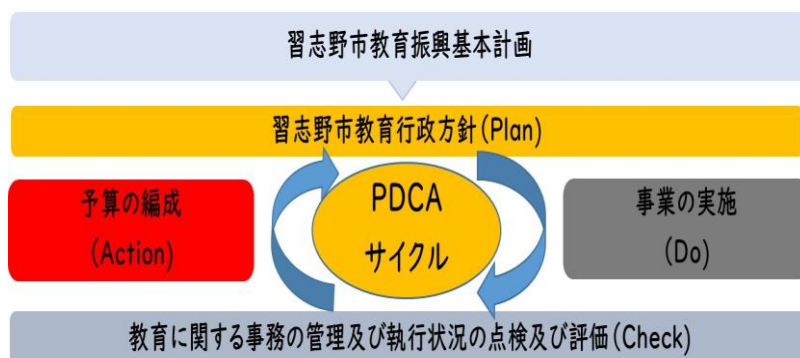
【政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備】

基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備

16 社会教育施設の再編・整備

17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

18 教育行政の効率的・効果的な展開



令和7年度 習志野市教育行政方針

「令和7年度 習志野市教育行政方針」は「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」の年次計画に相当し、令和7年度における重点を示すものです。(○は継続、◎は新規)

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	(1)社会の変化に対応した幼児教育の推進【施策番号1】 ① 主体性を育む教育課程を編成します。 ○ 主体性を育てる計画的で創意工夫のある環境づくりに努めます。 ○ 幼稚園教育要領等を踏まえ、次代の要請に応じた教育・保育を推進します。 ② 幼児一人一人の発達と理解に基づいた教育活動を展開します。 ○ 発達の特性を踏まえ、見通しをもった指導計画の実践・見直し・改善に取り組みます。 ③ 体験を重視した教育活動を行います。 ○ 豊かな自然環境の中で幼児がさまざまな事象に興味や関心をもち、充実感を味わえる教育活動を行います。 ④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動を行います。 ○ 絵本の読み聞かせ、図書館との交流、ボランティアによるお話会等を通して、幼児期における言語環境を整え、豊かな感性や言語表現能力を育てます。 ⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修を推進します。 ○ 職務別研修、保育実践研修、新任者研修、幼保合同特別研修等を計画的に実施します。 ○ 各園の研究テーマに向けて園内研究や公開研究会を実施し、よりよい指導方法を学び、指導力の向上を図ります。 ○ 各園の課題を踏まえた研究研修の充実のため指導主事が要請により訪問します。 ○ 園内研究や研修において、ICT活用を推進し学びの充実を図ります。	こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課
		(2)「健康な心と体」を育てる教育の推進【施策番号2】 ① 健康な心と体を育む身体活動を推進します。 ○ 幼児期運動指針を踏まえ、楽しく体を動かす環境づくりや指導法の工夫に努めます。 ○ 健康な心と体を育てる食育の推進や保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。 ② 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実を図ります。 ○ 幼児期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う教育を推進します。 ③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実を図ります。 ○ 栄養士や看護師による食育や健康教育の実施、保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。	こども保育課 こども保育課 こども保育課
		(3)幼児の安全・安心を守る教育の推進【施策番号3】 ① 安全教育を推進します。 ○ 防災マニュアルの内容の見直しや改善を図り、避難訓練、防災訓練を計画的に実施します。 ② 安全管理を推進します。 ○ 訓練や日々の生活を通して、危険予知、危険回避が身につくように、幼児が理解できる安全教育を実施します。	こども保育課 こども保育課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	(4)特別支援教育の推進【施策番号4】 ① 特別支援教育の更なる充実を図ります。 ○ 特別な支援を要する幼児を含む学級での教育・保育の質的向上を図るため、 こども保育課職員 と臨床心理士による訪問支援を実施します。 ② 関係機関との連携と研修体制の充実を図ります。 ○ 特別支援教育コーディネーターを中心に幼児の困り感や 対応及び学級運営や環境 について学び、支援の強化に努めます。 ○ 就学及び特別支援に関する研修や、相談活動の充実と保護者支援に努めます。	こども保育課 こども保育課
		(5)幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進【施策番号5】 ① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。 ○ 各地域における幼保 こ 小の連携の一層の推進に努めます。 ○ 幼保 こ 小相互の教育・保育に生かす研修会の充実に努めます。 ○ 小学校への円滑な接続に向けて、スタートカリキュラムの事例作成を行うとともに、習志野市接続期カリキュラムの見直しを行います。	こども保育課 指導課
	2 子育て・子育て支援の充実	(1)多様なニーズに対応した子育て支援の推進【施策番号6】 ① 家庭・地域での子育て支援を推進します。 ○ 幼児の変化や保護者の様子から、虐待 等 の兆候の早期発見に努め、関係機関と連携を図ります。 ○ 地域のボランティアとの連携により「子育てふれあい広場」や園独自の施設開放の充実を図り、 情報発信や育児相談等 、地域の子育て支援を支えます。 ② 預かり保育の充実を図ります。 ○ 長期休業中を含めた預かり保育の実施を継続し、保護者のニーズにこたえていくとともに、幼児の一日の生活の流れに配慮し、安定した豊かな時間を過ごせるように環境の工夫に努めます。	こども保育課 こども保育課
		(2)家庭・地域との連携の強化【施策番号7】 ① 地域に根ざした園づくりを推進します。 ○ 地域の行事に参加することで地域を知り、地域に根ざした園経営に努めます。 ○ 家庭、地域に信頼される幼稚園運営に向けて、関係者による評価を教育・保育の見直し・改善に反映するように努めます。 ○ 保護者連絡アプリを活用し、即時性のある情報や写真等の発信により、教育活動のさらなる理解につながるよう、家庭への効果的な配信に努めます。	こども保育課
3 信頼を築く習志野教育の進展		(1)いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【施策番号8】 ① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を推進します。 ○ 児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう、授業改善を図ります。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解を重点に行っていきます。 ○ 教員 や児童生徒や児童生徒同士 （児童生徒同士も含む）の共感的人間関係の構築と お互いの個性や多様性を認め合い安心して授業や学校生活が送れる風土の醸成 を基盤に、一人一人が自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある、生徒指導の機能を生かした授業を実現します。 ○ 不登校児童生徒一人一人の状態を捉え、共有し、個々の状況に応じた具体的な指導・支援ができるよう、迅速に組織で対応します。また、一人一人が自己肯定感や自己有用感を感じることができたり、安心できたりする「居場所づくり」として 校内教育支援センターの全校配置 を推進し、社会の中で自立して生きていくことができる力や意欲を育みます。	指導課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展【施策番号9】 ① 特別支援教育の充実を図ります。 ○ 学校全体として特別支援教育についての理解や認識が深まり、支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供や学習環境等のユニバーサルデザイン化、教育的ニーズに応じた指導・支援体制が充実するよう、校内教育支援委員会と関係機関との連携・協力を推進します。 ○ 発達や障がいに関する相談や、特別な支援を受けるための就学相談等を丁寧に行い、適切な支援や適正な就学のために、専門的な知識等をもって相談に取り組んでいきます。 ○ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学や支援に関して、学校や保護者へ専門的な助言を行えるよう、教育支援委員会の開催回数を増やすなど、機能の充実を図ります。 ○ 児童生徒一人一人の障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うため、特別支援学級や通級指導教室など、連続性のある多様な学びの場の充実を目指し、環境の整備について検討を進めます。 ○ 社会性や豊かな人間性を育み、教科等のねらいの達成を目的とするとして、一人一人の発達段階に応じて教科の学習行事への参加など、交流及び共同学習を実施します。また、多様性を尊重する機会とするため、共生社会の形成に向けて、個別の指導計画を活用し、コミュニケーション能力、集団での活動力育成など、目的・意図を明確にした交流及び共同学習の取り組みを推進します。 ② 就学に係る校内教育支援委員会等の機能の充実を図ります。 ○ 校内支援体制の整備や、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な組織の運用を促進します。 ○ 就学に関する手続きは指導課、就学相談に関しては総合教育センターで行い、保護者や学校に対して情報提供や指導の充実を図ります。 ③ 発達障がいなどに対する支援を推進します。 ○ 学校訪問や学校との相談の機会を拡充し、学校との情報共有と連携強化に努めます。 ○ 「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の活用を確実に進めるとともに、それぞれの計画の機能を生かして、保護者や関係機関（子育てや福祉関係の部署）との連携を深め、児童生徒一人一人のニーズを踏まえた指導・支援の充実を図ります。 ○ デジタル教科書を配備することで、児童生徒の興味・関心・意欲を高め、デジタルの良さを効果的に活用しながら個別最適な学びの支援を充実させていきます。 ④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実を図ります。 ○ すべての教員が特別支援教育に関する専門性を高め、適切な指導・支援が行えるようになることを目指し研修会の充実を図ります。 ⑤ 特別支援教育支援員の適切な配置に努めます。 ○ 支援を必要とする児童生徒の状況に応じて、適切な配置を行うとともに、特別支援教育支援員の資質向上や教職員との連携強化に向けて、研修会の内容等の工夫に努めます。	指導課 総合教育センター 指導課 総合教育センター 指導課 総合教育センター 指導課 指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	(3)教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展【施策番号10】 ① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図ります。 ○ 教職員の資質向上に向け、教職経験や職務に応じた研修内容の充実を図ります。 ○ 教職員自らが、自主的に取り組む子どもの生きる力を育むための研修体制づくりを進めます。 ○ 若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本、職員間の対人関係形成能力を身に付けられるようにし、教職員としての指導力の向上を図ります。 ○ 教職未経験の臨時的任用講師に対して、学習指導や生徒指導に関する指導力向上を図ります。 ② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進します。 ○ デジタル教科書・教材による授業力の向上と学力向上のための学習方法について支援します。 ○ 各教科ごとに、具体的なタブレット端末の活用実践を共有し、広めます。 ○ 児童生徒のニーズに対応して教育相談や特別支援教育、情報活用能力など、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。	総合教育センター 学務課 総合教育センター 指導課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	(1)確かな学力を保障する教育の推進【施策番号11】 ① 個に応じた指導の充実を図ります。 ○ 自分の考えを自身の言葉で伝える資質・能力の育成を図るために、授業の振り返り等で自分の考えを書く時間を確保したり、話し合い等で互いの意見を伝え合う活動を意図的・計画的に取り入れたりするよう努めます。 ○ 児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。 ○ 日本語指導教室での日本語指導や、言語・文化指導者を派遣して、日本語を母語としない児童生徒の困りごとに応じて言語及び学校生活への適応を支援することで、個に応じた指導の充実を図ります。 ○ 1人1台のタブレット端末やデジタル教科書を効果的に活用して、児童生徒の個に応じた学習を推進します。AI型デジタルドリルを活用し、個別最適な学びを推進します。 ② 指導と評価の一体化を図ります。 ○ 児童生徒の「わかる・できる」までの過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めるとともに、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に改善するなどして、指導と評価の一体化を図り、児童生徒一人一人にきめ細かく対応できるようにしていきます。 ○ 文部科学省の委託事業「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」の報告書にある指導例を参考にし、教員の授業力の評価方法の改善に努めます。	指導課 総合教育センター 指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善を図ります。 ○ 習志野市学力向上推進委員会において、全国学力・学習状況調査の結果分析を通して、本市児童生徒の学力の傾向や変容を把握します。その上で、明らかになった課題について「ならしの学力向上プラン」としてまとめ、指導方法の改善策を教務主任研修や教科会議等を活用して市内各小・中学校に周知するとともに、学校訪問で指導主事が指導助言に努めます。	総合教育センター 指導課
		④ 緊急時における学びの保障を図ります。 ○ 感染症や自然災害等により通常の登校ができない時には、学習機会の確保の一つとして1人1台タブレット端末を活用し、学校がオンラインで家庭とつながることができるよう支援します。	総合教育センター
		(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【施策番号12】 ① 豊かな体験活動の充実を図ります。 ○ 宿泊自然体験学習の内容の工夫を図り、友達と協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、感動あふれる体験活動を支援します。 ○ 小学校4・5・6年生において、宿泊自然体験学習を実施します。実施に際しては、宿泊時の宿舎での安全指導の徹底を図ります。 ○ 児童生徒の豊かな体験を実現するために、富士吉田青年の家と連携した宿泊自然体験学習の可能性を検討していきます。 ◎ 検証校を設定し、新たな宿泊自然体験学習の実施場所について検討・検証します。 ○ 教職員を対象とした幼稚園・保育所(園)・こども園・小学校・中学校連携研修の成果を活用して、児童と就学前児との交流学習を更に充実させます。 ○ 中学校の技術・家庭科の学習による保育体験など、異年齢との交流を通じた学習の充実に努め、思いやりの心や人間関係を築く力の基礎を培います。 ○ わくわく学びランドでは、市内にある高等学校や大学等と連携した科学教室を実施、退職校長会の協力による学習教室等を実施するなど、児童生徒の学びに対する興味関心を高める工夫をします。 ② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実を図ります。 ○ 道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校の教育活動全体で進める道徳教育の一層の充実に努めます。 ○ 千葉県教育委員会作成の「映像教材」等の活用を促進し、道徳科の年間指導計画の充実に図るとともに、研修等を通じて、道徳科に関する教員の指導力向上を図ります。 ○ 学校、家庭、地域が連携した、あいさつ運動やごみゼロ活動など、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養を図ります。 ③ 学校人権教育の充実を図ります。 ○ 千葉県教育委員会作成の資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。 ○ 教職員の人権意識を高めるとともに、人権教育に関する指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図ります。	学務課 指導課 こども保育課 総合教育センター 鹿野山少年自然の家 指導課 指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	○ インクルーシブ教育やLGBT等の性的マイノリティーに関する教育など、日々の学校生活における喫緊の課題について、組織的な対応を進めます。 ○ 教育相談やSOSの出し方教育の充実を図り、よりよく社会と関わる資質・能力や実行力を養います。	指導課
		④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。 ○ 総合教育展、読書感想文コンクール、英語発表会、席書会、芸術鑑賞教室などの開催や『文集ならしの』の発行等の習志野市文化連盟事業や芸術鑑賞教育をとおして、幼児、児童生徒の豊かな情操を育てます。 ○ 「音楽のまち習志野」ならではの芸術・情操教育を推進していきます。習志野文化ホール休館中も、他市のホールを活用した各学校の合唱コンクールや部活動行事への支援及び小中学校音楽会、ならしの学校音楽祭の開催などを通して、芸術振興・情操教育の充実を図ります。 ○ 休日の部活動において、文化部活動の地域移行を推進し、生徒にとって望ましい文化芸術環境の構築と本市の特色を生かした活動に努め、豊かな情操を育てます。	
		(3) 健やかな体を育む教育の推進【施策番号13】 ① 学校と家庭・地域が連携した健康教育を推進します。 ○ 保健主事・養護教諭が中心となり、健康教育を計画的に推進します。 ○ 各中学校区にて小中合同学校保健委員会を開催し、健康課題を協議することにより、健康意識の向上を図ります。 ○ 家庭・地域と連携し、よりよい生活習慣の確立に努めます。	保健体育安全課
		② 体力・運動能力の向上を図ります。 ○ 児童生徒の運動に対する意欲と体力や運動能力の向上を目指して、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体育・保健体育科の授業改善を進めるとともに、学校行事、業間体育や、運動部活動等の内容を充実させます。また、身体を動かす機会を意図的に作り出すために、「遊・友スポーツランキングちば」に積極的に取り組み充実を図ります。 ○ 体育に関する教員の指導力向上に向けて、教員の課題やニーズを把握し、児童生徒の体力・技能向上に必要な研修を実施するとともに、保健体育科の授業を相互に参観する機会を設けるなど、授業改善を図る取り組みの充実に努めます。 ○ 持続可能な運動部活動に向けて、部活動ガイドラインに基づいて、合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するとともに、部活動支援事業を引き続き推進するなどして、自主的・自発的活動の更なる活性化に努めます。 ○ 休日の部活動において、運動部活動の地域移行を推進します。市立全7中学校で7部活動での実施、さらに、新たに陸上競技部で地域クラブ型の実施、民間事業者により7校7部活動の運営を委託する取り組みを実施することにより、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築と本市が築いてきた部活動の良さを生かした活動に努めます。	保健体育安全課
		③ 児童生徒・教職員の健康管理を進めます。 ○ 各種検査や健康診断・ストレスチェックの実施により、児童生徒・教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図ります。長時間勤務職員への医師面談をもれなく実施できるようにするため、産業医の配置が必須ではない規模の学校で長時間勤務の職員も産業医の面談を受けることができるよう、市で産業医を委嘱し、面談実施の体制を整えます。	保健体育安全課
		(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施【施策番号14】 ① 食育の充実を図ります。 ○ 栄養教諭や栄養職員による、児童生徒の実態に合わせた食育を実施します。 ○ 朝食の喫食率の向上をめざし、保護者や地域と連携した食育を進めていきます。	保健体育安全課 学校給食センター

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	② 地産地消を推進します。 ○ 学校給食に地元農家の野菜を積極的に取り入れるなど、地産地消に努めます。 ③ 安全な給食の提供を進めます。 ○ 「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」に基づき、アレルギー対応を実施します。 ○ 学校給食における危機管理マニュアルを遵守した衛生管理の徹底を図ります。 ④ 保護者の負担軽減を図ります。 ○ 「習志野市第3子以降学校給食費補助金交付要綱」に基づき、第3子以降の学校給食費を無償化します。また、食材料費高騰分を市が負担し、保護者の経済的負担軽減を図ります。	保健体育安全課 学校給食センター 保健体育安全課 学校給食センター 保健体育安全課
		(5) 特色ある学校づくりの進展 【施策番号15】 ① 特色ある学校づくりを推進します。 ○ 各学校による独自の研究において、確かな教育に関する研究を行ったり、市指定校の研究において特定の課題を追究し、その解明のための研究をしたりすることを支援し、推進していきます。 ○ 各学校がそれぞれの特性や地域の実態に応じた創意工夫ある取り組みを発揮し、特色ある学校づくりを行えるよう、学校職員の資質向上を図り、教育効果を高めるために指導主事等が学校を訪問し、教育課程や教科研究について指導、助言を行います。 ○ 各学校が取り組む研究を広く公開し、小・中学校の研究成果を市内全体で共有していくことで授業力の向上に努めます。 ○ 日本語を母語としない児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるよう、日本語指導教室での指導を継続して実施していきます。また、日本語指導教室を核として、在籍校の担任、言語・文化指導者とも連携し、これまで以上に体系的な日本語指導と支援体制の充実を図ります。 ◎ 小規模特認校の特徴として、保護者の就労等により登校時間以前に留守世帯となる児童について、登校可能時間前に校舎の一部を開放することにより、始業時間までの居場所を確保するようにします。 ② 地域の教育環境を生かした教材の開発を進めます。 ○ 各学校の地域の特色を生かして、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、地域・家庭の優れた人材を授業で活用したりして、児童生徒の学びを豊かなものにし、地域の風がいきかうあたたかい学びを創造する中で、人間関係形成能力を育みます。	指導課 学務課 指導課
	5 子どもを未来につなげる教育の展開	(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 【施策番号16】 ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。 ○ 児童生徒が自ら課題を持ち、学び合いの中で自分の考えを広げたり深めたりすることができるよう、日常生活や社会生活の中に題材を求めて興味関心を高めたり、多様な場面や形態での話し合い活動を取り入れたりして授業改善を図ります。 ○ 1人1台のタブレット端末を活用する等、個に応じた学びの推進を図ることで、児童生徒の基礎・基本の定着を図ることを目指します。 ○ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、言語活動や実践的・体験的な活動等を通して、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成することを目指します。 ○ デジタル教科書の積極的な活用を推進し、児童生徒の理解を深めるように努めます。 ○ カリキュラム・マネジメントと関連付けた授業形態や指導方法を工夫し、情報活用能力の育成を図る単元・題材を設定するよう努めます。	指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	5 子どもを未来につなげる教育の展開	② 読書教育の充実を図ります。 ○ 「習志野市子どもの読書活動推進計画(2019~2025)」に基づき、実践を進めます。また、学校図書館の利活用促進と整備を図り「優秀図書館」「いつでも利用できる図書館」を目指すとともに、市立図書館との連携を図ります。 ○ 学校における学校電子図書館の活用を推進します。朝読書に加え、授業の中で電子図書館の本を活用した読書や調べ学習を取り入れたり、家庭学習にも活用したりすることで、児童生徒がデジタルで長い文章を読む能力の育成を目指します。	指導課
		(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 【施策番号17】 ① 個に応じた進路指導の充実を図ります。 ○ 生涯学習の基礎として、また、将来に向けた人生設計へと発展していくために、児童生徒一人一人が自分の能力・適性や可能性を把握し、主体的に進路を自己選択できる資質・能力の育成を図ります。	指導課
		② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成を図ります。 ○ 大きく変化していく社会を児童生徒が逞しく生きていく力を育むために必要な、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を、学校の教育活動全体を通して身に付けさせます。	指導課
		③ 外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。 ○ 外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養うなど、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。 ○ 総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。 ○ ICTを活用しての国際交流の推進について、検討を進めていきます。ICTを活用して、授業等において海外の方々へ自分達の住む地域等を紹介するといった国際交流の推進について、検討を進めていきます。	指導課
		④ 平和教育・環境教育の充実を図ります。 ○ 本市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、習志野市原爆被害者の会と連携した「被爆体験講話」の実施やDVDの視聴等により、児童生徒の平和意識を高めます。 ○ 指導主事による教科指導や研修を行い、総合的な学習の時間を核としながら、各教科等横断的にSDGsに対する児童生徒の知識・理解を深めるとともに、持続可能な社会の創り手を育成します。	指導課
		(3) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開 【施策番号18】 ① 1人1台タブレット端末の効果的な活用を図ります。 ◎ ICT活用推進プロジェクトにおいて、学習指導の一層の充実、学校と家庭との連携強化、臨時休業時や欠席の児童生徒における学びの保障(オンライン授業)のためのICT機器の活用を推進します。また、授業支援システムの導入によりタブレット端末の活用促進を図ります。	総合教育センター 指導課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 子どもを未来をひらく教育の推進	5	② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実を図ります。 ○ 全小・中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、指導主事及びICT学習指導員が活用事例を示して指導するとともに、ICT支援員によるさらなる支援の充実を図り、教員のICT活用能力向上に努めます。 ○ 各小・中学校のICT活用を推進するリーダーとなるようICTマイスターを育成し、各校においてICTマイスターが中心となったOJTによる研修の充実を図ります。 ③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実を図ります。 ○ 全小・中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、指導主事及びICT学習指導員が活用事例を示して指導するとともに、ICT活用教育研修等を通して「個別最適な学び」「協働的な学び」につながるICT機器の活用法を学び、教員の指導力向上に努めます。 ○ ICT活用の基本的な内容を中心とした基礎研修を実施します。複数の講師を配置し、少人数で学ぶ場を設定することで、教員の不安感・苦手意識を軽減し、指導力向上を図ります。	総合教育センター 総合教育センター
		(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 【施策番号19】 ① 安全管理を徹底します。 ○ 各学校にて危機管理マニュアルを見直し、教職員の役割分担を明確化します。安全教育の充実の観点から、その取り組み評価をPDCAサイクルの視点で改善を図ります。 ○ 学校や通学路等で発生した事故の状況をデータベース化して分析し、安全対策を進めるとともに、習志野警察、道路管理課、防犯安全課、青少年センター等との連携を図ります。 ○ 地域と連携した実効性のある防災訓練を実施します。 ◎ いざという時に対応できる教育委員会の災害対応マニュアルを作成します。 ○ 通学路安全対策協議会を設置し、学校、道路管理課、防犯安全課、習志野警察、教育委員会が連携し、通学路の点検及び定期的な学校施設の安全点検と安全教育を行います。 ② 安全教育を推進します。 ○ 児童生徒等が災害時に自らの命を守るために主体的に行動できるように教育活動全体を通して、生活安全、交通安全、災害安全の指導に努めます。 ○ 各学校における学校安全計画の内容を確認し、取り組みの検証を行います。安全に対する職員の研修を学校安全計画に位置付け、安全教育を通して、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成を図るとともに、保護者や地域と連携して、安全対策を推進します。 ○ 習志野警察、道路管理課、防犯安全課と連携し、児童生徒に対する自転車の乗り方や交通ルールについての啓発及び指導のための資料を整理し、学校での活用を推進します。 ◎ 防災士、危機管理課、消防等と連携し防災学習の充実を図ります。	保健体育安全課 保健体育安全課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	6 魅力ある市立高校づくり	(1) 多様な高校教育の一層の充実【施策番号20】 ① 充実した学校生活を送るための取り組みを推進します。 ○ 教員の外部教科研修を実施し、生徒個々に応じた学力向上に資する指導力アップに努めます。 ○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、学びの質の向上を目指します。 ○ 生徒一人一人の希望した進路の実現や、キャリア教育の一環として、進路ガイダンスの充実に取り組みます。 ○ 部活動を通して、努力することの大切さ、困難に立ち向かう精神力、相手を思いやる豊かな心を身に付けられるよう取り組みます。 ○ 個別最適な学びの実現に向け、個別、協働、一斉の学習形態でのICTの効果的な利活用に取り組みます。 ② 魅力ある学校づくりへの取り組みを推進します。 ○ 文武両道を推進し、学力の向上と部活動の活性化を図り、次世代を担う優秀な人材の育成に努めます。 ○ 語学研修や国際交流事業に積極的に参加できる体制づくりを目指します。 ○ より専門性の高い学習に取り組めるよう、地域の大学や研究機関と連携し、授業や実験を行います。 ○ スクールカウンセラーとの連携を図り、生徒や保護者が安全で安心な学校生活が送れるよう、教育相談体制を充実させ、いじめ問題等の未然防止と早期発見に取り組みます。 ○ 学校説明会やホームページ等において、学校紹介ビデオをオンデマンドで配信し幅広く広報に努めます。更に、新たに学校紹介パンフレットを作成し、本校の教育活動をより具体的にPRすることで「選ばれる学校」を目指します。 ○ キャリア教育の一環として、授業や部活動において、市立小・中学校と連携した事業を実施します。	習志野高校 習志野高校
		(2) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進【施策番号21】 ① 地域に開かれた学校づくりを推進します。 ○ ミニ集会・学校運営協議会を通じて、地域から信頼される開かれた学校づくりを目指します。 ○ 授業公開を積極的に実施し、多くの地域、保護者の評価や意見を参考にした学校運営を目指します。 ○ 学校行事や保護者向け進路講演会などを実施し、積極的に情報発信を行います。 ② 地域との連携と交流を推進します。 ○ 地域貢献や、学習、部活動を通じた小・中学校との交流を積極的に行い、地域から愛される学校、生徒を目指すとともに、生徒自身のキャリア教育にも生かします。 ○ 教職員の異校種交流を進め、相互理解を深めます。 ○ 外部団体との連携を図るとともに、地域人材を活用した学校の活性化を図ります。	習志野高校 習志野高校

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進にわたる学びの推進	7	(3) 社会教育指導者の確保と養成【施策番号24】 ①指導者の確保に努めます。 ○ 社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加します。また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者を配置します。 ②指導者の養成に努めます。 ○ 専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。また、指定管理者制度を導入している公民館において、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導を行います。	社会教育課 公民館 社会教育課 公民館
		(4) 自主自立課題解決型社会の推進【施策番号25】 ① 自主活動(サークル活動等)の場の提供を図ります。 ○ 市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供します。 ○ 全公民館において、施設内の諸室でサークル等が活動する際に利用できるよう、持ち運びが可能なポケット型Wi-Fiの貸し出しを引き続き実施します。 ② 図書館機能の充実を図ります。 ○ 市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備やLINE等による情報提供に努めます。	社会教育課 公民館 図書館
	8	(1) 芸術・文化活動の振興【施策番号26】 ① 文化振興計画に基づいた事業の推進を図ります。 ○ 「習志野市文化振興計画」に基づき、関係する部署と連携を図りながら文化芸術事業を推進します。 ◎ 習志野文化ホール(令和5年3月)及びモリシアホール(令和7年3月)閉館後から再整備までの文化芸術振興の在り方、コロナ禍を経た人々の行動変化等を踏まえた次期計画(令和8～15年度)を策定します。 ○ 文化事業に関するホームページの充実と情報の一元化を図り、分かりやすく、情報を入手しやすいよう引き続き整備します。 ○ 上記ホール閉館後、本市の文化芸術の振興において、従来の文化ホールを中心とした取り組みから公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団、及び習志野市芸術文化協会と相互に連携・補完しながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への活動支援等、新たなアプローチにより充実を図ります。 ② 市民参加行事の充実を図ります。 ○ 公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。 ③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。 ○ 本市の芸術・文化の振興と推進を担う公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団が取り組む文化事業を支援します。	社会教育課 社会教育課 公民館 社会教育課

政策 基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	9 文化財の保存と活用 (1) 文化財の保存【施策番号27】 ① 文化財の収集・保存の充実を図ります。 ○ 指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組みます。 ○ これまでの市史において追加・修正を要する点に加え、新たな歴史的事実等を踏まえながら、市の歴史をわかりやすく、読みやすく解説した「新版 習志野 その今と昔」の令和版の作成に取り組みます。 ◎ 生涯学習施設改修整備計画に基づき、埋蔵文化財等の保存・展示機能拡大に向け、実花公民館の跡施設における郷土資料展示室開設に向けた基本構想策定について検討します。 ② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実を図ります。 ○ 事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、引き続き、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課 社会教育課
	(2) 文化財の活用【施策番号28】 ① 旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の活用の充実を図ります。 ○ 旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の利用を推進するため、旧鶴田家住宅の応急改修工事等施設の整備や主催行事の充実を図ります。 ② 文化財の展示・普及を推進します。 ○ 埋蔵文化財調査室を中心に、文化財の展示の充実を図ります。 また、史跡説明板の補修に取り組みます。	社会教育課 社会教育課
青少年健全育成の推進	10 (1) 青少年育成団体の活動支援【施策番号29】 ① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制を推進します。 ○ 青少年の健全育成に寄与する団体同士の連携がスムーズに展開できるよう、定期的な意見交換等の場を提供します。 ② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化を図ります。 ○ 各青少年健全育成団体の活動の支援及び協力体制の強化を図ります。	社会教育課 社会教育課
	(2) 家庭や地域の青少年教育力の向上【施策番号30】 ① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 ○ 青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、見守り活動や補導活動を行います。また、「少年の日のポスター展」「青少年健全育成標語展」や小学生対象の体験学習など、青少年が社会の一員であることの意識の向上と体験的な学習を通して青少年の育成及び非行の未然防止を目指します。 ○ 青少年の健全育成を目指す関連する他課との連携を深め、ボランティア活動や体験的な学習、相談活動の充実を図ります。 ② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。 ○ 青少年のネット被害防止に向けた実態調査や関係団体からの情報収集を行い、学校との情報共有を図ります。県青少年インターネット適正利用啓発講演の講師派遣要請に加え、青少年センター職員派遣による適正利用啓発学習会を推奨し、小学校中学年から情報モラル教育を支援してまいります。また、県の県民生活課が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。	青少年センター 青少年センター
	(3) 青少年のための施設における活動の充実【施策番号31】 ① 富士吉田青年の家における活動の充実を図ります。 ○ 青少年の社会性と環境理解の育成に重点を置き、市民を対象とした主催事業では、富士山を教材に当施設の特性を効果的に提供する事業を実施します。	社会教育課 富士吉田青年の家

政策 基本 方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	10 青少年健全育成の推進 (4) 子どもの居場所づくりの推進【施策番号32】 ① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備を図ります。 ◎ 就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校に「放課後子供教室」を開設します。 ◎ 若者の意見を受け、主に中高生の居場所づくりを検討するとともに、地域のイベント・行事等に興味関心を抱き、参加しやすいよう、これらの情報をわかりやすく入手できる一括した情報発信のプラットフォームとなるホームページを開設し、定期的なSNSによる発信を実施します。 ② 地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。 ○ 「放課後子供教室」において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。	社会教育課 社会教育課
	11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進 (1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進【施策番号33】 ◎ スポーツ、レクリエーション活動を通じて、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、次期「習志野市スポーツ推進計画(令和8～15年度)」を策定します。 ① 「する」スポーツを推進します。 ○ 働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう「親子参加」の機会拡充を図ります。 ○ ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めます。 ○ 自宅等でも運動が続けられるよう、オンライン等のスポーツ教室に取り組みます。 ② 「みる」スポーツを推進します。 ○ トップチーム、トップアスリートの試合を誘致し、市民が身近に観戦できる機会を提供します。 ③ 「支える」スポーツを推進します。 ○ スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援します。 ○ 市民にスポーツを身近に感じてもらえるよう、スポーツイベント等の広報活動の充実を目指します。	生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上 (1) 家庭教育に関する学習機会の充実【施策番号34】 ① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実を図ります。 ○ 乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催するとともに、魅力ある講座内容や保護者が参加しやすい開催方法等を検討します。	公民館
	(2) 家庭教育相談の充実【施策番号35】 ① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割を推進します。 ○ 子どもに関する多様な相談、家庭や学校の困難さに寄り添い、それぞれに合った教育相談を進めていきます。外部とのつながりが必要な児童生徒には、適応指導教室「フレンドあいあい」や訪問相談などにつなげていきます。 ○ 事例研修を通じて、適切な支援を行うことができるよう、相談員の専門的な知識や技術の向上に努めます。 ○ 学校、指導課、子育て支援課、ひまわり発達相談センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、児童相談所等の関係諸機関との連携を図り、相談者の要望に応じた相談の充実に努めます。 ○ 保護者や教職員等を対象とした、不登校に関する理解や対策を推進する支援の場を提供します。	総合教育センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域・社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上	② 不登校児童生徒解消を推進します。 ○ ひきこもり傾向がある児童生徒には、訪問相談が活用できるように積極的に働きかけるなど、家庭や学校と連携して、不登校児童生徒の支援に取り組みます。 ③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応を図ります。 ○ 小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、子どもの変化から児童虐待の兆候やヤングケアラーの早期発見に努めます。 ○ 子どもの命と人権を守るために、市長事務局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係諸機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。 ④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応を図ります。 ○ 児童相談所による一時保護等から学校に戻った児童生徒について、学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られるよう体制の見直しに努めます。 ○ 関係諸機関が作成した資料等を活用して、学校が対応する際のポイント等について、研修会等を通じて周知します。	総合教育センター 指導課 指導課
		(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実【施策番号36】 ① 学校と家庭・地域相互の情報交換を推進します。 ○ 各学校のホームページは、必要な情報が掲載されるよう、基本方針の見直しを図ります。	総合教育センター
	13 地域に開かれた学校づくり	(2) 地域とともにある学校づくりの推進【施策番号37】 ① 社会に開かれた教育課程を推進します。 ○ 社会に開かれた教育課程の事例について各学校への情報提供を行い、教育課程の編成を支援します。 ② 地域社会との連携・協働した活動を推進します。 ○ 学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、各小・中学校の地域学校協働本部を活用し、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働する地域学校協働活動を推進します。 ③ 学校運営協議会の運営を支援します。 ○ 令和5年度より全小・中・高等学校に設置した学校運営協議会において、学校・保護者・地域が連携し、よりよい学校運営のための支援をします。	指導課 社会教育課 指導課 学務課 習志野高校
		(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進【施策番号38】 ① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実を図ります。 ○ 青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動や防犯パトロールの実施回数を確保し、定期的に実施します。各地区の活動について情報共有を行い、補導活動の充実を図ります。 ○ 青色回転灯を装着した公用車による補導活動を実施し、犯罪未然防止の一翼を担います。 ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりを推進します。 ○ ホームページやパンフレットによるPRや出張登録会等を積極的に実施するとともに、学校と連携し、保護者や子どもたちに「子ども110番の家」を周知します。また、加入者へのアンケート調査や研修会の開催などを実施し、制度の充実を図ります。	青少年センター 青少年センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	15 安全で潤いのある学校環境の整備	(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備【施策番号39】 ① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編を図ります。 ○ 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、取り組みを進めます。 ② 幼稚園・こども園の施設補修を図ります。 ○ 老朽化等への対策及び適正な教育・保育環境を維持するため、施設の改修工事等を行います。	こども政策課 こども保育課 こども政策課
		(2) 小・中学校の教育環境の整備【施策番号40】 ① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等を推進します。 ○ 「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、 学校施設の改築、長寿命化、大規模改修、体育館等への空調設置等を行い、安全で潤いのある教育環境の整備を行います。 ・改築：大久保小学校(工事)、第二中学校(工事)、大久保東小学校(設計・工事)、鷺沼小学校(設計) ・長寿命化改修：屋敷小学校(工事)、藤崎小学校(設計) 第二中学校(設計)、第六中学校(設計) ・大規模改修：袖ヶ浦東小学校(工事) ○ 学校で働く教職員の働き方改革に資する健康維持や健康回復を支援するため、育児休業明け教職員の搾乳やすべての教職員がリフレッシュ出来る機能の確保に努めます。 ② 小中学校の体育館に空調を設置します。 ○ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、市立全小・中学校の体育館に空調を設置します。	教育総務課 教育総務課
		(3) 市立高等学校の教育環境の整備【施策番号41】 ① 習志野高校の教育環境の整備を推進します。 ◎ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、体育館に空調を設置します。 ○ 老朽化した施設の改修や点検結果に基づく対策など、学校施設の環境改善に努めます。	習志野高校
		(4) 学校関連施設の環境整備【施策番号42】 ① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバックを進めます。 ○ 定期的なモニタリングを実施することにより、問題点等の洗い出しを行い、問題解決に向け特別目的会社(SPC)構成企業と定期的な協議会を実施します。 ② 給食センターの日常業務の円滑化を進めます。 ○ SPC構成企業との情報共有化と連絡体制を確立し、給食調理業務を遅滞なく進め、安全・安心な学校給食の提供を行います。 ③ 総合教育センターの再整備を進めます。 ○ (仮称)新総合教育センターの整備に向けて、基本計画を策定します。	学校給食センター 保健体育安全課 学校給食センター 総合教育センター
	16 社会教育施設の再編・整備	(1) 社会教育施設の整備【施策番号43】 ① 社会教育施設の改修・整備を推進します。 ○ 市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。 ○ 富士吉田青年の家では、第2次公共建築物再生計画に基づき、長寿命化改修工事を令和7年度から8年度に実施し、築75年まで施設を安全に継続使用できるよう努めます。	社会教育課 公民館・図書館 富士吉田青年の家

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備	(1)「支える」スポーツの推進（施設の整備と活用）【施策番号44】 ① スポーツ環境の整備、安全性の維持を図ります。 ○ 学校体育施設開放事業の充実に努めます。 ○ 老朽化対策など、利用者が施設を安全・快適に利用できるよう改修工事を実施します。 ・袖ヶ浦体育館空調設備設置 ・秋津サッカー場人工芝化並びに観覧席トイレ改修工事 ○ ネーミングライツパートナー制度の導入を通じて財源を確保し、体育施設の良好な管理運営を行います。	生涯スポーツ課
	18 教育行政の効率的・効果的な展開	(1)教育委員会事務局の活性化【施策番号45】 ① PDCAサイクルに基づく活動を推進します。 ◎ 千葉県の第4期教育振興基本計画及び習志野市基本構想をもとに令和8年度から令和15年度を計画期間とする「習志野市教育振興基本計画」を策定し、公表します。 ○ 「教育に関する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価（報告書）」の内容の精査・見直しを行い、その後の施策へ反映していくことで実効性のあるPDCAサイクルを確立します。 ② 広報活動の充実に努めます。 ○ 学校教育だよりの内容充実、また、校務支援システムを用いた情報発信の拡充に取り組みます。 ○ 学校教育を中心に、生涯学習部やこども保育課の活動も含め、幅広い情報の発信に取り組みます。 ③ 学校事務職員との連携を強化します。 ○ 学校事務職員との連携により、効率的かつ正確な事務を実施します。 ④ 先進的な施策の研究を進めます。 ○ 次期「教育振興基本計画」の策定に併せ、令和15年までを見越した施策等を精査します。 ○ 教育費の保護者負担について、学習教材の共用品化を推進するとともに、個人用の図書教材や校外学習等に検討の範囲を広げ、習志野市教育委員会としての基本的な考え方による公費負担と私費負担の峻別に努めます。 ⑤ 学校における働き方改革を推進します。 ○ ICTを活用した出退勤記録システムを活用し、教職員の勤務時間を客観的に把握します。 ○ 校務支援システム及びICTを活用することにより事務処理の効率化を図ります。 ◎ デジタル採点システムを導入し、中学校における採点業務の負担軽減を図ります。 ○ 教育委員会から学校へ依頼する調査等について精査、削減に努めます。 ○ 学校において教育課程の工夫による放課後時間の確保等により、「子どもと向き合う時間を確保できている教職員の割合」100%を目指します。 ○ 部活動において、地域移行の推進を強化し、児童生徒と向き合う時間の確保と教職員の負担軽減を促進します。	教育総務課 教育総務課 学務課 教育総務課 学務課 指導課 教育総務課 学務課 保健体育安全課 指導課 総合教育センター

議 案 第 9 号

習志野市立小中学校における水泳授業及びプール施設のあり方基本方針 の策定について

習志野市立小中学校における水泳授業及びプール施設のあり方基本方針を別記の
ように策定する。

令和7年2月12日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

児童生徒の安全確保と効果的な水泳指導を両立させるため、今後の水泳授業の持
続可能な運営に向けて策定するものである。

習志野市立小中学校における水泳授業及び
プール施設のあり方基本方針（案）

令和 7 年 2 月

習志野市教育委員会

目次

第1章 小中学校における水泳授業の現状

1 水泳指導の目的と学習指導要領の位置付け……………	1
2 水泳指導の現状と課題……………	1
別表1 千葉県船橋市(観測地点)WBGT最高数値 6年間の経年変化 ……	2
3 プール施設の現状について……………	3
(1)全国のプール施設の現状……………	3
(2)市内のプール設置状況……………	3
(3)近隣市の状況……………	4

第2章 学校外プールの活用

1 本市における現在のプール施設設置可否判断基準……………	5
2 民間に委託した場合について……………	5
3 コスト比較について……………	5
【プールコスト比較表】……………	6
4 民間施設利用の場合の授業について……………	6
5 民間施設を利用した小学校のアンケート結果……………	7、8

第3章 今後の水泳授業の実施について

1 今後の水泳授業の実施方針(案)について……………	9
2 今後のスケジュール……………	9

巻末資料

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編

「第3章 指導計画の作成と内容の取り扱い」

第 1 章 小中学校における水泳授業の現状

1 水泳指導の目的と学習指導要領の位置付け

水泳授業の趣旨・目的は、文部科学省の水泳指導の手引き(三訂版)によると、「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」であり、水泳は生命にかかわる学習であることから、水泳授業については、重要であるとする。

また、小中学校の学習指導要領においても、「水泳」はひとつの領域として取り上げられている。(小学校：A 体づくり運動系、B 器械運動系、C 陸上運動系、D 水泳運動系、E ボール運動系、F 表現運動系、G 保健)

一方で、学習指導要領の水泳の「内容の取扱い」では、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げることと明記されている。

2 水泳指導の現状と課題

本市の小中学校における水泳授業は、学校の規模や実態に応じて、小学校で4～7時間、中学校で5～10時間程度の年間指導計画が作成されており、自校のプールでは6月中旬から7月中旬にかけて、民間プールでは6月から12月(令和6年度実績)に実施されている。

この自校プールでの水泳指導期間は梅雨時期であり天候の制約を受けることに加え、近年は猛暑による高温のために熱中症が懸念され、令和3年度から環境省による熱中症警戒アラートの運用が始まり、計画的な実施が更に難しくなっている。

【水泳の実施状況】

	令和5年度	令和6年度
小学校	90.0%	72.5%
中学校	88.2%	71.4%

令和5年度の本市の実施状況は、小学校16校で408回の計画に対して367回の実施で実施率90%であった。中学校6校(施設の故障により第三中学校は未実施)で、331回の計画に対して292回の実施で実施率は88.2%であった。令和6年度の本市の実施状況は、小学校16校で466回の計画に対して338回の実施で実施率72.5%であった。中学校7校で、241回の計画に対して172回の実施で実施率は71.4%であった。中止の主な理由は、天候不良(含熱中症警戒アラート※別表1)や設備の故障等である。

別表 1

千葉県船橋市（観測地点）WBGT最高数値 6年間の経年変化

環境省熱中症予防サイトより

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28以上31未満)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25以上28未満)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

月	日	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
6	11	21.1	27.7	24.9	22.7	23.5	26.5
6	12	20.6	29.1	25.8	24.1	23.3	27.6
6	13	23.6	23.4	26.4	22.2	28.5	24.1
6	14	24.8	23.4	22.3	17.5	25.9	29.6
6	15	19.2	29.9	26.4	19.8	24.7	27.0
6	16	24.2	26.8	25.0	21.9	29.0	27.9
6	17	22.6	25.6	24.5	25.8	27.5	28.8
6	18	24.9	22.9	25.6	24.2	27.3	20.5
6	19	26.2	20.7	22.5	26.8	25.2	26.8
6	20	26.7	26.5	24.1	27.2	24.5	27.1
6	21	28.1	24.8	25.7	27.5	24.8	24.1
6	22	27.2	21.3	23.4	25.0	21.6	26.2
6	23	22.4	25.9	23.9	24.7	22.6	24.7
6	24	22.1	23.8	24.9	27.5	26.8	32.1
6	25	26.0	21.4	25.7	28.6	27.1	29.2
6	26	26.7	29.5	24.9	29.9	29.9	28.9
6	27	27.2	29.6	25.1	30.7	29.4	26.2
6	28	29.1	23.8	26.0	31.2	31.0	24.2
6	29	21.8	27.0	25.4	29.8	30.3	27.6
6	30	26.4	25.7	22.1	32.4	28.8	28.1
7	1	24.6	25.3	22.6	32.9	28.3	28.4
7	2	26.9	26.1	24.1	30.8	30.6	30.4
7	3	26.1	26.7	23.5	31.1	30.9	31.4
7	4	25.7	28.3	21.5	27.3	28.6	32.2
7	5	23.8	28.0	24.1	29.3	28.0	33.5
7	6	22.5	26.9	28.8	28.9	30.5	32.6
7	7	21.9	27.0	28.2	27.7	32.0	32.1
7	8	23.0	28.4	24.6	27.4	29.7	32.6
7	9	22.0	25.8	25.8	29.5	30.4	31.5
7	10	23.7	28.8	30.8	29.3	31.5	31.8
7	11	22.5	29.1	31.1	29.9	32.5	27.5
7	12	22.9	30.5	29.7	27.2	31.0	26.7
7	13	26.0	25.1	27.0	27.3	29.8	29.9
7	14	23.0	25.1	29.2	26.0	30.3	27.7
7	15	25.1	22.4	29.1	26.1	30.2	25.5
7	16	22.2	22.1	30.4	26.5	32.3	25.9
7	17	27.4	20.7	30.1	29.5	33.0	30.0
7	18	29.6	22.1	30.3	30.6	33.9	31.8
7	19	29.7	28.2	32.1	27.6	32.2	31.2
7	20	29.7	29.1	31.6	31.2	30.5	32.3
7	21	26.1	29.7	30.4	30.3	29.4	32.6
7	22	23.6	30.0	30.0	31.4	29.5	34.9
7	23	28.6	25.2	31.2	30.6	30.2	32.9
7	24	30.2	26.1	29.4	30.1	31.8	32.7
7	25	30.4	31.1	29.5	31.7	32.7	32.8

3 プール施設の現状について

(1) 全国のプール施設の現状

学校のプールが建設され始めたのは、1964年の東京オリンピックを前にした1961年、スポーツ振興法が制定され、国が学校のプールに建築補助金を出したことがきっかけといわれている。つまり、この時代に設置された学校のプールはすでに50～60年という時を経ており、どこも老朽化という大きな課題を抱えている。

また、プール施設の老朽化により、施設の補修か、建替か、水泳の授業を継続するか、廃止するかについて各自治体で様々な判断をしている。

文部科学省による「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」(2022年3月)によると学校プールの共同利用、公営・民営プール・社会体育施設の活用など様々な工夫がみられる。

【屋外プール設置率】

	平成30年	令和3年	3年間の減少率
小学校	94%	87%	7%(約1500校)
中学校	73%	65%	8%(約800校)

文献:「我が国の体育・スポーツ施設」より

(2) 市内のプール設置状況

令和6年10月1日時点のプール設置状況

【小学校】

学校名	児童数	設置年	長さ(m)	幅(m)	設置場所等
津田沼小	588	H26	25	12.4	屋上
大久保小	739	—	—	—	民間委託 (R8建設予定)
谷津小	1298	R2	25	11.8	屋上
鷺沼小	707	S49	25	13	地上
実籾小	311	S62	25	11.8	地上
大久保東小	436	S40	25	16	地上 (R8から民間委託)
袖ヶ浦西小	193	S61	25	16	地上
東習志野小	734	S60	25	16	地上
袖ヶ浦東小	256	S50	25	15	地上
屋敷小	767	S62	25	16	地上 (R7から民間委託)
藤崎小	564	—	—	—	民間委託 (校舎改修時に設置可否を判断)
実花小	616	S55	25	16	地上
向山小	326	S57	25	16	地上
秋津小	216	S60	25	16	地上
香澄小	224	S62	25	16	地上
谷津南小	921	S63	25	16	地上 (R7から民間委託)

【中学校】

	生徒数	設置年	長さ(m)	幅(m)	設置場所
第一中	751	S47	25	15	地上
第二中	591	S47	25	15	地上
第三中	343	S50	25	15	地上
第四中	826	S47	25	15	地上
第五中	727	S50	25	15	地上
第六中	531	S61	25	16	地上
第七中	317	S59	25	16	地上

昭和に設置され40年から50年以上経っているプールが多く、小学校で12／16校、中学校で7／7校となっている。

(3) 近隣市の状況

自校で水泳授業を実施しなかった近隣市の状況（令和6年9月時点）

自治体	小学校	中学校	実施していない理由	今後の方針
船橋市	9/55	5/26	施設の老朽化	その都度、対応していく
市川市	1/39(1/1)	4/10	小は施設の老朽化 中はプールがない	検討中
八千代市	9/19(1/1)	7/10	施設の老朽化	民間委託を進める
浦安市	0/17	1/9	施設が故障したため	学校プールを使用していく
千葉市	13/107	0/54	施設の老朽化のため	検討中

()は、義務教育学校

船橋市は施設の老朽化のため、小学校の4校が民間施設を利用し、5校が共同利用で近隣の中学校を5校利用した。中学校では1校が共同利用で近隣の小学校を利用し、4校が実技を行わず座学のみを行った。

市川市は施設の老朽化のため、小学校で1校が民間施設を利用した。中学校では4校にプールが設置されていないため、実技を行わず座学のみを行った。

八千代市は施設の老朽化のため、小学校の9校が民間施設を利用した。中学校の6校が民間施設を利用し、4校が実技を行わず座学のみを行った。

浦安市は施設故障のため、中学校の1校が近隣の公営プールを使用した。

千葉市は施設の老朽化のため、小学校13校で民間施設を利用した。

その他、佐倉市は全11中学校、白井市は全5中学校で実技を実施しなかった。

松戸市は施設の老朽化のため、中学校5/20校が実技を実施しなかった。

流山市は施設の老朽化のため、中学校2/10校で実技を実施しなかった。

第2章 学校外プールの活用

1 本市における現在のプール施設設置可否判断基準

第二次学校施設再生計画の中間見直しにおいて「民間プール施設の活用により、気温や天候に影響されない計画的な水泳授業の実施やプールの維持管理に係る教職員の労力やコストの削減が期待できることから、建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際は、設計時に、民間プール施設の活用を含めて学校プールの整備の可否や内容を判断することとします。」としている

2 民間に委託した場合について

プール施設設置可否判断基準にある「民間プール施設の活用」についてのメリットとデメリットは以下のとおりである。

メリット

- ①水泳の授業を計画的に実施することができる
- ②屋内プールのため、年間を通して実施可能になる
- ③インストラクターによる、専門性を生かした指導を児童が受けられる
- ④教員がインストラクターと一緒に行うことで教員の指導力向上につながる
- ⑤プール施設の管理について委託先が行うため、教員が指導に専念できる

デメリット

- ①移動時間・移動時の安全管理
- ②授業の時間割調整

3 コスト比較について

学校外プールの活用についてコスト面で比較するために、校舎の長寿命化工事を実施している小学校を例に、下記の3パターンで比較する。

A 案…長寿命化改修を行う案。長寿命化改修のサイクルが40年であることから、コスト計は40年で算出。

B 案…外部委託する案。見積もりの結果、最も安かった業者を採用。単年より長期(3年)の見積の方が安かったことから、コスト計は3年で算出。

C 案…修繕しながらプールを使い続ける案。ポンプの寿命が15年であることから、コスト計は15年で算出。

【プールコスト比較表】

単位：円（税込）

	A 案 プール設置	B 案 外部委託	C 案 継続利用
長寿命化改修費	114,004,000	-	-
修繕・改修費（建築）	49,192,000	-	7,500,000
修繕・改修費（設備）	67,359,600	-	13,713,150
修繕・改修費（その他）	-	-	1,930,281
修繕・改修費（電気・配管・衛生器具等）			18,326,000
修繕・改修費（プールハウス）			25,168,000
修繕・改修費（設計費）			6,500,000
ランニングコスト（下水道使用料、電気料、ガス料、塩素剤、濾過槽点検、水質検査等）	30,708,000	-	11,515,500
民間プール施設利用委託料	-	10,659,000	-
民間プール施設バス送迎費	-	3,135,000	-
コスト計（A 案は 40 年間、B 案は 3 年間、C 案は 15 年間の合計コスト）	261,263,600	13,794,000	84,652,931



コスト計（A 案～C 案とも 40 年間に換算したコスト）	261,263,600	183,920,000	225,741,149
年間コスト	6,531,590	4,598,000	5,643,529

⇒B 案（外部委託する）の年間コストが最も少ない。

4 民間施設利用の場合の授業について

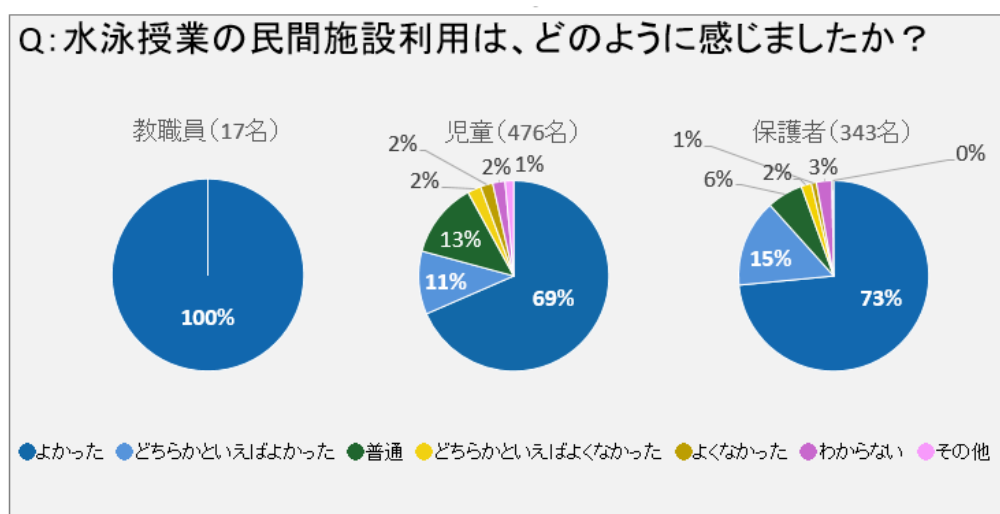
本市の小中学校における水泳授業は、学校の規模や実態に応じて小学校で4～7時間、中学校で5～10時間程度の年間指導計画が作成されている。民間施設を利用した場合の授業時数については、1回に2時間の実技、移動に1時間とし、3回程度実施できれば、自校プールを利用した場合と差はほとんどなくなる。

民間施設利用の場合 ※1回3時間(実技2時間+移動1時間)		
9時間程度	低学年	3回(9コマ)程度
	中・高学年	3回(9コマ)程度
	特別支援学級[学年合同]	3回(9コマ)程度

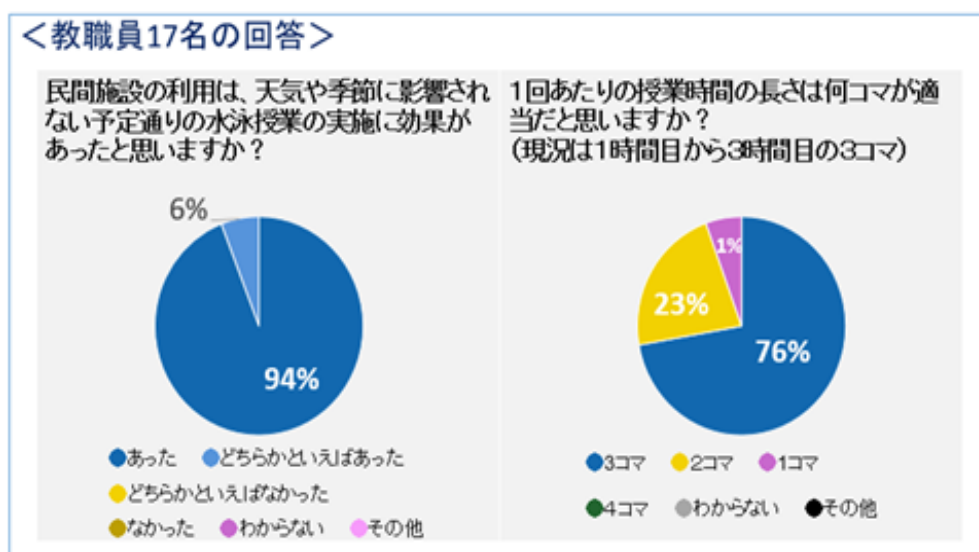
5 民間施設を利用した小学校のアンケート結果

令和5年に、民間施設のCACを利用した大久保小学校で実施したアンケートである。

- (1)「Q:水泳授業の民間施設利用は、どのように感じましたか?」という設問については肯定的な回答が、教職員では100%、児童では80%、保護者では88%となった。



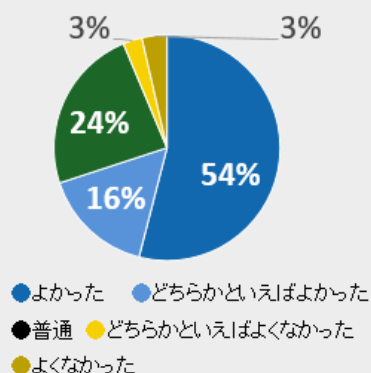
- (2)教職員へのアンケート結果、「Q:民間施設の利用は、天気や季節に影響されない予定通りの水泳授業の実施に効果があったと思いますか?」という質問については、ほぼすべてで肯定的な回答であった。また、1回あたりの授業時間は3コマという意見が多い。



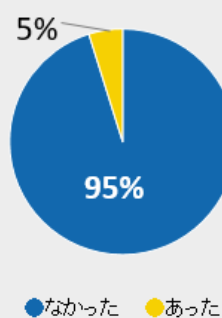
(3) 児童へのアンケート結果、水温や更衣室などの水泳授業の環境については多くの児童が肯定的に捉えている。良くなかったと答えた児童の自由意見のなかで「更衣室が狭い」という回答が多かった。バス移動について困ったことはほとんどない。あったと答えた児童の自由意見のなかで「バス酔い」という回答が多かった。

<児童476名の回答>

プールや更衣室の環境はどうでしたか？
(水温、室温、清潔さなど)



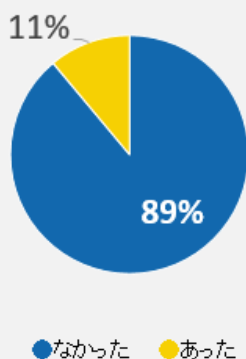
バスの移動で困ったことはありましたか？



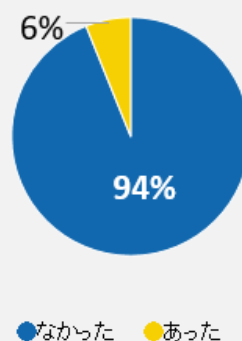
(4) 保護者へのアンケート結果、それぞれについて、ほとんどの保護者は民間施設の利用に不安は抱いていない。しかし、不安を抱えている保護者も少なからずいるため、民間施設を利用していく場合には、保護者の不安感に寄り添い丁寧に対応していく必要がある。

<保護者343名の回答>

民間施設を利用した場合、遅刻や忘れ物などがあつた際の対応に不安はありましたか？



民間施設を利用した場合、お子様の移動に関する不安(車酔い、普段と違う場所での授業など)はありましたか？



第3章 今後の水泳授業の実施について

1 今後の水泳授業の実施方針

水泳授業の実施場所については引き続き自校プールで行っていくことを基本とする。

(1) 小学校

小学校では、基本的な泳法や水泳の特性、成り立ち等の知識、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考について身に付けるための水泳授業を実施する。

授業の実施場所としては、自校プールとするが、維持管理及び改修等に係る費用、民間プールでの授業実績等を鑑み、今後は自校プールの改修や改築は行わず、機器等の老朽化で継続利用が困難となった段階、あるいは校舎の建て替え時において民間プールの利用へ順次移行する。

(2) 中学校

中学校では、小学校6年間での指導を踏まえ、今後の気象状況や施設の環境の変化等を注視しながら、令和9年に告示が予定されている次期学習指導要領の内容を考慮し、令和10年度以降の水泳授業のあり方を改めて検討する。

2 今後のスケジュール(令和6年度末時点)

年度	小学校 【民間プールの利用】	中学校
令和7年度	大久保小学校(～令和8年度まで)、 藤崎小学校(継続)、屋敷小学校(新規)、 谷津南小学校(新規) ※12校は自校プールで実施	全校自校プールで実施 水泳授業について検討
令和8年度	大久保東小学校(新規)	
令和9年度		
令和10年度		令和9年度までの検討を踏まえて水泳授業を進める
令和11年度	鷺沼小学校(新規)	

※他の小学校については、自校プールの老朽化、または、校舎の建て替え時に合わせて移行していく。

巻末資料

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編
「第3章 指導計画の作成と内容の取り扱い」

運動領域、体育分野の「知識及び技能」系統表（その2）

領域	小学校 第1学年及び第2学年	小学校 第3学年及び第4学年	小学校 第5学年及び第6学年
水泳運動系	○運動遊びの楽しさに触れる ○行い方を知る ○動きを身に付ける ※水の中を移動する運動遊び ・水につかって歩いたり走ったりする ※もぐる・浮く運動遊び ・息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりする	○運動の楽しさや喜びに触れる ○行い方を知る ○動きを身に付ける ※浮いて進む運動 ・け伸びや初歩的な泳ぎをする ※もぐる・浮く運動 ・息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなぐり方や浮き方をする	○運動の楽しさや喜びを味わう ○行い方を理解する ○技能を身に付ける ※クロール ・手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐ ※平泳ぎ ・手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐ ※安全確保につながる運動 ・背浮きや浮き沈みをしてながら続けて長く浮く
ボール運動系	○運動遊びの楽しさに触れる ○行い方を知る ○易しいゲームをする ※ボールゲーム ・簡単なボール操作と攻めや守りの動きによって、易しいゲームをする ※鬼遊び ・一定の区域で、逃げる、追いかける、陣地を取り合うなどをする	○運動の楽しさや喜びに触れる ○行い方を知る ○易しいゲームをする ※ゴール型ゲーム ・基本的なボール操作とボールを持たないときの動きによって、易しいゲームをする ※ネット型ゲーム ・基本的なボール操作とボールを操作できる位置に体を移動する動きによって、易しいゲームをする ※ベースボール型ゲーム ・蹴る、打つ、捕る、投げるなどのボール操作と得点をとったり防いだりする動きによって、易しいゲームをする	○運動の楽しさや喜びを味わう ○行い方を理解する ○技能を身に付け、簡易化されたゲームをする ※ゴール型 ・ボール操作とボールを持たないときの動きによって、簡易化されたゲームをする ※ネット型 ・個人やチームによる攻撃と守備によって、簡易化されたゲームをする ※ベースボール型 ・ボールを打つ攻撃と隊形をとった守備によって、簡易化されたゲームをする
表現運動系	○運動遊びの楽しさに触れる ○行い方を知る ○題材になりきったりリズムに乗ったりして踊る ※表現遊び ・身近な題材の特徴を捉え、全身で踊る ※リズム遊び ・軽快なリズムに乗って踊る	○運動の楽しさや喜びに触れる ○行い方を知る ○表したい感じを表現したりリズムに乗ったりして踊る ※表現 ・身近な生活などの題材からその主な特徴を捉え、表したい感じをひと流れの動きで踊る ※リズムダンス ・軽快なリズムに乗って全身で踊る	○運動の楽しさや喜びを味わう ○行い方を理解する ○表したい感じを表現したり踊りで交流したりする ※表現 ・いろいろな題材からそれらの主な特徴を捉え、表したい感じをひと流れの動きで即興的に踊ったり、簡単なひとまとまりの動きにして踊ったりする ※フォークダンス ・日本の民謡や外国の踊りから、それらの踊り方の特徴を捉え、音楽に合わせて簡単なステップや動きで踊る

(体づくり運動系は「知識及び運動」、体育理論は「知識」)

中学校 第1学年及び第2学年	中学校 第3学年	領域
○記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わう ○水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解する ○泳法を身に付ける ※クロール ・手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐ ※平泳ぎ ・手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐ ※背泳ぎ ・手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐ ※バタフライ ・手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐ	○記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わう ○技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解する ○効率的に泳ぐ ※クロール ・手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする ※平泳ぎ ・手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする ※背泳ぎ ・手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐ ※バタフライ ・手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐ ※複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること	水泳
○勝敗を競う楽しさや喜びを味わう ○球技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解する ○基本的な技能や仲間と連携した動きでゲームを展開する ※ゴール型 ・ボール操作と空間に走り込むなどの動きによってゴール前での攻防をする ※ネット型 ・ボールや用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空いた場所をめぐる攻防をする ※ベースボール型 ・基本的なバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と定位置での守備などによって攻防をする	○勝敗を競う楽しさや喜びを味わう ○技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解する ○作戦に応じた技能で仲間と連携しゲームを展開する ※ゴール型 ・安定したボール操作と空間を作りだすなどの動きによってゴール前への侵入などから攻防をする ※ネット型 ・役割に応じたボール操作や安定した用具の操作と連携した動きによって空いた場所をめぐる攻防をする ※ベースボール型 ・安定したバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と連携した守備などによって攻防をする	球技
○感じを込めて踊ったりみんなで踊ったりする楽しさや喜びを味わう ○ダンスの特性や由来、表現の仕方、その運動に関連して高まる体力などを理解する ○イメージを捉えた表現や踊りを通した交流をする ※創作ダンス ・多様なテーマから表したいイメージを捉え、動きに変化を付けて即興的に表現したり、変化のあるひとまとまりの表現にしたりして踊る ※フォークダンス ・日本の民謡や外国の踊りから、それらの踊り方の特徴を捉え、音楽に合わせて特徴的なステップや動きで踊る ※現代的なリズムのダンス ・リズムの特徴を捉え、変化のある動きを組み合わせ、リズムに乗って全身で踊る	○感じを込めて踊ったり、みんなで自由に踊ったりする楽しさや喜びを味わう ○ダンスの名称や用語、踊りの特徴と表現の仕方、交流や発表の仕方、運動観察の方法、体力の高め方などを理解する ○イメージを深めた表現や踊りを通した交流や発表をする ※創作ダンス ・表したいテーマにふさわしいイメージを捉え、個や群で、緩急強弱のある動きや空間の使い方で変化を付けて即興的に表現したり、簡単な作品にまとめたりして踊る ※フォークダンス ・日本の民謡や外国の踊りから、それらの踊り方の特徴を捉え、音楽に合わせて特徴的なステップや動きと組み方で踊る ※現代的なリズムのダンス ・リズムの特徴を捉え、変化とまとまりを付けて、リズムに乗って全身で踊る	ダンス

3
教育課程外の学
校教育活動と教
育課程との関連

議 案 第 10 号

習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則の制定について

習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則を別記のように制定する。

令和7年2月12日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第10条の規定に基づき、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室を設置するための規則を制定するものである。

習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則

(設置)

第1条 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第10条の規定に基づき、不登校児童(同法第2条第3号の不登校児童生徒(同条第2号の学齢児童に限る。))をいう。以下同じ。)に配慮した特別の教育課程により、誰一人取り残されない学びの保障に向けた多様な支援を行うため、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室(以下「分教室」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 分教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室	習志野市袖ヶ浦4丁目3番1号

(事業)

第3条 分教室で行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 不登校児童の適応指導に関すること。
- (2) 不登校児童の学習指導に関すること。
- (3) 不登校児童の教育相談に関すること。
- (4) 不登校児童の支援に関し教育委員会が必要と認める事項

(対象者)

第4条 分教室に入室することができる者は、次の各号のいずれにも該当する不登校児童とする。

- (1) 習志野市立小学校の第2学年から第6学年までに在籍していること。
- (2) 不登校児童及び当該不登校児童の保護者が入室を希望していること。
- (3) 在籍する小学校(以下「在籍校」という。)を年間30日以上欠席していること。ただし、教育委員会が必要と認める場合はこの限りでない。

(運営委員会)

第5条 分教室の入室に係る審査その他分教室の運営に必要な事項を協議するため、教育委員会に、習志野市学びの多様化学校運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 分教室の入室に係る審査に関する事項
- (2) その他分教室の運営に関し教育委員会が必要と認める事項

3 運営委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は学校教育部長を、副委員長は学校教育部次長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育総務課長
- (2) 学務課長
- (3) 保健体育安全課長
- (4) 指導課長

(5) 総合教育センター所長

- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。
- 8 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 9 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。
- 10 運営委員会の庶務は、就学指導担当課において処理する。

(入室手続)

第6条 分教室に入室することを希望する不登校児童の保護者は、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室入室申請書(別記第1号様式)を在籍校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

- 2 在籍校の校長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書に習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室入室意見書(別記第2号様式)を添えて、教育委員会に進達しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による申請があつたときは、運営委員会に審査を行わせ、入室の可否を決定し、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室入室決定(却下)通知書(別記第3号様式)により在籍校の校長を経由して当該申請をした者に通知するものとする。

(退室手続)

第7条 前条第3項の規定により分教室への入室の決定を受けた保護者は、当該決定に係る不登校児童及び保護者が分教室の退室を希望するときは、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室退室届出書(別記第4号様式)を分教室の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、分教室の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 分教室の入室等の手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

- 3 習志野市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「学習指導要領」を「、学習指導要領」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室における教育課程は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第10条の規定に基づき、校長が定める。
第11条第2項中「教育課程」を「、教育課程」に改める。

別 記

第1号様式(第6条第1項)

習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室入室申請書

年 月 日

習志野市教育委員会 宛て

住 所 _____

申請者(保護者)

氏 名 _____

下記のとおり、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室への入室を申請します。

記

在籍校名	習志野市立 小学校	学年・組	年 組
ふりがな 児童氏名		生年月日	年 月 日
住 所	※申請者と異なる場合のみ記入してください。		
緊急連絡先	1 2		
分教室への 通学方法			
現在の本人の状 況や入室を希望 する理由			

第2号様式(第6条第2項)

習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室入室意見書

年 月 日

習志野市教育委員会 宛て

学 校 名 習志野市立 小学校

校 長 名

下記児童の分教室の入室について、下記のとおり意見します。

記

在籍校名	習志野市立	小学校	学年・組	年	組
ふりがな 児童氏名			生年月日	年	月 日
住 所					
担任氏名					
学年	欠席日数	本人の様子や指導状況等			
意見					

第3号様式(第6条第3項)

習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室入室決定(却下)通知書

年 月 日

様

習志野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室の入室について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

在籍校名	習志野市立 小学校	学年・組	年 組
ふりがな 児童氏名		生年月日	年 月 日
住 所			
審査結果	1 決定 2 却下 理由		
備 考			

第4号様式(第7条)

習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室退室届出書

年 月 日

習志野市教育委員会 宛て

住 所 _____

届出者(保護者)

氏 名 _____

下記のとおり、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室の退室を届け出ます。

記

ふりがな 児童氏名		生年月日	年 月 日
		学年・組	年 組
住 所	※届出者と異なる場合のみ記入してください。		
退 室 理 由			
転 学 先			

習志野市立小学校及び中学校管理規則（昭和３９年教育委員会規則第１号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（編成） 第１１条 教育課程は__学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。_____ _____ _____ ２ 校長は__教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。	（編成） 第１１条 教育課程は、_学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。<u>ただし、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室における教育課程は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成２８年法律第１０５号）第１０条の規定に基づき、校長が定める。</u> ２ 校長は、_教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

議案第 11 号

習志野市不登校支援基本方針の策定について

習志野市不登校支援基本方針を別記のように策定する。

令和7年2月12日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

不登校児童生徒の数が全国的に増加傾向にある中で、本市においても同様の傾向となっており、本市の喫緊の課題として取り組んでいる。

これまでの不登校児童生徒に対して取り組んできた効果的な支援は継続するとともに、社会状況の変化等を考慮し、新たな支援策を含め、本市の不登校支援に関する基本的な考え方や方向性等を方針として定めるものである。

令和7年2月12日(水)
第2回教育委員会定例会

習志野市不登校支援基本方針 の策定について

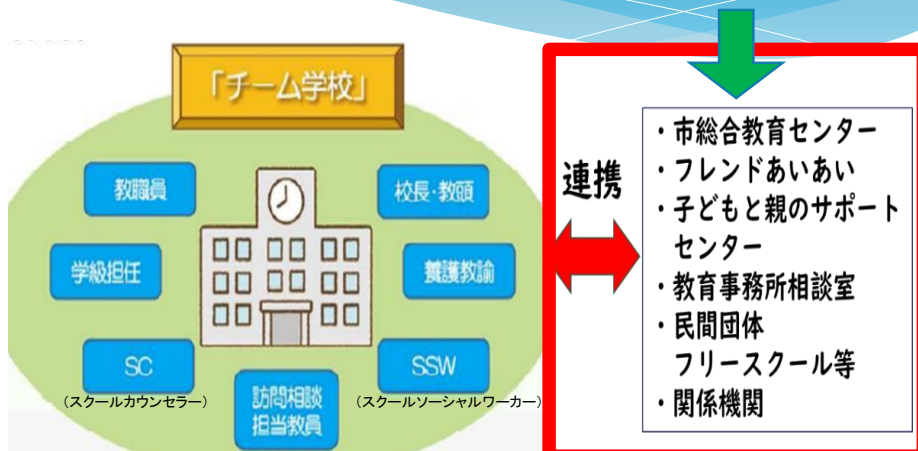
習志野市教育委員会
学校教育部指導課



1

策定の目的

学びの多様化学校



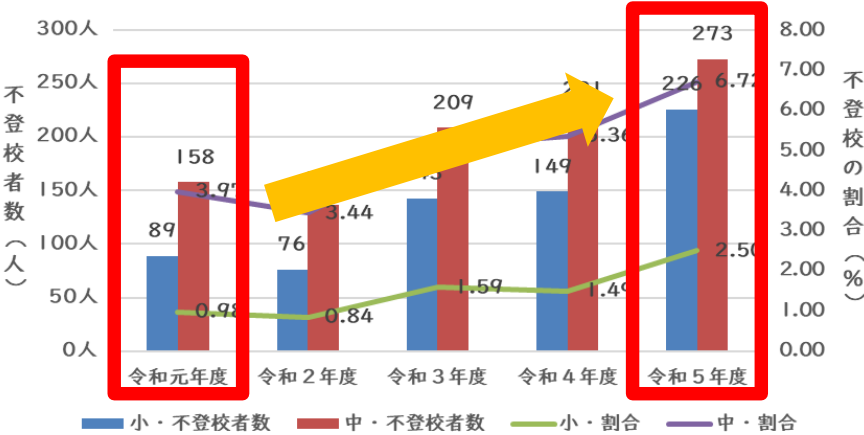
2

習志野市不登校支援基本方針の構成

- 第1章 策定の趣旨
- 第2章 本市の不登校児童生徒の現状
- 第3章 本市の不登校支援の考え方
- 第4章 本市の今後の不登校支援の取り組み

第2章 本市の不登校児童生徒の現状

習志野市不登校児童生徒数及びその割合の推移



習志野市不登校支援基本方針の構成

第1章 策定の趣旨

第2章 本市の不登校児童生徒の現状

第3章 本市の不登校支援の考え方

第4章 本市の今後の不登校支援の取り組み

5

第3章 本市の不登校支援の考え方

基本理念

「一人ひとりの状況を踏まえ、寄り添った支援」

「将来の社会的な自立を目指す」

「人や社会につなげる」

6

第3章 本市の不登校支援の考え方

不登校支援の方向性

1「安心な学校・学級づくり」

未然防止

2「小さな変化も見逃さない支援体制の強化」

早期支援

3「様々な居場所づくり」

多様な支援体制

7

習志野市不登校支援基本方針の構成

第1章 策定の趣旨

第2章 本市の不登校児童生徒の現状

第3章 本市の不登校支援の考え方

第4章 本市の今後の不登校支援の取り組み

8

第4章 本市の不登校支援の取り組み 方向性1「安心な学校・学級づくり」

未然防止

「わかる・できる授業」



個に応じた指導や配慮



計画的・組織的な対応・教職員の資質・指導力の向上



9

方向性2

「小さな変化も見逃さない支援体制の強化」
早期支援

教育相談体制の充実

いじめアンケート
教育相談アンケート
教育相談

スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
との連携

いじめメール相談
「習志野子ども
ホッとライン」



SOSの出し方教育



市総合教育センター相談窓口 10

方向性3「様々な居場所づくり」 多様な支援体制

学校内の支援



校内教育支援センター

ICTの活用

オンライン授業
AIドリル

学校外の支援



フレンドあいあい

民間施設等の連携

フリースクール等
との連携



あいあい広場

新たな学びの場

学びの多様化学校

習志野市不登校支援基本方針(案)

令和7年3月
習志野市教育委員会

<目次>

第1章 策定の趣旨

- 1 策定の趣旨 ……1
- 2 千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する
基本理念 ……2

第2章 本市の不登校児童生徒の現状

- 1 不登校児童生徒数の推移等 ……3～4
- 2 不登校の要因及び分析 ……4～5

第3章 本市の不登校支援の考え方

- 1 不登校支援の基本理念 ……6
- 2 不登校支援の方向性 ……7

第4章 本市の今後の不登校支援の取り組み

- 1 安心な学校・学級づくり【未然防止】 ……8
- 2 小さな変化も見逃さない支援体制の強化【早期支援】 ……9
- 3 様々な居場所づくり【多様な支援体制】 ……10

第1章 策定の趣旨

1 策定の趣旨

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、全国の小・中学校における不登校児童生徒数は 346,482 人であり、前年度から 47,434 人(15.9%)増加し、過去最多となった。また、在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は 3.7%(前年度 3.2 %)で、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加しており、学校教育が抱える大きな課題の一つとなっている。

これらの背景により千葉県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、基本理念を定める等、不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、不登校児童生徒の将来における社会的自立に資することを目的に、「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」を令和5年4月1日に施行した。また、その条例に基づき、千葉県及び千葉県教育委員会は「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針」を令和6年3月29日に策定しており、それらには、不登校児童生徒の支援を進める上で、「多様な教育機会を確保する」という大きな方向性が示されている。

一方、本市においては、昭和45年に議決した「文教住宅都市憲章」の理念に沿って、教育施策を推進し、特色ある「習志野の教育」を築いてきた。また、本市教育委員会においては習志野の教育の独自性・自主性・自律性を発揮し、意図的・計画的な教育振興の推進を図るために、「習志野市教育振興基本計画」(令和2年度～令和7年度)を策定し、「習志野市基本構想」(平成26年度～令和7年度)に示された将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を教育の面から実現することを目指し、さまざまな事業を展開している。こうした中、本市においても不登校児童生徒数は、小中学生ともに大きく増加しており、本市の喫緊の課題として取り組んでいるところである。

この「習志野市不登校支援に関する基本方針」(以下、基本方針)は、校内教育支援センター等の学習機会の確保や居場所づくり、校外における学びの場である適応指導教室「フレンドあいあい」の運営など、これまで多様な教育機会を確保する上で実施してきた取組に加え、令和7年度学びの多様化学校の新設など、新たな支援策を含め、個々の児童生徒に寄り添い、きめ細かな支援策を推進すべく、その具体的な取組の方針を示すものである。

以上の点を踏まえ、本市において、児童生徒一人ひとりの状況に応じた多様な支援に関する指針として本基本方針を策定する。

2 千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本理念

千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例第3条には、以下の4つの基本理念が示されている。

第三条 不登校児童生徒の教育機会の確保は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- ① 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員との信頼関係及び児童生徒相互の円滑な人間関係の構築並びにいじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営を図ること。
- ② 不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すこと。
- ③ 不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援すること。
- ④ 県、市町村、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

この基本理念を踏まえ、基本方針を策定する。

第2章 本市の不登校児童生徒の現状

1 不登校児童生徒数の推移等

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の推移（表1及び表2）を見ると、令和5年度において、全国の小・中学校における不登校児童生徒数は346,482人（小学校130,370人、中学校216,112人）、千葉県は14,300人（小学校5,713人、中学校8,587人）、そして、本市は499人（小学校226人、中学校273人）と、いずれも過去最多であり、学校教育が抱える大きな課題の一つとなっている。

本市における令和元年度から令和5年度の不登校児童生徒の状況は、図1の習志野市不登校児童生徒数及びその割合の推移が示すとおりである。令和5年度の小中学校の不登校児童生徒の割合については、小学校で2.50%（226人）、中学校で6.72%（273人）であり、令和元年度の割合と比較すると、小学校では約2.6倍、中学校では約1.7倍増加している。

また、表3の令和5年度習志野市不登校児童生徒の学年別人数を見ると、学年が上がるにつれて不登校児童生徒数は増加しており、特に小学校6年生から中学校2年生にかけて、大きく増加していることが分かる。

表1 国、千葉県、本市の小学校における不登校児童数及びその割合の推移

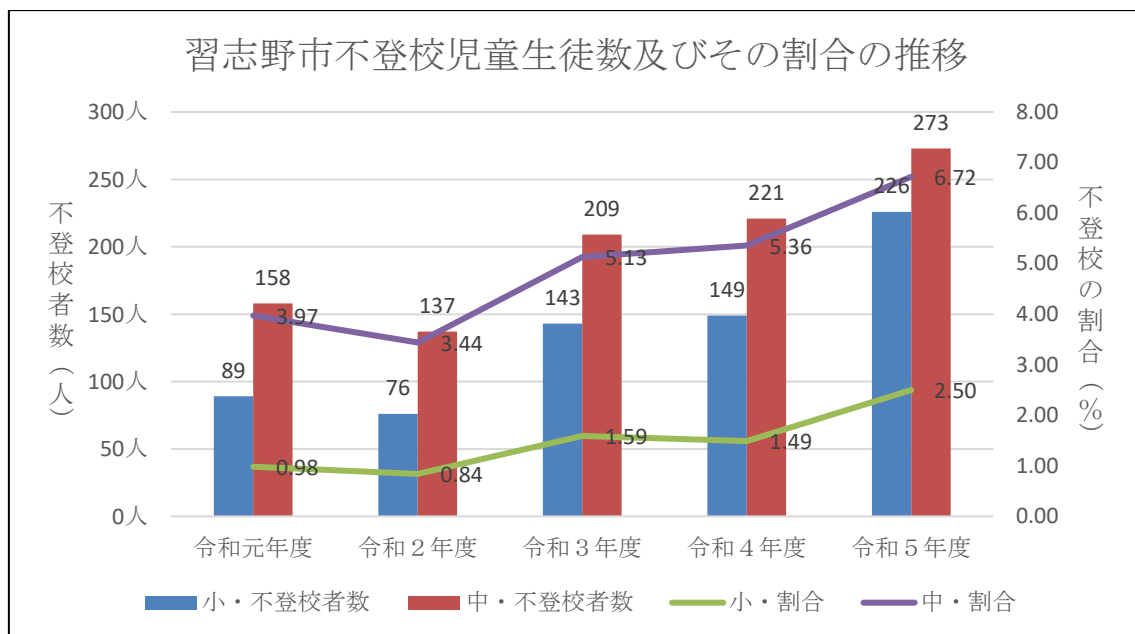
年 度	国		県		市	
	人 数	率	人 数	率	人 数	率
R元年度	53,350	0.83	2,352	0.76	89	0.98
R2年度	63,350	1.00	2,691	0.88	76	0.84
R3年度	81,498	1.30	3,583	1.18	143	1.59
R4年度	105,112	1.70	4,600	1.53	149	1.64
R5年度	130,370	2.14	5,713	1.93	226	2.50

（「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

表2 国、千葉県、本市の中学校における不登校生徒数及びその割合の推移

年 度	国		県		市	
	人 数	率	人 数	率	人 数	率
R元年度	127,922	3.94	5,149	3.50	158	3.97
R2年度	132,777	4.09	5,159	3.52	137	3.44
R3年度	163,442	5.00	6,368	4.30	209	5.13
R4年度	193,936	5.98	7,482	5.09	221	5.36
R5年度	216,112	6.71	8,587	5.88	273	6.72

（「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）



(習志野市立小中学校月例報告「長期欠席児童生徒状況報告書」より)

図1 習志野市不登校児童生徒数及びその割合の推移

表3 令和5年度習志野市不登校児童生徒の学年別人数

小 学 校	1年生 (人)	2年生 (人)	3年生 (人)	4年生 (人)	5年生 (人)	6年生 (人)	合計(人)
	7	25	30	40	43	81	226
中 学 校	1年生 (人)	2年生 (人)	3年生 (人)				合計(人)
	73	107	93				273

(習志野市立小中学校月例報告「長期欠席児童生徒状況報告書」より)

2 不登校の要因及び分析

本市における令和元年度から令和5年度の不登校児童生徒の欠席理由別人数は表4に示すとおりである。不登校やその傾向になる背景や要因は、いくつかの要素が重なっていることが多く、さらに状況によって変わることもしばしば見受けられ、一面的な捉え方は難しいため、表4の結果をあくまでも一つの傾向として考える。

不登校の要因としては、「友人関係をめぐる問題」や「学業の不振・進路にかかる不安」などの学校に係る状況や「家庭の生活環境の急激な変化」などの家庭に係る状況、「病気による欠席(医師による診断の有無等に関わらない心身の病気等、理由の分からない腹痛、頭痛、微熱等)」や「不安など情緒的混乱」などの本人に係る状況が挙げられるが、令和元年度から令和5年度にかけての変化を見ると、コロナ禍での様々な制約による生活リズムの乱れや多様性の尊重・意識変化により、本人に係る状況の割合が非常に高くなっている傾向がある。

表4 習志野市不登校児童生徒の欠席理由別人数

欠席理由		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小 学 校	いじめ	2	0	1	1	0
	友人関係をめぐる問題	1	0	4	4	9
	教師との関係をめぐる問題	0	1	3	0	1
	学業の不振	2	2	1	1	2
	進路にかかる不安	1	0	1	0	2
	クラブ活動、部活動等への不適應	0	0	0	0	0
	学校のきまり等をめぐる問題	0	0	1	1	0
	入学、転編入学、進級時の不適應	1	1	0	0	0
	家庭の生活環境の急激な変化	4	5	8	1	5
	親子関係をめぐる問題	4	1	6	2	3
	家庭内の不和	0	3	1	1	4
	病気による欠席	14	5	21	20	57
	遊び・非行	2	0	2	1	2
	無気力	15	15	29	36	52
	不安など情緒的混乱	32	29	51	50	49
	意図的な拒否	5	10	5	13	19
	本人に関わる問題	6	4	9	18	21
	合計	89	76	143	149	226
中 学 校	いじめ	1	0	0	0	0
	友人関係をめぐる問題	4	3	7	2	5
	教師との関係をめぐる問題	0	0	0	0	0
	学業の不振	6	4	13	7	4
	進路にかかる不安	1	0	1	1	1
	クラブ活動、部活動等への不適應	0	0	0	0	0
	学校のきまり等をめぐる問題	0	0	0	0	0
	入学、転編入学、進級時の不適應	1	1	2	1	1
	家庭の生活環境の急激な変化	3	5	5	3	1
	親子関係をめぐる問題	4	0	5	2	1
	家庭内の不和	1	0	2	1	1
	病気による欠席	32	38	54	56	81
	あそび・非行	7	1	0	0	2
	無気力	31	48	41	49	41
	不安など情緒的混乱	55	24	43	51	86
	意図的な拒否	4	11	7	20	9
	本人に関わる問題	8	2	29	28	40
	合計	158	137	209	221	273

(習志野市立小中学校月例報告「長期欠席児童生徒状況報告書」より)

第3章 本市の不登校支援の考え方

1 不登校支援の基本理念

不登校はどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえ、児童生徒の主体性を尊重した上で、その支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向けた支援を不登校児童生徒及び保護者に対して、推進していくものである。

その中で、不登校に至った背景や要因、また、それらが継続する理由等は、個々にその状況が異なることから、一人ひとりの児童生徒の実態に応じた支援が必要となる。このようなことから、本市の不登校支援の基本理念を以下の通り、位置付ける。

「一人ひとりの状況を踏まえ、寄り添った支援」
「将来の社会的な自立を目指す」
「人や社会につなげる」

(1) 一人ひとりの状況を踏まえ、寄り添った支援

不登校の状況は個々に異なるため、その背景や要因等を理解した上で、関係機関との連携を図り、協力を得ながら、組織的・計画的に進め、一人ひとりの児童生徒及び保護者に寄り添った支援が大切である。

(2) 将来の社会的な自立を目指す

児童生徒によっては、考え方により不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の大切な意味を持つことを理解する必要がある。しかし、不登校の状態が継続し、支援が十分に受けられない状態が続くことは、心身の不安だけでなく学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクにつながる恐れがあり、本人や保護者と状況に応じて共有を図り、効果的な支援策を講じることが重要である。

(3) 人や社会につなげる

不登校の状況やその捉え方は個々によって違いがあるが、どのような状況であっても、誰ともつながりを持たずに、悩みを抱えているが相談できない等、不登校児童生徒及び保護者が孤立してしまう状況にならないよう、様々な関係機関との連携を図り、支援していくことが大切である。

2 不登校支援の方向性

基本理念を踏まえ、児童生徒一人ひとりが自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けて、これまでも取り組んできた効果的な支援は継続するとともに、社会状況の変化等を考慮し、以下の3つの方向性から取り組みを推進していく。

方向性1 安心な学校・学級づくり【未然防止】

分かる授業の展開や様々な教育活動を通した自己肯定感や自己有用感の向上、いじめ等の問題行動に対する組織的な対応など、児童生徒一人ひとりが安心して登校することができ、学校に登校することが楽しいと感じ、以前にも増して通いたいと思える魅力ある学校・学級づくりに取り組んでいく。

方向性2 小さな変化も見逃さない支援体制の強化【早期支援】

児童生徒の心身の状態の小さな変化も早期に把握して、児童生徒及び保護者の思いに寄り添い、素早く支援につなげるよう、教育相談を含めた児童生徒に対しての支援体制の強化に努める。

方向性3 様々な居場所づくり【多様な支援体制】

学校内外において、落ち着いた空間の中で自分のペースで過ごすことができる居場所づくりに取り組んでいく。また、児童生徒の実態に配慮した柔軟な教育課程を編成することができる新たな学びの場の設置も進めていく。

第4章 本市の不登校支援の取り組み

1 方向性1 安心な学校・学級づくり【未然防止】

(1) 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進

- 児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解を深め、自己実現を図れるよう、授業力向上・改善に努める。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解に重点を置き行う。
- 教員と児童生徒や児童生徒同士の共感的人間関係を基に、一人一人が自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある、生徒指導の機能を生かした授業を実践する。

(2) 個々の学習状況等に応じた指導や配慮の実施

- 学習のつまずきから学校への登校が苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つになることから、個に応じた指導の充実を図り、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。
- 個々の児童生徒の状況やその教育的ニーズに応じた合理的な配慮を提供する。

(3) 計画的・組織的な対応ができる生徒指導及び支援体制の充実

- いじめや暴力行為等を許さない学校・学級づくりを目指す。
- 児童生徒の生徒指導上の問題や課題等は、校内の生徒指導部会等で情報を共有し、組織的な対応ができる体制を整備する。また、児童生徒の悩みや課題等は、校内の教育相談部会で共有する中で支援策を検討し、組織的且つ計画的に支援できる体制を構築する。
- 不登校児童生徒一人一人の状態を捉え、共有し、個々の状況に応じた具体的な支援ができるよう、迅速に組織で対応する。また、学校内において安心して過ごすことができる居場所づくりを推進する。

(4) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組み

- いじめや不登校等に関する校内外における研修の充実を図ることや校内の各種会議等で教職員が連携し、生徒指導に関する指導力の向上に努める。
- 若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本を身に付けられるようにし、教職員としての指導力の向上を図る。

2 方向性2 小さな変化も見逃さない支援体制の強化【早期支援】

(1) 児童生徒等の不安や悩みを早期に発見する教育相談体制の充実

- 学期毎(年3回)にいじめアンケートを実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において迅速且つ組織的に対応することを徹底する。
- 学期毎(年3回)に教育相談アンケートを実施し、その内容を踏まえて教育相談を学期毎、年3回以上実施するとともに、日頃からの児童生徒の様子を注視し、躊躇なく相談ができる体制を構築する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、教育相談体制を充実させ、いじめや不登校等の早期支援に取り組む。
- 指導主事による毎学期末の学校訪問を通じて、生徒指導上の課題協議を実施する。
- 児童生徒、保護者、教職員等がいじめや不登校等の問題や課題に対して、安心して相談できるよう、各学校と市総合教育センターが連携し、早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制づくりに努める。
- いじめメール相談では、タブレット端末を用いた匿名いじめメール相談 WEB アプリ「習志野子どもホッとライン」による相談を行い、より相談しやすい環境づくりを推進する。
- SOS の出し方教育を年度初めの適切な時期に実施する。
- いじめや不登校等の教育に関する子どもの悩みについては、学校のみならず市総合教育センターにおいても、来所相談、電話相談、訪問相談を通して、本人・保護者の気持ちに寄り添い支援に努める。

(2) 学校内における個別支援の充実

- 自分の学級で過ごすことが難しい児童生徒が学校内で安心して学習や生活できる居場所づくりに努める。
- 不登校児童生徒一人一人の状態を捉え、個別支援を充実させるために、各学校に教育相談員を配置する等、支援体制の充実に努める。

3 方向性3 様々な居場所づくり【多様な支援体制】

(1) 学校内の支援

- 各学校に校内教育支援センター(校内適応指導教室)を設置し、児童生徒一人ひとりが自分のペースで学習や生活ができるように、教育相談員の配置や教職員との連携により、その支援の充実を図る。

(2) 学校外の支援

- 適応指導教室「フレンドあいあい」を運営し、学校へ通うことが難しい児童生徒が、社会的自立や学校復帰に向け自分のペースで過ごすことができる居場所づくりに努める。
- 市総合教育センターでは、児童生徒の教育に関する悩みや不安を持つ保護者からの電話相談、来所相談、訪問相談等に心理士や教育相談員が寄り添った支援を実施する。また、市内の公民館等を利用して、同じ悩みを持つ保護者の交流会や児童・生徒、保護者へ向け個別相談を行う。

(3) ICT を活用した学習支援

- 校内教育支援センター(校内適応指導教室)や適応指導教室「フレンドあいあい」、フリースクール等の民間施設で過ごす児童生徒や自宅から外出することは難しいが自宅で学習に取り組む意欲をもった児童生徒の学びの機会を保障するため、ICT を活用した学習支援を推進する。また、ICT を活用した学習について、学習への取り組み状況などの一定の要件を満たした上で、校長の判断により、指導要録上の出席扱いとする。

(4) フリースクールなどの民間施設等の連携

- フリースクールなどの民間施設等で学習や生活を行う児童生徒の支援については、学校、保護者、民間施設等と連携を図り、取り組んでいく。また、学習への取り組み状況などの一定の要件を満たした上で、校長の判断により、指導要録上の出席扱いとする。

(5) 新たな学びの場となる「学びの多様化学校」の設置

- 不登校児童生徒の個々の実態に配慮した教育を実施するために、柔軟な教育課程を編成することができる「学びの多様化学校(不登校特例校)」を市内に設置し、新たな学習の機会として支援する。

議 案 第 12 号

(仮称)新総合教育センター再整備基本構想の策定について

(仮称)新総合教育センター再整備基本構想を別記のように策定する。

令和7年2月12日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

パブリックコメントの結果を受けて(仮称)新総合教育センター再整備基本構想を策定するものである。

（仮称）新総合教育センター再整備基本構想（案）へ頂いたパブリックコメントと市の考え方

1. 結果の概要

- （１）パブリックコメント実施期間： 令和６年１２月１日（日）～令和６年１２月２７日（金）
- （２）意見提出者数： ４人
- （３）意見件数： １１件

2. 意見と市の考え方

No.	意見	市の考え
1	文教センターの中枢、習志野市の教育の中心「シンクタンク」としての機能の一層充実を期待します。 複合化で、その存在感が薄まらないように再整備を進めてほしい。	教育のシンクタンクとして明確にするため、ご意見を踏まえ「専門性の高い教育を推進するための先端技術の導入や、根拠に基づいた先導的な学習支援を目指した研究を推進していきます。」から「教育を取り巻く環境が大きく変わる中、教育に係る情報の収集・分析を行い、質の高い教育を推進するための先端技術の導入や、根拠に基づいた先導的な学習支援を目指した研究を推進し、シンクタンク機能の強化を図ります。」と文言を改めました。 なお、基本構想12ページ「（２）総合教育センター／【機能】」に記載のとおり、総合教育センターの主たる機能である、教育分野における調査研究は再整備後も継続して取り組めます。
2	1. 多機能化・複合化の施設 （１）共通 【機能】 ・小学校・中学校・東部体育館に隣接し、東部地域の防災拠点として活用を検討していただきたい。	東習志野地区文教ゾーン全体で防災機能のあり方を総合的に検討して参ります。
3	【施設整備】 ①バリアフリー・多目的トイレ ・多機能（オストメイト・オムツ替えなどにも対応した）明るい・暖かいトイレの設置を検討していただきたい。	誰もが使いやすい施設となるようバリアフリー化を図るため、ご意見を踏まえ、バリアフリートイレの設置を追記しました。
4	（４）公民館・コミュニティセンター 【施設整備】 ②和室 ・現在の各施設の稼働状況がわかりませんが、これまでのように年間を通して定期的に使用可能か心配です。	再整備後の新しい施設は基本構想4ページ「3. 基本方針」に記載のとおり、財政負担の軽減を図るため、施設機能の総量を圧縮する予定です。 一方で、18ページ「（４）公民館・コミュニティセンター／【施設整備】」にあるように、これまで活動していた団体が不備なく活動できる部屋数の確保について検討します。
5	2. 屋外スペース 3. 駐車場・駐輪場 ・電気自動車充電設備の設置を検討いただきたい。	電気自動車充電設備につきましては、市民の需要を検討の上、設置の必要性について検討します。 施設設備の詳細については令和７年度以降に関係部署と協議の上、検討を重ねる予定です。
6	・まず、新総合教育センター再整備と基本コンセプトについては大賛成です ・教育と情報化の強化というコンセプトもあるので、情報化の観点でもWi-Fiは必須だと思います ・ブラッツ習志野にあるようなこどもスペースの設置は強く希望します 夕方以降は若者スペースに変わる点も賛同します ・無料で使える屋内公園のような位置づけの部屋がたくさん欲しい （幼児がはしゃげる部屋、小学生が遊べる屋内遊具がある部屋、中学生が集まれる量の部屋、など）	基本構想18ページ「（４）公民館・コミュニティセンター／【施設整備】／④こども・若者スペース」に記載のとおり、こどもスペースや若者が学習やワーキングスペースとして利用できる居場所としての活用を検討しており、特に、こどもスペースについては屋内外共に子育て世代が気軽に利用できる環境を検討しています。 一方で、新たな施設の諸室については基本方針に示すとおり、保有総量の圧縮を予定しており、かつ基本構想11ページ「（１）共通／【機能】」に記載のとおり総合教育センター、公民館・コミュニティセンターの現行の機能を共有しつつ、合理的な運用を目指しています。 このため、屋内公園のような位置づけの部屋を複数設ける検討はしておりません。また、防音設備のある部屋や、舞台（格納可）、鏡張りの壁面を持つ部屋等の設置を検討しており、学習だけでなくさまざまな活動をあらゆる世代の方々が実現できることも目指しています。
7	・ボランティアや団体が、一日や時間単位で使える部屋とテナント的に中長期的に入れる部屋とを分けてエリアを作ってほしい。 （人が集まるとエネルギーを消費するので、売店や軽食店などで運営を継続できる仕組みの確立）	現在の総合教育センター、公民館・コミュニティーセンターにおいて、諸室に時間単位で空きが出ることはあっても、中長期的に部屋の空きが発生することはないことから、新たな施設においてもテナントとして諸室を確保するのではなく、予約による貸し出しで考えております。 なお、基本構想17ページ「（３）図書館／【施設設備】」に記載のとおり図書館で活動するボランティア用のボランティアルームや、基本構想12ページ「（１）共通／【施設整備】」に記載のとおり施設利用者及び地域住民が気軽に利用することができる飲食スペースの設置は検討します。
8	総合教育センター等、東習志野地区の施設を利用したことはありませんが、ブラッツを使用する者として意見を述べさせていただきます。 1. ブラッツでの不評 ・使用料が高い ・サークル備品預かり庫の使用料が高い ・個人使用の自由度がない ・室内環境において、エアコンの汚れが酷過ぎて不快 ・子どもスペースでの飲食が不可なので遊ばせられない、又は遊ぶものが少ない ・防音の部屋が複数必要(音楽・歌用と体操・ダンス用) ・北館に更衣室がない ・勉強するスペースが少ない ・蔵書が少ない など、細かいことは他にもありますが、以上の件はよく聞きます。その辺を参考にさせていただければいいかと思います。	施設設備の詳細については、令和７年度以降に関係部署と協議の上、検討を重ねる予定です。（仮称）新総合教育センターにつきましては、ブラッツ習志野のような公民館・コミュニティセンターや図書館機能に加えて、総合教育センターとしての機能を併せ持つ複合化施設となります。 現行の利用者である地域住民や教職員・児童生徒やその保護者に加えて、新たな利用者にとっての学びや交流の拠点となることを目指しています。このため、本基本構想（案）の策定にあたっては、まず地域住民や利用者の方々へのアンケート調査を実施し（基本構想（案）後半の参考資料参照）、その結果を踏まえた内容を記載しました。 事前アンケートでは特にWi-Fi、学習室、こどもスペースの新設についての要望が最も高かったことから、それらは必須項目とし、防音設備のある部屋、その他の要望については今後検討を重ねる予定です。
9	2. 新総合教育センターについて ・ブラッツ同様、複合化されるということは住民にとっては不便(特に高齢者)です。 一極集中するため、駐車場もトイレも自習室も何もかも数が必要。 不便なところにさらに不便では何も意味がないです。 ・周辺の道路も渋滞が予想されるので整備が必要です。駐車場も入り口を複数にして渋滞緩和をさせ、 バスも無料バスの本数を充実させて高齢者が来やすくするべきです。 (一年間は統計を取るために赤字覚悟で！)	周辺の交通については基本構想19ページ「4. 施設までのアクセス」にあるとおり、アクセスのメイン道路となる文教通りの拡張を求める声もありますが、通学路としての安全性を最優先に地域住民の意向も踏まえて検討を進めます。 また、新しい施設への東習志野・実籾地域バス（愛称：ナラシド♪バス）の乗り入れに向けた運行ルートの延伸や新たなルートの設定については、現行の利用者にとっての速達性の低下や既存ダイヤの減便による利便性の低下が懸念されるなどの多くの課題があることから、施設利用者の導線を含めて様々な視点での検討が必要と考えています。
10	・ランチやお茶ができる場所が必要です。館内はお茶しながら話せるスペースが何か所かあって、外にカフェやレストラン(気軽に飲食できる値段のもの)が目玉になるレストランなどがあるとそれを目的として来る方もいると思われます。	飲食スペース等の設置については、施設利用者及び地域住民も気軽に利用することができるスペースの設置を検討します。
11	・使用料は今までとあまり変わらないようにした方がいいと思われます。離れます。 以上、大まかに書きましたが、基本は市民のためのものであり、営利目的にしてはならないという事だけは堅守してほしいです。	習志野市では「習志野市使用料・手数料の単価の積算基準」という市の全体方針に基づき、施設を維持するためにかかる経費を施設利用者に負担していただくという受益者負担の考え方のもと、施設の維持に係る経費を施設の最大利用回数で割った金額を基に施設使用料を定めております。公民館等の場合は、経費全体のうち、2分の1を税金で負担し、2分の1を受益者が負担することとなっており、基本的には当該積算基準に基づき、原価計算を行うことや現行料金の1.5倍の額を上限とすること等を基本とし、適正な受益者負担について検討します。

(仮称)新総合教育センター再整備基本構想
(案)

令和7年〇月

習志野市教育委員会

●●● 目 次 ●●●

基本構想策定の経緯	2
I. (仮称)新総合教育センターの整備方針	3
1. 基本理念	3
2. (仮称)新総合教育センター基本コンセプト	3
(1) 多目的利用・多世代交流の促進・地域コミュニティの拠点	3
(2) 教育と情報化の強化	3
(3) 文化活動の支援	3
3. 基本方針	4
(1) 設置機能	4
(2) 整備予定地	5
(3) 再整備方法	5
(4) 市民交流・民間施設	5
II. 総合教育センター及び周辺施設の現状	6
1. 現状・地積	6
2. 多機能化・複合化対象施設の概要	7
(1) 総合教育センター	7
(2) 東習志野図書館	8
(3) 実花公民館	9
(4) 東習志野コミュニティセンター	10
III. 対象施設が持つ機能及び施設整備の基本的な方向性	11
1. 多機能化・複合化の施設	11
(1) 共通	11
(2) 総合教育センター	12
(3) 図書館	16
(4) 公民館・コミュニティセンター	17
2. 屋外スペース	19
3. 駐車場・駐輪場	19
4. 施設までのアクセス	19
5. 文化財展示室及び文化財保存室	19
6. その他	20
IV. 施設利用者及び地域住民等のニーズの把握	21
1. 施設利用者・地域住民等のニーズ把握方法	21
(1) 施設利用者の意見聴取	21
(2) 地域住民の意見聴取	21
(3) 市立小・中学校からの要望事項等	21
V. 事業スケジュールの検討	22
【後掲】参考資料一覧	

基本構想策定の経緯

総合教育センターは、昭和50年に習志野市視聴覚センター・習志野市教育研究所として開設し、以降、教員の研修、情報教育の推進、教育相談活動の充実等、本市の教育の質の向上に大きな役割を果たしてきました。

そのような中、施設開設から50年目を迎え、施設・設備の老朽化が進む一方で、教育を取り巻く環境は、少子化や核家族化、ICT(情報通信技術)の進展、不登校の増加など、急激に変化しており、総合教育センターに求められる役割も年々増大しています。

市の第2次公共建築物再生計画(2020~2037年度)では、周辺施設と複合化して建て替えし、2029年度から3ヶ年にかけて工事を行うこととしておりましたが、施設・設備の老朽化が著しく、また多様化する教育ニーズに対応するためには、早急な対策が必要と判断し、同計画の中間見直しにおいて2026年度を開始年度とする第3次公共建築物再生計画期間中の前倒し実施を検討することとしました。

(仮称)新総合教育センター再整備については、公共建築物再生計画の基本方針の1つである「公共建築物の多機能化・複合化」に基づき、東習志野・実花地区における公共施設である東習志野図書館、実花公民館、東習志野コミュニティセンターとの複合化により、早期の再整備を目指すこととし、令和5年10月に「総合教育センター再整備に向けた基本方針」を策定いたしました。

この方針を受け、今後60年を見据え、教育委員会内に「総合教育センター再整備基本構想策定検討委員会」を設置し、真に必要な施設機能を利用者、地域住民の意見も踏まえ再構築すると共に、多機能化・複合化による再整備について協議、検討し、「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」を策定いたしました。

I. (仮称)新総合教育センターの整備方針

1. 基本理念

基本理念 人と人がつながる学びの情報交流基地
～教育・文化・地域を育むために～

(仮称)新総合教育センターは、地域住民、また、教職員が平等に知識と文化にアクセスできる場を提供し、学習や自己啓発を支援します。これにより、地域全体の文化的な豊かさと知識水準、教育の質を向上させることを目指します。

また、地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設を目指します。その際、地域住民が継続的に学び続けられる機会を提供します。さらには、ICT化¹が進む現代において、インターネットやデジタルリソース²へのアクセスを支援することで、地域住民が必要な情報にアクセスできるようにし、情報の交流基地としての役割を果たしていきます。

本計画においては、教育、地域の取組、子育て支援といった様々な施設機能を複合化するとともに、教育と文化と地域のコラボレーションによる「新たな学び」の創出を目指していきます。

2. (仮称)新総合教育センター基本コンセプト

(1) 多目的利用・多世代交流の促進・地域コミュニティの拠点

複数の施設を集約し様々な目的に対応できるようにすることで、多様な世代が利用できる場を提供し、交流の促進を図る。また、地域住民が気軽に集える場の提供を行う。

(2) 教育と情報化の強化

総合教育センターの研究のデジタルリソースや図書館の蔵書を活用し、総合教育センターの研究プログラムと連携して、学習の場を提供する。これにより、教職員だけでなく、地域社会の知識の向上や学習支援を効果的に行う。

(3) 文化活動の支援

地域の文化的豊かさを育むため、文化活動や芸術活動等を支援するためのスペースの提供を行う。

¹ コンピュータやインターネットを通じてアクセスできる情報ツールやコンテンツ（ウェブサイト、デジタルメディア、電子書籍、オンライン予約、ソフトウェア、クラウドストレージ等）のこと。

² インターネットを活用してコミュニケーションを円滑にし、サービスの質の向上をする取り組みのこと。

3. 基本方針

再整備に向けての基本方針は次のとおりとします。

○平成27年に改訂された「習志野市都市マスタープラン」において、実花・東習志野・実籾・新栄地域区のまちづくりのテーマは、「文教・産業と豊かな自然が調和したまち」と示されている。そこで、総合教育センターの再整備については、本テーマに則り、東習志野こども園、東習志野小学校、第四中学校と隣接する文教ゾーンの中で、習志野市の学びの拠点と位置づけて実施する。

○総合教育センターは、特別支援教育・教育相談の充実や適応指導教室での指導により、いじめ・不登校、虐待等の未然防止・解消を目指す活動や教職員の資質・指導力向上を図るための研修、情報教育の推進に取り組んでいる。再整備にあたっては、これらの機能を継承することを基本とする。

○施設・設備の老朽化等の課題や教育に対するニーズの変化に対応するため、早期の再整備を目指し、総合教育センターを建て替えることとする。建て替えにあたっては、再生計画の基本的な考え方を継承するとともに、本市の教育目標である「未来をひらく教育の推進」、「生涯にわたる学びの推進」を実現するため、東習志野図書館・東習志野コミュニティセンター、実花公民館との多機能化・複合化を図り、真に必要な施設機能を再構築し、総量を圧縮する中で、財政負担の軽減を図る。

(1) 設置機能

現状の利用状況や今後の利用見込みを踏まえ、設置を検討する主な機能は以下のとおりとします。

①総合教育センター機能

研修室(会議室)、メディアルーム、教育相談関係諸室(来所相談・電話相談対応・控室・検査室)、適応指導教室「フレンドあいあい」、調査研究・研修資料・ICT機器・視聴覚機材等の保管庫、所員室・相談員室

②図書館機能

閲覧室、ブラウジングコーナー(雑誌・新聞配架閲覧コーナー)、おはなし室、情報コーナー(インターネット検索)、保存書庫、ブックポスト、学習室、ボランティアルーム、事務室、倉庫、習志野教科書センター

③公民館・コミュニティセンター機能

集会室、講義室、和室、防音音楽室、調理室、こどもスペース、倉庫、サークル備品庫、展示スペースも兼ねたロビー

④エントランスラウンジ機能

テーブル、ソファ(ベンチ)、情報コーナー、飲食スペース

(2) 整備予定地

新たな施設は、現在の総合教育センター敷地内にある旧プラネタリウム館の建物を解体し、整備いたします。



(3) 再整備方法

新たな施設の整備にあたっては、施設の適正な機能の確保、配置及び効率的な管理運営を行っていく必要があります。

また、既存施設である総合教育センターは、教員の研修会場、教育相談施設があり、運営を休止することができません。

従って、以下のとおりの整備方法をもって事業を推進することとします。

- 設置機能を、再整備された総合教育センターに備えなければならないが、多機能化を行い、保有総量を圧縮して再整備を実施する。
- 総合教育センターに隣接する旧プラネタリウム館と駐車場に複合施設として建て替えてから機能を移し、切れ目なく運営をする。老朽化している現建物は解体し、解体後の敷地は利用者の駐車スペースのほか、適応指導教室の活動における利用、近隣施設と連携しながら地域における利用等に活用する。

(4) 市民交流・民間施設

- 施設を利用する市民の活動場所及び交流スペース(ラウンジ)
- 施設利用者や地域住民が利用できる飲食スペース

Ⅱ. 総合教育センター及び周辺施設の現状

Ⅰ. 現状・地積



東習志野3丁目

地番	登記地目	現況地目	登記地積(㎡)	現況地積(㎡)	
340 番 6	宅地	学校用地	47,597.48 (6,589.5)	47,597.48 (6,589.5)	第四中学校＋ 総合教育センター () は総セ部分
384 番 13	宅地	宅地	1,301.74	1,301.74	東習志野図書館 コミュニティセンター

2. 多機能化・複合化対象施設の概要

(1) 総合教育センター

○建物概要（公有管理財産建物明細台帳より）

・延床面積	4,041.492 m ²
・構造	鉄筋コンクリート造
・建設当時の工事費	400,140,000 円
・開設年月日	昭和 50 年 3 月



○施設の管理者

・市直営

○施設の設置目的

・教習所・養成所・調査研究

○施設設置の根拠法

・習志野市教育機関設置及び管理に関する条例

○業務内容

・教育に関する調査研究、教職員の研修、情報教育の推進、教育相談活動の充実、適応指導教室、科学教育の推進、情報教育機器および施設の貸し出し 等

○施設の開所日時

・開所日 原則 月曜日から金曜日

・開所時間 8:30から17:00

○対象者・利用者数・職員数

・対象者 教職員・児童生徒・保護者・市民

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
稼働割合	77.5%	79.8%	90.1%	84.4%	94.8%	99.2%	100.0%	83.2
（稼働日数）	203	202	237	257	237	246	247	256
利用者数	26,726	25,159	27,459	23,191	7,983	8,529	13,107	9,761
（学校教育）	19,894	19,902	21,111	18,205	4,220	4,558	8,620	9,470
（社会教育）	1,852	600	678	219	30	221	242	291
（その他）	416	0	360	211	0	7	9	0
（相談）	4,190	4,188	4,715	3,492	2,914	2,680	3,192	4,451
（適応指導教室）	374	469	595	1,064	819	1,063	1,044	1,627

※相談は、来所相談、電話相談、青少年テレホン相談、訪問相談の延べ件数

(2) 東習志野図書館

○建物概要(公有管理財産建物明細台帳より)

※東習志野コミュニティセンター内

- ・延床面積 410.64 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・開設年月日 昭和 57 年 7 月



○施設の管理者

・指定管理者:株式会社図書館流通センター

(指定管理期間:令和4年4月1日～令和9年3月31日)

○施設の設置目的

・図書館法に基づき、図書、記録その他必要な資料を收集整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

○施設設置の根拠法

・図書館法、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例

○業務内容

・図書、記録その他の必要な資料の収集、整理、保管、貸出
読書会、講演会、研究会及び資料展示会等の開催 等

○施設の開館日時

・開館日 原則 火曜日から日曜日

・開館時間 9:00から17:00

※土曜日は、9:00から19:00

○利用状況

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
貸出冊数(冊)	137,281	131,414	132,168	123,203	102,285	119,442	116,293	114,161
貸出延人数(人)	40,350	39,033	40,382	38,516	32,003	38,417	38,005	36,514

(3) 実花公民館

○建物概要(公有管理財産建物明細台帳より)

※実花小学校内

- ・延床面積 581.90 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・開設年月日 昭和 54 年 7 月



○施設の管理者

- ・指定管理者:株式会社オーエンス

(指定管理期間:令和3年4月1日~令和8年3月31日)

○施設の設置目的

- ・実際に生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○施設設置の根拠法

- ・社会教育法、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例

○業務内容

- ・施設の管理運営、定期講座の開設
討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催、諸室の貸出 等

○施設の開館日時

- ・開館日 原則 火曜日から日曜日
- ・開館時間 9:00から21:00

○利用状況

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間延利用人数(人)	31,611	29,610	28,292	25,560	12,840	13,017	18,260	19,022

(4) 東習志野コミュニティセンター

○建物概要(公有管理財産建物明細台帳より)

- ・延床面積 1,467.42 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・開設年月日 昭和 57 年 7 月



○施設の管理者

- ・指定管理者: ナンシンワコーグループ

(指定管理期間: 令和4年4月1日～令和9年3月31日)

○施設の設置目的

- ・地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を図る。

○施設設置の根拠法

- ・習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

○業務内容

- ・施設の管理運営、諸室の貸出、講座等の開催 等

○施設の開館日時

- ・開館日 原則 火曜日から日曜日
- ・開館時間 9:00から21:00

○利用状況

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間延利用人数(人)	65,835	75,954	69,316	57,626	17,750	27,084	39,272	45,433

Ⅲ. 対象施設が持つ機能及び施設整備の基本的な方向性

基本コンセプトを基に新たな施設に求められる機能及び施設整備については、以下のとおりとします。

Ⅰ. 多機能化・複合化の施設

(Ⅰ) 共 通

【機 能】

- ①ICT環境を活用し学校教育、生涯学習、地域活動の更なる充実を図ります。
- ②乳幼児から高齢者まであらゆる世代が集い、地域住民相互の交流の場として賑わいのある施設をめざします。
- ③子育て世代、高齢者、障がいのある方など多様な利用者に配慮し、すべての人が利用しやすい施設をめざします。
- ④隣接する小・中学校との連携がしやすい施設を検討します。
- ⑤諸室は、総合教育センター、公民館・コミュニティセンター機能と共用とし、施設の合理的な運用を行います。
- ⑥地震や風水害による災害時の避難所としての運用や防災拠点として活用できるよう施設内のスペースの確保及び倉庫の設置を検討します。
- ⑦通勤・通学途中でも、利用しやすい開館時間、開館方法を検討します。

【施設整備】

①バリアフリー

- ・誰もが使いやすい施設となるよう、バリアフリー化を図り、備品類の軽量化や、移動しやすい机、**バリアフリースイットイレ**等の導入を検討します。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れたわかりやすい施設配置図や各諸室の案内標示に加え、月間の予定、イベント内容等が掲示できるよう検討します。

②動 線

- ・教育相談及び適応指導教室への出入口は、人との関わりや集団に対する不適応を示す児童生徒等に配慮し、複合施設利用者の動線とは異なる単独のものとしします。
- ・音楽・ダンスなどの音を出すことを前提とした空間と、図書館などの静寂を求める空間との分けや、創作活動との運用上の分けの検討を含め、それぞれの利用者の動線を工夫します。

③ロビー

- ・複合施設として、それぞれの施設の利用者が他の施設の活動を自然と目にでき、関心を持たせることで、利用に結び付けるように空間を形成します。
- ・地域住民が気軽に集える休憩スペースを設置します。

- ・幼稚園・保育所・こども園の幼児、小中学校の児童生徒、公民館サークル等による作品展示やイベントが開催できるスペースを設けます。また、施設全体の廊下や壁面に作品の掛けやすさを考慮した設備を配置し、訪れた人が幅広い世代の作品に触れることができる施設になるよう検討します。
- ・パネルスクリーンやパンフレットスタンドを複数配置した掲示コーナーを設け、イベント情報や行政情報の掲示等に使用します。
- ・救護・災害対応スペース（担架等の救急用具、災害対応用具、具合の悪い方への休息スペース）を設けます。

④子育て世代への配慮

- ・子育て世代が安心して利用できる授乳スペース・オムツ替えスペースを整備します。

⑤飲食スペース

- ・施設利用者に加え、近隣施設利用者及び地域住民も気軽に利用することができる飲食スペース等の設置を検討します。

⑥防犯カメラ

- ・利用者が安心して施設を利用できるよう防犯カメラを設置します。

⑦環境への配慮

- ・地球温暖化防止やエネルギー使用合理化等の観点から環境に配慮した施設の整備を検討します。

⑧Wi-Fi 環境の充実

- ・教育関係の情報ネットワークに配慮したうえで、利用者の誰もが利用できる Wi-Fi 環境を整えます。

(2) 総合教育センター

【機能】

①調査研究

(先進的な研究の推進)

- ・教育を取り巻く環境が大きく変わる中、教育に係る情報の収集・分析を行い、質の高い教育を推進するための先端技術の導入や、根拠に基づいた先導的な学習支援を目指した研究を推進し、シンクタンク機能の強化を図ります。
- ・全国学力学習状況調査や児童生徒のタブレット使用状況、ドリルの活用状況などを分析し、学習状況の把握や今後、目指すべき教育の方向性の検証を行います。また、集まった学習履歴や研究等の集積情報を最大限に活用した教材の選択、開発といった、効率的な学力向上プログラムの提供を行います。

(教育DX(デジタルトランスフォーメーション)機能)

- ・校務のデジタル化による教職員の業務の軽減と効率化の推進を図るとともに、教育活動の質の改善を目指して、総合的な教育支援システムの構築に取り組みます。
- ・教科内容のより深い理解を促すために、ICTを活用した学習活動を計画的に実施し、子どもの個別最適な学び・協働的な学びを実現するデジタル教育の推進を目指します。

②研 修

(人材育成)

- ・通常の学習指導に加え、個別最適な学びや協働的な学びにつながる、連続性のある学びを積み上げる研修の構築を目指して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した研修の充実を目指します。
- ・多種多様な時代の変化に対応するためには、柔軟な思考と経験、課題解決のための専門的な知識や経験が求められます。そのため、次世代を見据え先端技術であるAI等を活用した学びや、教職員のICT活用能力の向上を図る研修の充実を目指します。

(学びの場の多様化)

- ・教職員の研修については、教職員の負担軽減・研修管理の効率化の観点からオンライン等で行えるものを精査し、研修の在り方改革を行います。Wi-Fi 環境を含めて、専用の配信ができるよう、環境の整備を行います。

③教育相談

(教育相談(来所相談・電話相談・訪問相談・メール相談))

- ・多種多様な相談に対応できる相談専門チームの体制を築き、相談者一人ひとりに寄り添った教育相談を行います。また、さらなる充実を目指し、AI等を活用した教育相談の在り方も研究していきます。
- ・誰一人取り残さない不登校支援の充実のために、家庭と学校をつなぐプラットフォームとしての機能を十分に発揮し、子どもの居場所の確保のために、安心して過ごすことができる学びの場について相談していきます。
- ・教育相談をより進めていくために、子どものアセスメントを確実に行っていきます。そのために、活動する子どもの様子を観察できる機能を持ったプレイルームを整備したり、話している声が漏れないよう防音性の高い部屋にしたりと、相談設備を整えていきます。

(特別支援教育相談(就学相談含))

- ・専門的な観点から相談を行い、相談を重ねる中で子どもの適正就学を目指した就学相談を行います。
- ・子どもの発達の偏りや遅れ、保護者の悩み相談を進め、家庭や学校で行うことができる支援の在り方等についても提案をしていきます。

- ・適宜発達検査を実施し、相談だけではわからない内面のアセスメントを行います。検査時には周囲を気にせずに集中でき、視聴覚に刺激が入らない部屋で検査が行えるようにします。

(適応指導教室)

- ・不登校の子どもの集団生活への適応や、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を目指し、子どもが無理なく自立できるよう学びの場を提供していきます。
- ・子どもや保護者、対応する教職員に対しての心の支えとなる相談や研修会を企画し、一人ひとりに寄り添った不登校支援対策を講じていきます。

【施設整備】

①研修室(会議室)

(発表・視聴機能の充実)

- ・大型モニターの設置などICT環境を充実させ、プレゼンテーションしやすい環境を整えます。
- ・集団研修、グループワーク、プレゼンテーションなど研修用途に沿ったレイアウト変更を可能とする椅子や机などを配備します。
- ・わくわく学びランドなどの映像学習に対応するため、講演会や映像の視聴にも対応できるホールの機能を検討します。
- ・研修講師の控室等としての機能を兼ね備えた部屋を整備します。

②メディアルーム

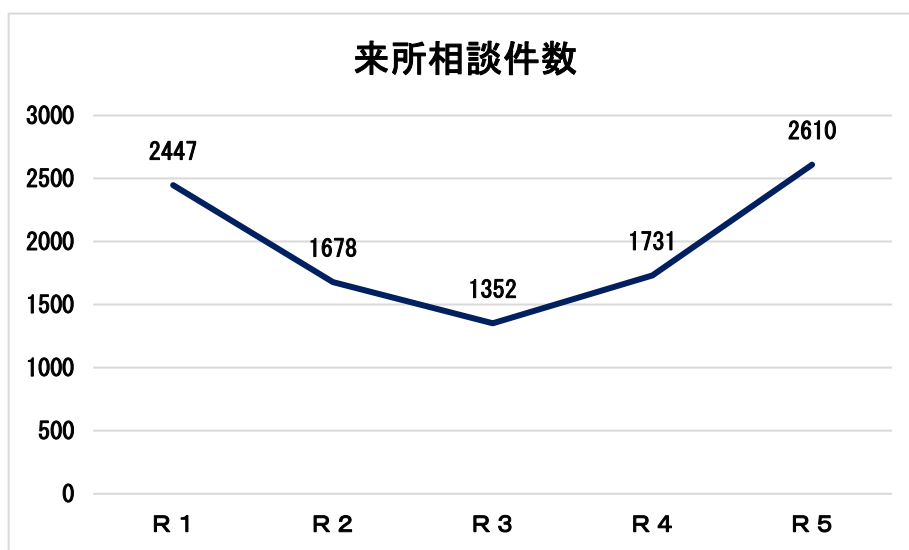
- ・撮影機材・通信設備及び環境を整え、会議や研修の内容によって、オンデマンド型に加え、ライブ配信機能を備えたICT管理スタジオを整備し、教職員が勤務場所を離れずにオンラインでの研修に参加できるようにします。
- ・児童生徒タブレット端末や校務用パソコン等のメンテナンス機能としての部屋を整備します。

(イメージ図)



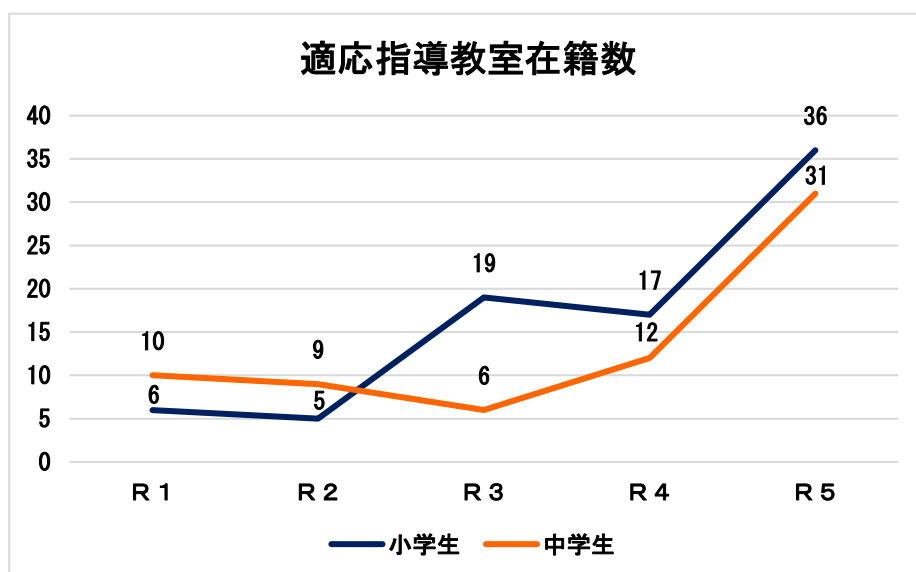
③教育相談関係諸室（来所相談・電話相談・控室・検査室）

- ・年々増加する教育相談に対応するため、保護者との相談室を3部屋整備します。また、来所相談は、基本的に保護者への教育相談と子どもへのプレイセラピーを同時並行で行うため、相談室と同数のプレイルームを整備します。
- ・プレイセラピーを行うプレイルームの一室には、ワンウェイミラーの設置、箱庭、録音機能、防音に配慮した整備、特定の相談室から様子を伺うことができるようにする機能の整備を検討します。
- ・子どもの就学に関する発達検査を行う検査室を整備します。検査室は、子どもの気が散らないようにするための検査の机・椅子、冷暖房設備以外の装飾が全くない部屋で、防音機能も整備します。
- ・相談者のプライバシーを守るための防音設備と落ち着いた控室(待合室)を整備します。



④適応指導教室「フレンドあいあい」

- ・学習指導を行う部屋とグループ活動や創作活動、軽い運動ができる部屋を整備します。



⑤調査研究・研修資料・ICT機器・視聴覚機材等の保管庫

- ・これまで蓄積された研究資料や県内の教育施設の資料等の保管管理、ICT機器や視聴覚機材等の保管及び作業を行うため必要とする保管庫を整備します。

⑥所員室・相談員室

- ・相談業務の内容には、学校に関する相談もあり、学校関係者と連絡を頻繁に行っている所員室において相談業務を行うことで、相談者がかけづらくなるなど相談業務に支障が出る恐れがあることから、所員室と相談員室は、分けし整備します。

⑦習志野教科書センター

- ・習志野市立小・中・高等学校が使用している教科書について、一般市民にも関心を持ってもらうため、図書館内に教科書センターを設けます。

(3) 図書館

【機能】

①利用者と本の思いがけない出会い、発見の場とします

- ・書籍や雑誌に囲まれた空間で過ごすことは、知的好奇心を刺激し、思いがけない発見をもたらします。思わず本を手に取りたくなるような本の見せ方、展示の工夫をすることにより、資料の発見の場としての図書館作りに努めます。

②1冊の本を読み終えてしまえる居心地の良い空間の提供します

- ・余暇を過ごす場所として長時間滞在できるよう、居心地の良さなど快適性を重視し、くつろいで「本を読む」ことを楽しめる空間を整えます。

【施設整備】

安全で快適な施設となるよう、次のことに配慮します。

- ・室内環境（温度、湿度、空気の質、照明、採光、音等）を快適に保つようにします。
- ・直接採光はできる限り控え、天候や時間による室内の明るさの変化を抑え、照明は長時間の読書でも目が疲れないようにします。
- ・窓は室内が過度に閉鎖的な印象を与えないよう適度に設置するとともに、のぞき等、近隣の住宅や学校に迷惑をかけないように配慮します。
- ・入口や各コーナー、設備への配置がわかりやすく、利用者と職員の会話が生じるカウンター周辺、ざわめきが生じる児童コーナー、利用者同士の会話があるブラウジング、静かに読書を楽しむ閲覧スペース等、利用者や職員の動線が交わらないようにします。

①閲覧室

- ・閲覧室には、サービスカウンター（案内、貸出・返却）、登録・相談カウンター（利用登録、資料相談、予約受付、書庫請求）、児童向け閲覧スペース、こどもカウンター、おはなし室、ブラウジングコーナー

(雑誌・新聞配架閲覧コーナー)、ハンディキャップサービスコーナー、情報コーナー(インターネット閲覧端末)を設けます。

- ・図書館入口にはBDS(未手続持ち出し防止装置)を設置します。利用者はBDSゲートを通して館内を出入りし、貸出しは自動貸出機で行います。
- ・開放感を感じさせる開架フロアに、様々な形態の資料をわかりやすく、利用しやすく配置します。
- ・一般向けと児童向けに、時事や季節に関する資料を展示できるコーナーをそれぞれ複数箇所設けます。

②学習室

- ・持ち込みの資料やIC機器を使用できる学習スペースを設けます。
- ・学習席の形態は個人利用ができ、パソコン等も使用できるよう、照明、電源を備えたキャレルデスクとします。

③ボランティアルーム(ボランティア作業室、控室、用具置き場)

- ・図書館で活動するボランティアが作業や打合せ、交流を行う活動拠点となる設備とスペースの設置を検討します。

④事務室

- ・事務室・作業室では、図書館システムの端末を備え、事務作業の他、他図書館への移送資料の仕分けや保管、資料の装備、修理等を行います。

⑤書庫

- ・閲覧室にある図書の新鮮さを保つため、利用度の低くなった資料を別置き、また、資料的価値の高い資料を長く保存し、後世の市民の利用に供するため、十分な収納能力を有する保存書庫を設けます。

(4) 公民館・コミュニティセンター

【機能】

- ①人生の各段階に応じた社会教育活動と文化活動の支援を推進するとともに、その成果を発表する場を提供します。
- ②各世代の学習意欲を汲み取り、新たな利用者が増加するようなサービスを提供します。
- ③地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を図る場とします。
- ④地域や学校等と連携した多彩な活動を展開する場とします。
- ⑤地域のコミュニティ活動の推進に寄与する、地域住民のニーズを反映した企画事業を展開します。
- ⑥地域住民で組織される町会・自治会等の活動の支援を推進します。
- ⑦地域のサークル活動を行う団体の支援及び育成を行います。

【施設整備】

①集会室・講義室

(収容人数・可動式)

- ・サークル活動、音楽イベントや落語会等、これまで活動していた団体が不備なく活動できるとともに、地域の交流がより活発になるようにし、様々な活動に対応できるよう少人数から150人程度が収容できる部屋として、可動式の仕切りによって面積を変えることができる部屋とします。

(防音・ステージ)

- ・オーケストラ等の練習や音源を使用したダンス練習等に利用することができる仕様とするため、一定の防音性をもたせ、イベント開催時等に舞台として使用できる出し入れ可能な簡易ステージの設置を検討します。
- ・壁面を鏡張りにするなどダンス等で利用できる部屋を検討します。

②和 室

- ・一定の広さを求める利用から、8畳程度の利用まで、広さのニーズが分かれていることから、仕切りの設置等によりニーズに応じた利用を可能とするよう工夫します。
- ・和室を茶室としても使用できるよう、電気炉を使用する場合を考慮したコンセントの配置等について検討します。
- ・ヨガや体操等の運動のニーズも高いことから、壁面扉内に鏡を設置した和室を検討します。

③調理室

- ・調理台を現施設の現状の5台以上に設置できるよう検討します。また、講師用のテーブルや、ガス釜・ガスオーブンの設置を含め、レイアウトを検討します。

④こども・若者スペース

- ・子育て世代が気軽に使える施設になるよう、こどもスペースの設置を検討します。
- ・土間・縁側のような半屋外のスペースや座ったり寝そべったりできるカーペットのスペースなど、子育て世代が安心して過ごせるスペースの設置を検討します。
- ・17時以降は、若者スペースとして切り替え、学習やワーキングスペースとして利用できる安全安心な居場所としての活用を検討します。

⑤倉 庫

- ・利用団体の備品を保管できる倉庫を整備します。また、展示パネルなど縦横の物品の長さ大きさ・形状を考慮し、出し入れのしやすい配置等を検討していきます。

⑥事務室

- ・事務室窓口にて、利用案内、予約受付、講座受付、料金徴収等行うため、利用しやすい場所に設置し、窓口付近に券売機を設置します。

2. 屋外スペース

現在の総合教育センターの敷地は、ゆとりがあることから、屋外スペースも有効活用することとします。

- ・建物施設内のこどもスペースと連携した魅力あるスペースを検討します。
- ・雨天でも学校活動やイベント開催ができ、地域住民も利用できるスペースを検討します。
- ・屋外スペースと駐車場を一体的に活用することで、より大規模なイベント実施が可能となり地域住民も参加できる地域交流スペースとして賑わい創出の場の提供を検討します。

3. 駐車場・駐輪場

- ・複合化される施設の利用状況や新たに整備される施設機能を踏まえ、必要とする駐車・駐輪台数を確保することとし、収容台数等については、今後、検討することとします。
- ・音楽系イベントの実施時等にスムーズに楽器を搬出入できるよう、駐車場からのルートを検討していきます。
- ・図書館業務に配慮し、雨天時でも図書を濡らさずに積み下ろしができるよう建物と隣接した場所に必要とする屋根付きの専用駐車場を設けます。
- ・駐輪スペースは自転車用とバイク用に分け、利用者用駐輪場と別に職員の通勤用駐輪スペースを設けます。
- ・障がい者用、高齢者用の駐車スペースを設け、体にハンディキャップのある方も利用しやすくします。

4. 施設までのアクセス

- ・新施設までのアクセスのメインとなる文教通りについては、現状において狭隘な道路のため拡幅を求める声があります。一方で、近隣にある第四中学校及び東習志野小学校の通学路となっており、拡幅により児童生徒の安全性が損なわれる恐れもあります。文教通りのあり方については、児童生徒の安全性を最優先に地域住民の意向も踏まえ、今後、検討します。
- ・施設前の道路は、近隣施設である東部体育館利用者等も考慮し、大型バスが乗り入れできるよう広くすることを検討します。
- ・ナラシドバスは、路線バスと競合しない形でルート設定をしており、大きな目的としては、交通結節点となる駅（実籾駅、八千代台駅）へ時間をかけずに移動ができることを主眼としたものであります。このようなことから施設等への乗入れに向けた運行ルートの延伸や新たなルート設定については、速達性の低下や既存ダイヤの減便による利便性の低下が懸念され、利用者の減少、採算性の低下につながる恐れがあり、多くの課題があることから様々な視点での検討が必要となります。

5. (施設外)文化財展示室及び文化財保存室 ※実花公民館跡施設の活用

- ・総合教育センターの再整備に合わせ、実花公民館跡施設は歴史資料の専用展示室等としての活用を検討していきます。リノベーションについては、実花小学校の長寿命化改修工事に併せての実

施を想定しており、別途、構想を策定予定ですが、歴史資料に関する講座や、団体見学時の説明に使用する研修室を設置し、研修室の使用予定のない時は、一定程度、地域の方々の利用が可能となるよう検討していきます。

6. その他

- ・現在関係団体が使用している諸室の整備を検討します。

Ⅳ. 施設利用者及び地域住民等のニーズの把握

基本構想策定の基礎資料とするため、各施設及び施設利用者、関係団体、地域住民、学校関係者への意見聴取を行いました。

Ⅰ. 施設利用者・地域住民のニーズの把握方法

(Ⅰ) 施設利用者の意見聴取

○実花公民館

令和5年12月に実花公民館のサークル連絡協議会の役員会及び定例会で説明し、令和6年1月から協議会に所属する各団体に対し個別にヒアリングを実施。

(実施時期) 令和6年1月16日(火)から3月20日(水)

(対象) 15団体 101名

○東習志野コミュニティセンター

登録団体サークルを対象に説明会を開催。

(実施時期) 令和6年3月3日(日)10時

(対象) 16団体 20名

○東習志野図書館

来館者を対象にアンケートを実施。

(実施期間) 令和6年3月30日(土)～4月23日(火)

(回答者数) 24名

(Ⅱ) 地域住民の意見聴取

○アンケート実施

令和6年4月17日(水)から6月14日(金)の間、電子及び対象施設においてアンケートを実施。

(回答者数) 263名

○地域住民説明会

地域住民を対象に東習志野コミュニティセンター及び実花公民館で説明会を開催。

【東習志野コミュニティセンター】

開催日時	令和6年5月11日(土)10時	令和6年5月14日(火)19時
出席者数	11名	16名

【実花公民館】

開催日時	令和6年5月11日(土)13時30分	令和6年5月15日(水)19時
出席者数	11名	3名

(Ⅲ) 市立小・中学校からの要望事項等

市立小・中学校から「施設設備全般・研修機能・教育相談機能」に関する要望事項等について取りまとめを行った。

V. 事業スケジュールの検討(令和7年3月末時点)

(仮称)新総合教育センター再整備に向けたスケジュールは以下のとおりとします。

時 期	内 容
2024(令和6)年度	基本構想策定
2025(令和7)年度	基本計画策定
2026(令和8)年度～2027(令和9)年度	基本設計・実施設計
2028(令和10)年度～2029(令和11)年度	旧プラネタリウム館解体・複合施設建設
2030(令和12)年4月	複合施設開設
2030(令和12)年度	現総合教育センター解体・外構工事

参考資料一覧

参考資料1 「総合教育センター再整備及び実花公民館移転に関するヒアリング結果報告」

参考資料2 「東習志野図書館の建替えに関するアンケート」

参考資料3 「東習志野コミュニティセンターの複合化再整備に係る説明会に関する報告書」

参考資料4 「総合教育センター再整備にかかる地域住民アンケート結果」

参考資料5 「総合教育センター再整備にかかる地域住民アンケート内容(自由記載分)」

参考資料6 「総合教育センター再整備についての地域住民説明会意見内容」

参考資料7 「総合教育センター再整備に向けた市内各校からの要望事項等について」

総合教育センター再整備及び実花公民館移転に関するヒアリング結果報告

(令和 6 年 3 月 20 日現在)

Ⅰ.ヒアリング調査概要

【目的】

総合教育センター再整備及び実花公民館移転にあたり、現在施設にて毎月定期的に活動し、且つ公民館行事に協力いただいている、実花公民館サークル連絡協議会加盟団体から要望、意見等を聴取し、令和 6 年 10 月に予定する総合教育センター再整備基本構想策定の基礎資料とする。

【期間】

令和 6 年 1 月 16 日(火)～令和 6 年 3 月 20 日(水)

【場所】

実花公民館 集会室、講義室、児童室、和室

【方法】

対面により各団体 30 分から 1 時間程度個別にヒアリングを実施。

ヒアリング内容は、公民館の諸室の広さ、諸室に必要な機能、使用諸室以外に複合化施設として必要な機能の他、活動にあたっての要望、意見など。

【対象者】

15 団体 101 名

- ・アトリエたんぽぽ（親子絵画工作）
- ・アトリエみはな（油絵）
- ・松風会（茶道）
- ・一水会（俳句）
- ・書和会（書道）
- ・はとぼっぼ（童謡コーラス）
- ・健康体操（体操・健康管理）
- ・ヨガサークル（ヨガ）
- ・実花カメラサークル（写真）
- ・実花お琴サークル（お琴）
- ・ひまわりの会（料理）
- ・そば打ち実楽（そば打ち）
- ・リフレッシュヨガ（ヨガ）
- ・スマイルヨガ（ヨガ）
- ・おはなしパレット☆ミーとハナ（お話し会）

2.ヒアリング結果概要

(1) 公民館

① 諸室の広さ

1) 和室

- ・現在和室(50 m²)で活動しているが、5～6人であれば広さは十分である。10人程度に人数が増えるともう少し広い方がよい。(ヨガ)
- ・現在和室を5人で使用しており、広さはちょうどよい。(ヨガ)
- ・現在和室を使用している。10人程度で活動しており、もう少し広い方がよい。(ヨガ)
- ・現在和室を使用している。メンバーは12人であり、全員で使用すると少しせまい。(体操)
- ・現在和室を使用している。現在の広さは広すぎるので、8畳程度の広さがよい。8畳の部屋を作るのが難しいのであれば、8畳の広さに区切れるような仕切りを設置してほしい。多目的に使用できる。(茶道)
- ・東習志野コミュニティセンターに4畳半の和室があるが、サークルのメンバーで使用するには狭かった。

2) 調理室

- ・現在、調理室(40 m²)を使用している。10人で活動しており狭い。もう少し広い方がよい。(そば打ち)
- ・実花公民館の調理室は、他の公民館の調理室より狭いと感じている。
- ・8人で活動しており、調理室は少し狭いと感じている。(料理)
- ・夏休みの子ども向けの行事(房総巻き)は調理室が狭いため、講義室で行っている。子どもが十数人来る。

3) 講義室・集会室等

- ・現在講義室(51 m²)を9人で使用しており、広さは十分である。(書道)
- ・現在講義室を使用しており、打合せや写真の展示等で利用している。6～7人程度で活動しているが、部屋が広すぎる。現在の半分程度の広さでも問題ない。
- ・以前は集会室を使用していたが、現在は講義室を8人で使用しており、絵画、油絵の制作を行っている。部屋の広さは十分である。
- ・現在は講義室を9人で使用している。部屋の広さは十分である。(俳句)
- ・現在は講義室を8人(お琴7人、尺八1人)で使用している。部屋の広さは十分である。
- ・10家族28人で活動している。以前は講義室を使用していたが、現在は児童室(58 m²)で活動している。諸室の広さについては、活動内容によって必要な広さが変わってくるので、内容に合わせて選べるとよい。(親子絵画工作)
- ・32人で活動している。現在は集会室(99 m²)を使用している。パイプ椅子を並べている。諸室の広さについては特に問題なし。(童謡コーラス)
- ・現在は10人で活動しており、児童室を使用している。部屋の広さは十分である。普段の活動は、講義室より狭くても問題ない。発表の時はもう少し大きい部屋で、小さな舞台がある部屋がよい。発表で使用するのは年に1回である。(お話し会)

- ・プラッツの諸室は１部屋が狭いものもある。部屋の数が多ければいいというものではない。
- ・あまり広すぎても使用料が高くなる。

②諸室の機能

- ・ブレーメンの諸室は、壁を移動して間仕切りにすることができる。
- ・音楽室のように、音楽をかけて練習できる部屋があった方がよい。
- ・子どもがゆっくりできるスペース（絨毯やカーペット等）に合わせて、親が活動するスペースがあるとよい。
- ・現在は、活動時に床にマットを置いている。
- ・床は濡れたり汚れたりするので、絨毯よりは、床にウレタンマット等を敷く方がよい。
- ・フローリングがよい。
- ・床は現在の講義室のような床で問題ない。畳ではない方がよい。
- ・靴を脱ぐところがあるとよい。
- ・現在は靴を脱いで使用している。靴を脱いでも、土足でも、どちらでも構わない。
- ・網戸を設置してほしい。
- ・菊田公民館の講堂のような施設は造るのか。→（社教）プラッツの集会室程度の広さで、音漏れしないもの、イベント等ができるようなものの整備を考えている。
- ・舞台は整備するのか。可動式の出し入れができる舞台もある。
- ・現在、和室を舞台として集会室を客室として活用し、落語会を行っているが、そのようなスペースがあった方がよい。

③防音性・遮音性

- ・現在の和室は隣で音楽をかけていたり、ピアノを使用していたりすると音が漏れてくる。一定の防音性はあった方がよい。
- ・現在は、活動時に隣の部屋が使用されている機会があまりないので、音の問題はそれほどない。ただし、隣の部屋を使用している団体がいる時はガヤガヤ音が聞こえる。
- ・音楽をかけたり、大きな声を出したりすることもあるので、防音機能があった方がよい。現在は、活動時に隣の諸室を他団体が使用しているケースがあまりないので、音は気になっていない。
- ・現在は活動時に音楽をかけていないが、隣の諸室のピアノの音が聞こえてうるさい時があるので、防音性は必要である。
- ・現在の施設は２階の体育館の音がうるさい。
- ・天井（体育館）のバスケの音はかなり響くが、隣の諸室の音は特に問題なし。
- ・音については特に問題なし。
- ・他の諸室は隣の部屋でピアノをやっているとうるさいと感じた。
- ・音の問題について、自分たちは気になっていない。他の諸室に音が漏れていないか、他の団体から指摘されないかが気になる。今のところクレーム等はない。
- ・一定程度の防音性は必要である。周りを気にせず歌える環境にしてほしい。
- ・隣室等からの音漏れの問題は特になし。

- ・防音性は必要である。プラッツの諸室を使用していたが、移動式の壁が薄く音が遮断されないため、隣の部屋でダンス、歌、謡い、太鼓、楽器等の音が出ているとうるさかった。実糸コミュニティホールも同様である。
- ・俳句などの活動時に、隣の部屋を音の出る活動をする団体が使用しないよう考慮し、運用面を工夫してほしい。
- ・音を出す活動専用の部屋を造るなど、すみ分けをした方がよい。
- ・音の問題について、自分たちは気になっていない。そんなに大きな音ではない。お互い様である。現在まで特にクレーム等はない。
- ・防音性はあった方がよい。お話し会のリハーサルを行う時に、隣の部屋で楽器の音が鳴っていると活動に支障がある。
- ・プラッツは防音の部屋が3つある。少人数で利用できる防音室があった方がよい。
- ・プラッツの集会室はパネルの仕切りだが、活動時に隣で歌を歌っていたり、ダンスをしていたりするとかなり音が気になる。個室で分かれていた方がよい。完全な防音でなくてもよいが、一定の防音性はあった方がよい。
- ・パネルの仕切りは防音にならない。ダンス、歌、楽器を使用する団体が隣にいと活動ができない。

④和室

- ・活動は和室がよい。床は寒い。畳はクッション性があるので使いやすい。(ヨガ)
- ・くつを脱いで使用している。
- ・バリアフリーは現在特に問題なし。
- ・畳が必要である。和室がよい。(ヨガ)
- ・活動は和室がよい。以前はフローリングにマットを敷いて活動していた。現在は和室にタオルを敷いて活動している。(ヨガ)
- ・和室が必要である。もしくはクッション性のある床がよい。元々は集会室にマットレスを敷いて活動していたが、体に負担がかかっていた。現在はマットを使用していない。(体操)

⑤茶室

- ・出来れば茶室があるとよい。習志野市は公民館にきちんとした茶室が1つもない。
- ・サンロード5階の茶室を参考にしてほしい。
- ・炉の脇の壁面にコンセントを設置してほしい。コンセントまでの距離が長いと見栄えが悪い。
- ・炉の上部に釣り鉤を設置してほしい。
- ・床の間が必要である。簡素なものでもいいので、掛物ができてお花が置けるようにしてほしい。
- ・水屋を設置してほしい。
- ・お湯が沸かせるようにIHを設置してほしい。(ポータブルでもよい。)
- ・物置や押し入れが必要である。
- ・現在の炉は後から設置してもらったものである。畳の中に電気炉を設置してほしい。
- ・靴を脱いで上がるので下駄箱が必要である。現在の和室の入り口の造りはよい。

・お客様を呼んでお茶会ができるよう、最低限の設備がほしい。日本の伝統文化である茶道を伝える上で最低限のしつらえてあればよい。

⑥調理室

- ・調理室の中に手洗いや食器洗いができるよう水道設備を設けてほしい。現在は、調理室内に流しはあるが、手洗いは部屋の外の水道を使用している。
- ・現在は調理室の流しが3つしかない。他の公民館は5つ程度あるので、もう少し増やしてほしい。
- ・現在は調理室の流しが3つしかない。4つ程度は必要である。
- ・現在は調理台が3つしかない。4～5つ程度はほしい。20人程度で活動できる。今の調理台の数だと12人程度しか活動できず、サークルメンバーの増加につながらない。
- ・他の公民館のように正面に講師用のテーブルがないため、講師が教えられるような造りになっていない。プラッツの調理室はそのような造りになっている。
- ・船橋市薬円台の公民館の調理室は、テーブル、流し、電子レンジのセットが8つ程度ある。また、講師用のテーブル、スペースや、黒板等もある。
- ・講師用のテーブル等は1つあればよいのではないか。
- ・現在はガスオーブン、ガス釜が設置されていてとても良いので継続してほしい。
- ・ガス釜は現在2つ設置されている。米が早く炊けるので催物の時も良い。電気の炊飯器よりも良い。
- ・ガスオーブンをテーブルごとに設置してほしい。
- ・調理器具は基本的に公民館で用意されているものを使用している。
- ・調理室の中に道具や材料を置くための場所がほしい。
- ・ラップやビニール等を置くための荷物置き場が必要である。
- ・現在、冷蔵庫は2台あり。冷蔵庫に当日使用する食材を入れることは認められているが、保管のための使用は認められていない。コロナ前は保管のための使用が認められていた。少し緩和してほしい。粉や調味料は保管のために入れておいてもよいのではないか。
- ・現在、冷蔵庫は保管のための使用はできない。食中毒等の危険があるので仕方ないだろう。
- ・夏は暑く、冬は寒い。活動の5分前にならないと部屋に入れないので、事前にエアコンを稼働させてもらいたい。
- ・冷暖房は現在特に問題なし。夏は少し暑いと感じる。
- ・現在は下駄箱が部屋の中にあるので、外に設置した方がよい。出来れば土足のまま入ることが可能であるとよい。
- ・現在は靴を履き替えて入室している。履き替えに慣れたので今のままで問題ない。衛生的にもよいと思う。公民館で使用したスリッパも消毒してくれている。
- ・靴置き場が狭いので広くしてほしい。調理室の外に設置した方がよい。
- ・調理室は音の問題は特になし。お互い様である。
- ・食器棚は引き出し式の方がよい。扉式だと地震の際に危ない。

⑦備品

1) 鏡

- ・壁に鏡があった方がよい。ヨガ、ピラティスの活動をしている団体は必要。現在は和室にしか鏡が設置されていない。部屋の全面に鏡があった方がよい。
- ・部屋に鏡があった方がよい。部屋全面でなくてもよいが、片面は必要。
- ・鏡はあった方がよいが、なくても問題ない。
- ・鏡はなくてもよい。現在は使用していない。

2) 机・椅子

- ・以前は児童室を使用していたが、元々机が配置されており、活動の都度移動するのが大変だった。
- ・机、椅子を使用している。床で問題ない。
- ・机はキャスター付き、アルミ製の軽いものがよい。
- ・机、椅子が必要である。
- ・パイプ椅子は冷たく、姿勢が辛いので改善してほしい。
- ・椅子は必須。高齢者が多いので椅子に座って歌っている。
- ・キャスター付きの軽い机を整備してほしい。現在の集会室の机は使いやすくよい。
- ・机はキャスター付きなど、動かせやすく移動して使用できるものがよい。
- ・机と椅子は必要。椅子を2つ使って琴を置いている。
- ・活動で使用するものは机と椅子のみ。机と椅子は必要である。
- ・テーブルは手前に傾斜しているものの方が絵を描きやすい。(図面を作成する際に使用するものなど。)現在はテーブルに絵を置いて立って描いている。
- ・以前は集会室でイーゼルを使用していたが、イーゼルを持参するのは大変である。

3) ホワイトボード

- ・講義室に現在設置しているようなホワイトボードがあるとよい。(上下可動式のもの)
- ・ホワイトボードが必要である。
- ・ホワイトボードがあるとよい。
- ・ホワイトボードは、グループ展の時など、たまに使用する程度である。

4) その他

- ・壁面のボードが固いので、画びょうが刺せるようなものがよい。また、マグネットが付けられるものなど、掲示ができるものにしてほしい。ホワイトボード等もあるとよい。
- ・プロジェクター、スクリーン等の設備が必要である。可動式で問題ない。
- ・歌詞を映したりするのでプロジェクター、スクリーンのセットがあるとよい。
- ・現在はサークルの備品のテープレコーダーを使っている。
- ・現在ピアノを使用しており、必要である。現在コミュニティセンターで活動している団体と、新施設で活動日が重複したとしてもピアノが使用できるような台数を用意してほしい。
- ・給湯器があるとよい。

⑧水道

- ・(部屋の中に)水回りは必要。現在は部屋の外の水道を使用している。
- ・絵具を洗ったりするので、部屋に水道があるとよい。
- ・活動中に水道は使用していないので、部屋の中に水道はなくても問題はない。
- ・現在、児童室内に水道があるが使用していないので、新施設でもなくてよい。

⑨保管庫

- ・荷物はサークル連協の保管庫を使用している。
- ・荷物を置ける場所が必要。保管庫等があるとよい。
- ・テープレコーダー等を置くための保管場所が必要である。現在は和室の押し入れに保管している。
- ・荷物を置く保管庫は必要である。
- ・小物を置ける倉庫があるとよい。現在も倉庫を使用している。
- ・備品を置く場所については、重い荷物を高いところに上げるのが大変なので、低い位置で荷物が取りやすい造りにしてほしい。
- ・サークルの活動内容に応じて、必要な広さの保管スペースを確保してほしい。
- ・保管庫が必要である。楽譜が多い。現在は、衣装ケース 2 つ分と段ボール 1 箱分のスペースがあるが、もう少し広くしてほしい。
- ・保管庫の場所が遠いと活動時に荷物を取りに行くのが大変なので、活動場所に近い方がよい。現在の倉庫の位置は近くてよい。
- ・荷物は各自持ち帰っているが、保管庫は必要である。現在は、グループ展用の文房具等を入れたケースを 1 つ置いている。
- ・現在は倉庫に何も置いていないが、倉庫はあった方がよい。
- ・倉庫は必要である。現在は琴 8 面とその他の物品を置いている。琴を立てて収納するので、縦に長いスペースが必要。
- ・倉庫は諸室に近い場所にあるとよい。(双方が) 1 階にあるとよい。
- ・備品を入れる倉庫が必要である。備品はパネルシアター、紙芝居、枠などがある。現在は倉庫内の棚 3 段分を借りている。棚に置けないものはその脇に置いている。パネルシアターが大きいので、縦でも横でも構わないのでこれが入るスペースを確保してもらいたい。

⑩更衣室等

- ・新施設は若い人の利用も多くなると考えられるので、更衣室やロッカールームが必要である。
- ・着替えるためのロッカールーム、更衣室が必要である。現在はなるべく着替える必要のない格好で来館している。
- ・私服で来館し制服に着替えるので、洋服をかけるスペースや更衣室がほしい。
- ・更衣室はなくても問題ない。現在はエプロンを着用するのみ。
- ・上着をかける場所や、服を置く場所は必要である。
- ・上着をかける場所が必要である。
- ・更衣室までは必要ないが、服を掛けられるものがあるとよい。

- ・更衣室はなくても問題ないが、上着を掛けられるものがあるとよい。

(2) 図書館

①資料の充実

- ・図書館が狭い。本を読む場所がない。借りたいと思う本が少ないので、もっと読みたくなるような本を用意してほしい。
- ・東習志野図書館は本が古い。中央図書館は雑誌が多いが、本数は減っているように感じる。
- ・プラッツの図書館は本が揃っていて、親子連れで利用しやすいと聞いている。
- ・現在の図書館は蔵書が少ない。習志野市は蔵書が圧倒的に少ないので増やしてほしい。古い本も大事だが、新しい本も必要なので取り入れるようもう少し配慮してほしい。
- ・新しい絵本をもっと増やしてほしい。

②閲覧スペース・学習室等

- ・図書館に閲覧室があった方がよい。今はあまりない。雰囲気の良い充実した図書館にしてほしい。
- ・図書館内に座って本が読めるように椅子があるとよい。
- ・居心地のいい図書館にしてほしい。閲覧スペースを整備してほしい。現在の東習志野図書館はゆっくり座って本が読めないし、自分が利用しようとは思わない。
- ・図書館の閲覧スペースをなるべく広くとってほしい。
- ・図書館の閲覧スペースには個人スペースの仕切りがあった方がよい。
- ・図書館は、中央図書館の学習室のようにパソコンができるスペースがあるとよい。
- ・図書館でパソコンが使えるようにしてほしい。

③機能充実

- ・図書館をプラッツのように充実させてほしい。
- ・プラッツの図書館はよい。東習志野図書館は寂れている。→(社教)新施設では収蔵スペースや閲覧室等を一定程度充実させる予定である。
- ・夏場の図書館は臭いがすごいので、換気や消臭対策をしてほしい。
- ・図書館内に赤ちゃんをゴロンと寝かせられるスペース(和室)があるとよい。椅子と床だときつい。
- ・図書館の中に、お話する部屋、ちょっとした広場、子どもが自由に座って本を読める場所があるとよい。

④その他

- ・図書館の運営はどうなるのか。→(社教)まだ決まっていない。
- ・図書館は普段あまり利用していない。
- ・東習志野図書館はよく行っている。受付職員が優しく対応がよい。
- ・東習志野図書館は狭い。普段はあまり利用していない。
- ・図書館の休憩室に居座って出ていかない人がおり、喧嘩になっていると聞いたことがある。

⑤参考とするべき他市の図書館

- ・関屋にある荒川区の図書館は立派である。参考にしてほしい。
- ・市川市の図書館もよい。
- ・市川市の図書館はよい。古い資料も用意されているし、スペースも広い。建設当時の市長が図書館に力を入れていたようである。絶対に見学に行った方がよい。
- ・八千代市の新川の隣にある図書館の児童室はよい。

(3) 共用部・併設施設

①ロビー

- ・ロビーにテーブルを置くなど、活動後に話ができる場所、人が集まれる場所があるとよい。
- ・現在子どもが公民館のロビーを、集合場所や話をする場所として利用している。公民館は子どもが集まれるスペースになるとよい。
- ・ロビーにグランドピアノがあるとよい。誰でも自由に弾けるようにしたり、人を呼んでコンサートができたりするような発表会場のスペースにしてほしい。現在は諸室にあるピアノをロビーに移動して、このような活動を行っている。
- ・ロビーに人が集まれる場所があるとよい。待ち合わせをするところ、おしゃべりするところがあるとよい。
- ・複合施設になり公民館と図書館が一緒になると、ロビーが人でごった返すことになると思われる。プラッツのように公民館、図書館の受付が狭いのは良くない。サークルが待ち合わせや打合せができるような場所が必要。
- ・ロビーは十分な広さを確保することが必要である。
- ・ロビーを広くしてロビーコンサートのようなものを行うなら、ロビーと諸室は隔離してほしい。→(社教)コンサートも開催可能な広さの音楽の練習可能な部屋を整備することを検討している。
- ・ロビーに関しては特に要望はない。

②展示場所

- ・写真の展示場所が必要である。廊下やロビーで問題ない。1か月程度展示をする。
- ・展示の際に、展示ボードの高さが高いと台に登って作業をしなければならないので、少し低い方が掛けやすい。
- ・写真を展示するアクリル板は照明が当たると反射して見えなくなる。スポットライトを設置してほしい。
- ・作品の展示場所は必要である。現在は、ロビーの壁面を写真サークルと半分ずつ使用している。文化祭やふれあい祭りの際も展示で壁面を半分使用している。1年に1回作品の掛け替えをしている。
- ・展示場所は、壁面に穴が開いているボードがよい。また、作品を吊り下げるレールやスポットライトがあるとよい。
- ・船橋市のスクエア21を借りて、年に1回展示を行っている。以前から市内にそのような施設を造ってほしいと言っていた。→(社教)市内には市民プラザ大久保にギャラリー設備がある。ぜひ一度見に行っていていただき使用してもらいたい。
- ・ロビーに作品を展示できる場所が必要。一年中発表できる場があるとよい。

- ・展示施設は必要ない。

③印刷機

- ・印刷機が必要である。活動場所に近いところにあるとよい。現在は倉庫の中にあり、場所が近いのでよい。
- ・活動前の時間に印刷機を使用している。現在コミュニティセンターで活動している団体と、新施設で活動日が重複したときに印刷機が使用できなくなるのではないかと心配である。

④陶芸窯

- ・陶芸サークルから、陶芸窯の設置要望が出ると思われる。

⑤カフェ・飲食店等

- ・カフェがあるとよい。
- ・お茶が飲める場所、カフェがあるとよい。
- ・新年会等が実施できるように、飲食できる場所を設けてほしい。
- ・おしゃれなカフェがあるとよい。
- ・お茶が飲める場所、カフェがあるとよい。（新施設の）近くにはそのような店が何もない。
- ・（プラッツの広場にあるカフェ）フィロコフィアは価格が少し高い。ドトールのようにもう少し価格が安いものがよい。
- ・フィロコフィアは子ども連れだと入りづらい。
- ・プラッツのカフェ（フィロコフィア）は凝りすぎている。荒川区の図書館にあるレストランはよい。
- ・吉村昭記念文学館の下にあるレストランは休日満員である。食事する場所があるとよい。
- ・カフェや人が集まれるスペースは特に必要ではない。時間的余裕がない。
- ・カフェや自動販売機の設置に関しては特に要望はない。
- ・カフェは整備されても使用しないと思う。

⑥自動販売機

- ・自動販売機を設置してほしい。
- ・カップの自動販売機があるとよい。

⑦ステージ

- ・西船橋の葛飾公民館は、舞台装置や照明が設置されたステージがあり、人の集まりがよかった。
- ・現在は和室（をステージに集会室とつなげ）で落語会やコンサート等のイベントが行われている。新施設でもこのようなイベントができる造りにしてほしい。

⑧子どものスペース

- ・習志野市は児童館がないので、児童向けの設備や環境があるとよい。環境がよいと子どもを連れてきていいと感じる。

- ・福島県の公共施設には室内砂場がある。目玉になるような設備があるとよい。
- ・土間、縁側のような半屋外の子どもが安心して動ける、汚しても問題ないスペースがあるとよい。
- ・バーベキューコンロ、炉など、火が使用できる場所があるとよい。
- ・公民館は高齢者の利用がメインになっており、親子のサークルに呼びにくい。若い世代や子どもが気軽に来られるようなスペースを設置してほしい。また、無料で親子が利用できるスペースがほしい。屋内でも屋外でも構わない。
- ・プレーパークのスタッフ(プレーワーカー)がいるとよい。
- ・千葉市のように常設のプレーパークがあるとよい。

⑨その他

- ・ソファを置いてほしい。くつろげる場所があるとよい。
- ・部屋を多く造ってほしい。部屋の数が少ないと予約を取るのが大変である。
- ・空間自体を呼び水にできるような施設を造ってほしい。華やかで驚きのある場所にしてほしい。
- ・公民館と図書館の受付窓口を別々にしてほしい。
- ・授乳スペースとおむつ替えスペースを別々に分けて整備してほしい。同スペースに整備すると、若いお父さんが使用することもあるので、お母さんは授乳スペースと一緒に使用できない。授乳スペースは個室もしくは男性が入れないように配慮してほしい。

(4) 建物機能

①トイレ

- ・トイレは現状問題なし。
- ・トイレの数は現在3つしかないため、少ないと感じている。
- ・トイレの数は、現在特に問題はない。利用者がたくさんいるなら増やした方がよい。
- ・八千代緑が丘の公民館はトイレの手洗いの水道から温水が出るので、そのような機能があるとよい。
- ・トイレは照明の自動点灯、自動洗浄など、プラッツのように最新式にしてほしい。
- ・以前はトイレの便座が冷たかった。現状どおりにしてほしい。

②空調

- ・エアコンの効きが悪く冬は寒い。より機能の良いものを設置してほしい。

③照明

- ・階段の照明を明るくしてほしい。

④バリアフリー

- ・3～4階建て以上ならエレベーターは必要である。
- ・エレベーターは必要である。
- ・エレベーターを設置するとしても、活動する諸室は1階がよい。

- ・階段の1段の高さをなるべく緩やかにしてほしい。
- ・階段の段差の角に目印をつけて、段差を見やすくしてほしい。
- ・車いす利用者が利用しやすいようにドアを広くしてほしい。
- ・手摺を設置してほしい。
- ・車いす利用者への対応、バリアフリー対策をしてほしい。

⑤ドア

- ・ドアは引き戸の方がよい。

⑥インターネット環境

- ・Wi-Fi は特に必要なし。
- ・Wi-Fi___33 は現時点で必要ではない。
- ・フリーWi-Fi___33 があるとよい。
- ・Wi-Fi___33 を整備してほしい。
- ・Wi-Fi___33 はあった方がよい。

(5) 案内表示

- ・どの諸室で何が行われているか分かるような表示や、月間の予定、イベント内容等が分かる表示があるとよい。
- ・プラッツは案内表示が不親切である。選挙や催物の際にたまにしか行かない人は、どこに何の施設があるのか分からない。分かりやすい表示を設置してほしい。→(社教)プラッツは令和5年度中に案内表示を改善する予定である。
- ・プラッツはどこに何があるのか非常に分かりづらい。新施設はもっとシンプルに案内表示を分かりやすくしてほしい。

(6) 建物構造

- ・新施設は何階建てになるのか。→(社教)現時点では決まっていないが、近隣に戸建住宅地があるため、あまり圧迫感のあるものは建てられないと考える。

(7) 場所

- ・今の公民館から場所が遠くなることは気になる。
- ・元々屋敷公民館で活動していたが、プラッツが完成した時に場所が遠くなるため活動を辞めてしまった団体があったと聞いている。
- ・現在は公民館の場所が近いので通えるが、場所が遠くなると大変である。
- ・新施設に移転すると、この地区の人は不便になる。実花地区の人たちのための施設がなくなってしまふ。→(社教)新施設への移転は、東習志野・実花地区内の公民館の場所が移転するという考えである。他団体からは、移転後は車での来館が多くなるので駐車場の台数確保が必要との意見をいただいている。

(8) 移動手段

- ・車が 1 人、自転車が 3 人、徒歩が 2 人。
- ・徒歩か自転車が多い。車を使用している人は少ない。
- ・ほとんどのメンバーが徒歩か自転車である。(10 人)
- ・車か徒歩である。(6 人)
- ・車か自転車である。(5 人)
- ・車が多い。(6 人)
- ・車が多い。(10 人以上。) 自転車や徒歩もいる。
- ・徒歩が多い。また、車が 1 人、自転車 1 人、バス利用者 2 人である。
- ・ほとんどの人(8 人)が徒歩であり、車は 1 人である。
- ・新施設に移転後も、移動手段は徒歩の人が多く。サークルには三山在住の人もある。移転後は公民館に行くのが大変になる。
- ・ほとんどの人が車である。時々自転車を使用する。(8 人)
- ・来館の移動手段は、車か自転車である。(7 人)
- ・施設の移転後は、車の使用率が高くなるだろう。荷物が多いので、自転車での移動は難しい。

(9) 駐車場・駐輪場

- ・駐車場や駐輪場が必要。
- ・駐車場は必要である。駐車料金はどうなるのか。
- ・駐車場が狭くなるのではないかと。(社教) 現在の総合教育センター解体後は駐車場となる見込みのため、ある程度の駐車台数は確保できると見込んでいる。
- ・駐車場は必要である。
- ・駐車場が必要である。材料を運ぶので歩いていくのは難しい。置いておく場所がほしい。
- ・新施設は現在の場所から遠くなるので徒歩では行けない。また、高齢化もあり車でないと行けないだろう。駐車場はかなり確保しないと困る。
- ・来館の移動手段は車が多いので、駐車場が必要である。
- ・駐車場はどうなるのか。→(社教) ある程度の駐車台数は確保できると考えている。
- ・新施設では、現在のコミュニティセンターや図書館の利用者もいるので全体の利用者が増える。相応な駐車台数の確保が必要。
- ・新施設は場所が遠くなるので歩いていけなくなる。なおさら駐車場が重要である。
- ・現在の駐車場は、学校で行事がある時などは相当の人数が車で来ており、サークルのメンバーが駐車できないことがある。余裕のあるスペースが必要。公民館に来ても駐車できないことがあると、サークルの中で通えなくなる人が出てくるかもしれない。
- ・現在のコミュニティセンターの第二駐車場も学校関係でかなり使用されているようである。
- ・立体駐車場の場合、階段だと大変である。
- ・プラネタリウム館の横の駐車場はどうなるのか。駐車場はそこそこの台数を確保すべきである。
- ・駐車場が必要である。ないと困る。
- ・現在の東習志野図書館の駐車場は狭い。駐車場は広くしてほしい。

- ・駐車場は、現在の東習志野図書館の駐車場が狭いので、新施設は駐車台数を確保してほしい。
- ・駐車場は有料になるのか。プラッツは有料であり、かなりお金がかかる。サークル活動で使用する際は無料にしてほしい。
- ・駐車場が必要である。出来れば無料にしてほしい。
- ・駐車場は無料になるのか。→（社教）有料になると考えている。無料にすると施設利用者以外の利用も想定されるため、有料は一定の抑止になると思われる。ただし、プラッツのように一定の利用時間は無料とすることも考えている。
- ・サークルのメンバーはスタンプを押してもらい駐車場を無料にする仕組みなどがあるとよいのではないか。
- ・サークルの活動が２時間程度なので、駐車場は２時間半までは無料にしてほしい。
- ・敷地内に駐輪場が必要である。屋根付きがよい。

（１０）周辺環境

①道路

- ・新施設の周りは、小・中学校もあるし、道路が狭いので交通面が心配である。
- ・新施設の周辺は道が狭い。
- ・新施設周辺の道路は狭く、樹木がせり出している所があり、対向車とのすれ違いが難しい。
- ・新施設周辺の道路は狭く、譲り合って通行するような状態になっている。新施設整備後に道路はどうなるのか。道路の幅を広げるような改修の計画はあるのか。→（社教）戸建て住宅地に面し、通学路であるので、車が行き交うような状態は住民の皆さんは望まれないかもしれない。今は道路が狭く車がスピードを出せない。子どもの安全面も考えると、一長一短がある。今後、道路担当と共有し、検討する。
- ・道路が広くなると、抜け道になってしまうかもしれない。
- ・歩道をしっかり確保してほしい。

②交通機関

- ・新施設に移転すると、交通の便が悪くなるのではないかと。コミュニティバスのルート変更等はないか。船橋市は交通が不便な場所は、コミュニティバスが通っている。
- ・新施設にはバスが通っておらず、交通の便が悪い。コミュニティバスを通してほしい。→（社教）コミュニティバスのルート変更等のご意見については、今後担当部局と共有し、検討する。
- ・実籾駅から公共交通機関があるとよい。移動手段があると駐車場の問題が軽減するのではないかと。
- ・コミュニティバスの料金は距離の割に高い。もう少し安ければみんな利用するのではないかと。
- ・東習志野５丁目はバスがなかなか来ない。交通が不便である。
- ・コミュニティバスは１時間に１本で、土日は休みである。
- ・コミュニティバスの料金は高い。
- ・足（移動手段）の問題が一番重要である。交通の便を良くしてほしい。車、自転車が使えない人もいる。

・循環バスがあるとよい。できれば無料か 100 円がよい。現在は新施設に行く交通手段がないので、施設に行くのが大変になる。

③街路樹

・新施設周辺には松並木、千年杉、銀杏など立派な樹木があるので、伐ってしまうのはなるべく避け、残せるものはできるだけ残してほしい。

(11) 予約方法

- ・諸室の予約は現在紙での申請であるが、毎月 1 日に公民館に行かなくてはならず、取り合いになっている。システム予約の方がよい。
- ・諸室の予約は、現在のようなアナログ方式の方がやりやすい。
- ・予約の際に毎回同じ書類を作成しなければならないため、より手軽に予約できるようになるとよい。
- ・諸室利用の3か月前に予約を取る必要があり、毎月手続きしている。予約方法自体を見直すことはできないか。
- ・インターネットを利用して家から予約できる方がよい。
- ・予約方法については、ネット予約は自分たちには使いづらいかもしれないが、若い人たちにはいいかもしれない。
- ・予約がLINEでできると楽である。
- ・現在は予約を取り消す際にも公民館に行かなくてはいけないので大変である。
- ・予約方法は、直接来館せずに済むのであればネット予約の方がよい。一方で、現在は活動日のついでに予約を行っているので、そこまで不便には感じていない者もいる。そんなに混んでいない。
- ・予約方法は、プラッツのようにシステム予約でいいと思う。ただし、インターネットができない人もいるので書面での予約とシステム予約の併用がよいのではないか。
- ・予約方法は、ネット予約ができる方がよい。現在は、予約をキャンセルする際に電話をしているが、通じないこともあり不便である。(IT 利用について) サークルの中には若い人がいるので全員が出来なくても大丈夫である。
- ・予約方法は、システム予約でもやむを得ない。ID の管理が大変そうである。
- ・プラッツが完成した時に、諸室の予約の取り合いが大変であった。活動日に予約を取ることが難しくなるのではないか。プラッツのようなことが起こらないようにしてほしい。
- ・予約方法は、ネット予約になっても問題ない。ネットで空き状況が分かるとよい。
- ・予約方法は、ぜひネット予約に変更してもらいたい。予約のためにわざわざ来館するのは大変である。
- ・予約方法については、ぜひネット予約に変更してほしい。プラッツの予約は便利である。
- ・現在は事務室で職員と話して予約を取っている。
- ・サークル連絡協議会の加盟団体が優先的に予約を取れる仕組みは継続してほしい。
- ・予約方法は、ネット予約に変更してもできると思うが、現在の書面申請の方がよい。
- ・予約方法は、ネット予約に変更しても対応はできる。

- ・サークル連絡協議会の加盟団体は、3 ヶ月先の申請ではなく、年間の予約を入れられるようにしてほしい。
- ・予約方法は、ネット予約でもよい。
- ・プラッツの予約手続き（ネット予約）で揉めたことがある。年間の利用調整の中で、あらかじめ使用できない日や休館日等の調整ができるとよい。
- ・利用者が多くなり、部屋の予約が取れなくなることが心配である。
- ・予約は、ぜひネット予約に変更してほしい。今すぐにも変えてほしい。
- ・サークル連絡協議会の優先的な年間利用調整は継続してほしい。メリットがないと連協には入らない。

（12）使用料

- ・使用料の値上げをしないでほしい。サークルのメンバーが少なくなっており、個人の負担が増している。安く使えるようにしてほしい。年金暮らしの高齢者は行きたくても行けなくなる。
- ・プラッツは諸室の使用料、駐車場、保管庫等にお金がかかる。施設が便利で綺麗になるのはよいが、使用料に反映されるのではないか。全部お金がかかることが心配。気軽に市民が使えるのではないか。
- ・使用料はどうなるのか。→（社教）まだ決まっていないが、金額は変更する可能性あり。
- ・プラッツは保管庫の価格が高い。倉庫がバカ高いのは駄目である。安くしてほしい。
- ・プラッツの保管庫は有料だが、新施設はどうなるのか。→（社教）今後検討する。無料にするのは厳しいかもしれない。プラッツの保管庫の料金は高いとの意見をいただいている。
- ・学校ボランティアとしてお話し会で活動しているため、現在は公民館の使用料は減免されている。保管庫の使用料も減免してもらえないか。
- ・実花公民館跡施設整備後の研修室の使用については、現在と同じ条件で使用料を減免してもらいたい。
- ・施設の利用にお金がかかりすぎると、今後地域活動ができなくなってしまう。
- ・（施設が）新しくなるということは、そういうことではないか。

（13）サークル活動

- ・サークル連協に加盟していると役員をやらなくてはならず、揉めて活動をやめる団体がある。負担が大きい。
- ・高齢化によって活動をやめる団体もある。
- ・実籾の祭りが大変盛り上がり、公民館の文化祭と差を感じた。若い人たちの力で活性化するとよい。大学生等との交流の仕掛けがあるとよい。
- ・今は自由な雰囲気での活動ができている。この公民館の良いところ。ギューギューにしない方がよい。
- ・文化祭はどうなるのか。→（社教）まだ決まっていない。文化祭は実施すると思うが、実施方法は今後検討。
- ・サークルの会員は高齢化している。プラッツの新しいシステムが複雑でサークルの会員が混乱したという話を聞いている。

- ・サークルの役員は負担が大きく大変である。
- ・サークル連協の会議は、高齢者のためのものとなっており、若い人が参加しづらいスケジュールになっている。運営形態を見直してほしい。働いている人が参加できない。
- ・サークル連協の会議は多い時で月 2 回、2 週連続で行われることがある。子どもの習い事を休んでいくこともある。忙しいのでスケジュール調整が大変だが、文化祭や行事のために会議には参加しなくてはならない。正直きつい。サークル連協に入っていないと公民館に備品を置けないし、優先的に活動日を確保できないので仕方なくやっている。
- ・若い世代や子どもがいる人たちの中には、負担が大きいためサークル連協を抜けて活動している人もいる。
- ・文化祭や祭りが強制のようになってしまっている。昔からあるサークルの人たちとは考え方に温度差がある。
- ・公民館の幼児家庭教育学級に参加した方が、その後に活動できるような、繋がっていく仕組みづくりをしてほしい。
- ・現在の活動は月 2 回、グループ展のために集まっている。講師が亡くなってしまい、自分たちで活動している。集まって自分が考えていることや近況等をみんなで話せる場所が必要である。

(14) 施設運営

- ・現在の公民館はとてもよい施設であり満足度が高い。受付職員も感じがよい。
- ・新施設の運営はどうなるのか。→(社教)まだ決まっていない。PFI 事業や指定管理制度など、どのような手法を採用するかは今後検討。
- ・プラッツの受付は愛想がないと聞いている。親切だという話は聞いている。
- ・公民館の事業として、月額制のスクール(プログラミング、実験系や英語等)を行うと若い世代も公民館に来るようになるのではないか。公民館を知ってもらうきっかけになるのではないか。

(15) 実花公民館跡施設設置予定の研修室の活用

- ・実花公民館の跡施設について、和室を整備することはできないか。→(社教)可動式畳マットでの対応は検討可能。
- ・新施設では、コミュニティセンターの活動団体と利用が重複することもあり得るので、出来れば今の実花公民館の跡施設を使用できるとよい。
- ・落語会やコンサート等のイベントを実花公民館跡施設で引き続きできるようにならないか。→(社教)研修室をどれくらいの規模にするかにもよるが、今まで通り多くの人が集まるのは難しいかもしれない。
- ・お琴サークルもコンサートを行っているので、同様の要望が出るのではないか。
- ・今の実花公民館の建物は古いので建替えはしないのか。→(社教)建替えではなく、小学校校舎と併せて体育館棟も長寿命化改修を実施する予定。
- ・新施設移転後に現在の実花公民館内で倉庫を借りることはできないか。→(社教)実花公民館跡施設は埋蔵文化財の保存、展示スペースになるため、研修室の貸し出しは考えているが、倉庫の貸し出しは考えていない。

(16)その他

- ・現在の状況に満足している。新施設についても決まった活動日に活動ができればよい。
- ・色々なサービスをひとつの建物に入れようとする中途半端になる。
- ・地域によって公共施設の整備に違いがあると不公平感が生まれる。市全体の話があるとよい。
- ・公民館は地域のものであり、地域にあるから公民館である。地域を大事にしてほしい。
- ・若い世代は仕事や子育てで忙しいので、公民館を使用しないのではないか。→(社教)プラッツは若い世代の利用が増えている。
- ・今の公民館は、何をやっているのか分からないので若い人が入りづらい。全体的に暗いイメージがある。
- ・若い世代から高齢者まで納得するような空間にしてほしい。
- ・趣味で絵を描く人が少なくなっている。若い人がなかなか入ってこない。
- ・年に一度くらいこのような情報交換をしてほしい。サークルの色々な意見に基づいて設計に活かしてほしい。可能な限り行おうと思うが、要望したことができないならなぜ駄目なのかを説明してほしい。
- ・東日本大震災で諸室の床が歪んでいた。耐震対策等をしっかりしてほしい。施設の防災訓練も必要である。
- ・プラネタリウム館はなくなるのか。→(社教)建物を解体する予定。
- ・新施設移転後は、東習志野コミュニティセンターの建物はどうなるのか。→(社教)建物は老朽化しているため、将来的に解体すると思われる。
- ・東習志野小学校で学童の仕事をしていた時に、休憩時間に休憩する場所がなく、東習志野図書館で休憩していた。周辺で働いている人にとっては、休憩で利用できる場所があると助かる。
- ・(時期が来たら)施設の運営について意見を言う機会を改めて作ってほしい。

令和6年3月

東習志野図書館利用者の皆さまへ

東習志野図書館の建替えに関するアンケート

東習志野図書館は、昭和57(1982)年に開館しましたが、令和6年には設置から42年が経過し建物の老朽化がすすんできております。

同じく老朽化が進む総合教育センターの建替えに合わせ、同センター及び東習志野図書館、東習志野コミュニティセンター、実花公民館との複合化による建替えを検討しております。

つきましては、新しい東習志野図書館について、どのような図書館が望ましいか、ご意見をお聞かせください。

※ 新たな施設の開館時期は令和12年度以降を予定しております。

令和6年4月28日(日)までに東習志野図書館内のアンケート回収箱にお入れください。

記

- あなたの年代を記載してください。【年齢 代】
- 新しい東習志野図書館で、最も取り組んでもらいたいことを、1つお選びください。

① 開館時間の延長 ② 閲覧席の増設 ③ 蔵書数の増加	回答欄 (数字をご記入ください)
- 自由意見(上記以外で取り組んでもらいたいこと等)

担当: 習志野市立中央図書館

東習志野図書館の建替えに関するアンケート 結果①

◆調査実施概要◆

調査名称: 東習志野図書館の建替えに関するアンケート

調査期間: 令和6年3月30日(土)～令和6年4月23日(火)【20日間】

(回収期間は、4月28日(日)まで)

調査場所: 習志野市立東習志野図書館

調査対象: 図書館来館者

調査方法: アンケート

アンケートボックス投函数: 24部(ブックポスト投函含む)

調査担当課: 習志野市立中央図書館

※四捨五入の関係で、個々の割合の合計が100%にならないことがあります。

◆質問一覧◆

【問1】 あなたの年代を記載してください。 【年齢 代】

【問2】 新しい東習志野図書館で、最も取り組んでもらいたいことを、1つお選びください。

① 開館時間の延長

② 閲覧席の増設

③ 蔵書数の増加

【問3】 自由意見(上記以外で取り組んでもらいたいこと等)

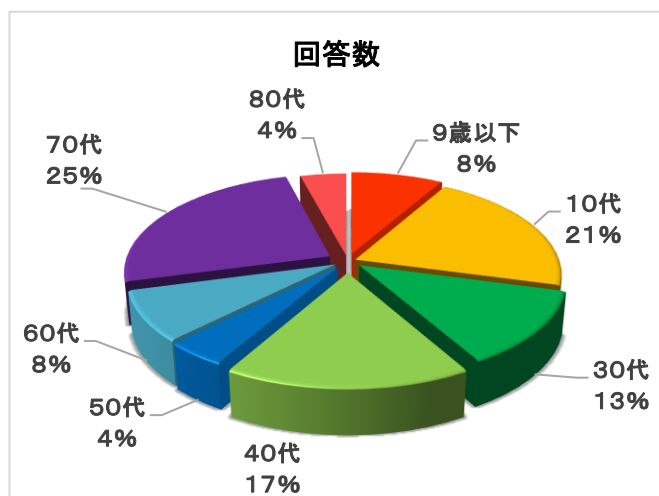
回答欄 (数字をご記入 ください)

◆調査結果◆

【問1】 あなたの年代を記載してください。

(1) 年代

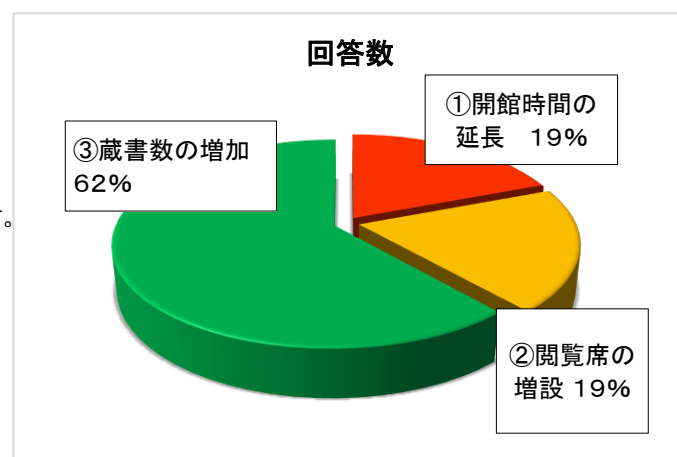
	回答数	割合
9歳以下	2	8%
10代	5	21%
30代	3	13%
40代	4	17%
50代	1	4%
60代	2	8%
70代	6	25%
80代	1	4%
計	24	100%



【問2】 新しい東習志野図書館で、最も取り組んでもらいたいことを、1つお選びください。

	回答数	割合
①開館時間の延長	5	19%
②閲覧席の増設	5	19%
③蔵書数の増加	16	62%
計	26	100%

※複数の回答があったものは、その番号に振り分けています。



東習志野図書館の建替えに関するアンケート結果② 自由意見

受付 番号	回収日	回収 曜日	問1 年代	※問2 取り組んでも らいたいもの	問3 自由意見(原文まま)
1	3/30	土	70代	②	大久保の様に複雑な階構成にしないでほしい!外からでも自由に利用できるトイレを付属してほしい!移行期間はできるだけ短く。
2	3/31	日	30代	③	新刊のリクエストに応じてほしい。できないときは、明確に納得できるような理由を教えてください。
3	3/31	日	70代	①②③	「いま」のままでいいと思います。(私の気持ち)
4	4/3	水	30代	③	図書館のインターネットでも入っていない本があるので、新しく入れてもらえるとありがたいです。
5	4/3	水	60代	③	大きい本は重たい。もって歩くのも眠る前に横になって読むのもつらい。もっと本に親しみたい。軽く読める文庫本の充実をお願いしたいです。深刻な実人生において本に求めるのは、いやしやなぐさめ、ほのぼの感です。その点、近年はライトノベルや時代小説文庫などとても多数のものが出てきているので、それらを蔵書し、増やして充実してほしい。(ティーンズコーナーとか分けられていると老女としては、少し面映ゆい気もしますが、よく使います。)
6	4/6	土	70代	①	
7	4/7	日	50代	③	カードを忘れたときに対応してもらえなかった。もっと、よりそった人に司書になってほしい。実花と合同にしないでほしい。遠い。使いづらい。
8	4/9	火	60代	①	
9	4/11	木	70代	③	
10	4/13	土	9歳以下	③	
11	4/13	土	30代	③	
12	4/13	土	40代	①	
13	4/13	土	40代	③	自習室の設置
14	4/14	日	10代	①	オンライン予約が取れるようになったことが嬉しいです。
15	4/16	火	70代	②	図書館はその街の文化のバロメーター存在なのです。あらゆるコミュニティ活動ができるサークルメニューを提案して下さい。
16	4/16	火	70代	②	映画を観る日なども企画して欲しい。
17	4/20	土	9歳以下	③	
18	4/20	土	40代	③	
19	4/20	土	80代	②	寝に来ている人を起こして欲しい。こちらの見たい新聞をもって寝ている人をよく見かける。
20	4/27	土	10代	③	もっと大きな図書館にしてほしいです。
21	4/27	土	10代	③	できれば位置をかえないでほしいです。
22	4/27	土	10代	③	いろいろなサービスがあるといいです。
23	4/27	土	10代	③	いろいろな本が読みたいので、本を増やしてほしいです。
24	4/28	日	40代	③	駐輪場を広くして欲しい。電動子乗せ自転車だと幅と長さがあるので、今のははみ出してしまう。絵本コーナーは、くつのままか入れるようにして欲しい。イベント予約をオンラインで出来るようにして欲しい。

※ 問2 ①開館時間の延長、②閲覧席の増設、③蔵書数の増加

東習志野コミュニティセンターの複合化再整備に係る説明会に関する報告書

1 日時 令和6年3月3日(日)10:00~10:40

2 場所 東習志野コミュニティセンター

3 出席者 サークル16団体 20名
協働政策課

【要望事項等】

- ・東部地域を対象とした再建計画だと思うが、八千代市、千葉市、船橋市にも今まで通り門戸を広げてほしい。
- ・利用者増加による交通アクセスの増加を望む。
- ・会議室の床面積の合計が1,698㎡あったものが925㎡になる。狭いのではないか。今でも狭いのに、全体のスペースを圧縮し細分化されたら使いづらくなと思う。2割3割増を望み、1,200~1,300㎡にしてほしい。
- ・それは、総合教育センターの会議室がまったく使われていないということを前提にしている。希望した曜日、時間に予約が取れるかが問題。総合教育センターの会議室875㎡が全く使われていないと言ってくれないと納得できない。
- ・ピアノの運用がどうなるのか。
- ・現在、ピアノがある部屋が取りづらく、新施設に移行するとさらに支障がでるのではないか。
- ・制服、楽譜を置くスペースが減るのではないか。
- ・演奏家の先生が使用するのでアップライトピアノがベスト、電子ピアノだと反応が良くない。一度持ち帰り、先生に確認してみる。
- ・登録サークル数が令和6年度に35から36に増えるが、実花の稼働状況が分からないので、統合後の利用のイメージが湧きづらい。実花の稼働状況が知りたい。
- ・備品保管庫についてはどうなるのか。
- ・東習志野コミュニティセンターが使えなくなるのは具体的にいつからか。
- ・新施設になったら電子予約に移行するのか。
- ・予約システムの変更により、登録サークル制度が無くなるのか。

総合教育センター再整備にかかる地域住民アンケート 結果

◆アンケート実施概要◆

内 容：総合教育センター再整備にかかる地域住民アンケート

実施期間：令和6年4月17日（水）～令和6年6月14日（金）【59日間】

実施方法：①電子アンケート スマートフォン等でQRコードを読み取り各項目に入力して回答

②紙アンケート 各施設に置いてあるアンケート用紙に記入し各施設※に提出

※総合教育センター・東習志野図書館・東習志野コミュニティセンター・実花公民館

回 答 数：①電子アンケート 245件

②紙アンケート 18件 合計 263件

アンケート担当課：総合教育センター

◆質問一覧◆

【問1】あなたについてお聞きます。

(1) 年齢：19歳以下・20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代以上

(2) 性別：男性・女性・その他

(3) お住まいの地区：東習志野地区（東習志野2・3・4・5丁目）、
実花地区（東習志野1・6・7・8丁目）、
実籾・実籾本郷・その他（ ）

【問2】現在、主に利用している施設は？

総合教育センター・東習志野図書館・東習志野コミュニティセンター・実花公民館・利用していない

【問3】新たな施設にどのようなサービス(機能)を望みますか？

Wi-F・談話室・展示スペース・学習スペース・子供スペース・開館時間延長・その他

【問3-1】問3で「その他」を選択した場合、具体的に望むサービス(機能)は？

【問4】自由意見(その他の要望事項等)

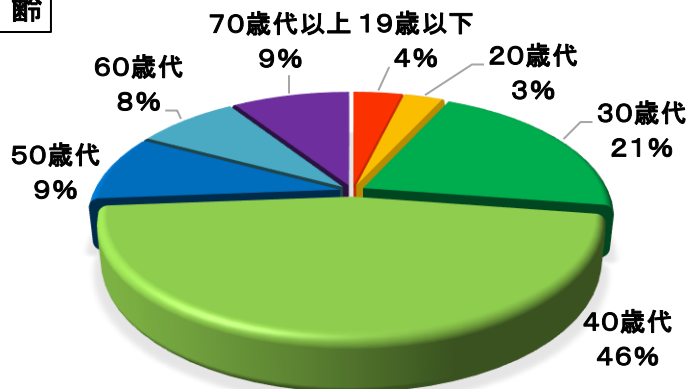
◆アンケート結果◆

【問1】あなたについてお聞きます。

(1) 年代

	回答数	割合
19歳以下	10	4%
20歳代	8	3%
30歳代	54	21%
40歳代	122	46%
50歳代	24	9%
60歳代	21	8%
70歳代以上	24	9%
計	263	100%

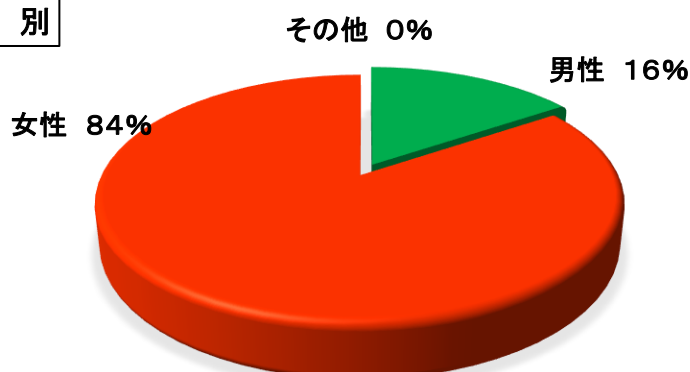
年 齢



(2) 性別

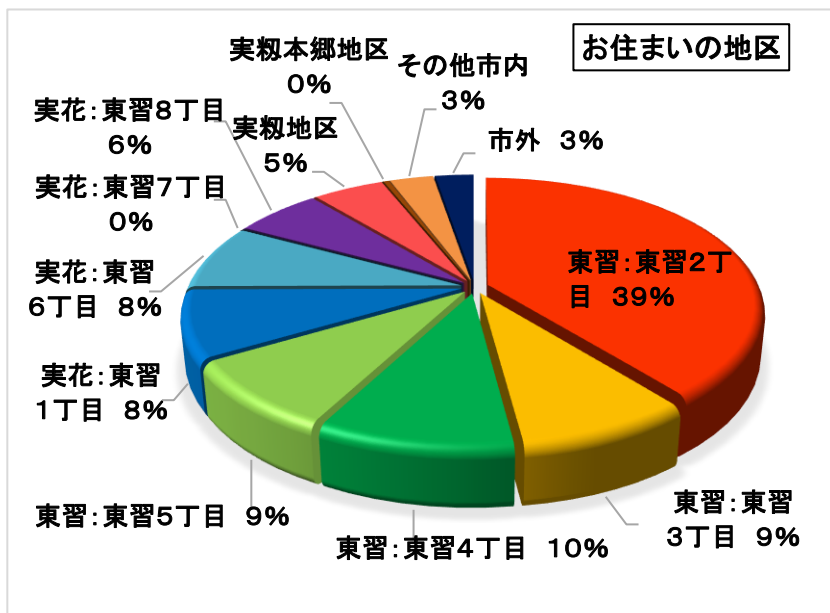
	回答数	割合
男 性	41	16%
女 性	222	84%
その他	0	0%
計	263	100%

性 別



(3) お住いの地区

	回答数	割合
東習地区:東習2丁目	103	39%
東習地区:東習3丁目	23	9%
東習地区:東習4丁目	26	10%
東習地区:東習5丁目	23	9%
実花地区:東習1丁目	22	8%
実花地区:東習6丁目	21	8%
実花地区:東習7丁目	0	0%
実花地区:東習8丁目	16	6%
実花地区	13	5%
実花本郷地区	1	0%
その他市内	8	3%
市外	7	3%
計	263	100%

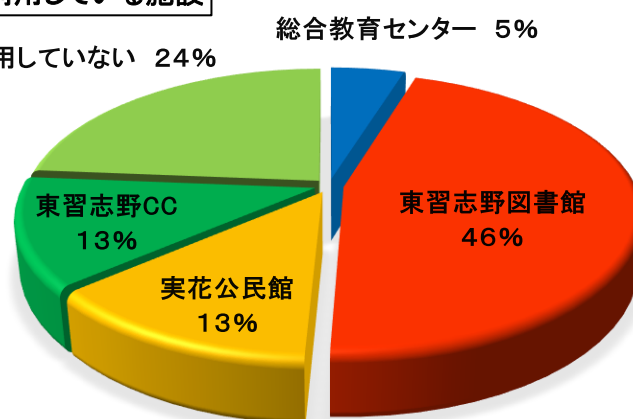


【問2】 現在主に利用している施設は？

	回答数	割合
総合教育センター	13	5%
東習志野図書館	124	46%
実花公民館	35	13%
東習志野 CC	34	13%
利用していない	64	24%
計	270	100%

主に利用している施設

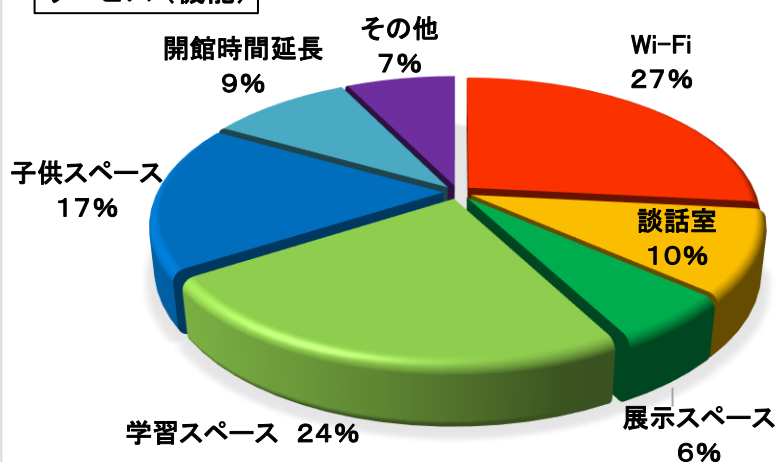
利用していない 24%



【問3】 新たな施設にどのようなサービス(機能)を望みますか？

	回答数	割合
Wi-Fi	183	27%
談話室	68	10%
展示スペース	39	6%
学習スペース	163	24%
子供スペース	119	17%
開館時間延長	65	9%
その他	50	7%
計	687	100%

サービス(機能)



総合教育センター再整備にかかる地域住民アンケート内容（自由記載分）
（令和6年4月17日～6月14日）

	年代	望むサービス(機能)・その他自由記載
1	50 歳代	休憩しながらお茶したいのでカフェサービスが欲しいです！
2	50 歳代	室内でもネット環境が悪くならないようにしてほしい
3	40 歳代	・各階のトイレにおむつ替えスペース、台（1 階女性用トイレ、2階男性用トイレ、3階女性用トイレといった様に各階に最低1つあるとよい。2階以上の施設なら女性用の方が割合多く希望） ・授乳室・おむつ替え台はパパさんもお子さんと一緒に来る可能性を考えて男性用にもある方がいい。欲を言えばおむつ替えスペース3台分位と、授乳室それぞれ別スペースがあれば理想です。（ディズニーランドなどがとても参考になります。） ・男性用の個室トイレは女性用個室トイレより大きくした方がよい。男性の方が、身体が大きい為。（一緒に活動している方で横に大きい方もいて、トイレが狭くて困っていると言っていたので）
4	50 歳代	・カフェ、食堂
5	40 歳代	・あちこちから人が来ると思うので駐輪・駐車スペースの確保。こども園・小学校・中学校がそばにあるので、文京通りが防犯に強い通りとなって欲しいです。
6	60 歳代	・図書の実、喫茶コーナーの設置
7	60 歳代	・一般利用も考慮し、高齢者、障害者等に配慮したユニバーサルデザインに基づく施設（上履きなど履き替える必要のない施設）の建設を希望します。 ・一般用研修室、パソコン研修室、ホール
8	40 歳代	駐車場の確保もお願いします。開放感があり明るく、使用しやすくおしゃれで素敵な建物になって欲しいと思います。街灯も明るいものを多く設置して下さい。期待しています。
9	70 歳代以上	現在 実花町会は実花公民館と密接なつながりをもって年間行事を執り行っています。とりわけ「サマーコンサート」「納涼盆踊り」「私の作品展」「高齢者ふれあい元気事業/新春寄席」などは実花公民館なくしては実行不可能です。また、町会員に配布する広報紙等の印刷業務についても現総合教育センターまで都度出向くことは不可能です。現在の実花公民館機能が全て無くなる場合、実花町会も存続が難しくなります。
10	60 歳代	・学習スペースが無いところがほとんどですが、もっと広いスペースをとった学習スペースにしてほしいです。現在のものは、ぎちぎちの学校や塾の学習机レベルの狭さです。もっとゆったりした図書館にきたという感じのものにしてほしいです。 ・図書館の本をもっと充実させて欲しい。残念ながら、23区のひとつの区の図書館の蔵書数にも及びません。
11	60 歳代	・それぞれの町会が会館を持っているのは市内で東習志野だけのようです。その他 公民館や図書館など、大人 特にシルバー世代には居場所が選択できるほどあります。できたら、子ども会議を開くなど小学生や中学生が、この地域に何が足りないか、どのような場所が欲しいか聞いて欲しいです。一意見としてはシルバーボランティアを講師に招き、寺子屋、ワークショップをすとか、大人も子どもも楽しめる広場になるとよいです。 ・子どもの居場所作り
12	50 歳代	運営が難しいことはわかっておりますが、民間委託する最大のデメリットは、次世代につなぐ継承すべきことがおざなりになることです。 資金面で運営できることももちろん大切ですが、国や県にとって恒久的にみて一番大事なことは文化力です。よろしくお願いします。

	年代	望むサービス(機能)・その他自由記載
13	70歳代以上	・図書館にゆったりと座って本が読める椅子と場所。 ・カフェ等があると嬉しい。
14	70歳代以上	・せっかくのプラネタリウム施設を残して欲しい ・気楽に誰でも集える場になって欲しい ・運動や多種行事が出来る多目的室 ・ピアノがある音楽室
15	60歳代	・貸し出しのセルフ化。大久保図書館の様に
16	60歳代	・建物をバリアフリーで作ってほしい。段差の解消、手すりや視覚・聴覚障がいを持った人にも配慮が欲しい。例)京成線の駅トイレの表示が大きくてわかりやすい等 ・暑い日に、エアコンが効いていて水分補給ができる、休憩スペースがあったらいいと思います。
17	60歳代	・松並木前の道路が狭くて、東習志野体育館とこども園に出入りする車の通行で、すれ違いが困難な場合があります。道路の整備も必要かと思います。松の木も台風などで折れる危険があると思います、なんとかして欲しい。
18	60歳代	・ここへ移動するための交通支援 ・行かないでオンラインで予約できる仕組み ・コピーサービス
19	60歳代	・コミュニティセンター跡地にトイレ付の立体駐車場が欲しい。 ・保護司の仕事をしているので、面談室の様な小さい部屋が欲しい。
20	70歳代以上	・実花公民館を主に利用しています。説明会では、展示室などの対応を計画しているとのことでしたが、住んでいる近くの施設であり、複合化を検討とは、施設存続は、将来無くなるということでしょうか？
21	30歳代	・子どもに関わるサービスを提供してくれるもの、場所を希望します。
22	40歳代	・新たな公共施設を作るのは減多にない機会だと思います。 既存施設の利用者からの意見だけでなく、将来世代の活用を考慮し、若い世代が魅力に感じる施設となるような検討をお願いします。子育て世代が活用できる諸室や設備を望みます。
23	60歳代	・公共施設での陶芸室モデルとして、千葉市のハーモニープラザがあります。どうかよろしくお願い致します。 ・陶芸サークル活動が出来るスペースを希望します。現在 菊田公民館にて活動していますが、陶芸小屋は冷暖房無しで狭く劣悪な環境です。東習志野体育館前にある窯を利用して活動出する為にも、ぜひ陶芸スペースを希望
24	50歳代	・プラネタリウムを再び作ってほしいです。
25	40歳代	・駐車場の数が多いとありがたい。 ・楽器を搬入できるエレベーターの設置。 ・車から館内へ楽器等荷物の搬入場所の確保
26	30歳代	・図書館が広くなったら嬉しいです。プラッツのような図書館が近くにあったら嬉しい。
27	40歳代	・図書館が大久保みたいに広くなってくれたら嬉しいです。
28	30歳代	・船橋市の児童館のように、子どもが遊べるスペースをしっかりと設けてほしい。教育相談をしにくる子どもや保護者が話をしやすい優しい雰囲気のセンターにしてほしい。 ・カフェなど飲食系の場を設けてはどうか。東習志野地区は地域性が強いので。また、場所的に学校も近くにあるので、医療施設を設けてはどうか。怪我の際などに保護者は助かると思う。

	年代	望むサービス(機能)・その他自由記載
29	40 歳代	・夏休み特に 8 月が暑いので子どもの生活が心配です。 ・お弁当を食べれる部屋があり、勉強もできればとても有り難いです。 ・夏休みの子ども自習室
30	40 歳代	・東習志野図書館はこれからも利用を続けたいと思います。場所も駅や学校から近いので変えないでほしいです。
31	50 歳代	・気軽に使える(小学生でも使えるよう)安価なカフェがほしい。 ・小さい子供から年配の方でも反射機能を鍛える為、ゲーム感覚で体験できるものがあつたら面白い。例えば光ったところをタッチしていくものなど ・健康コーナーを設けて血圧をはかれたり、身長、体重が計れるようにする。ポイント制にして、隣接しているカフェで使えるようにする
32	19 歳以下	・コミュニティセンターの自習室とても助かってます。これからも利用したいです。よろしくお願いします!
33	40 歳代	・教育センターに教育相談でお世話になってますが、中が暗すぎて、より気分が滅入ります。内装や照明など明るくしていただきたいです。
34	40 歳代	・千葉市子ども交流館のような施設があつたら嬉しい。
35	30 歳代	・未就学児が安心、安全で遊べるようなキッズスペースが出来ると嬉しいです。
36	40 歳代	・だいぶ前から教育センターの建物が限界なので、早く新しくしてあげて欲しいです。 ・長時間働く職員さん達にとって快適な環境"になると良いですね。そうする事で、心穏やかに市民と接することができるかと。
37	40 歳代	・楽器の練習ができる部屋があると嬉しいです。すでにあつたら申し訳ありません。
38	60 歳代	・研修内容披露舞台
39	30 歳代	・近隣のファストフード店で働いています。試験前試験期間になると四中や習志野高校、実籾高校の生徒さんが勉強しにきます。正直言って迷惑です。ドリンク一杯で長時間席を占拠しているからです。あまりに騒いでひどい時は学校に連絡して先生に迎えにきてもらったことがあります。学校に自習スペースはないのでしょうか?それなら図書館や公民館などに中高生でも入りやすい空間を作るべきです。
40	50 歳代	・早く快適な環境をお願いします。
41	30 歳代	・(東習コミュ)1 階しかおむつ替えスペースが無いので、増やして欲しい。トイレは、キレイで広くして欲しい。
42	30 歳代	・電子予約が使えるのは便利だが、正直使いにくい。検索しにくい。
43	30 歳代	・図書館の中に学習スペースを作って欲しい。図書館は静かにする場所だから。
44	40 歳代	・図書館の充実(CD や DVD の貸出など)
45	30 歳代	・実花公民館は外部の人の実花小への侵入などが容易な立地のため、防犯面が気になります。 ・図書館は、月曜休みなのを変えていただきたい。子供の振替休日などは月曜日が多く、利用したいときに休みなことが多いため。
46	40 歳代	・図書館の規模が小さすぎるので、もっと子供達が過ごせて、本をたくさん読めるような図書館を望みます。千葉市花見川図書館のような。
47	19 歳以下	・日替わりでキッチンカーとかでも良いので、飲食店があるといい(この辺は、あまり飲食店が少なく、本当に不便だと思います)
48	40 歳代	・図書館の本が少なく感じます。子供が興味を抱いた事についての書籍を探しに図書館へ行きますが、該当する書籍が無い事が多いです。

	年代	望むサービス(機能)・その他自由記載
49	40 歳代	・友達と一緒に勉強できるスペースがあるといいなと思います。できれば、大声で話すのはダメだけど、勉強を教え合うくらいなら話してもいいような感じで。
50	40 歳代	・プラネタリウム
51	40 歳代	・親子で図書館を利用しています。学習スペースなども充実させていただけると、もっとこどもが活用できるかなと思います。勉強の合間に新しい本に出会う、調べものしながら勉強する、など。
52	40 歳代	・習志野市は公民館に個人の練習などに使える多目的室が少ないと感じていたのでぜひおねがいします。 ・ダンスの練習ができる鏡付き、音響設備ありの部屋楽器の練習ができる防音室
53	40 歳代	・図書館の蔵書数を増やしてほしい
54	40 歳代	・習志野市は音楽の町ですので、吹奏楽、合唱、ミュージカル、ピアノなどの楽器が演奏できる場所をもっと増やし、乳幼児から高齢者向けのイベント(リトミックや音楽療法など)をたくさん開催できると嬉しいです。 ・音楽系の発表会を開催できるように、ピアノを設置すること。
55	30 歳代	・放課後あそべるスペース 図書館
56	40 歳代	・図書館を大久保のように広く綺麗な施設にして欲しい。書籍も増やして欲しい。
57	40 歳代	・東習志野図書館から総合教育センターに向かう道路は対面通行できるものの、狭いことから途中の待避スペースですれ違いしなければなりません。スムーズに対面通行できるよう道路を拡幅して欲しいです。総合教育センターを同位置に建替えするのであれば、工事車両が頻繁に通行し、対面通行に支障を及ぼす可能性が考えられます。
58	30 歳代	・今は、年配の方の利用が多いように思いますが、佐倉の図書館の様に老若男女問わず集まれるような場所になるととてもいいなと思います。小さなカフェ、キッズスペースなど…
59	19 歳以下	・プラッツ習志野の図書館みたいなたくさん本が読める場所や椅子が欲しい。東習志野図書館は高齢者や大人達がずっと新聞読んでて椅子が空かない。子供用のところは読む場所が少なくて床に座って読むしかない。
60	19 歳以下	・図書館における、子供の本を増やして欲しい。八千代市中央図書館の子供本スペースは素晴らしい。また、靴を脱がずに利用したい。
61	40 歳代	・子供たちが色々な遊びに触れるための道具及び企画(東部体育館にはない、昔の遊び～最新の遊びなど)。図書館の中に学習室がほしい。 ・AED の設置。 ・トイレに、立ってもオムツ替えができる設備。 ・地域のサークルやサロン情報提供及び、イベント開催案内スペース。 ・周辺地域の昔の写真と現在の写真を比較スペース。 ・歴史散策マップと貸し出し自転車。 ・売店(皆が頻繁に来る場所にするため。地域野菜中心)。
62	40 歳代	・ボールを使って遊べる公園が少ないので、広い公園を隣接してほしい
63	50 歳代	・総合教育センターの隣りにあるプラネタリウム館も含めて再整備し、千葉市の「きぼーる」のように人・金・物をここに集中してコスト低減を図ることを要望したいです。
64	40 歳代	・さらに住みやすい習志野市になることを楽しみにしています。 ・放課後ボランティア学習教室 ・安価なカフェ等市民が集まり安い場所 ・できることならプラネタリウムが復活すると嬉しいです!
65	50 歳代	・音楽室(ピアノ)

	年代	望むサービス(機能)・その他自由記載
66	30 歳代	・もっと図書館を広くして、勉強もできるようにしたらどうか。 - 在宅勤務の人や学生も使えるといい。個室も作り予約して料金を払うシステムでもいい。 ・トイレは誰でも気軽に使えると助かる。
67	40 歳代	・駐車場スペース拡充
68	40 歳代	・電子図書館は予約してもお知らせなく、とても使いにくい。東習志野図書館は文教地区と言うのならば中心として整備をお願いしたい。
69	40 歳代	・学習スペースは、隣の人が気にならないよう前と両隣りに仕切りのついたタイプを希望します。 - また、習志野市は 70 周年のスローガンに「かなでよう」という素敵な言葉を取り入れています。楽器を奏でる人が多い音楽の街らしく、無料で楽器の練習ができる個別&グループ練習用の防音室を希望します。市民の演奏が上達すればウィーンのように「音楽のまち」を強く PR できるし、市の施設に無料の防音室があれば TV 取材も来るかも ・図書館の充実。大久保のように学習漫画、歴史漫画、中高生用の本や雑誌、受験に向けた学校案内、DVD や CD の貸し出しなどを希望。長時間利用する時の為に持ち込みの飲食スペースと軽食がとれるカフェも希望します
70	50 歳代	・是非、地域のコミュニティの為に市民が集まるような施設を作って頂けたら特に近年、子供の遊ぶ場所が昔と比べると激減しています - 将来を担う子供達のためにも安心して遊べるような施設そして少子化問題にも役に立つような施設を使って頂きたいと思っております。
71	60 歳代	・実花町会の実花公民館ありきで活動している所が大きいと思います。新年の寄席、総会資料印刷、サマーコンサート、盆踊り等々、公民館が移動してしまうと支障が出ると思います。全ての活動が無くなるのなら別ですが。そこがクリアにならないと不安しかありません。
72	50 歳代	・図書館は 大人と子どもと別々にしてほしい。 ・音楽室は 大久保とは違う 響きの良い部屋にほしい ・児童館のような 子どもたちが遊べるお部屋が欲しい ・自習室 あって助かっています。おしゃべりしながらできるスペースもあるともっとありがたい ・音楽室、調理室、図書室、和室
73	40 歳代	・小学生はボールを使わずに遊んでいても中高生や大人がサッカーをしています。犬をドッグランのように放す方もいます 。本気の野球練習をしてる親子もいます。コミュニティセンターのロビーや図書館ではうるさいと怒られます。暑い日は公園の水道で水風船をやってゴミはそのままです 。遊べる場所が増えると嬉しいです。 ・泉町にあったあづまこども会館のような子供が卓球をしたり遊べるようなスペースがほしいです。 ・外で遊びなさいと言われてもボールで遊べない公園ではゲームをする子供もいます
74	30 歳代	・改善を期待すること。東習志野小学校と総合福祉センターとの間の歩道の整備(地割れや隆起によって凸凹している部分が多く、子供も高齢者もつまづいて転倒する危険が考えられる)
75	40 歳代	・駐車場の有料化(1 時間以上駐車は課金など)、東習志野図書館駐車場は長時間駐車する方がいるようで返却などに短期間使用で駐車ができないことがあり周辺店舗に駐車したり返却出来ないことがあるため。
76	40 歳代	・実花公民館がなくなってしまうと不便になるので残念です

	年代	望むサービス(機能)・その他自由記載
77	30 歳代	・現実花公民館にも子どもたち(未就学児含む)が気軽に利用できるスペースを残してほしい
78	40 歳代	・以前、総合教育センターに子供の相談で電話をしましたら、対応がとてもめんどくさそうで、教育センターは頼りにできず、とても困った事があります。
79	40 歳代	・プラネタリウムの再開。プラネタリウムの民営化は難しいでしょうか？
80	40 歳代	・総合教育センターの建て替えは理解したが、現施設の跡地をどう活用するのかは実花公民館以外不透明と感じた。すべての施設を統合教育センターに一本化するとどうなるのかもっと詳しく知りたいと感じた。(諸サークルの活動拠点はどうなるのか、延床面積的に書庫等は大きく減るが資料の廃棄を伴うのか、等デメリットに言及する部分が一切ないため)
81	40 歳代	・屋内プール施設が欲しい。・フリースペース。誰でも予約して借りられるレンタルスペース
82	40 歳代	・市内の西側から教育相談を利用しているため、駐車スペースの完備を希望します。 ・教育相談に訪れる子どもたちと、他の子どもたちが交わらなくても済む動線の確保もお願いできたらうれしく思います。
83	40 歳代	・仕方がないことなのですが、長年親しんだ実花公民館がなくなってしまうのは大変残念です。実花町会からだが高齢の方などは徒歩で東習志野コミュニティセンターや総合教育センターに行くのは遠いと思います。 公民館機能はなくなったとしても、実花公民館の場所は子どもが遊べたり、話し合いなどができるロビーなどは残していただきたいです。 決まったことかもしれませんが、できたら実花公民館の存続を望みます。
84	30 歳代	・実花地区から実花公民館が遠くなるため、実花公民館跡地にも町内会)子供向けスペースを充分に残して欲しい。 ・移転する東習志野図書館へ、中央公民館と同等の機能/広さの自習室スペースを作って欲しい
85	40 歳代	・図書館に大人や子供たちが気兼ねなく通って勉強できるスペースがあるとありがたい。 ・子供達の習い事を、自宅近くの公民館などで通うことができたらいいなと思っていました。未就学児のリトミックなどがあるのは知っていますが、小学生が放課後に通えるような、習字、そろばんなどがあるとありがたい。
86	50 歳代	・私は今はまだ 50 代で仕事も現役でしておりますが、あと 10 年も働けば定年となり、公民館でサークル等の活動が出来るのを楽しみに今一生懸命働いております。足腰の弱って来る 70 代前後から、公民館の利用が増えると思います。今は車の運転もしてますが、65 歳で免許返納しようと思っているので、近くに公民館が無いと困ります。 私の周りの友人もほとんどが、同じ考えです。どうか、老後の楽しみを奪わないで下さい。
87	40 歳代	・ボール遊びの出来る公園や施設をつくってほしい
88	40 歳代	・自習室があると良いです 。凝った部屋とかではなく、長机を向かい合わせにして真ん中にパーテーションだけあるような感じで。 ・軽食が食べられるようなカフェのような場所
89	19 歳以下	・塾に通っていないので、学校帰りに静かに勉強出来る場所が欲しい
90	50 歳代	・相談利用している者にとって、他の人の目が気になるので、専用の出入口があると助かります。 ・不特定多数の人たちが出入りする施設となると思うので、警備についてしっかりしてほしいです。
91	20 歳代	・かつてのプラネタリウム館がなくなってしまったのが残念でなりません。 再び同規模のプラネタリウムを整備するというのは導入費用、また将来負担を考えても難

	年代	望むサービス(機能)・その他自由記載
		しいと思います。 そこで他の自治体でも導入しているような、教育センターでも学校でも使える低コストの移動式プラネタリウムについて、ご検討いただきたいです。 休日はイベントに、平日は理科学習や教育研修に、と幅広く活用ができるのではないでしようか。
92	40 歳代	・図書館の増館、充実を願います。
93	70 歳代以上	・常駐の職員が何をできるか？ ・町会が使えるスペースがほしい
94	70 歳代以上	・カフェテリアスペース
95	70 歳代以上	・資源物回収基地として東習志野コミュニティセンター駐車場をお借りしている。今後も引き続き使いたい。 ・少し広い部屋
96	70 歳代以上	・実花公民館はそのまま残してください。地域が遠くなるので。提示場は総合センターの方に。
97	70 歳代以上	・実花公民館の機能を実花公民館に残してほしい。歩いてくるのは実花地区から教育センターまで遠いので。8丁目にも1・6丁目にもこのような機能のものが(図書館とか公民館とか)ほしいです。 ・季節に応じた地域の歴史とかおすすめ観光スポットとか展示するような
98	70 歳代以上	・児童館(市で、ただ1つだったあづま会館)がなくなり、学校が終ってからの児童の居場所がないので、新たな施設に児童館を作してほしい。
99	60 歳代	・設計される前に完成鳥観図は見せてもらえないのか。 ・和室、調理室は複数作ってもらいたい。エレベーター高層建てにってもらいたい。
100	60 歳代	・若い人や高齢者が互いに集える場にして欲しい。
101	70 歳代以上	・習志野の古代をPRして下さい。 ・1階に 50~60 名の座席が用意出来るスペースがほしい。
102	70 歳代以上	・個人面接出来る小部屋。文教通りの整備。
103	70 歳代以上	・調理室、200 人位でのスペースを要す。文教通りの整備
104	70 歳代以上	・バリアフリーを充実してほしい(2 階以上にも多目的トイレを)。多目的トイレの機能を充実してほしい。備品などの収納スペースを。 ・OA 機器の使用が多いのでコンセントの数を多めに、電話、TV コンセントも。
105	70 歳代以上	・何でもかんでも統廃合されると場所が遠くなって行くのが大変になる。習志野は各地区に公民館があって生涯学習というのが売りではなかったか!実花公民館はなくさないで下さい。
106	60 歳代	・どのようなサービスを望むのか?というより、ここにあるから安心していつでもこれるという考えでした。この先、なくなるとちょっと遠くなり、今まで以上に遠のいてしまいます。できれば残してほしいです。年輩者が多くなっているのも難しいとは思いますが。 ・年金関係なく集まれるサービスがあると良いかもしれません。
107	70 歳代以上	・駅から遠く不便である。バス、地域バスなど交通機関が利用できるようにして欲しい。 ・休憩スペース。企画された講座やサークルがあり、安価で利用できる。高齢者が 1 人でも参加できる。

総合教育センター再整備についての地域住民説明会意見内容

1. 説明会開催日時・場所

	開催日時	開催場所	出席人数
1	令和6年5月11日(土) 10時~10時30分	東習志野コミュニティセンター	11名
2	令和6年5月11日(土) 13時30分~14時30分	実花公民館	11名
3	令和6年5月14日(火) 19時~20時	東習志野コミュニティセンター	16名
4	令和6年5月15日(水) 19時~19時30分	実花公民館	3名

2. 主な意見等

(1) 会場: 東習志野コミュニティセンター

	意見等
1	実花公民館の場所について、地域での利用の可能性とは何か。どのように使うのか。
2	プラネタリウムは残すのか。
3	実花公民館と東習志野 CC の形や利用方法が違う。どちらかに統合するのか。
4	公民館はいろいろと講座があり、地域にとってとてもいい場所である。
5	場所は、まとまるより、行ける範囲にちよつとずつある方がよい。立ち寄って休憩できるコーナーを作してほしい。
6	子どもたちの行き場や遊び場、学童が自由に来られる場所にしてほしい。
7	施設の老朽化をどう考えるか。いつ建つのか。予算化されているのか。
8	市のホームページ等で案内してほしい。わかりやすくしてほしい。
9	老朽化しているところもあるので、もっと前倒してやることを検討してほしい。
10	複合化で今の場所から新しい場所に移り、実花公民館は郷土資料館になると聞いているが、東習志野 CC はどうなるのか。
11	地域での休憩所(真夏のクーリングシェルター機能、公園利用者のトイレ)とする等、活用できるものは活用してほしい。
12	社会福祉協議会の東習志野支部と実籾支部からの要望を活かしてほしい。
13	物理的な再整備と、機能的な再整備は挙げられているが、そこを使う人にとっての利便性がないと、意味がない。
14	利用者からの需要や利便性をよく考えてほしい。駐車場にある防災倉庫の機能を残してほしい。有価物の回収にも使っている。必要不可欠な施設であり、地域が行政に協力して活動している拠点である。
15	CC と公民館はそれぞれ総務省と文科省の法令に基づく。公民館はアルコールが飲めない。CC は利用できるので、新年会や表彰会後パーティーがある。公民館と CC のどちらの機能を優先するのか。
16	50年前の高度成長期の中で多く人を集めたいということで大きな施設を作った。今は今のニーズがある。土曜日に社会福祉協議会の心配ごと相談をやっている。大会議室を使っているが、小さな部屋もあるといい。保護司の活動で面接できる場所がほしい。市民の会も10人以下の場合も多い。社会貢献的なところも理解いただきたい。

17	臨時駐車場で毎週金曜日に有価物の回収をしている。倉庫を使っている。移動するのか、同じ場所に残すのか、考慮してほしい。
18	新しい施設は何階建てか。
19	既存施設 4,600 m ² 程度と聞いている。必要とされる面積の積算根拠には部屋の数や大きさが計算されているか。
20	教育と文化というコンセプトから、計画を立ててほしい。数字だけにとらわれないように。
21	駐車場の計画は、3施設分を合体して、どのくらいの台数を想定しているか。
22	壊して建てている間の駐車場をどうするのか。場所がない。
23	習志野市のコンセプトは教育と文化である。プラネタリウムが閉鎖になった。地域は落胆している。復活できるか。スペースを確保していただければと思う。災害時の避難所の受け入れの機能も併せて作ってほしい。
24	交通量やアクセス、マラソン道路について、4丁目など交差ができないところがある。工事によって一時的に交通量が増えることが考えられる。
25	松並木の道路が狭いので、しっかりと考えてほしい。
26	若い人たちや高校生の意見は聞き取っているのか。QRコードからアンケートもいいが、直接行って聞いてみてほしい。将来の行き場所になることを重視しないといけない。10年後を見据えて取り組んでほしい。
27	建設場所は総セにこだわらず、隣の公園という発想もある。
28	自動車は3丁目に文教通りから入る。朝は特に交通量が多い。車通しがすれ違えない。高齢者は車を押すので、平面でない歩道ではなく車道を歩く。交通のことを徹底的に考えてほしい。学校が近い。コロナワクチン接種のときの交通状況が酷かった。
29	花壇の切れ目で対向車とすれ違っている。花壇が好きだが、生活道路として考えると、車道を整備することも考えられる。
30	行政は一回決めたことをなかなか変えられない。せつかくやるのだから、今、こういう意見を取り入れて、それを踏まえた内容で再度報告してほしい。
31	アンケート結果を踏まえて基本構想を作してほしい。見せてほしい。
32	決める前にみんなの意見を聞いたのだから、取り入れて、こういうように作りましたと出してほしい。
33	東習志野 CC の跡地は何に使うのか。

(2) 会場：実花公民館

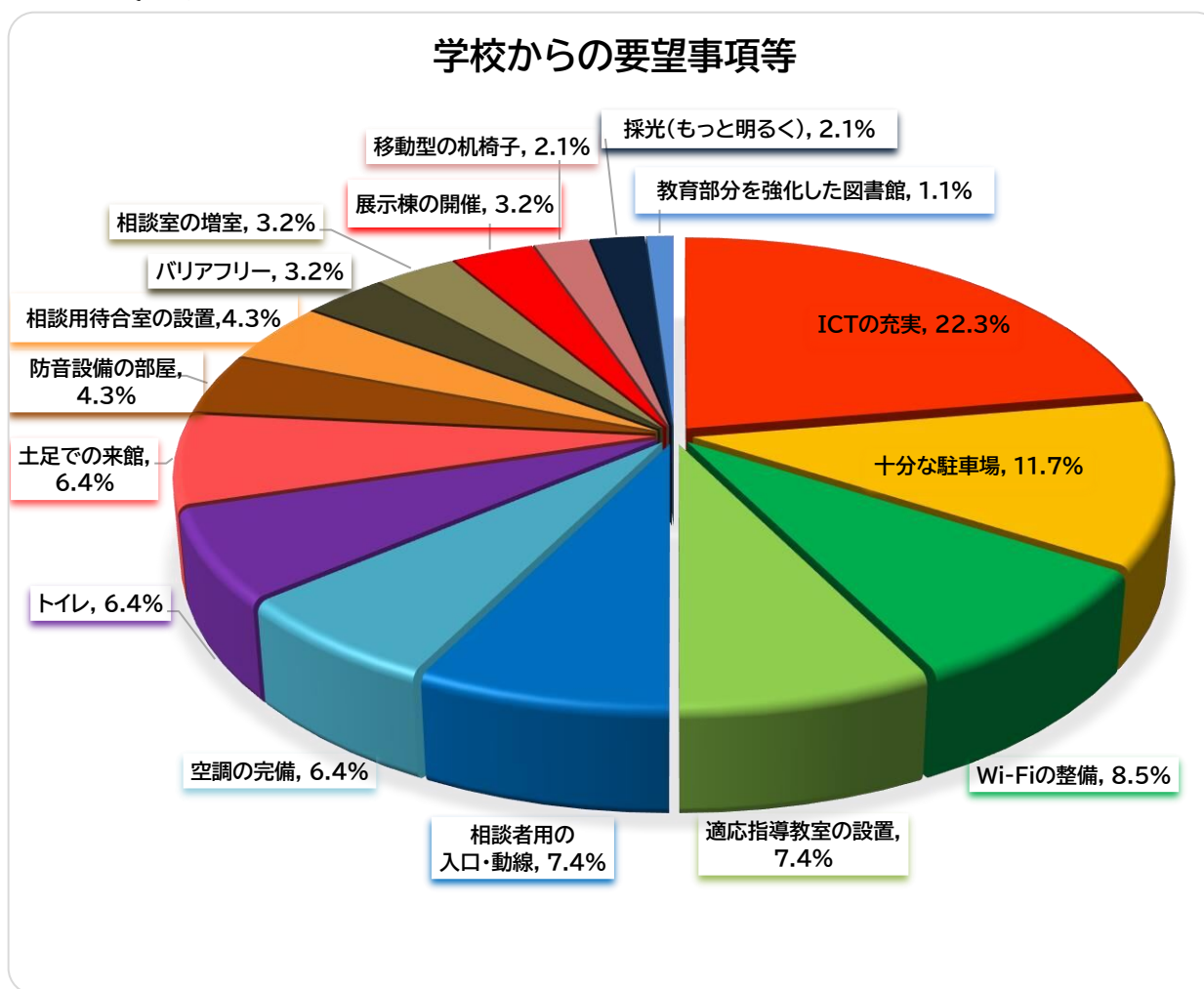
	意見等
1	この建物がなくなると、町会活動ができなくなる。地元の町会は地元ないと活動ができない。新しい場所でやるように言われてもどうしていけばよいのか。
2	ここは資料館になるが、そんな所に人は来ない。もったいない。子どもやいろんな人が来られる場所がよい。
3	町会活動の例として、サマーコンサートや盆踊りではいろんな団体が控室等でこの建物に集まる。大きな行事だけではなく、各活動でこの建物を使っている。
4	実花公民館は歴史がある。周辺施設の老朽化の状況を知りたい。習志野高校も修理が必要である。
5	町会活動は、公民館の団体活動とは違って、離れた場所に移った調理室を借りることはできない。なぜ場所をここから移すのか。

6	東習志野地区はもともと自衛隊の土地だったところを環境整備した。実花小学校の開校時には体育館がなかった。自衛隊の補助金を活用して、1階に体育館、2階に公民館を整備した経緯がある。実花町会はこので活動してきた。
7	公民館は市の施設である。文教施設の一環である。地域のものではない。
8	新しい施設の整備には賛成である。時代が変わればいろいろ変わってくる。8丁目町会には公共施設がない。8丁目町会館も町会に引き継がれている。実花町会の活動の問題は今回の再整備には関係はあっても、直接関係はない。町会で考えることではないか。実花公民館の場所だと、実花地区の人は集まっても、東習志野地区の人が活動するのに不便である。できたら総合教育センターに移転してもらいたい。
9	文教施設と公民館の考え方はまったく異なる。教育センターがダメになり、お金がかかるから統合するみたいに見える。そういうことを整理しながら進めてもらえれば、将来的には市民のためになると考える。
10	防災対策の考え方を取り入れることはどうか。地域のためになる。
11	実花公民館のサークル活動は、基本的に新しい施設に移ることになるのか。定期的な活動にここを使うことはできるのか。
12	交通手段をどのように考えているか。
13	郷土資料館にも駐車場は整備するか。どう使うのか。管理人を残してほしい。
14	現在、実花公民館の事務室にある印刷機を使用しており、再整備後も印刷機を残してほしい。
15	東習志野 CC と実花公民館で活動している団体の数がかなりある。どんな方向性か。部屋の予約については埋まる時間帯と空いている時間帯がある。
16	市内では、津田沼、大久保、東習志野と人口の多いところで、再整備をしている。東習志野は、相当規模の町である。東習志野は今後も現在の工場の動向により、新たな住居が立つ可能性もある。積極的に前向きに地域のことを考えて、計画に入れていただきたい。
17	実花町会として、1年を通して、お祭りやイベントを開催している。新しい構想の中で、公民館、体育館、各施設に事細かくアンケートを取っていただき、具体的に何ができる何ができないと実花町会と会話していただきたい。跡地の活用も検討いただきたい。
18	体育館はどうなるのか。
19	資料館は建物をそのまま使うのか。各部屋はその大きさのまま残すのか。
20	建物の全体の広さは決まっている。いろいろ地域の催し物をする中で、置き場所や準備する場所がほしい。
21	調理室で蕎麦打ちをしている。新しい施設にも調理室を揃えてほしい。
22	歴史資料展示室でも年数回程度の催しはやるのか。今の館長は元校長先生で、積極的に企画を出し、展示会に結構人が集まっている。地域をアピールしたい。気軽に入れるような形で続けてもらいたい。
23	若い世代や子どもたちに再整備にかけてどのような部分が必要なのかお聞きしたい。
24	東習志野に住んで約50年間経つ。実花小学校ができた時に子が通った。体育館がなかった。それでここができた。実花地域から実花公民館がなくなってしまう。なぜ東習志野に行かなければならないのか。ここで活動してほしい。
25	習志野市には資料館がない。ぜひ作ってほしい。市民大学で2年間市内の公民館をまわって、いろんな勉強会があった。他の地域の人は実花公民館の場所をわかってなかった。但し、ここに資料館を作って、人が集まるのか。東習志野の新しい施設に作ることも考えられるのではないかな。
26	再整備では地域活性化のために考えていただきたい。

総合教育センター再整備に向けた市内各校からの要望事項等について

【学校からの要望事項等】※施設に関するもののみ抽出

要望事項内容	意見数	意見の割合
ICTの充実 ・メディアルームの設置 ・オンライン研修の充実 ・ICT担当の増員 ・備え付けプロジェクター	21	22.3%
十分な駐車場	11	11.7%
Wi-Fiの整備	8	8.5%
適応指導教室の設置	7	7.4%
相談者用の入口・動線	7	7.4%
空調の完備	6	6.4%
トイレ ・洋式 ・多機能トイレ	6	6.4%
土足での来館	6	6.4%
防音設備の部屋	4	4.3%
相談用待合室の設置	4	4.3%
バリアフリー化	3	3.2%
相談室の増室	3	3.2%
展示棟の開催	3	3.2%
移動型の机椅子	2	2.1%
採光(もっと明るく)	2	2.1%
教育部分を強化した図書館	1	1.1%
合 計	94	100%



(仮称)新総合教育センター再整備基本構想(案)

令和7年〇月発行

発行:習志野市教育委員会

編集:総合教育センター

〒275-0001

千葉県 習志野市 東習志野 3丁目4番4号

電話 047-476-1715

協 議 第 1 号

第二中学校用地における鉄道隣接部の管理及び今後の取り扱いについて

第二中学校用地における鉄道隣接部の管理及び今後の取り扱いについて、別紙のとおり協議する。

令和7年2月12日協議

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

第二中学校用地における鉄道隣接部の管理及び今後の取り扱いについて

1. 敷地境界付近について

- ・第二中学校用地南側の京成電鉄株式会社との敷地境界付近は、草木が生い茂る自然の斜面
- ・市と京成電鉄株式会社の敷地境界線は斜面の中腹部（下記、第二中配置図及び撮影位置図、写真参照）

2. 現況の課題について

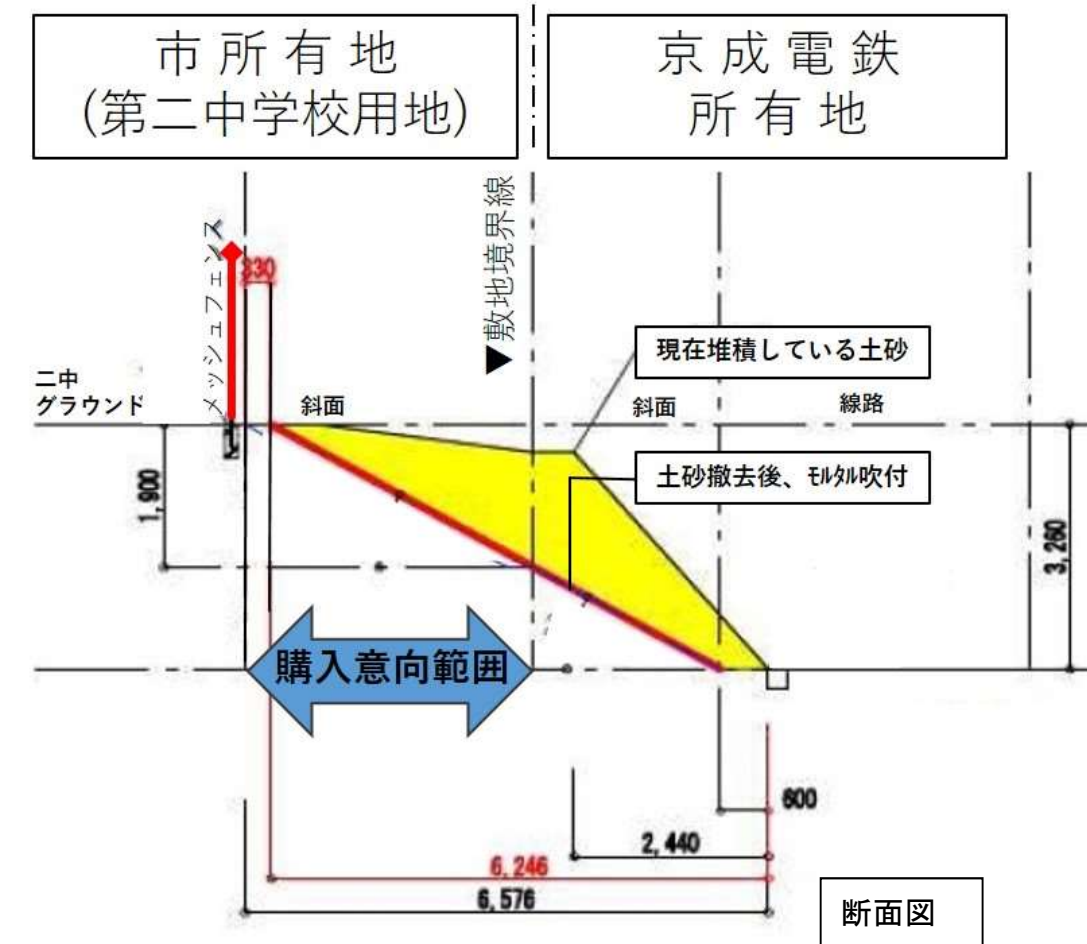
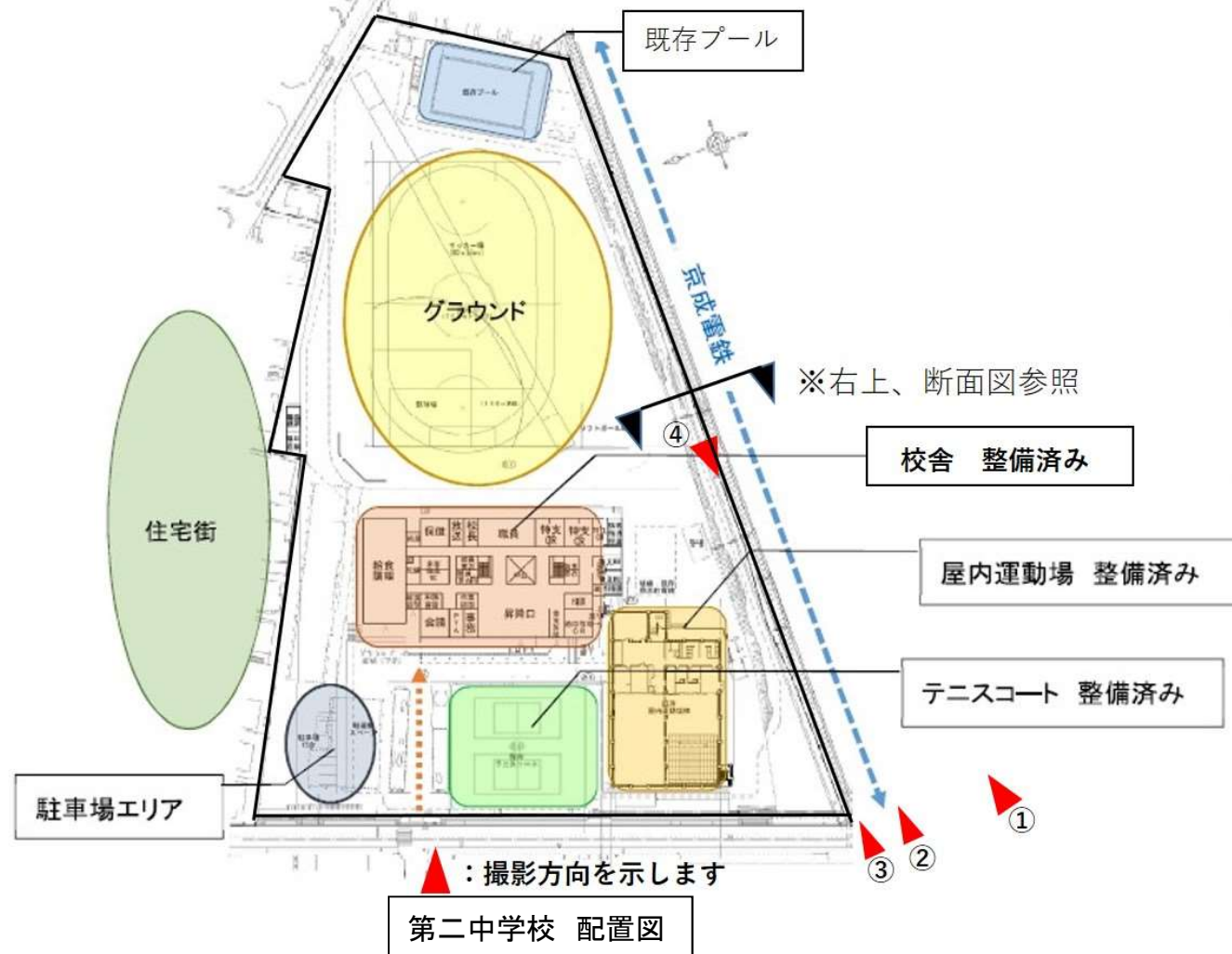
- ・敷地境界付近の草木の管理が非常に困難
- ・斜面に降った雨により、大水の流出や土砂の崩壊等で鉄道の運行に支障が出る恐れあり

3. 今後の取り扱いについて

- ・第二中学校校舎改築事業の一環として、京成電鉄敷地を含む斜面全てを崩壊しないよう、安定勾配に造成のうえモルタルを吹付ける工事を行う。（右記、断面図参照）
- ・本工事の後に、京成電鉄株式会社から鉄道運行の安全管理の観点から、京成電鉄所有地に隣接する、第二中学校用地のうち斜面部分を買取りたいとの意向が示された。
- ・当該斜面部分を売却することは校地面積の減少となりますが、学校運営で使用することは想定されず、特段の影響はないと考えられることから、工事完了後に京成電鉄株式会社に売却する方向で財産の所管替えを進める。

（概算の売却面積）土地面積 約 720 m²

※ その他、売却に係る測量費・不動産鑑定費は京成電鉄の負担となります。



協 議 第 2 号

習志野市こども若者まんなか計画の策定に係る意見聴取について

習志野市こども若者まんなか計画（令和7年度～令和11年度）の策定について、別紙のとおり協議する。

令和7年2月12日協議

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

(仮称) 習志野市こども計画(案)へ提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

1. 結果の概要

- ①パブリックコメント実施期間:令和6年12月1日～12月27日
 ②意見等提出者人数:28人
 ③提出された意見等の件数:37件

2. 意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
1	第4 基本施策 【1-1-①】	こども・若者の権利擁護	114	2 人権に関する啓発・相談	習志野市こども計画が国のこども家庭庁の「こども基本法」や「こども大綱」の基本理念を大事に計画されており、敬意を表します。 「2 人権に関する啓発・相談」「3 人権教育の充実」に、「子どもの権利条約」をこどもの年齢及び発達に度に応じた広報周知を入れてほしいです。 1994年に日本で批准してから30年になりますが、学校教育の場や社会教育の場でも積極的に広報周知されてきませんでした。子どもの権利条約の基本的な考え方「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」をこども自身にわかりやすく教えて下さい。	「子どもの権利条約」の周知につきましては、千葉県が作成した「千葉県子どもの権利ノート」を市内の小・中・高等学校に配付し、周知を図っております。引き続き、市立小・中・高等学校において、授業や講話、人権に関する集会での活用を依頼していくとともに、人権についての理解を深めるよう指導してまいります。 また、人権擁護委員が人権啓発活動の一つとして実施している「人権教室」では、いじめ等について考える機会をつくり、相手への思いやりの心や生命の尊さをこどもたちに体得してもらうこと等を目的に実施しております。啓発アニメーション動画など、こどもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用して、「子どもの権利条約」でうたわれている差別の禁止や命の大切さなどの人権思想について、こどもたちの年齢に応じて理解することができるよう、努めております。
2		虐待予防・対策	115 116 127	6 こども家庭センター業務の推進 7 ならしのこどもを守る地域ネットワーク業務の推進 8 養育支援家庭訪問の実施 66 妊娠届出から始まる切れ目ない支援の充実 第5章 ・利用者支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業	こどもまんなか社会を目指して、さまざまな角度から、計画を立てられていると感じています。遊び場や居場所などの施設及び医療制度や保健制度等も徐々に整備されていくのだと感じています。 子どもの心の育ちという視点での施策を計画案に入れてもらいたいと感じました。現状の子どもたちは、虐待やいじめ等で心を痛めている子どもたちも水面下にいることが推察されます。 虐待予防対策について、家庭での養育状況について、現状では、公的機関による指導によることになっている状況だと思いますが、アウトリーチ型の支援の導入を検討していただければと感じました。東京都内などではすでに実施展開されていますが、習志野市内では、家庭訪問型の支援がないと感じていました。この機会に、ぜひ家庭訪問型の支援施策をご検討いただきたく要望いたします。	育児支援が特に必要と認められる家庭には、専門職により家庭訪問をする中で、子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、指導や支援を実施しています。 また、「こんにちは赤ちゃん事業」による乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健活動を通して、全数を把握するとともに、虐待の未然防止・早期発見に努めております。 なお、家庭訪問とは異なりますが、地域での身近な相談の場として、こどもセンターに子育て支援コンシェルジュを常駐しているほか、市内商業施設の特設ブースに相談員や専門職が向うアウトリーチ型の相談事業も実施しています。 今後は、より実施事業の周知に努めてまいります。
3	第4 基本施策 【1-1-②】	不登校対策	117	12 学びの多様化学校の設置 13 教育相談活動の充実 14 フレンドあいあい(適応指導教室)の充実	学校へ行けない・行かない選択をした場合は、自宅で安全・安心に暮らすことを目指して欲しいと考えています。遅れた勉強を取り戻そうとか、進路に影響する等で不安にかられて無理することがないよう、自宅でゆっくり身体と心の回復を最も優先させるべきだと考えています。他の居場所ではなく、家庭が最も大切な居場所になりますよう願っています。	国は不登校児童生徒への支援の在り方について、学校に登校するという結果のみを目標とせず、こどもたちの社会的自立を目指す必要があることを示しており、本市もこの考えを踏まえ、家庭はもちろんのこと、教室以外でも安心して過ごせる場所を増やせるよう取り組んでいます。 なお、総合教育センターでは、様々な理由により登校することができなくなった児童生徒に対する相談を実施しているとともに、家庭や学校以外の居場所として通級することができると適応指導教室「フレンドあいあい」での支援も行っております。
4					こどもが学校に行けなくなった・行かなくなった時、親は仕事を休んだり、遅刻・早退と非常に苦しい立場にたつことになります。また、給食を食べないため、自宅での食事の用意にも費用がかかります。不登校になった場合の休業補償の制度があるといいと感じています。	国において、労働者の育児や介護等による離職を防ぐため、育児・介護休業法などの法律等により、労働者への支援や事業主への義務付けなどを実施しており、市での実施は難しい状況にありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
5	第4 基本施策 【1-1-②】	不登校対策	117	12 学びの多様化学校の設置 13 教育相談活動の充実 14 フレンドあいあい(適応指導教室)の充実	市役所に不登校専門の相談窓口を設置してほしい。	総合教育センターにおいて、不登校に関する相談を含めた教育相談(来所、電話相談など)を実施しております。
6					不登校でも進路や就職の情報が欲しいと感じるので、受け入れてくれるような高校や通信高校の説明会等を積極的にやって欲しい。	県が主催する「進路選択サポートセミナー」では、通信制や三部制、定時制等の高校が参加し、個別相談会等を実施しており、本市の近隣で開催の際には、学校を通じて、保護者の方にお知らせしております。 また、随時個別相談を実施している学校も多いため、在籍される中学校の教職員にご相談ください。 なお、総合教育センターが実施する教育相談において、進路や就職に関する相談にも対応しております。
7		スクールカウンセラー	117	13 教育相談活動の充実	カウンセラーが学校へ来てくれたりするのは非常にありがたい。 しかし、新米のカウンセラーが来られても、子育てや社会のことも経験のない方へ、こちらが教えてあげるような状況ではカウンセラーの意味がない。 もう少し、カウンセラーなど実際の現場に出されるのは教育、社会経験を積まれてからの方がいいのではないのでしょうか。 カウンセラーを利用するような人は、本当に困っている人が利用されると思うので、それに対応可能な方を配置されることを願います。	本市の全ての市立小・中・高等学校には、県より臨床心理士または公認心理師などの資格を所有したスクールカウンセラーが配置されております。これらのスクールカウンセラーについては、県が実施している研修を継続的に受講し、資質・能力の向上に努めております。 なお、総合教育センターにおいて、臨床心理士または公認心理師資格を所有した心理士が児童生徒や保護者の不安や困りごと等についての教育相談を行っています。
8	第4 基本施策 【1-1-④】	芸術文化の体験	121	45 伝統文化等に触れ合う機会の提供	習志野市こども計画策定にあたり、当事者である子どもたちの意見聴取や意見交換を実施されたことを評価します。今後、子どもたちの声が恒常的に発信できる仕組みづくりをお願いします。 基本視点に掲げられている通り、子どもたちの権利や個性が尊重され、一人ひとりの自己肯定感が育まれる地域社会づくりは最重要課題です。特に乳幼児期における愛着形成や人と人との信頼関係をつくることは、その後の人間性や生きる力を育むために必要不可欠なことです。乳幼児親子が、身近な地域で同じ乳幼児親子とともに共感しあう生の芸術文化体験の推進をお願いいたします。	公民館が主催する育児講座やイベント等において、引き続き、乳幼児親子が芸術文化に触れる「アートスタート」の取り組みを実施してまいります。 ※いただいたご意見を踏まえ、基本施策に反映いたします。 【旧】 1-1-④ 45 伝統文化等に触れ合う機会の提供 【新】 1-2-② 61 伝統文化・芸術文化等に触れ合う機会の提供
9					子どもの心の育ちという視点では、読書についてはもちろん計画に掲載されていますが、芸術文化の視点も入れていただきたいと思っています。習志野文化ホールが現在改築となっており、地元で芸術文化に触れる機会が減少しています。教育の中(学校の中)で、芸術文化体験ができる時代がありましたが、現在はほとんどなくなってしまっています。子どもたちが芸術文化に触れる体験がなくなっているような気がしています。教育の中(学校の中)で芸術文化体験ができることが、子ども誰もが体験できる機会を提供できることだと思います。子どもの心の育ちには、多角的に様々な体験を子どもたちに届けなければならないと思います。体験の格差が叫ばれている昨今、芸術文化の力を教育の中に取り入れ、子どもたちの心の育ちの一役を担ってもらうのはいかがでしょうか？芸術文化の持つ力は、言わずもがなだと思います。このこども計画の中に、芸術文化の視点がいないのが大変残念に感じました。 これからの社会を担っていく子どもたちに投資をするのは、現在の大人の責務と考えます。	本市では、学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業を推進し、希望がある学校単位で音楽鑑賞や能楽・雅楽などの文化芸術鑑賞を実施しており、また各校では合唱コンクールが盛んに行われています。 今後もこどもの情操教育の観点からも、一層推進してまいります。 ※いただいたご意見を踏まえ、基本施策に反映いたします。 【旧】 1-1-④ 45 伝統文化等に触れ合う機会の提供 【新】 1-2-② 61 伝統文化・芸術文化等に触れ合う機会の提供

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
10	第4 基本施策 【1-1-④】	芸術文化の体験	121	45 伝統文化等に触れ合う機会の提供	「45 伝統文化等に触れ合う機会の提供」に追加していただきたい。 親の経済格差が子どもの体験の格差になっている現実があります。習志野文化ホールでのコンサートや舞台鑑賞など子どもに視点をのいた企画の提供をしていただきたいです。又学校の授業に芸術家の体験ワークショップなど点数で評価されない表現活動は子どもの自己肯定感を醸成しQOL向上に貢献します。習志野市で予算化し、実施できるように希望します。習志野市文教住宅都市憲章第2条「市民は、教育、文化の向上に環境を維持するようつとめなければならない」とも齟齬がないと思っています。	習志野文化ホールが長期休館となったことから、新ホール開館までの間、地域の身近な場所で文化に触れるきっかけを積極的に作っていきたいと考えております。 また、華道や茶道、着付等の伝統文化を親子が気軽に学ぶことが出来る文化庁事業「伝統文化親子教室」の実施について支援をしてまいります。 公民館については、No.8と同様に「アートスタート」の取り組みを実施します。 また、公民館で活動するサークル・団体等と協働し、引き続き、伝統文化等に親しむ講座・イベントを実施するとともに、関係機関と連携し生の芸術文化に触れる機会の創出を検討してまいります。 学校教育における考え方は、No.9と同様です。 ※いただいたご意見を踏まえ、基本施策に反映いたします。 【旧】 1-1-④ 45 伝統文化等に触れ合う機会の提供 【新】 1-2-② 61 伝統文化・芸術文化等に触れ合う機会の提供
11	第3章 重点施策 第4章 基本施策 【1-2-①】	放課後児童健全育成事業	97-98 123	重点施策 ●放課後児童会 「51 放課後児童会の運営」	公設公営の放課後児童会を民間委託する予定と伺いました。近くの小学校も民営委託された児童会で、夏休みはお弁当を注文することで、家庭から弁当を持参することなく通って保護者にとっての利点などを聞いています。 しかし、そこで働いてくださる支援員の先生や補助の先生の待遇はどうなるのでしょうか。民営ですと給与面では現状を維持して頂けないと感じます。口約束での給与アップでは困ります。職員の方々の待遇が今までより悪くなると、今と同じような子供に寄り添った保育は望めません。こども計画を進めていくのでしたら、周りの大人の環境が整っていないとこどもの安心した環境が出来上がらないのではないのでしょうか。職員の方々の給与アップや維持を望みます。寄り添ってくれる児童会の職員の方々がいるからこそこどもが安心して通える児童会になります。保護者が望む事はこのひとつだけです。毎日の弁当作りがなくなることより大事な事なのです。是非、公設公営を継続してください。 【他1件】	直営児童会では、新規の放課後児童支援員等の応募が少ない状況が続いており、放課後児童支援員等は徐々に減少しています。そのため、現行計画から計画的に業務委託を進めてきました。放課後児童会の業務委託は、放課後児童支援員等の確保と安定的な放課後児童会運営を図るため、計画的に実施しており、待機児童ゼロを維持するために必要なものと考えています。 委託事業者の職員給与については、直営児童会の放課後児童支援員等に準じた処遇とすることを原則として、事業者選定にあたっています。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
13	第3章 重点施策 第4章 基本施策 【1-2-①】	放課後児童健全育成事業	97-98 123	重点施策 ●放課後児童会 「51 放課後児童会の運営」	現在の公設公営の放課後児童会を存続するべきです。これまで民間委託についてのメリット、デメリットが充分説明されていません。財政的にもどうなのでしょう。児童会の民間委託で一番影響を受けるのは子どもたちです。現在、子どもたちは多くの問題を抱えています。児童会は学校とは違い、生活の場です。学校や家庭での悩みやストレスを児童会で吐き出すことができるのは、子どもたちと信頼関係を長く結んでいる支援員の存在が不可欠です。民間委託により、全職員が解雇され関係が壊れてしまうと、子どもたちの健全育成と、安心安全な放課後児童会の運営、そして保護者の就労にも影響が出てきます。なぜ公設公営で運営出来ないのか、なぜ今まで習志野市の児童会を守ってきた職員の保障が出来ないのか。明確な説明がないまま計画を進めないでください。 i、直営であることのメリット ・市の行政機関や学校との連携が円滑に進めやすい。 i 災害時の対応 東日本大震災の時、民間の児童会（他市）は運営することが困難でした。習志野市は液状化が酷かった児童会の復旧に素早く対応して、翌週から開室しました。職員も帰宅困難な児童に寄り添い、怪我人も出ませんでした。常に避難訓練を行って準備を整えているのは、公設の強みです。 ii 感染症流行時の対応 マスクやアルコールなど市からの配給がありましたが、民間はありませんでした。職員が感染し、欠員が出て同じ公設公営の職員が対応しました。民間は対応ができるのでしょうか。 iii 防犯対策 学校と職員が常に連携をとっています。 ◇学校と職員が直接連携しているので、個々の児童の対応が素早く出来ます。民間は会社を通して話し合いになると思いますが、素早い対応はできますか？また、対応ができる支援員が子どもたちの側にいますか？ 【他10件】	No.12の考え方と同様です。 なお、放課後児童支援員等に対しては、会議や研修等職員が集まる機会を捉え、説明をしました。引き続き、必要に応じて説明や意見交換を行います。 また、保護者に対しては、委託化スケジュールについて御案内をしています。 今後、業務委託が近づいた小学校区においては、個別に説明する予定です。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
14	第3章 重点施策 第4章 基本施策 【1-2-①】	放課後児童健全育成事業	97-98 123	重点施策 ●放課後児童会 「5」放課後児童会の運営」	現在の公設公営の放課後児童会を存続してください。 昨今、子どもたちは多くの問題を抱えています。子どもたちとの信頼関係を結んでいる職員との関係が重要です。民間委託により全職員が解雇され関係が壊れてしまうと子どもたちの健全育成と安全・安心の放課後児童会運営ができません。 1 直営であることにより、市の行政機関や学校との連携が円滑に進めやすい。 ①災害時の対応 ②感染症流行時の対応 ③防犯対策 ④学校との連携により個々の児童への対応ができる 2 これまでの民間委託についてのメリット、デメリットが十分に説明されていません。財政的にもどうなのでしょう。事件、事故が生じた場合、企業では撤退することもあるようです。 3 現在の職員の雇用を守ることが明確に示されていません。 春休み、夏休み、冬休みの学童がなくなると困ります。公設公営の放課後児童会を存続して下さい。	No.12の考え方と同様です。 なお、放課後児童会は、直営または委託によらず、夏休み等の長期休業期間も運営しています。
15					放課後児童会についてですが、現在の公設公営の児童会を存続させてください。 理由は、習志野市以外でも民間委託業者がありますが、職員の入れ変わりがはげしく、子どもや保護者にとって安心、安全な学童クラブ（児童会）とは思えません。 今までの公設公営である事で、市の行政機関、学校との連携もスムーズに行われていましたが、上司からは、民間委託になった事でのメリット・デメリットは何ら聞かされてなく、今後の意向調査で本人の意思を確認する、5年後には全ての職員が解雇されると言われました。 きちんとした説明の上で、計画を進めて頂きたいと思います。	
16					・現在公設公営で運営されている放課後児童会の継続運営をお願い致します。 ・習志野市が民間委託を選択されてしまう場合は、現職員と保護者への説明会が必須でお願い致します。 ・1小学校に複数の委託事業社が運営することは無いようにしてください。 ・児童の放課後生活が笑顔で安心安全が保障される選択をお願い致します。 ・現在勤務している職員で児童の健全育成や安心安全に配慮した勤務ができていない職員は優先してこの先の職場の道を斡旋して下さい。	

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
17	第3章 重点施策	放課後児童健全育成事業	97-98	重点施策 ●放課後児童会	既に民間に委託している施設(学校)があります、民間委託したことにより良くなった点、悪くなった点がないので、教えてほしいです ◇募集を掛けても思うように人が集まらなかったことも民間委託に切り替えた理由のひとつと理解しているが、民間委託によって応募者数は増えたのでしょうか変わらなかったのでしょうか教えてください。 ◇預けた親に対して、「この施設は民間業者に委託し運営しています」と説明は行っていると思いますが、親からはどのような質問があるのでしょうか。質問に対する解答も教えてほしいです。 例えば、民間委託したことまでやり方が変わるの?変わらないの? ◇民間委託によって習志野市は「市は、施設(学校の一部)を民間業者に貸与しているだけで、そこでの運営はすべて委託業者に任せています」的な考えではないのか。 例えば、何かあった時(緊急時)の責任者は現場の民間業者であって市ではないなど。 ◇親からの申し出は現場の民間業者が対応されていると思いますが、市はどのタイミングで介入されるのでしょうか? 親の中には、いきなり市に申し出を行う人もいると思いますが、市は対応して下さるのでしょうか?「その件に関しましては委託業者に申し出てください」と回答することはないのでしょうか。	民間委託したことによるメリット・デメリットについては、No.12の考え方と同様です。 ◇委託事業者への応募者数については、把握していませんが、安定的に放課後児童支援員等の確保がされています。 ◇これまで、業務委託を実施した放課後児童会の保護者からは「児童が不安にならないようにしてほしい」との要望が一番多くなっています。直営から業務委託に移行する際は、数か月の移行期間を設け、引き継ぎを行うことで、児童・保護者の不安感を解消しています。 ◇放課後児童健全育成事業の責任主体は市になります。 ◇保護者から市に申し出があった場合は、委託事業者と連携を図り対応しています。
18	第4章 基本施策 【1-2-①】		123	「51 放課後児童会の運営」	・前計画の振り返りににおいて、放課後児童会の待機児童対策として「放課後児童支援員を確保し、安定的な児童会運営を図るため、10小学校20児童会の業務委託を実施しました」とありますが、業務委託をした結果として、放課後児童支援員の確保が出来たのかが明確ではありません。業務委託による直営児童会の人員確保ができていないのであれば、今後の放課後児童会の業務委託の理由にはならないのではないのでしょうか。 ・計画の基本的な考え方で放課後児童会の業務委託の実施予定が打ち出されていますが、基本施策として放課後児童会の運営が明記されています。市として放課後児童会の運営にどのように責任を持っていく方針なのでしょうか。市の責任と委託した後の管理体制についてどのように考えているのでしょうか。 ・放課後児童会を業務委託していくことで直営児童会をすべてなくす計画ですが、直営児童会をなくす明確な理由がありません。なぜすべての放課後児童会を業務委託するのでしょうか。業務委託の方が現在の直営での管理よりも運営費はかかるのではないのでしょうか。業務委託に関する明確な理由を教えてください。 ・放課後児童会がすべて業務委託なされた場合、現在の直営児童会で働く職員の処遇はどうする予定なのでしょうか。現在の習志野市の放課後児童会を支えているのは現場の放課後児童支援員たちであり、現場の意見は重要です。市の方針を伝えるだけではなく、現場の声や意見を聞き、対話することを推奨します。	No.13の考え方と同様です。 また、市の責務につきましては、No.17の考え方と同様です。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
19	第3章 重点施策 第4章 基本施策 【1-2-①】	放課後児童健全育成事業	97-98 123	重点施策 ●放課後児童会 「5」放課後児童会の運営」	市は数年後にはすべての放課後児童会を民営化する計画ですが民営化により何が变わるのか、利用者へ説明してください。放課後児童会は子どもたちが安心してまた安全に過ごす場所です。民営化により、これまでの児童会が変わってしまうことが心配です。子どもたちの成長を見守ってきた職員が、民営化により子どもたちと離れてしまうことになるのではないのでしょうか。子どもの成長にとって大切な時期に接する大人との関係は、子どもの人生にも影響するかもしれません。	No.12及びNo.13の考え方と同様です。
20					放課後児童会について、現在の公設公営の児童会を存続させてください。 習志野市以外でも民間委託業者がありますが、民間委託にしたことで市の担当職員であるはずにもかかわらず放課後児童会についてわからず、また民間委託業者が様々な理由から撤退をして新たな業者を探す事態に陥り、災害時には当日その日に児童会を閉め、児童を送ったとしても自宅に帰したとの話を聞きました。 放課後児童会は、放課後子どもたちが安心安全に過ごせる場所でありたいと保護者の願いのもとにつくられました。今後すべての習志野市にある放課後児童会が民営委託となった場合、果たしてこれまで通りの水準が保たれ運営できるのか、子どもの安全は守られるのか心配です。 また、もともと習志野市でも民営委託が始まったのは公設公営だけでは人数確保がままならず民営委託業者の求人力を期待して公設公営を維持できるように始めたはしたが、何の説明もありません。 現在利用している保護者にも民営委託になるころには在籍していないことから、説明は何もされていません。 民営化になることで、どんなメリット、デメリットがあるのかを今公設公営で働いている職員、利用している保護者のかたに今の民営化の現状を説明してください。 そのうえで双方が納得できるように計画を進めてください。	No.13の考え方と同様です。
21	第4 基本施策 【2-1-①】	医療機関 (小児科)	128	73 小児救急医療体制の整備、充実	習志野市内のかかりつけ医などの小児科は、ネット予約しない受診できないが、その予約自体が一瞬で予約数が埋まる。そのため、予約しにくい市川市や、八千代市などの小児科を探して行って受診している現状は、子育てにやさしくはない。当方はまだしも、車がない人はどうされているのでしょうか。 大きな病院に夜間でかかっても、かかりつけ医はどこですか？と聞かれても、予約を取れる小児科がなかなかないため、毎回行く小児科が異なり、かかりつけできる小児科がないので、答えようもない。 市販の薬を買うより受診料300円+薬代0円でもらえる薬目当ての人もいるので、本当の病人は受診できない。けがをした場合などは、外科へ行く小児科へ、小児科に行くと外科へといわれる。	小児科医の数を含め、医療機関及び医師の医療体制等の整備は千葉県が所管しており、医療法に基づく「千葉県保健医療計画」により、医療圏域における医療提供体制の確保を図っております。 その中で、小児医療につきまちは、小児医療従事医師数が少なく、地域偏在についても課題とされ、医師の養成、確保、偏在解消に向け、様々な取り組みを進めております。 なお、小児科医は全国的に不足している状況にありますが、千葉県に対して小児科医の確保や市域を超えた医療体制整備について要望書を提出しておりますが、本市としても引き続き、解決策について考えてまいります。
22	第4 基本施策 【3-1-①】	こども・若者の居場所づくり	—	—	P.74～の「6. こども・若者の意見聴取結果の概要」において、「場所がほしい」「場所が少ない」「こどもの居場所を作るにあたっての補助をしてほしい」という多数の意見に対して、P.137～の「3. 地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち」の中でいくつか方針を挙げていただいておりますが、習志野市に存在する空き家を有効活用することで、各種団体にこどものための居場所として有効活用してもらいやすい取り組みはいかがでしょうか。	空家の活用方法については、空家所有者の意向によるものであることから、市では千葉県宅地建物取引業協会東葉支部と空家等の有効活用等に関する相談業務について協定を締結し、空家所有者からの相談を受け付けております。 現時点では、ご指摘のような取り組みは実施しておりませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
23	第4 基本施策【3-1-①】	こども・若者の居場所づくり	138	131 学校体育施設の開放	「131 学校体育施設の開放」に追加していただきたい。 あらゆるこどもたちがスポーツや運動、遊び、文化体験などを行う場や機会を提供します。 一般社団法人TOKYO PLAYが「遊ぶことは、身体や心、人間関係、知性、創造性など全人的な育ちと、自分の人生を自分で手づくりする土台を築くことにつながる。」と緊急政策提言しています。習志野市には子どものための児童館がなく、137ページの「地域における子育て・子育て支援拠点の充実」には苦勞の跡が見て取れます。会場の提供だけでなく子どもの声を聞く大人のコーディネーターやファシリテーターなど予算化されるといいと思います。	基本施策131「学校体育施設の開放」は、「学校体育施設開放事業」として、スポーツの推進という主旨のもと、学校教育に支障のない範囲において、スポーツに親しむ機会を与え、健康の増進と明るいまちづくりに役立てることを目的に運動の場として提供しており、団体が行う土、日、祝日のスポーツ活動を対象としております。本事業においては、多くのこどもたちとそれを支援する指導者やボランティアの方々に関わり、スポーツを通してこどもの成長に携わっております。 今後も、本事業を推進し、スポーツの推進を図るとともに、こどもたちの成長の一助を担いたいと考えております。 遊びの機会については、各小学校に整備している放課後児童会や放課後子供教室におけるプログラムの充実や、生涯学習複合施設プラッツ習志野のプレーパークでのこどもたち自身による自由な遊び場の創造などで、大人も関わりながら様々な遊びを提供できるよう努めてまいります。 また、文化体験については、No.8～No.10の考え方と同様です。 なお、こどもの声を聞くためのファシリテーター等については、こども・若者の市政参画を促進していくにあたり、参考とさせていただきます。
24			137-138	126 放課後子供教室の実施 127 子どもの部屋（放課後対応事業）の実施 128 こどもスペースの開放とプレーパーク等の実施 129 多様な放課後の居場所の充実 130 こども・若者スペースの設置 134 地域子育て支援拠点事業（こどもセンター等）の充実		
25	その他	計画名	—	—	こども計画としながらも若者を含んでいることに違和感を感じている人がいることを耳にしました。 市の計画なので市民に伝わりやすい独自性のある名称をつけてください。 習志野市は都心に近く、とても生活しやすいまちだと思います。若者が生き生きできるまちは活気あふれるまちにつながります。国がめざす「こどもまんなか社会」に向けて、習志野市も頑張ってください。	本市には児童館はありませんが、就学前のこどもがいる家庭が、親子で遊んだり、交流できる場として、こどもセンター（市内8か所：令和7年4月時点）を市内各所に設置するとともに、習志野市社会福祉協議会各支部が実施する子育てサロン（5か所）も実施されています。 就学児童の放課後の居場所に関しては、放課後子供教室のほか、遊びや学習の場として、生涯学習複合施設プラッツ習志野の「こどもスペース」や各公民館が実施する「子どもの部屋」があり、誰でも自由に利用できる居場所として活用されています。 今後は、整備予定の総合教育センター複合施設内において、小学生から中学生や若者も利用できる「こども・若者スペース」を開設するべく、基本計画・設計に位置づけてまいります。 また、プラッツ習志野フューチャーセンター等既存の公共施設等を活用し、若者が気軽に行けて安心できる居場所の確保に努めてまいります。
26		学校の感染症情報	—	—	個人情報の保護のためなのか、他の学級、他学年の学級閉鎖情報すら、習い事の先生から聞いて初めて知るような状況はおかしいと思う。 病院に行って、学校で何か感染症流行ってますか？と聞かれても、答えられない。 実際にはやっているときにマスクなどの対策もしょうがない	感染症に関する情報提供は大切なことと理解しておりますが、罹患した児童生徒が特定されないとを第一とし、情報提供の方法について配慮させていただいております。 ご心配をおかけしておりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

習志野市

こども若者まんなか計画

(令和7年度～令和11年度)

～ ならしのまんなかプラン ～



(案)



令和 年 月
習 志 野 市

もくじ

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景及び趣旨	3
2	計画の位置づけ・計画期間	6
3	計画の策定体制	8

第2章 習志野市の現状

1	習志野市のこども・若者、子育ての現状	1 3
2	子育て支援施策の状況	2 2
3	こども・若者人口の推移と推計	3 4
4	子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	3 7
5	こども・若者の生活等に関する実態調査結果の概要	5 1
6	こども・若者の意見聴取結果の概要	7 4
7	前計画の振り返り	8 4

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	9 1
2	基本視点・基本目標	9 2
3	施策体系	9 4
4	重点施策・評価指標	9 5
5	計画の推進体制	1 0 5

第4章 基本施策

1	こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめ たくましく生きるまち	1 1 4
2	家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち	1 2 7
3	地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち	1 3 7

第5章 必要量と確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	143
2	教育の必要量と確保方策	146
3	保育の必要量と確保方策	148
4	地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策	164

参考資料

1	計画策定の検討経過	195
2	関係条例等	197

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景及び趣旨

(1) 国の動向

我が国では、平成2(1990)年のいわゆる「1.57ショック」(平成元年の合計特殊出生率が戦後最低となった)を契機に、少子化対策への重点的な取り組みが始まり、平成6(1994)年に策定された「エンゼルプラン」に基づき、保育の量的拡大や、延長保育等の保育対策を中心とした政策が行われました。

その後、平成15(2003)年に制定された「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従来までの保育に関するものを中心とした政策から、雇用、母子保健、教育等も含め社会全体で子育て支援に取り組んでいく政策に拡充され、少子化対策が我が国全体の取り組みとして位置付けられるようになりました。

平成27(2015)年度からは、消費税率の引き上げに伴う社会保障の充実メニューとして確保された財源を背景に、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。急速な少子化の進行、女性の就業率の上昇など、家庭や地域を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、この制度のもと、保育・学童保育の待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策などの政策が推進されました。

しかしながら、これらの政策により待機児童が大きく減少するなど一定の効果はあったものの、少子化の進行に歯止めはかからず、児童虐待相談や不登校件数の増加、ヤングケアラーの顕在化、未婚の増加、経済的に困難な状況にある世帯における貧困の連鎖など、こども・若者及び子育て世帯を取り巻く環境は深刻な状況にあります。また、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、拍車をかけた状況も見受けられます。

このような中、国では、これらの課題に対して、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取り組みや政策を社会の真ん中に据えて、強力に進めていくための司令塔として、令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」を発足させました。

また、これまでそれぞれの法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こども・若者政策に関する様々な取り組みについて、社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が併せて施行され、令和5(2023)年12月には、本法律に基づく今後5年程度の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が策定されました。

地方自治体は、この大綱を勘案して「都道府県こども計画」、「市町村こども計画」を策定することが努力義務として位置付けられており、国を挙げた、こども・若者を真ん中に据えた社会づくりが推進されることとなりました。

■こども大綱の目指す『こどもまんなか社会』

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

◇こども大綱の基本的な方針◇

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考えを大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) 本市の動向

本市では、昭和45(1970)年にまちづくりの基本理念として制定した「習志野市文教住宅都市憲章」に基づき、こどもの教育・保育、子育て支援に力を入れた市政運営を行ってきました。

平成10(1998)年には、急激に変化する社会情勢を背景に、国の「エンゼルプラン」に対応した「ならしの子ども未来プラン」を策定し、地域の子育て支援の拠点である「習志野市子どもセンター」の設置や、病児・病後児保育事業等の実施に取り組みました。

その後、平成17(2005)年には、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「習志野市次世代育成支援対策行動計画」、平成22(2010)年にはその後期計画を策定しました。

平成15(2003)年に策定した「こども園構想」に基づき整備した、地域の子育て支援の中核施設となる「東習志野こども園(平成18年開園)」は、千葉県で初めて設置した幼保一体化施設であり、全国でも先駆的な取り組みとして実施されています。

また、平成24(2012)年4月には、成長・発達に不安や心配を抱えた家庭に対し、総合的な相談支援、指導を行う機関としてひまわり発達相談センターを開設しました。

平成27(2015)年度からは、国の「子ども・子育て支援新制度」の開始とともに「習志野市子ども・子育て支援事業計画(第1期:平成27年3月策定、第2期:令和2年3月策定)」に基づく取り組みをスタートしました。

増大する保育需要に対応するための様々な手法による保育所・こども園等保育施設と放課後児童会の受入れ枠の拡大を行うとともに、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない母子保健の取り組み、発達支援の専門機関によるソーシャルインクルージョンの観点からの相談支援、さらには、虐待の予防、早期発見と対策・防止のきめ細かい対応など、各種子育て支援施策を実施しました。

令和6(2024)年度には、児童福祉機能と母子保健機能のより一体的な切れ目のない支援に取り組むための体制整備として「こども家庭センター」を設置するとともに、藤崎こども園の令和7(2025)年4月開園に向けた施設整備に取り組み、これまで順次進めてきた本市の市立こども園の設置は、当初の計画どおりすべての中学校区で完了することとなりました。

これらの取り組みにより、本市の保育所等や放課後児童会の待機児童は大きく減少するなど、一定の成果をあげてはいるものの、出生数の減少や、児童虐待相談や不登校件数の増加等、全国と同様にこども・若者支援の課題は本市においても発生しています。

このような状況を踏まえ、本市としては昨今の社会情勢の変化や本市を取り巻く現状について把握・分析を行い、引き続き、こどもと子育て家庭への支援を推進するとともに、若者支援や少子化対策を含め、より総合的・一体的な施策の推進に取り組む必要があります。

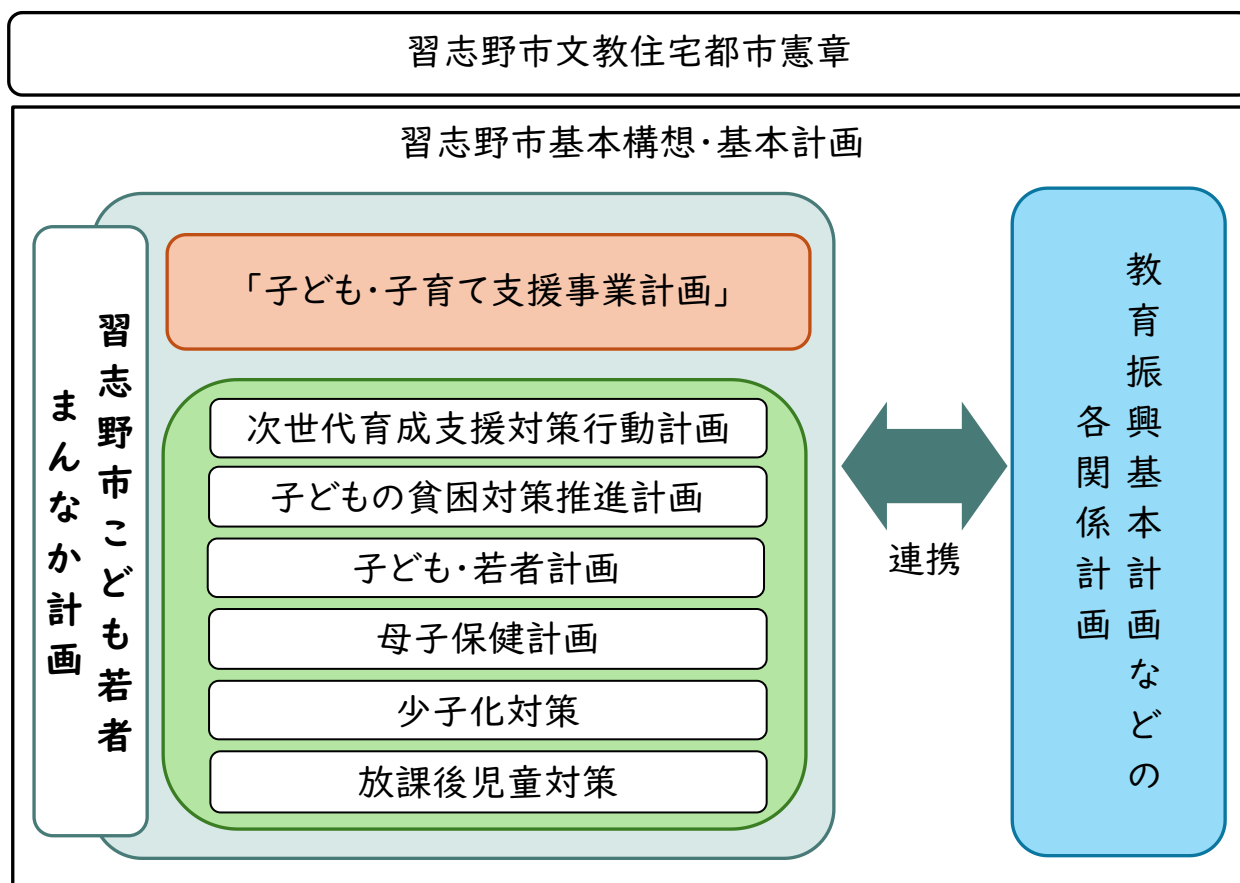
2 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づく、「市町村こども計画」として位置づけ、本市の今後のこども・若者施策及び少子化対策を総合的に推進するために具体的な方向性や取り組み内容を定めるものです。

また、本計画は、習志野市基本構想・基本計画のほか、教育振興基本計画をはじめとする各関連する個別計画との整合・連携を図りながら、次の計画を包含することで、さらなる総合的・一体的な計画として策定します。

- ・ 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- ・ 次世代育成支援対策行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- ・ 子どもの貧困対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- ・ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- ・ 母子保健計画（母子保健法・成育基本法）
- ・ 少子化対策
- ・ 放課後児童対策



(2) 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
習志野市基本構想 (平成26年度～令和7年度)						次期習志野市基本構想 (令和8年度～令和23年度)			
習志野市後期基本計画 (令和2年度～令和7年度)						次期習志野市前期基本計画 (令和8年度～令和15年度)			
習志野市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)						習志野市こども若者まんなか計画 (令和7年度～令和11年度)			

(3) 本計画における「こども」、「若者」の定義

こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を総称しています。

本計画では、わかりやすい表現とする観点から、乳幼児から18歳(高校生相当)までを示す場合は「こども」、それ以上の年齢を示す場合は「若者」の呼称を用いることとします。

なお、「こども」の表記については、原則ひらがな表記を用いますが、法令等に基づく場合や、一般的に用いられている固有名詞の場合は、その表記を用いるものとします。

(4) 計画の対象

本計画は、主に乳幼児から18歳(高校生相当)までの「こども」、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある概ね29歳までの「若者」及び「妊産婦」、「子育て家庭」を対象とします。

また、本計画の推進にあたり、これらを取り巻く地域、行政、企業、団体など様々な関連する主体についても対象とします。

3 計画の策定体制

(1) 習志野市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育に関する専門家、子どもの保護者、さらには一般公募の市民の方15名で組織する「習志野市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について協議しました。

(2) 習志野市こども計画庁内検討委員会

計画内容を実務的に検討するため、こども部長を委員長とし、各部の次長職を委員とする「習志野市こども計画庁内検討委員会」を設置し、計画内容の協議・検討を行いました。

(3) 習志野市子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するため、市内の就学前児童及び就学児童の保護者4,000人を対象に、令和6(2024)年3月18日から31日まで標記調査を実施しました。

(4) 習志野市こども・若者の生活等に関する実態調査

本市のこども・若者・子育て世帯の生活状況を探るとともに、孤独や孤立・ひきこもり・ヤングケアラーなどの状態にある人が必要とする支援などを把握することを目的として、市立学校及び公立特別支援学校に通う小学1年生から中学3年生及び小学5年生と中学2年生の保護者を対象に、令和6(2024)年3月4日から31日まで標記調査を実施しました。

また、高校生相当年齢から29歳までの5,200人の若者を対象に、令和6(2024)年3月18日から31日まで同調査を実施しました。

(5) こども・若者の意見聴取

「習志野市子育て支援に関するニーズ調査」及び「習志野市こども・若者の生活等に関する実態調査」では把握しきれないこども・若者の様々な意見や要望を把握することを目的として、以下の方法により、こども・若者への意見聴取を実施しました。

●WEB 調査

こども施策・若者支援策・少子化対策などに対する意見や要望を伺うため、本市ホームページ上において、市内在住または市外から通勤・通学している小学校1年生から29歳までのこども・若者を対象に、令和6(2024)年5月1日から31日まで意見募集を実施しました。

●意見交換(会議形式・ワークショップ形式)

市として取り組んで欲しいこども施策・子育て支援施策・若者支援策や放課後の居場所についての意見・要望を伺うため、市内の市民活動団体等のこども・若者等を対象に、令和6(2024)年7月から9月にかけて意見聴取を実施しました。

(6) パブリックコメント

計画案について、広く市民の方から意見を伺うため、令和6年12月1日から27日まで、広報・市ホームページにおいて、パブリックコメント手続きによる意見募集を行いました。

第2章 習志野市の現状

I

習志野市のこども・若者、子育ての現状

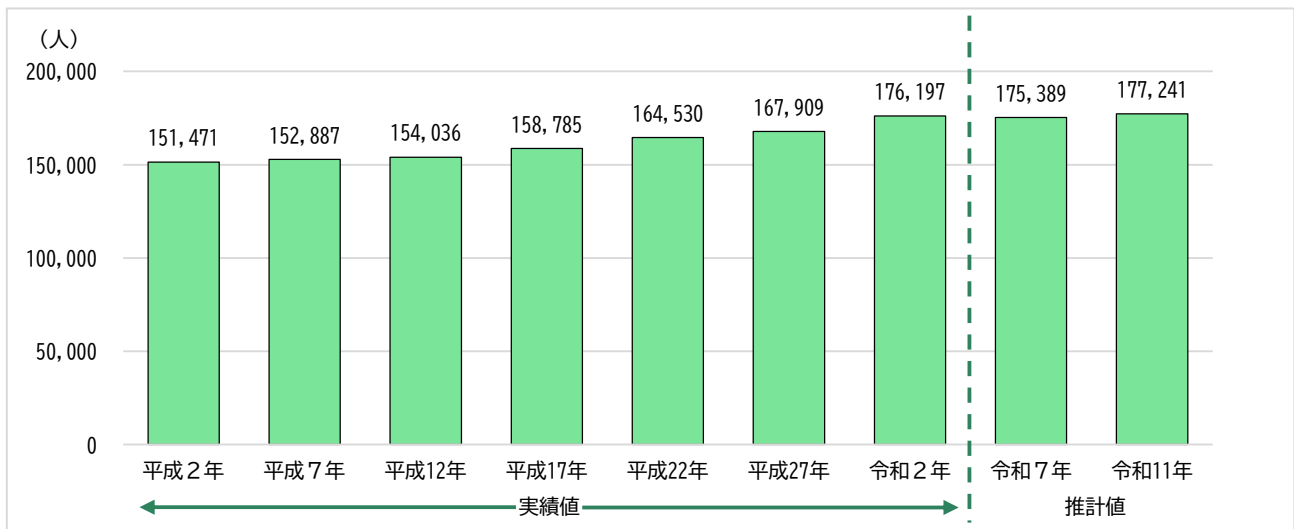
※推計値は習志野市「人口推計結果」(令和6年11月・基準日各年4月1日)

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の総人口は、概ね増加傾向にあり、本計画の最終年度となる令和11(2029)年には177,241人となることが予測されます。

■図1 総人口の推移

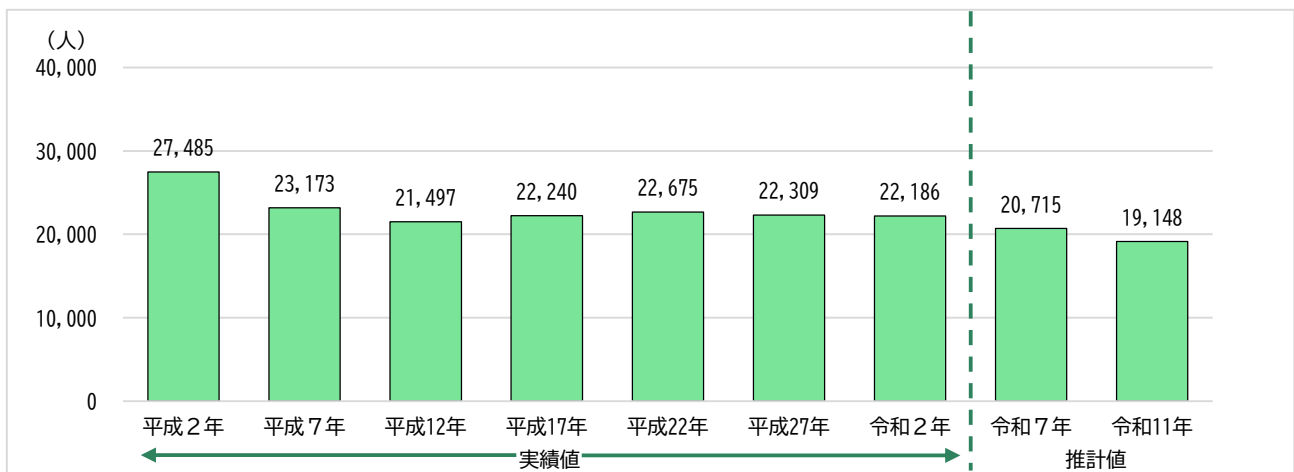


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

② 年少人口の推移

本市の15歳未満の年少人口は、平成22(2010)年から減少傾向が続いており、令和11(2029)年には20,000人を下回ることが予測されます。

■図2 年少人口の推移



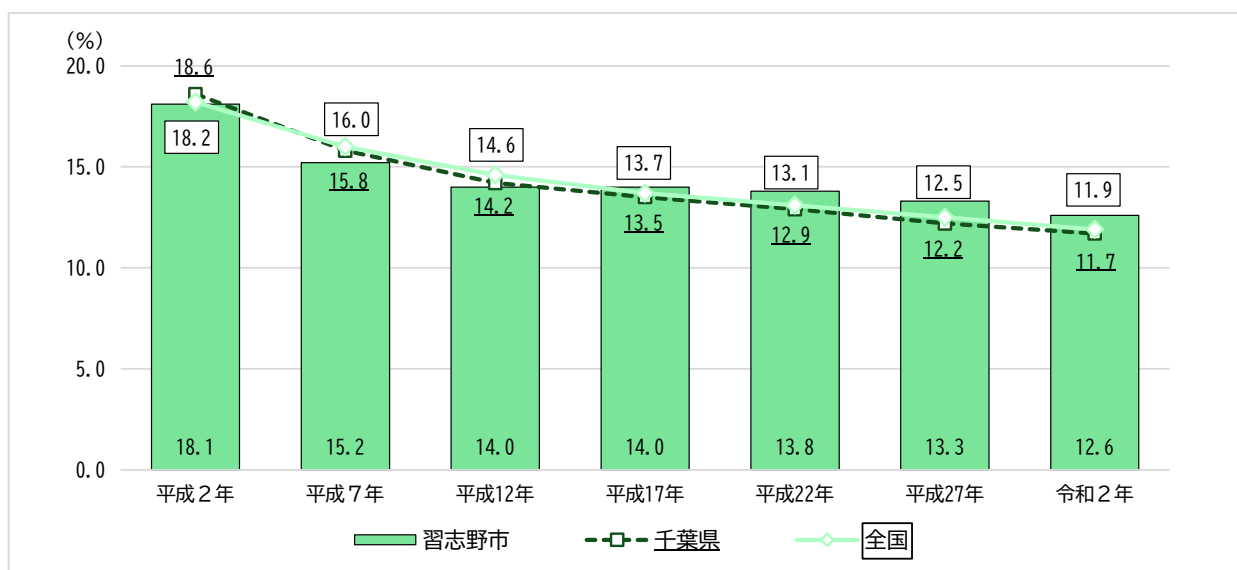
(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

第2章 習志野市の現状

③年少人口割合の比較(全国・千葉県・習志野市)

本市の15歳未満の年少人口割合は平成2(1990)年から平成7(1995)年にかけて大きく減少していますが、平成12(2000)年以降は緩やかに減少しています。

■図3 年少人口割合の比較

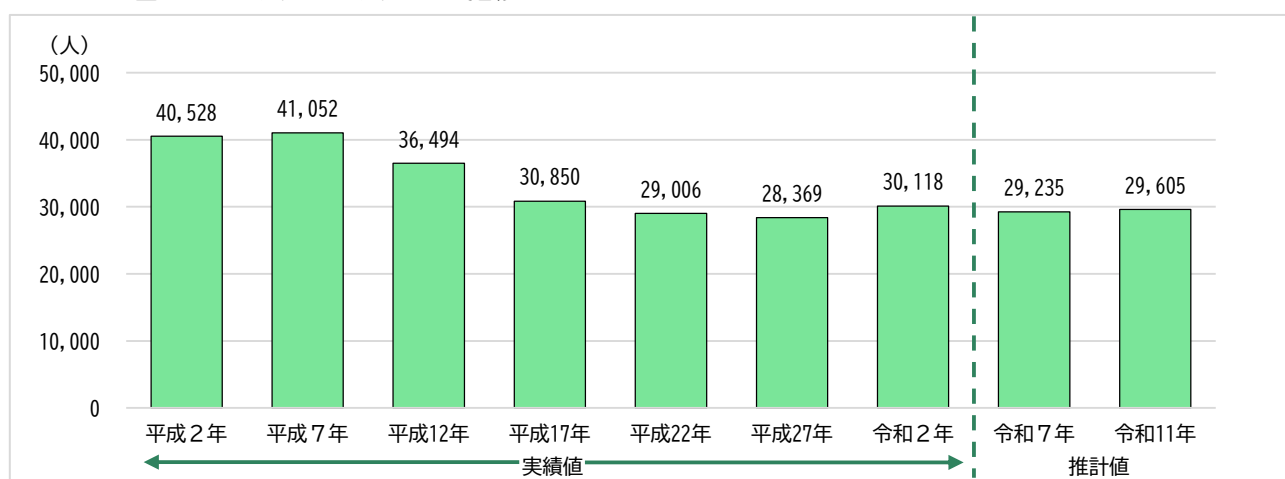


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日)

④15歳～29歳人口の推移

本市の15歳から29歳までの人口は平成7(1995)年からの減少傾向が令和2(2020)年に増加に転じた以降は、29,000人から30,000人の間で横ばいで推移することが予測されます。

■図4 15歳～29歳人口の推移

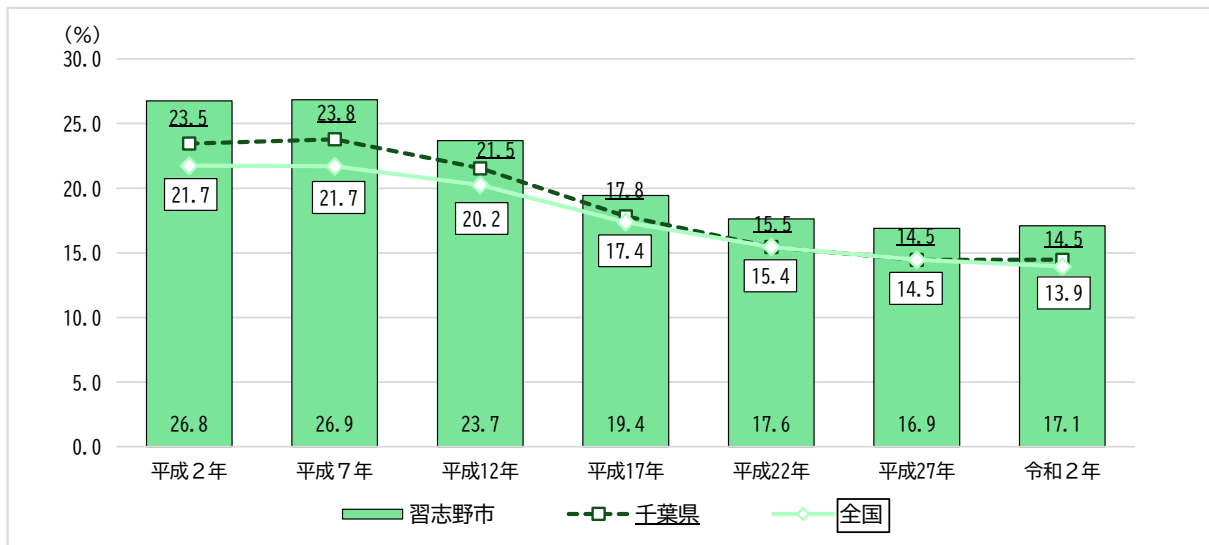


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

⑤ 15歳～29歳人口割合の比較(全国・千葉県・習志野市)

本市の15歳から29歳までの人口割合は平成7(1995)年から平成17(2005)年にかけて大きく減少していますが、平成22(2010)年以降は緩やかに減少しています。

■図5 15歳～29歳人口割合の比較

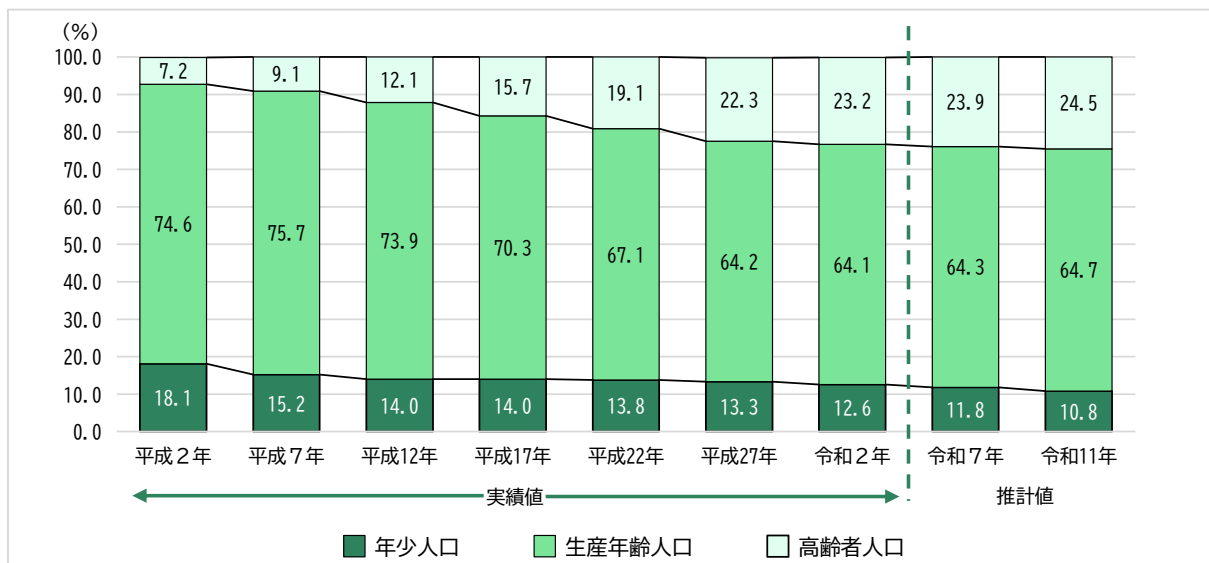


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日)

⑥ 年齢3区分別人口の比率

本市の65歳以上の高齢者人口割合は増加を続ける一方、15歳未満の年少人口割合は減少が続いています。15歳以上65歳未満の生産年齢人口割合は、平成12(2000)年からは減少していましたが、令和7(2025)年以降は増加に転じることが予測されます。

■図6 区分別人口の推移



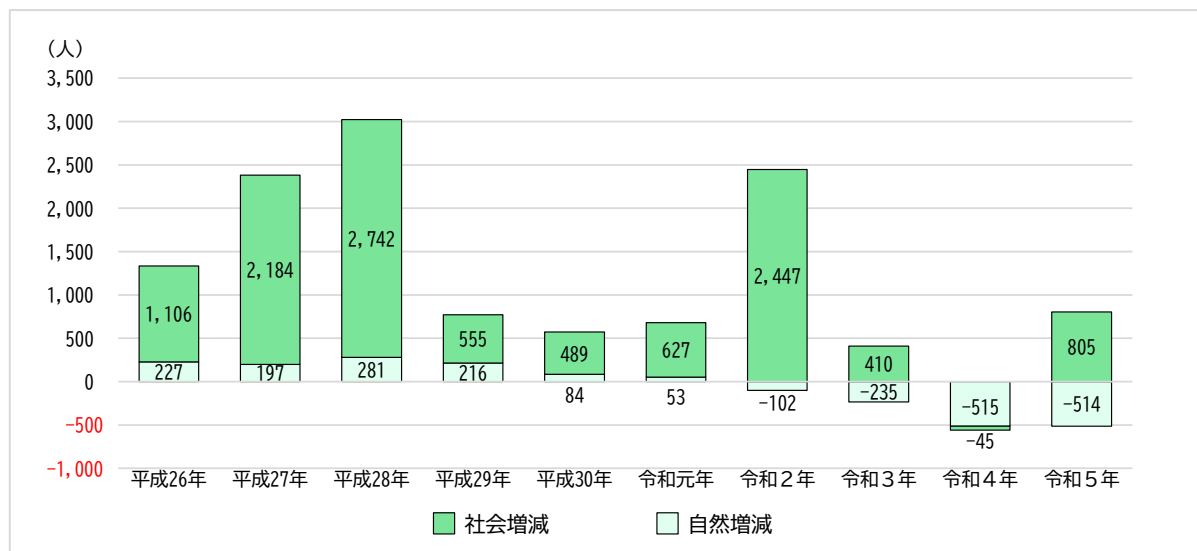
(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日)

第2章 習志野市の現状

⑦人口動態

本市の人口動態をみると、自然増減（出生－死亡）は平成28（2016）年までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じ、令和2（2020）年以降はマイナスとなっています。また、社会増減（転入－転出）は年によって増減があるものの、令和5（2023）年にはプラスとなっています。

■図7 人口動態の推移



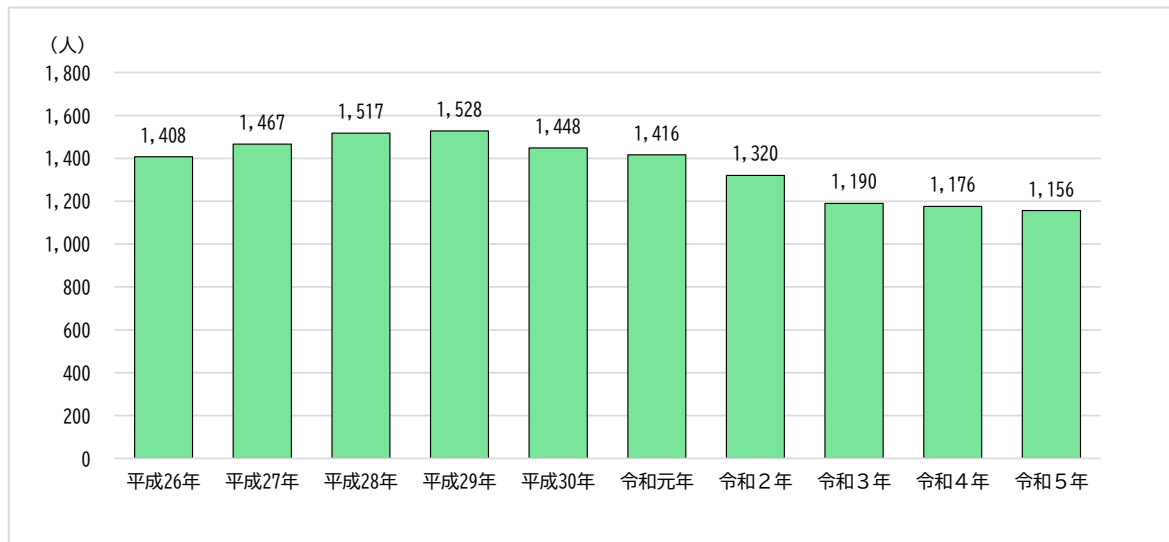
（資料）千葉県毎月常住人口調査票（習志野市市民課）

(2) 出生の動向

① 出生数

平成 26 (2014) 年から直近の令和 5 (2023) 年までの出生動向をみると、平成 29 (2017) 年の 1,528 人をピークに年々減少しています。

■ 図 8 出生数の推移

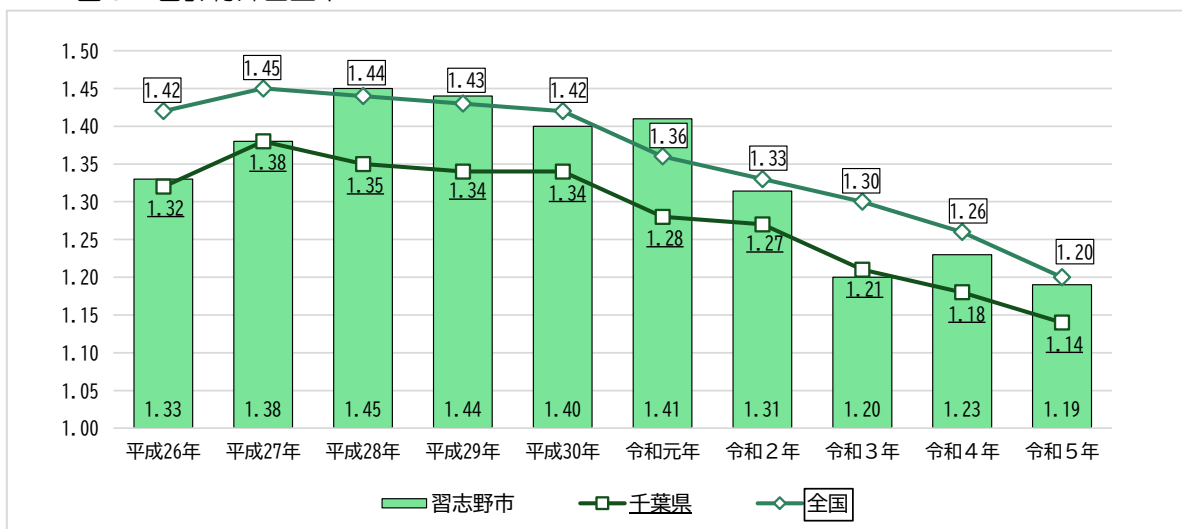


(資料) 厚生労働省「人口動態統計」

② 合計特殊出生率

近年、合計特殊出生率は千葉県の平均値よりもやや高く推移していますが、国の平均値と比較すると令和 2 (2020) 年以降は下回って推移しています。

■ 図 9 合計特殊出生率



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」 千葉県「人口動態統計」

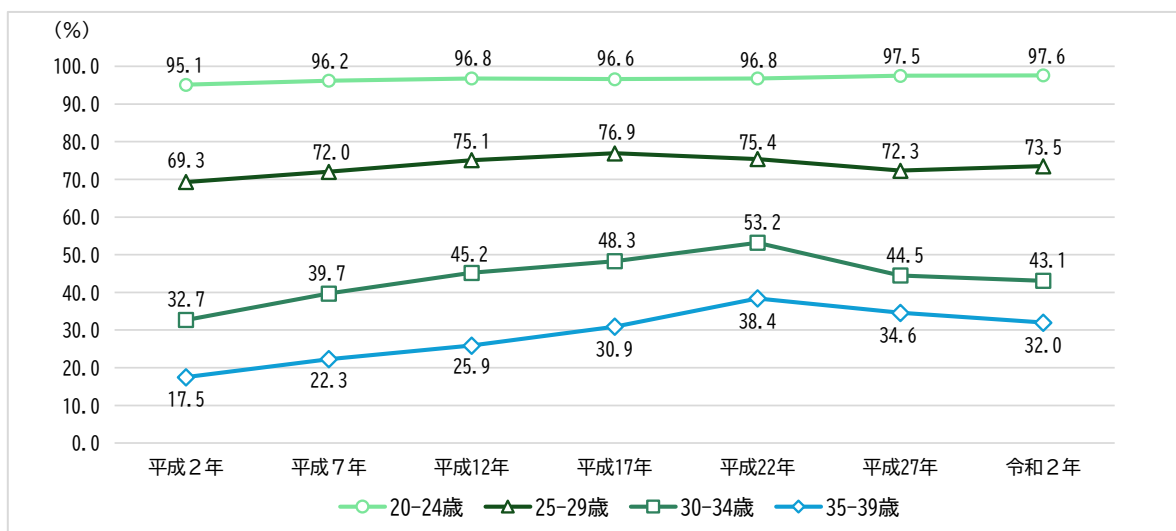
第2章 習志野市の現状

(3) 婚姻の動向

① 年齢階級別未婚率

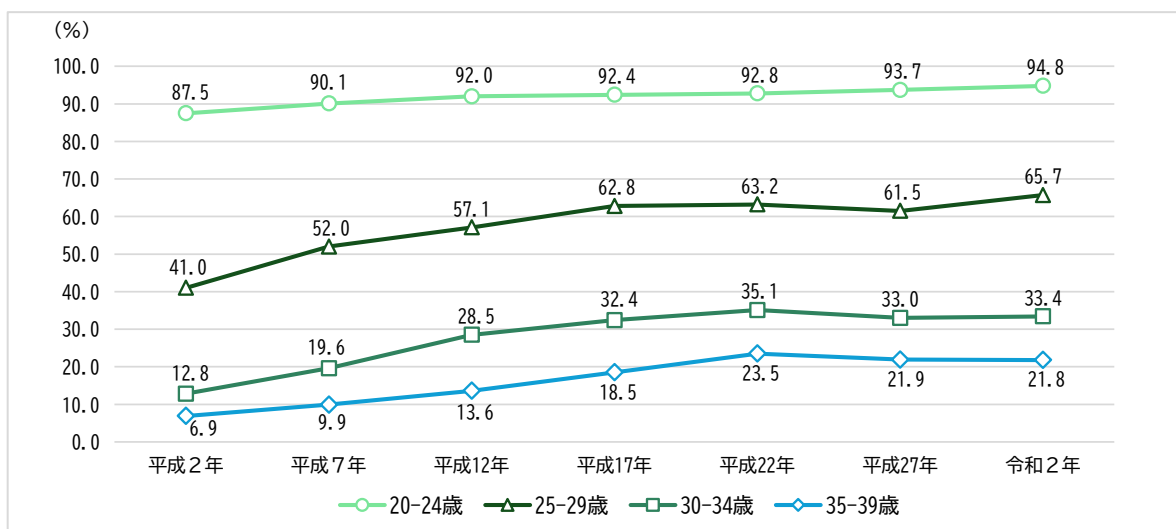
本市の年齢階級別未婚率は、男性・女性ともに調査年によって増減はあるものの、概ね増加傾向にあります。

■ 図 10 年齢階級別未婚率（男性）



（資料）習志野市「国勢調査」（各年10月1日現在）

■ 図 11 年齢階級別未婚率（女性）



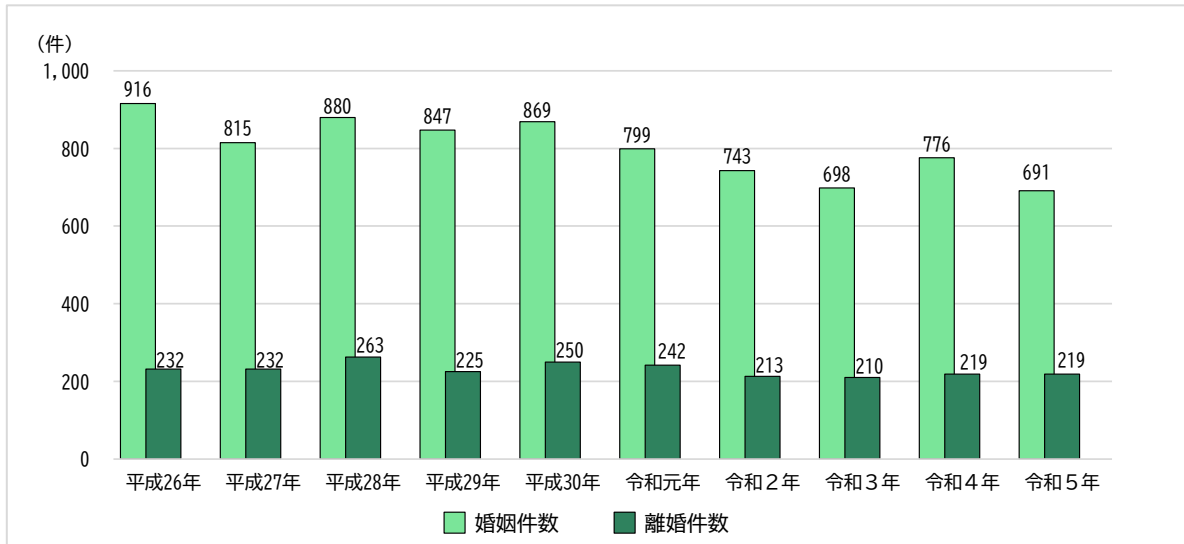
（資料）習志野市「国勢調査」（各年10月1日現在）

②婚姻・離婚件数

婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は、平成26(2014)年から平成28(2016)年までの900件前後から、平成29(2017)年以降は800件前後に推移しており、減少傾向にあります。

また、離婚件数は、250件前後で横ばいに推移しています。

■図 12 婚姻・離婚件数



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」

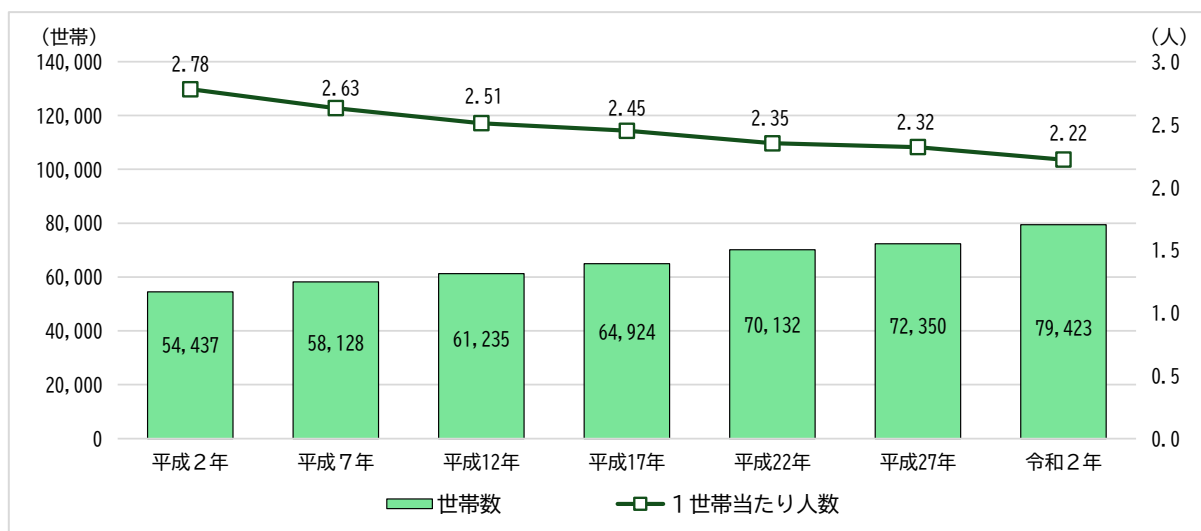
第2章 習志野市の現状

(4) 家族の動向

①核家族化の動向

本市の世帯数は、年々増加しており、令和2年で79,423世帯となっています。一方、1世帯あたりの人数は年々減少しており、核家族化が進行しています。

■図 13 世帯数と1世帯あたり人数

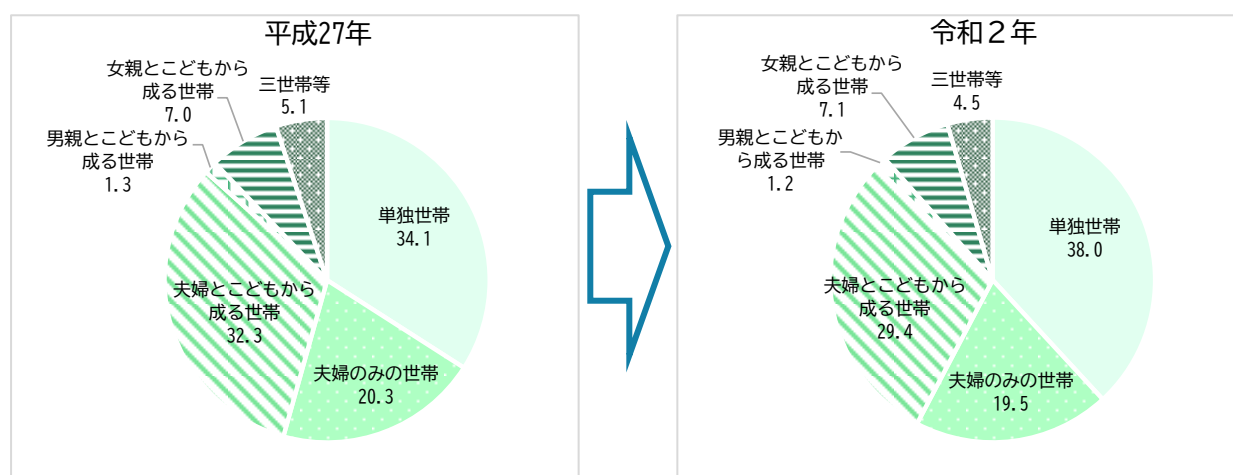


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

②世帯構成の状況

本市の一般世帯における人員構成割合について、平成27(2015)年から令和2(2020)年の5年間でみると、夫婦と子どもから成る世帯や夫婦のみの世帯、三世帯等などが減って、単独世帯が増えています。

■図 14 世帯構成の状況

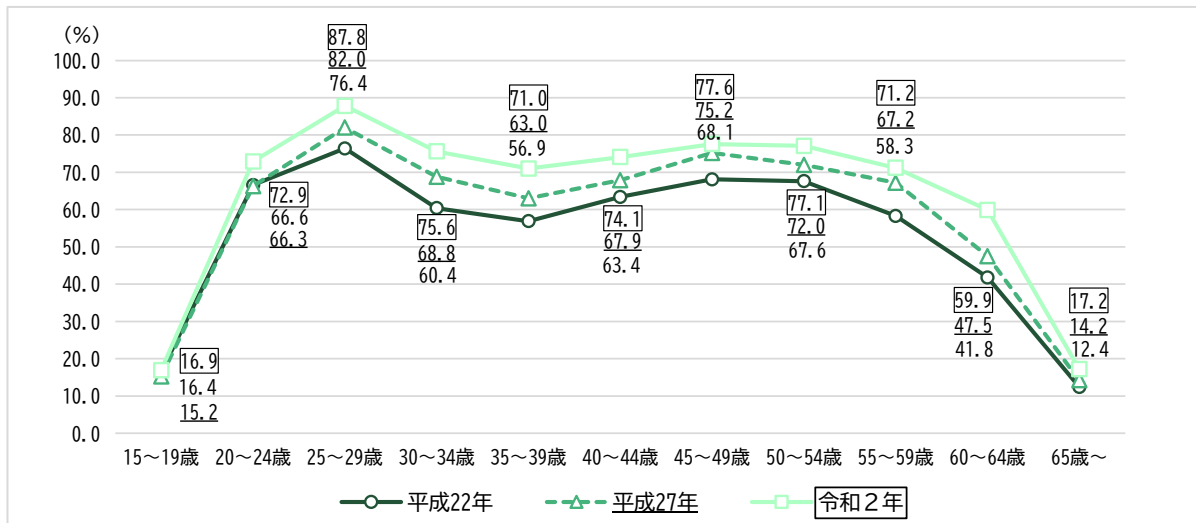


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

③女性の就労状況

本市の女性の年齢階級別労働力率は、平成 22(2010) 年からの推移をみると全体的に働く女性が増加しています。特に『25歳～44 歳』の子育て期における女性の労働力の伸びが顕著になっています。

■図 15 年齢階級別労働力（女性）

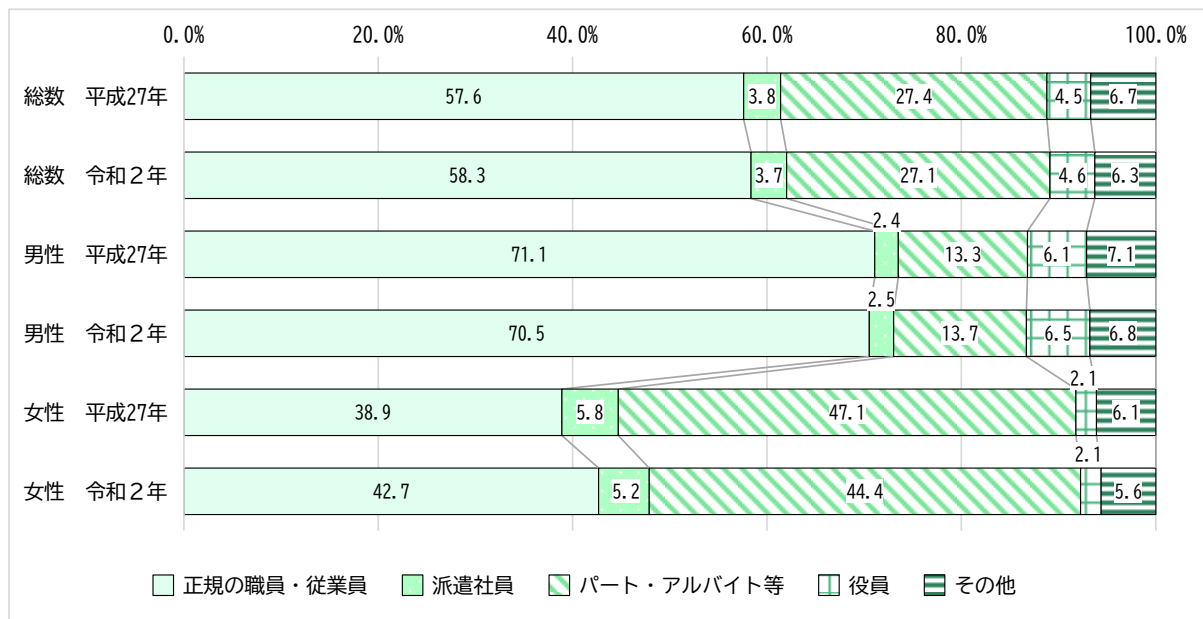


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

④従業上の地位別従業者の割合

本市の地位別従業者をみると、男性では正規の職員・従業員、女性ではパート・アルバイト等の割合が最も多くなっています。また、女性の平成 27(2015) 年から令和 2(2020) 年までの 5 年間の推移においては、正規の職員・従業員の割合が増加しています。

■図 16 従業上の地位別従業者の状況



(資料) 習志野市「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

2 子育て支援施策の状況

(1) 保育事業

①通常保育

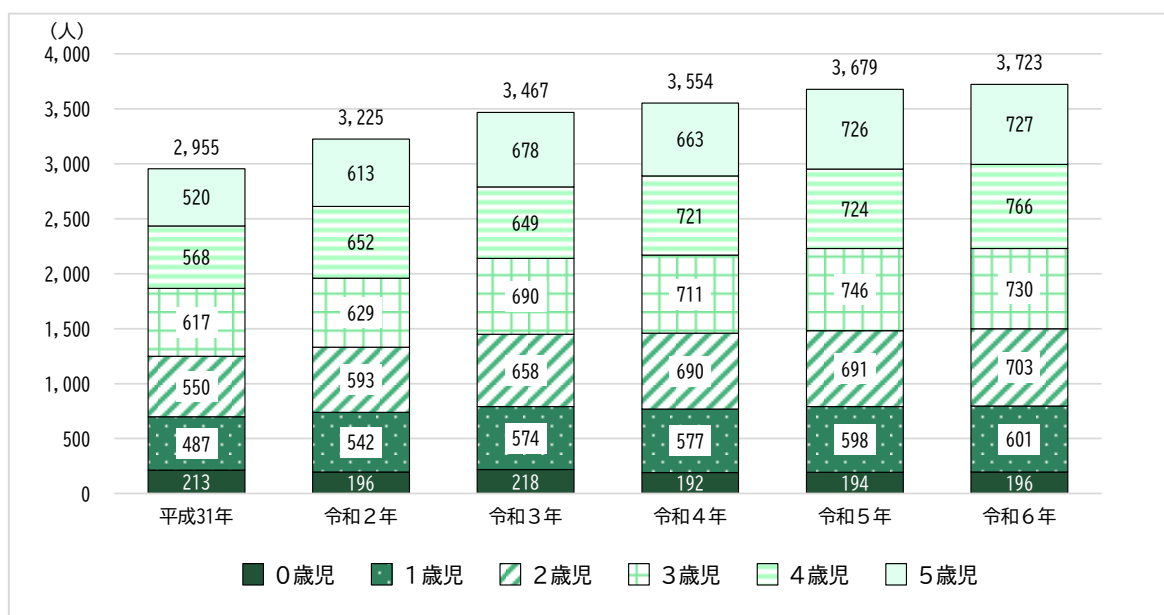
▷市立保育所5か所、市立こども園6か所、私立保育園19か所、私立こども園5か所、小規模保育事業所11か所で実施しています。

(令和7年4月時点:市立保育所4か所、市立こども園7か所、私立保育園20か所予定)

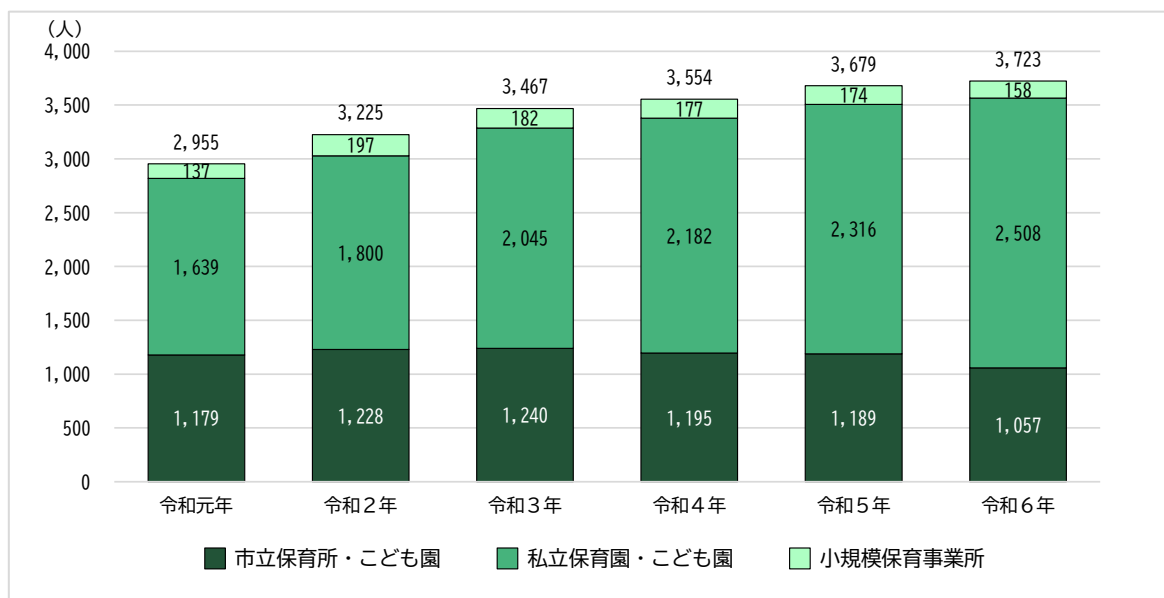
▷基本開所時間:午前7時～午後7時

■図 17 市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）児童数の推移（各年4月1日現在）

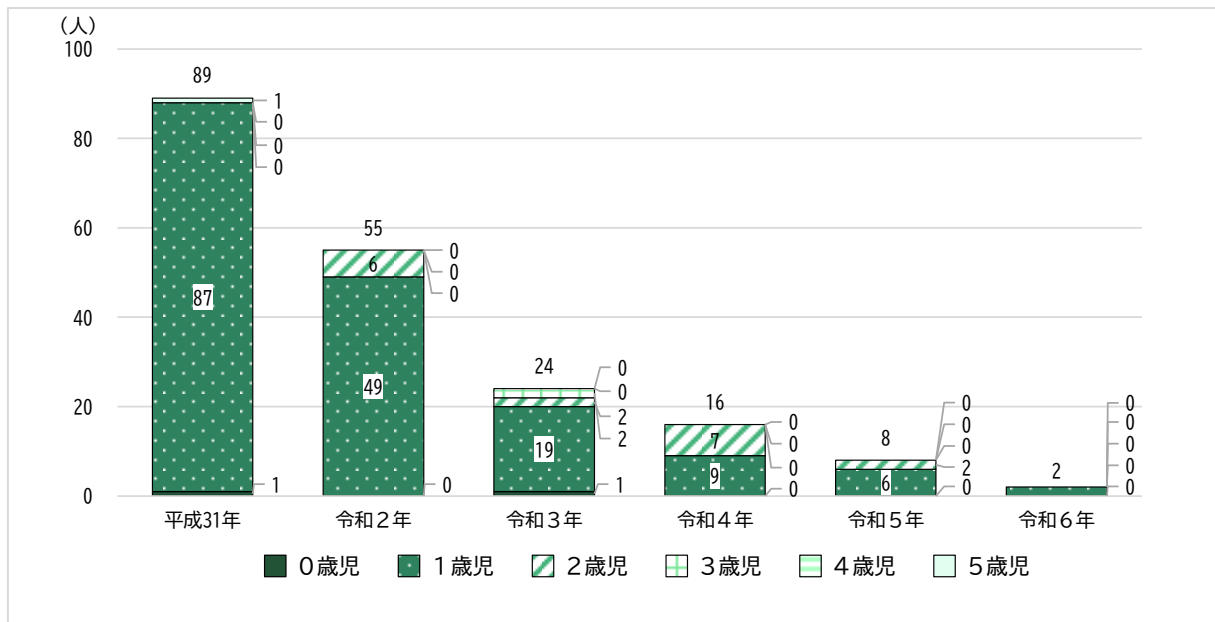
【年齢別】



【施設別】



■ 図 18 市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）待機児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）



②休日保育

- ▷ 年末年始を除く日曜日・祝日に私立保育園1か所で実施しています。
- ▷ 休日保育時間：午前 7 時～午後 6 時

③一時預かり事業（一般型・余裕活用型）

- ▷ 公立保育所1か所、公立こども園6か所、私立保育園7か所、私立小規模保育事業所4か所で実施しています。

（令和7年4月時点：公立こども園7か所予定）

- ▷ 主な利用目的

- ① 短時間労働などにより保育を必要とする場合
- ② 病気やけがで緊急に保育が必要になった場合
- ③ 心理的、肉体的負担を軽減するために保育が必要になった場合（リフレッシュ目的）

④病児・病後児保育

- ▷ こどもが病気の時に、医療機関による入院治療の必要はないものの、家庭の事情や仕事の都合などで育児が困難な期間に、医療機関に付設された施設でこどもを一時的に預かる事業で、2か所で実施しています。

※令和7年3月現在、1か所が休止中

第2章 習志野市の現状

(2) 放課後児童健全育成事業

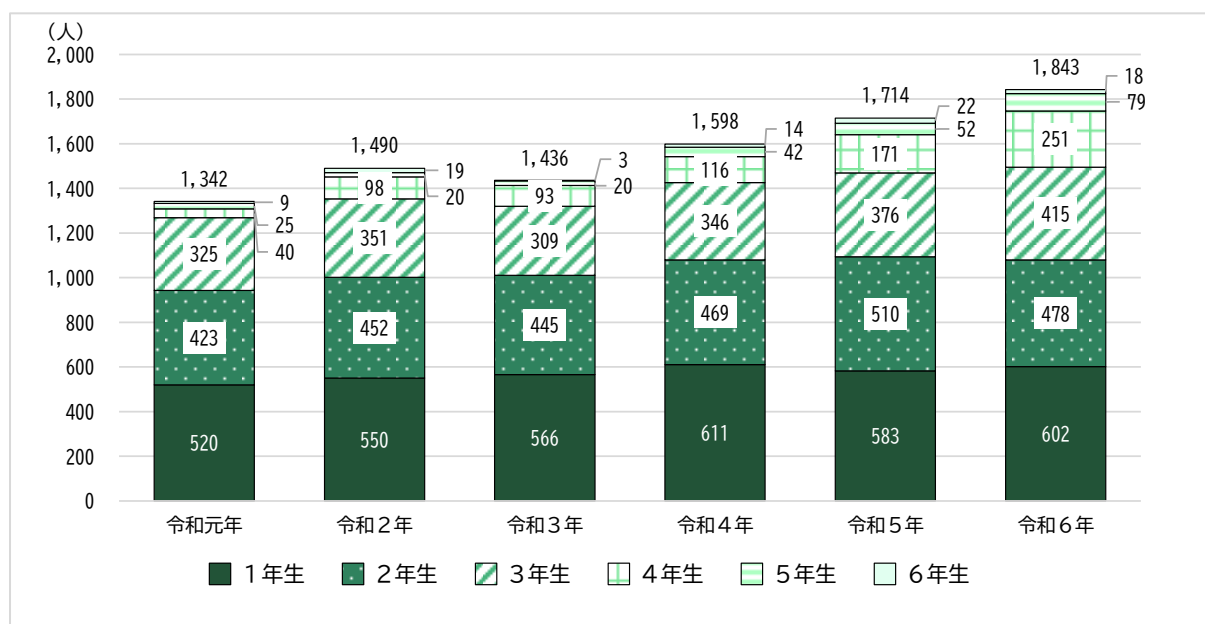
①放課後児童会

▷ 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童を対象に、家庭、地域などとの連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立など、当該児童の健全な育成を図ることを目的に、16 小学校区 38 児童会で実施しています。

▷ 開設時間

- ・平日：放課後～午後7時
- ・土曜日や夏休みなどの学校休業日：午前8時～午後7時

■ 図 19 放課後児童会の入会児童数の推移（各年 5 月 1 日現在）



(3) こどもの居場所づくり事業（青少年健全育成事業 等）

①放課後子供教室

▷放課後や夏休みなどに小学校施設（余裕教室、特別教室、校庭、体育館など）を活用し、安全・安心な居場所を設けて、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施することにより、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、児童の健全な育成を図ることを目的に、11 小学校で実施しています。

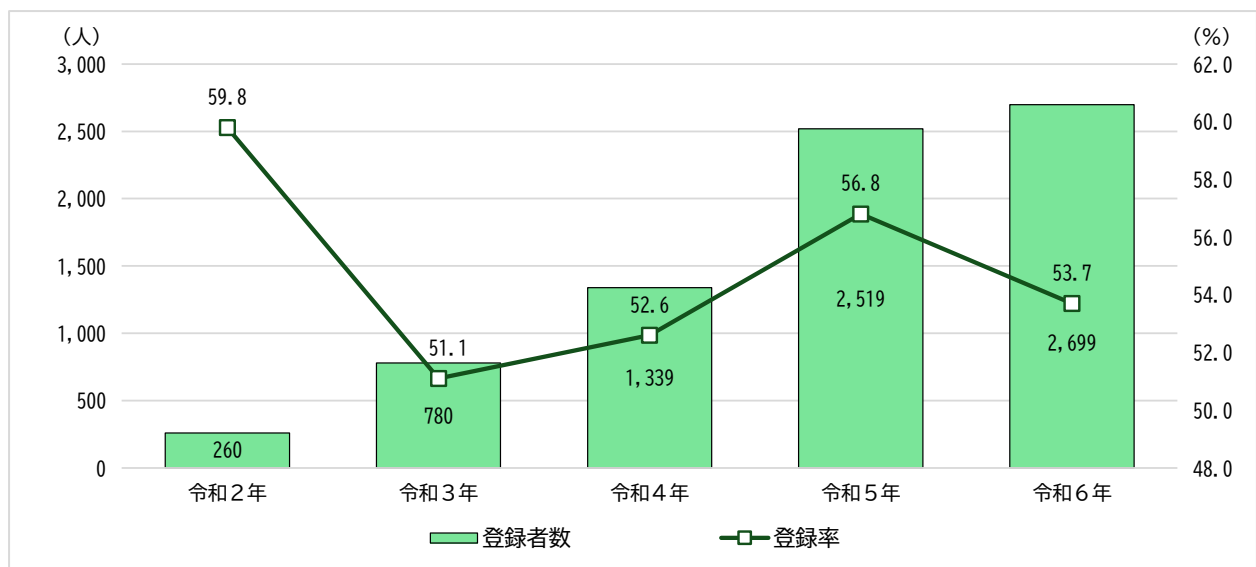
▷開設時間

・平日：放課後～午後5時

・夏休みなどの学校休業日：午前8時～午後5時

※11 月から翌年2月までの期間は、午後4時 30 分までとなります。

■図 20 放課後子供教室の登録者数と登録率（各年 8 月 1 日現在）



②公民館 子ども広場事業

▷放課後のこどもたちが安全・安心に過ごすことができるよう、「子どもの部屋（放課後対応事業）」として、各公民館の幼児室を毎週定期的に開放しているほか、プラッツ習志野（中央公民館）において、小学生以下の児童専用の遊びと学習の場である“こどもスペース”を常時開設しています。

▷体験学習を通して豊かな情操を育み、異年齢による仲間づくりに繋げるため、居場所づくりに取り組んでいます。

▷この他、工作、料理、生き物観察、クラブ活動、かるた大会など多様な「子ども講座」を開講し、感受性を育み、遊びながら学習し、交流を図る様々な事業にも取り組んでいます。

第2章 習志野市の現状

③青少年育成団体連絡協議会

▷将来を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、地域の青少年健全育成団体17団体で組織され、家庭、学校、地域をつなぐパイプ役として活動しています。

▷団体の活動内容（一部団体を抜粋）

①青少年相談員連絡協議会

こどもたちが様々な活動を通じ、友だちを作りながら体験しながら学習できるイベントである「おもしろ体験クラブ」を企画しており、ニュースポーツであるモルックやバスで行く体験ツアーなどを実施しています。

②子ども会育成会連絡協議会

地域社会で異年齢の集団行動を通じて協調性や創造性を養い、一定のルールを実体験から学びながら、豊かな心を育てることを目的に活動しており、科学や創作などの体験会や夏期キャンプ等の事業を行っています。

③青少年補導委員連絡協議会

青少年の非行防止に努め、健全育成を図ることを目的に活動しており、小学生を対象に体験学習会を行っています。

(4) 子育て支援事業

①ファミリー・サポート・センター

▷こどもの一時的な預かりや保育施設への送迎、宿泊を伴うこどもの預かり、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援などの援助を受けたい人、援助できる人が会員となり、会員相互の協力により地域で支え合うシステムです。

②こどもセンター・きらっ子ルーム(地域子育て支援拠点事業)

▷こどもセンターは、公立施設7か所(こども園併設6か所)、私立施設1か所(こども園併設)で、主に就学前のこども(きらっ子ルームは0歳から3歳児)とその保護者が自由に遊び、交流できる施設です。子育て支援コンシェルジュによる子育てに関する相談、子育て情報の提供、各種イベント等を実施しています。

(令和7年4月時点:公立施設8か所(こども園併設7か所) 予定)

③市立幼稚園・保育所・こども園の園庭(所庭)開放

▷市立幼稚園4か所の空き教室・園庭を地域の親子の遊びの場として開放しています。

▷市立保育所5か所・こども園6か所の園(所)庭を地域の親子の遊びの場として開放するとともに、育児相談にも応じています。

(令和7年4月時点:市立幼稚園3か所、市立保育所4か所、こども園7か所 予定)

④市立幼稚園・こども園の子育てふれあい広場

▷市立幼稚園・こども園を地域の親子の遊びの場として開放するとともに、幼稚園・こども園職員、民生委員、児童委員、母子保健推進員などが、仲間づくりや情報提供などの子育て支援を行っています。また、定期的に幼稚園児・こども園児とのふれあい遊びや踊りや歌の発表も行われています。

第2章 習志野市の現状

(5) 母子保健事業

①母子健康手帳の交付

- ▷妊娠届出時に保健師等の専門職が妊婦や夫（パートナー）と面接し、母親の妊娠・出産に関する不安を和らげ、健康管理の重要性を認識できるよう支援しています。
- ▷妊娠中から子育て期の事業や制度について情報提供しています。

②ママ・パパになるための学級

- ▷グループワークや体験学習を行い、妊娠・出産・育児について必要な知識及び技術を身につけ、主体的に考え行動できるようにし、心身ともに健康に過ごせるようにしています。
- ▷妊婦同士の交流を図り、妊娠中から子育て期まで身近な地域での仲間づくりを支援しています。
- ▷夫（パートナー）が、産後スムーズに育児参加し、夫婦で育児ができるようにしています。

③こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

・新生児・産婦訪問

- ▷新生児とその家族の状況を確認し、育児上必要な情報を提供するとともに、育児不安の軽減を図り、健康に過ごせるよう支援しています。

・母子保健推進員の訪問

- ▷市民と行政のパイプ役として生後2か月頃に家庭訪問し、保護者の身近な相談相手となり地域での子育てを支援しています。

④産後ケア事業

- ▷産後4か月未満の産婦と乳児を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行います。ショートステイ（宿泊）型、デイサービス（日帰り）型、アウトリーチ（訪問）型があります。

⑤健康相談

・4か月児・10か月児健康相談

- ▷発達の節目となる4か月・10か月の乳児を対象に健康相談を行い、こどもの身長・体重測定や発達を確認するとともに、保護者同士の交流の機会を提供しています。
- ▷保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を行うことで、育児不安の軽減を図り、保護者がよりよい親子関係が形成でき、乳児の発育・発達に応じた対応ができるよう支援しています。

・その他の健康相談

- ▷保健師等が電話や来所、訪問などにより、妊婦・保護者からの相談に応じ、育児不安の軽減と個別の相談に応じています。
- ▷地域の小児科医や心理職による相談の機会を設け、適切な支援機関につなげるとともに、保護者の不安を軽減できるよう支援しています。

⑥健康教育

・離乳食教室

▷5～6か月及び8～10か月の乳児（第1子）の保護者を対象に、管理栄養士が発達にあわせた離乳食の進め方についての教室を実施しています。

・その他の健康教育

▷こどもの発育・発達にあわせた生活リズムの啓発や生涯を通した健康づくりとして、ライフサイクルにあわせたこどもとその家族への健康教育を、関係機関と連携して実施しています。

⑦中学校区地域保健連絡会

▷こどもにかかわる機関が健康問題を共有し、心身の健康づくりを協働で推進していくために、中学校区毎に定例で連絡会を開催しています。

⑧健康診査

・妊婦健康診査

▷14回の妊婦健康診査を医療機関で実施しています。

※多胎妊婦は、5回分の妊婦健康診査を追加

・新生児聴覚検査

▷難聴の早期発見・早期療育につなげることを目的に医療機関で実施しています。

・乳児健康診査

▷乳児期は、3～6か月、9～11か月の2回の健康診査を医療機関で実施しています。

・1歳6か月児・3歳児健康診査

▷発育・発達の確認や歯科健康診査などを行い、個々の状況に応じた相談などの支援を行っています。

⑨歯科保健

・歯みがき教室

▷1歳から3歳のこどもを対象に、歯科衛生士が歯みがき方法の実習や歯に関する保護者の相談に応じています。

・幼児むし歯予防指導

▷幼稚園・保育所・こども園の4・5歳児を対象に、乳歯と永久歯のむし歯予防に向けた健康教育を実施しています。

・成人高齢者歯科健康診査（妊婦）

▷歯科疾患の予防及び早期発見、歯周病予防のため、妊娠中に1回、医療機関で実施しています。

・フッ化物洗口事業

▷永久歯のむし歯を予防し、健康格差の縮小を目指し、小中学校でのフッ化物洗口を実施しています。

第2章 習志野市の現状

⑩予防接種

▷感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、予防接種法に基づいて定期予防接種を行っています。

⑪出産・子育て応援事業

・伴走型相談支援

▷保健師・助産師等による訪問・面接を（3回）行い、出産や育児の相談に応じ、必要な母子保健サービスに繋がります。

・妊娠給付金・子育て応援給付金

▷妊娠届出時に「妊娠給付金」、出生届後に「子育て応援給付金」をそれぞれ支給しています。

(6) 教育の状況

① 幼稚園・こども園

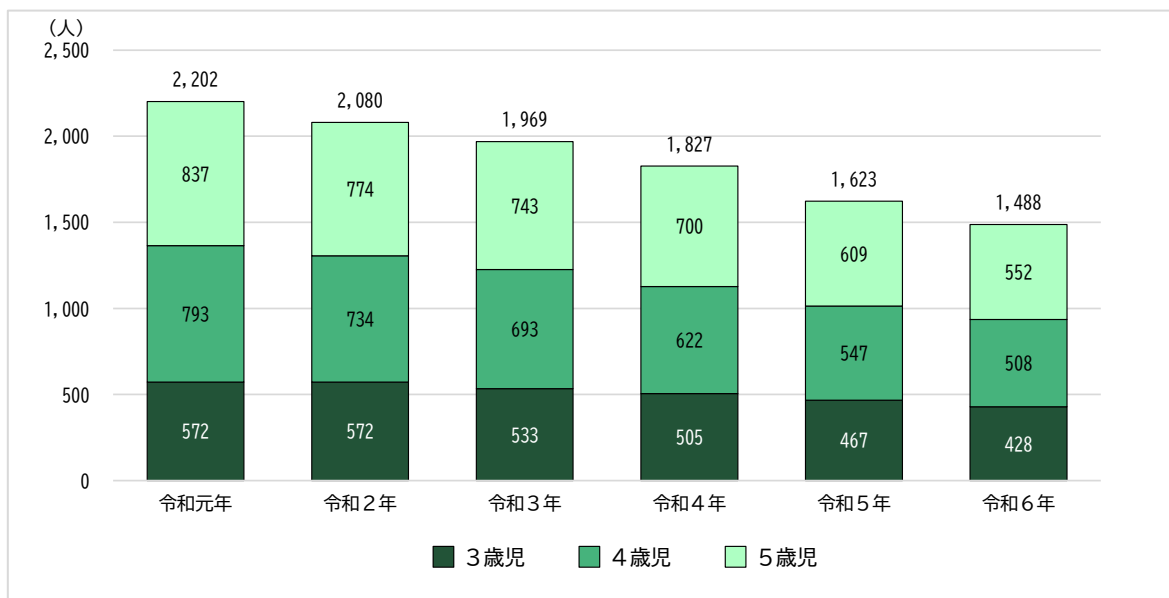
- ▷ 市立幼稚園4か所、市立こども園6か所、私立幼稚園2か所、私立こども園5か所があります。(令和7年4月時点:市立幼稚園3か所、市立こども園7か所予定)
- ▷ 市立幼稚園では4・5歳児の2年教育、私立幼稚園、私立こども園、市立こども園では3～5歳児の3年教育を実施しています。

② 一時預かり事業(幼稚園型)

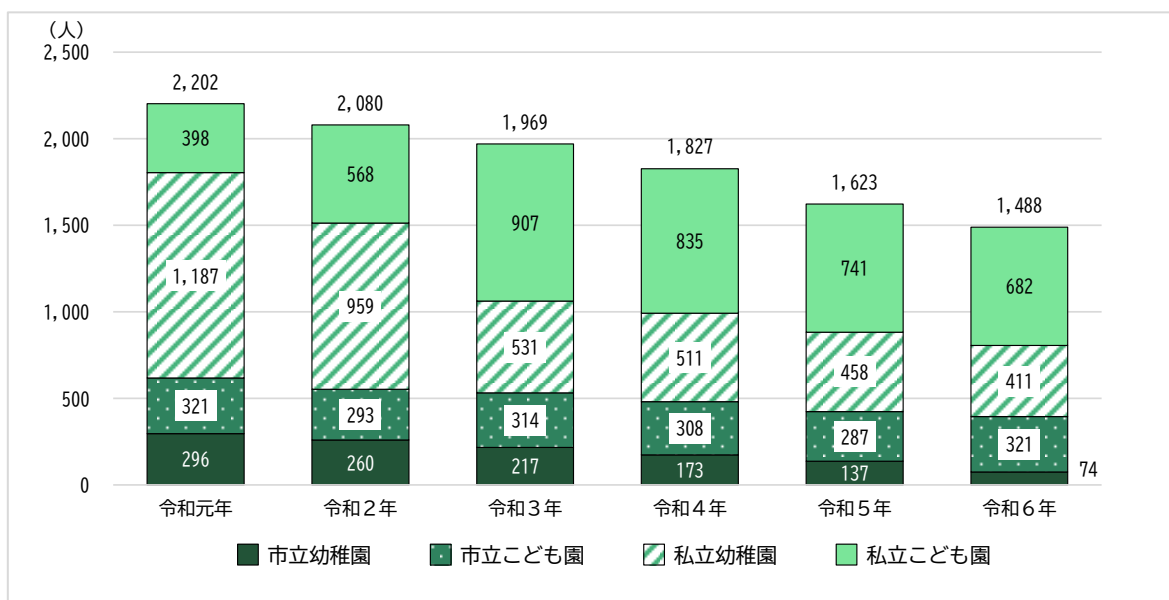
- ▷ 幼稚園、こども園で実施しています。

■ 図 21 市内幼稚園・こども園(短時間児) 入園児童数の推移(各年5月1日現在)

【年齢別】



【施設別】

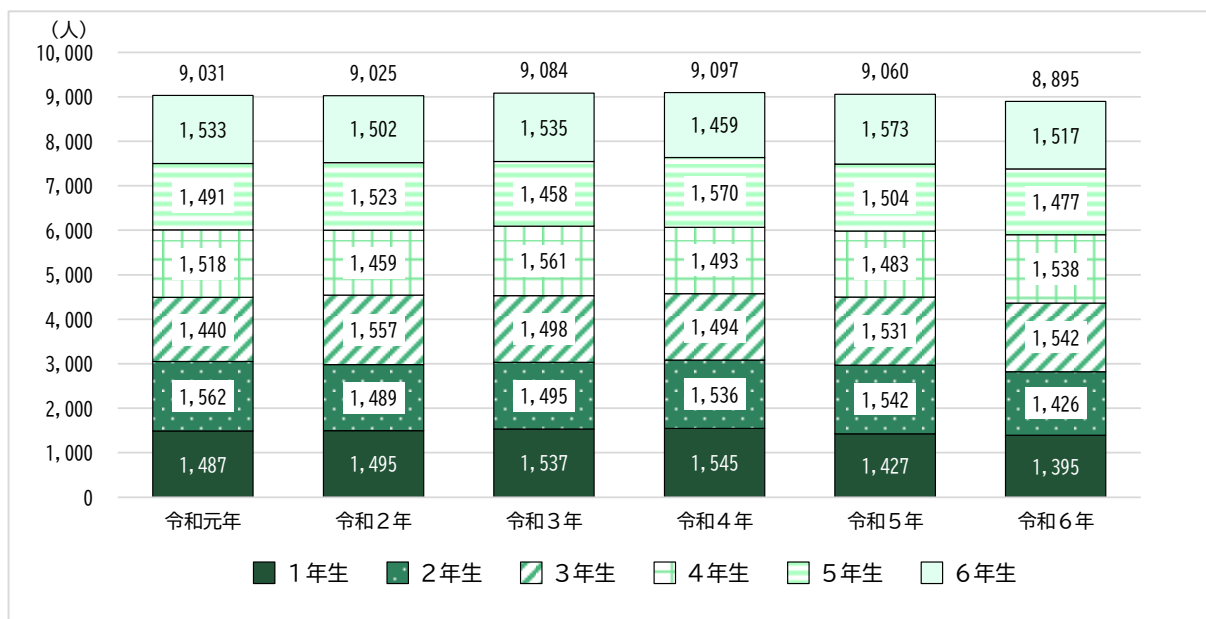


第2章 習志野市の現状

③小学校

▷市内には市立小学校が16校あります。

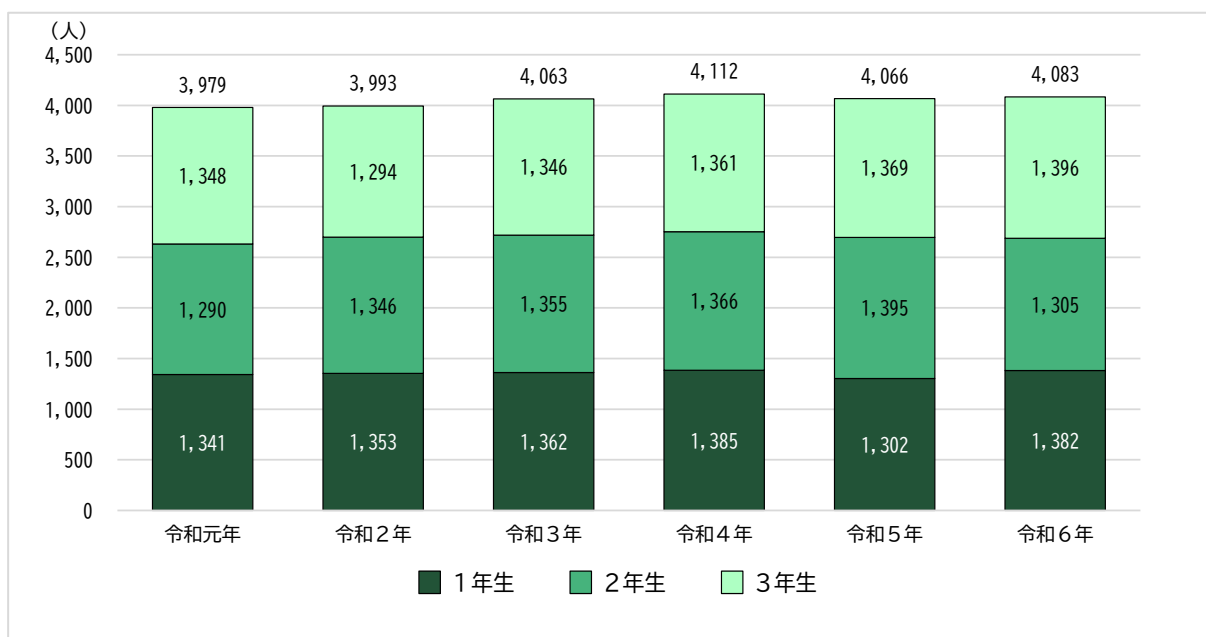
■図 22 市立小学校児童数の推移（各年5月1日現在）



④中学校

▷市内には、市立中学校が7校、私立中学校が1校あります。

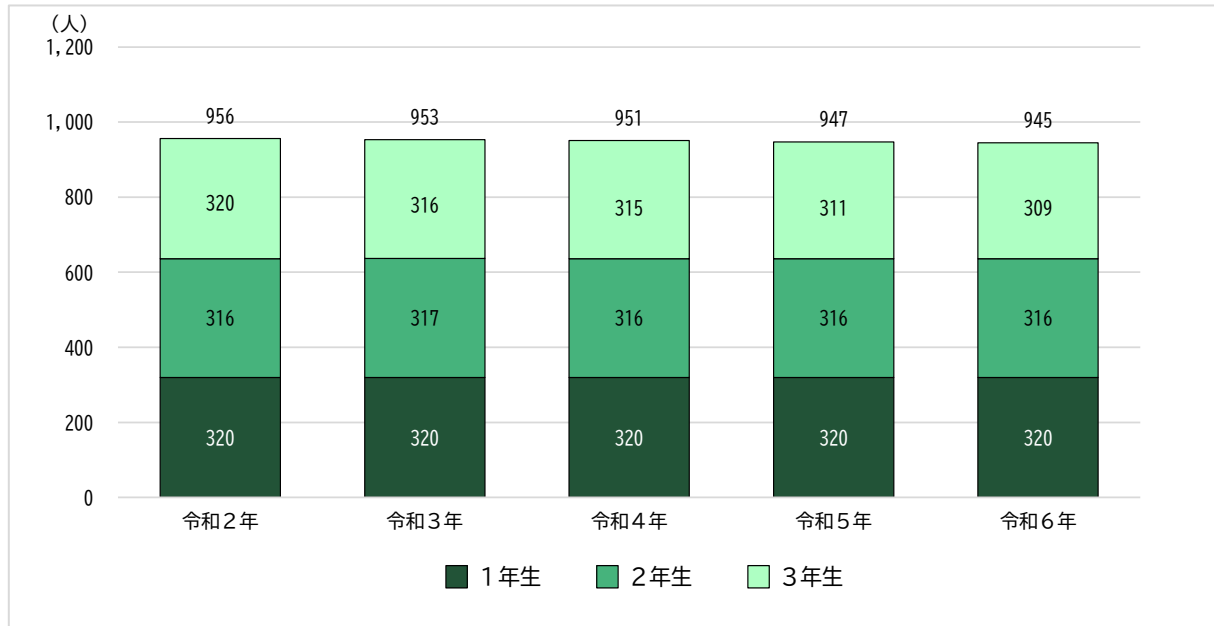
■図 23 市立中学校生徒数の推移（各年5月1日現在）



⑤高等学校

▷市内には、市立高等学校が1校、県立高等学校が2校、私立高等学校が1校あります。

■図 24 市立高等学校生徒数の推移（各年5月1日現在）



⑥学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

▷地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けて、地域と学校が一体となって子どもたちを育むことを目的とし、保護者や地域の方が一定の権限をもって学校運営に参画する制度です。令和5年度より、すべての市立小・中・高等学校に設置しています。

3 こども・若者人口の推移と推計

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度を計画期間とし、将来の児童数に基づいて潜在的ニーズ量を算出することから、この期間における将来の児童人口推計を必要とします。

本推計では、住民基本台帳人口をベースにし、生存率、移動率、出生率などの各条件を踏まえた「コーホート要因法」を用いていますが、外国籍の人口については「コーホート変化率法」を用いました。

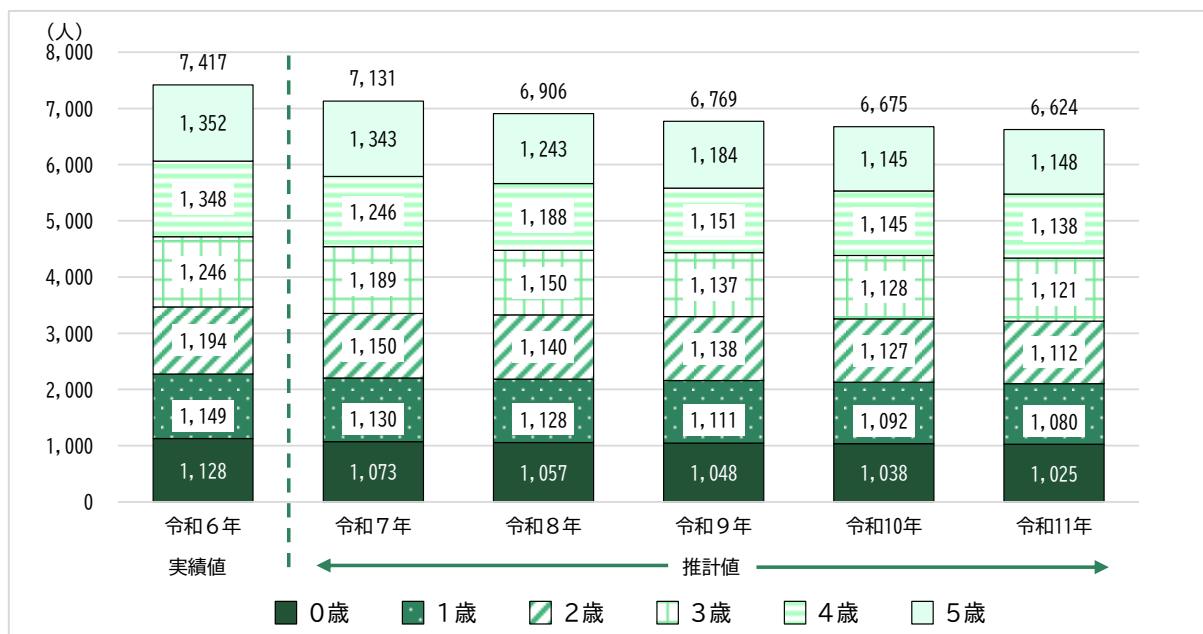
また本市では、今後開発が予定されているため、開発人口も考慮しました。

なお、本推計の基準人口は令和6(2024)年3月末現在の住民基本台帳人口です。

(1) 就学前児童人口

本市の0歳から5歳までの就学前児童の人口は、本計画の期間を通じて減少し、令和8(2026)年には7,000人を下回ることが予測されます。

■ 図25 0～5歳人口の推計



(資料) 習志野市「人口推計結果」(令和6年11月・基準日4月1日)

※ コーホート: 同年(同期間)に出生した集団

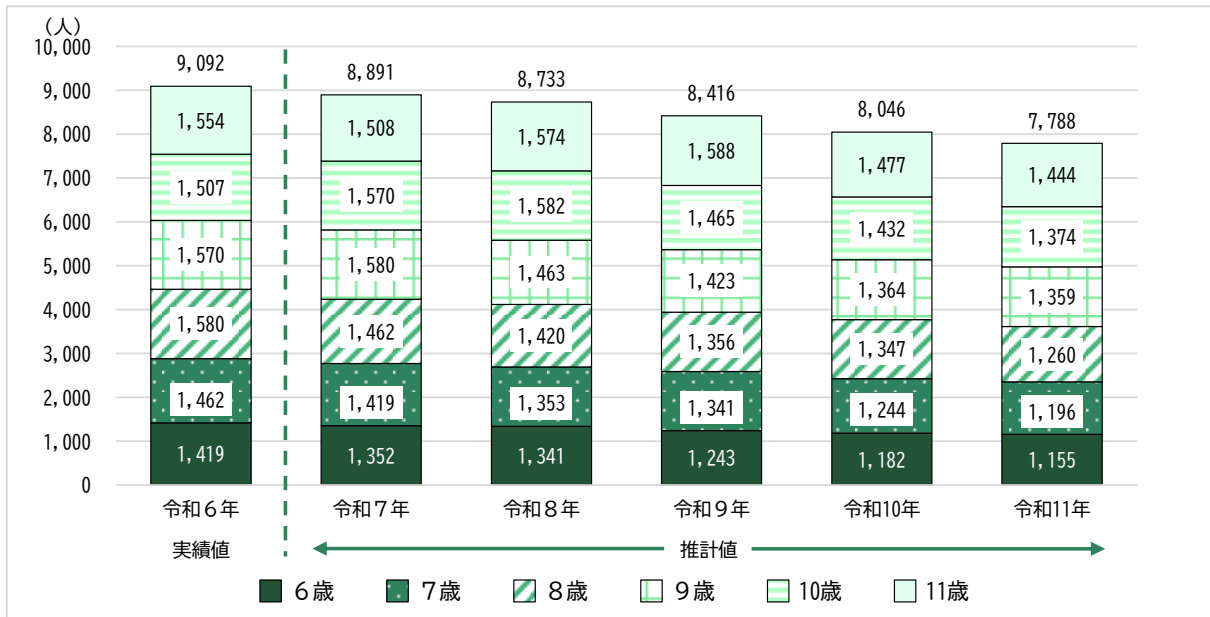
コーホート要因法: 各コーホートの人口変化要因として、「生残率」、「純移動率」、「出生率」、「出生男女比」の4つを想定し、それぞれの将来値を設定した上で各男女別・年齢別の人口を推計する方法

コーホート変化率法: 自然増減と社会増減の要因を区別せず、過去の人口動態から求めた変化率に基づき将来人口を推計する方法

(2) 小学校児童人口

本市の6歳から11歳までの小学校児童の人口は、今後も減少が続く、令和11(2029)年には8,000人を下回ることが予測されます。

■図26 6～11歳人口の推移

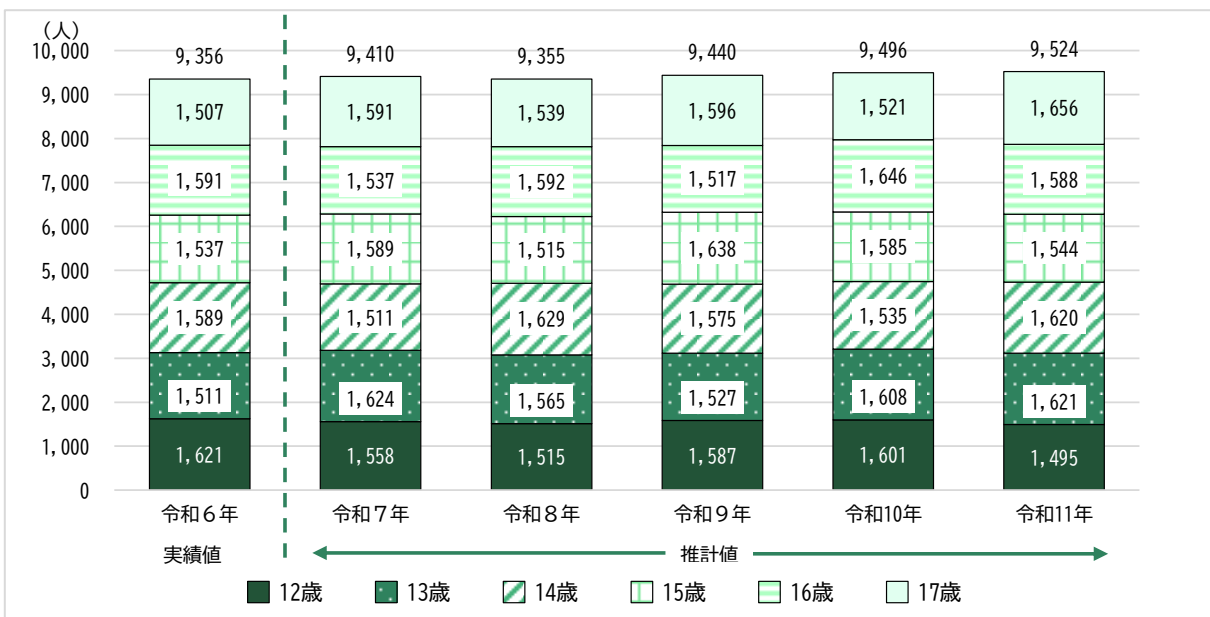


(資料) 習志野市「人口推計結果」(令和6年11月・基準日4月1日)

(3) 12歳～17歳人口

本市の12歳から17歳までの中学校、高校に通う世代の人口は、緩やかに増加していくことが予測されます。

■図27 12歳～17歳人口の推移



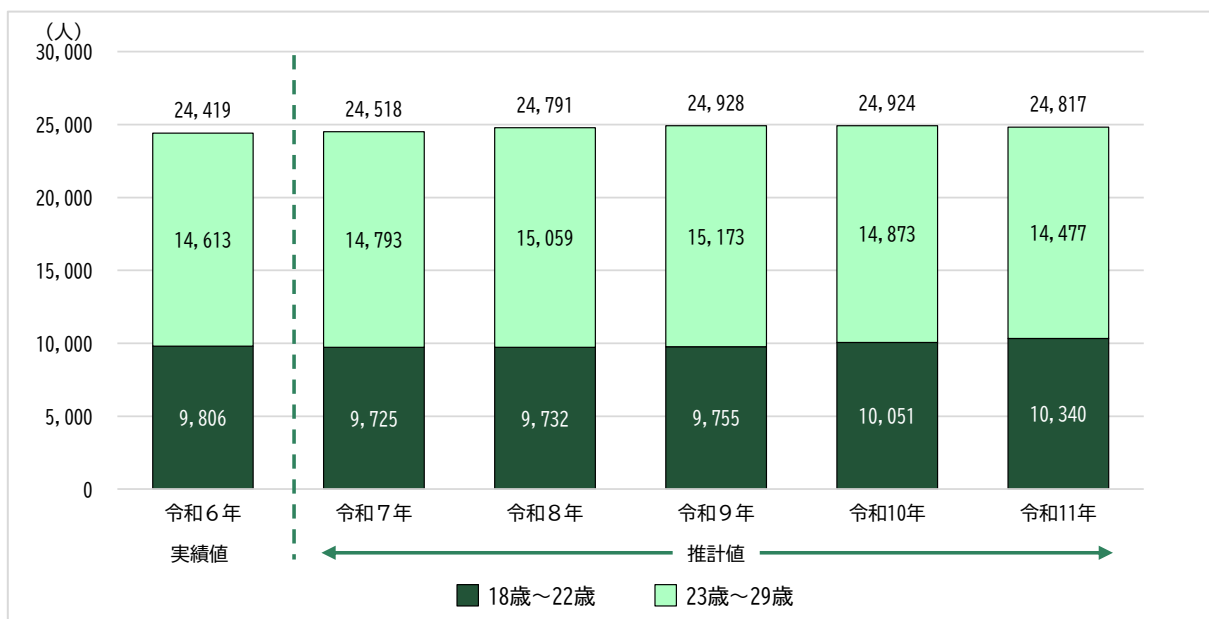
(資料) 習志野市「人口推計結果」(令和6年11月・基準日4月1日)

第2章 習志野市の現状

(4) 18歳～29歳人口

本市の18歳から29歳までの人口は、概ね横ばいで推移することが予測されます。

■図28 18歳～29歳人口の推移



(資料) 習志野市「人口推計結果」(令和6年11月・基準日4月1日)

4

子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

調査概要

調査対象	①就学前児童の保護者 2,000 人 ②就学児童の保護者 2,000 人
調査方法	住民基本台帳から無作為抽出し、調査票を郵送で配付、郵送及びインターネットで回収する無記名方式
調査期間	令和6年 3 月 18 日～令和6年 3 月 31 日
回収結果	就学前児童の保護者 997 人(回収率 49.9%) 就学児童の保護者 992 人(回収率 49.6%)
有効回答率	1,989 人(100%)

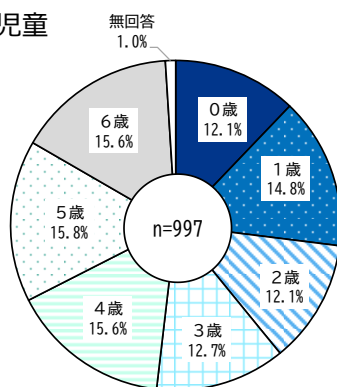
① 回答世帯の構成

回答世帯における就学前児童のこどもの人数は、「2 人」が 48.1%で最も多く、次に「1 人」が 34.7%、「3 人」が 14.3%となっています。

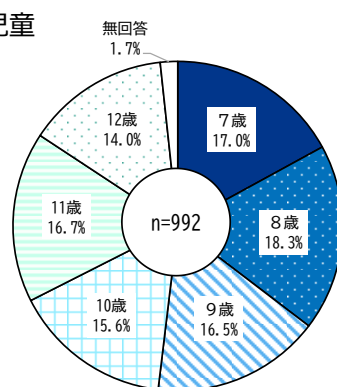
就学児童では「2 人」が 56.7%で最も多く、次に「1 人」が 20.6%、「3 人」が 19.4%となっています。

■ 図 29 回答世帯におけるこどもの年齢

就学前児童

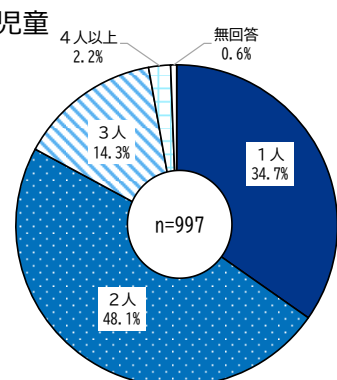


就学児童

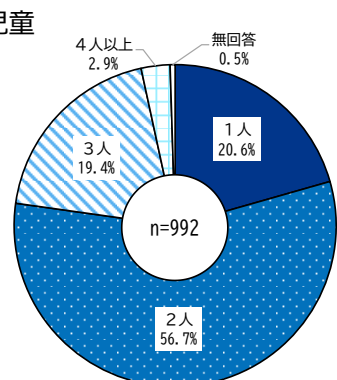


■ 図 30 回答世帯におけるこどもの人数

就学前児童



就学児童



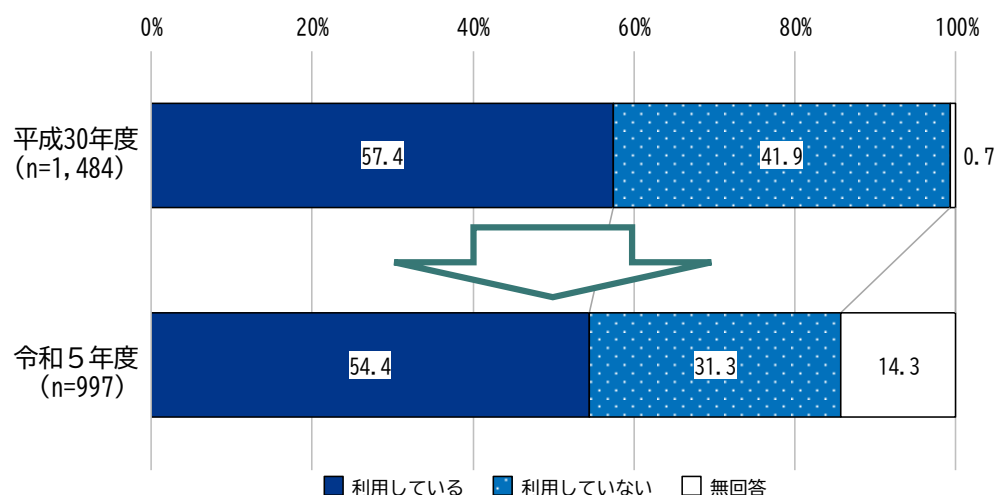
第2章 習志野市の現状

②日中の定期的な事業の利用状況

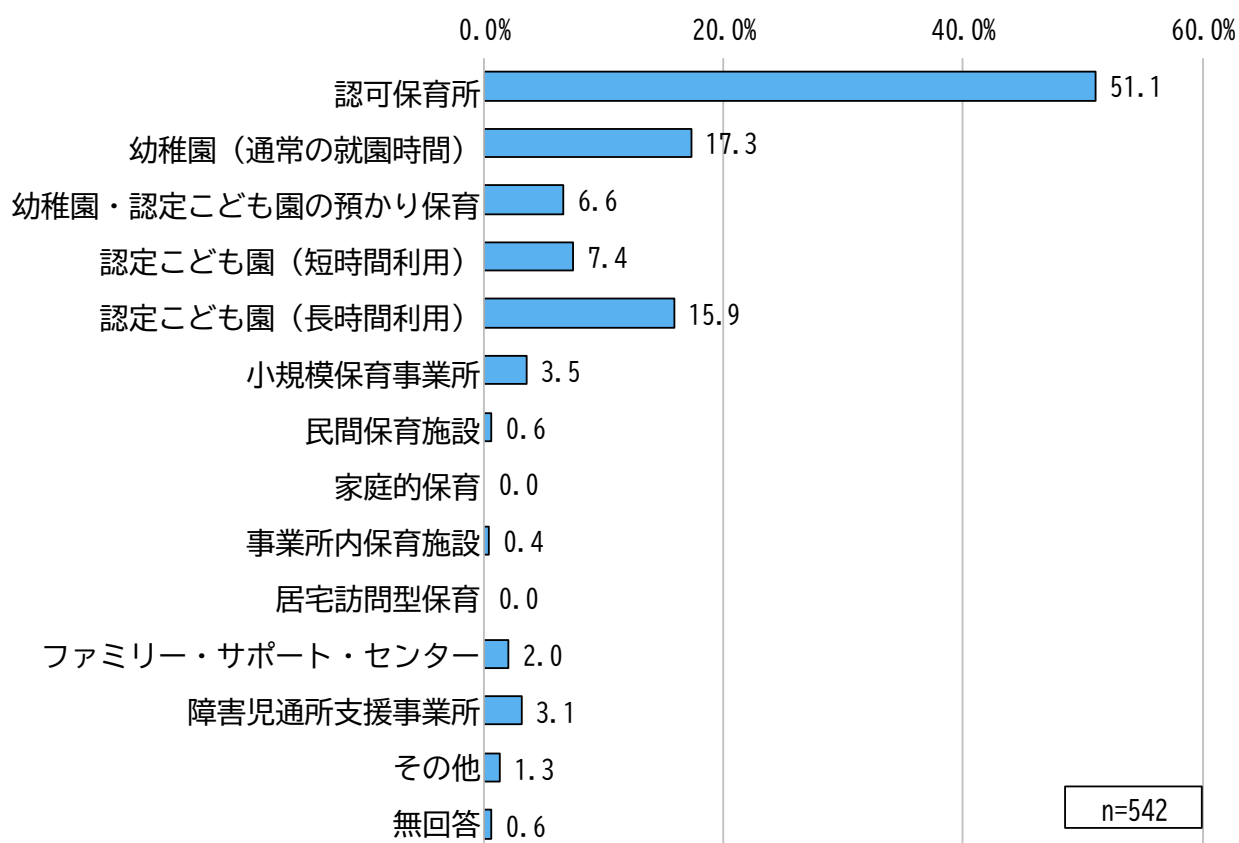
就学前児童の幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育について、「利用している」が54.4%となっています。また、無回答を除いた割合で「利用している」と回答した割合をみると、平成30年度57.8%、令和5年度63.5%となり、約6ポイント増加しています。

利用している方の利用している日中の定期的な事業は、「認可保育所」が51.1%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が17.3%、「認定こども園（長時間利用）」が15.9%となっています。

■ 図 31 日中の定期的な事業の利用の有無



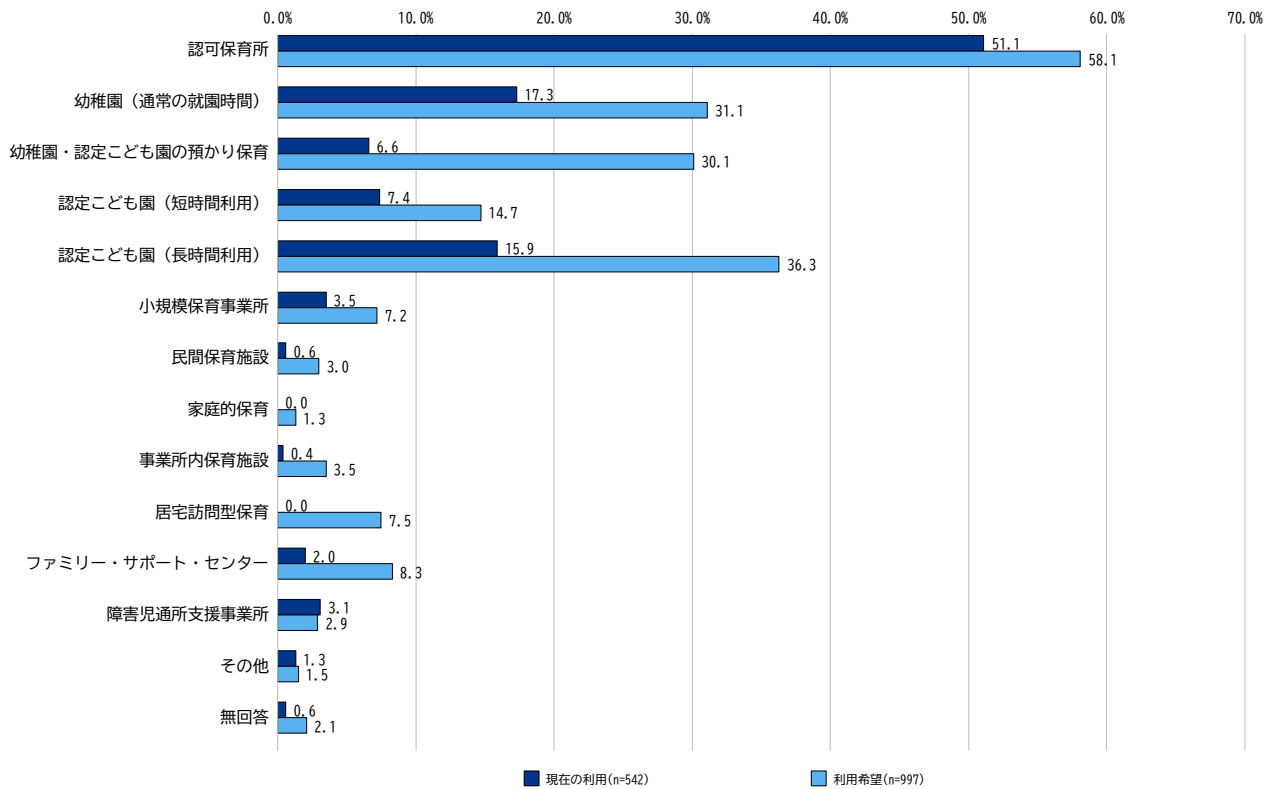
■ 図 32 利用している日中の定期的な事業【複数回答】



③日中の定期的な事業の利用希望

事業を現在利用している、していないにかかわらず、就学前児童の保護者が平日の日中に「定期的に」利用したい教育・保育の事業は、「認可保育所」が58.1%と最も多く、次いで「認定こども園（長時間利用）」が36.3%となっています。

■ 図 33 日中の定期的な事業の利用希望【複数回答】



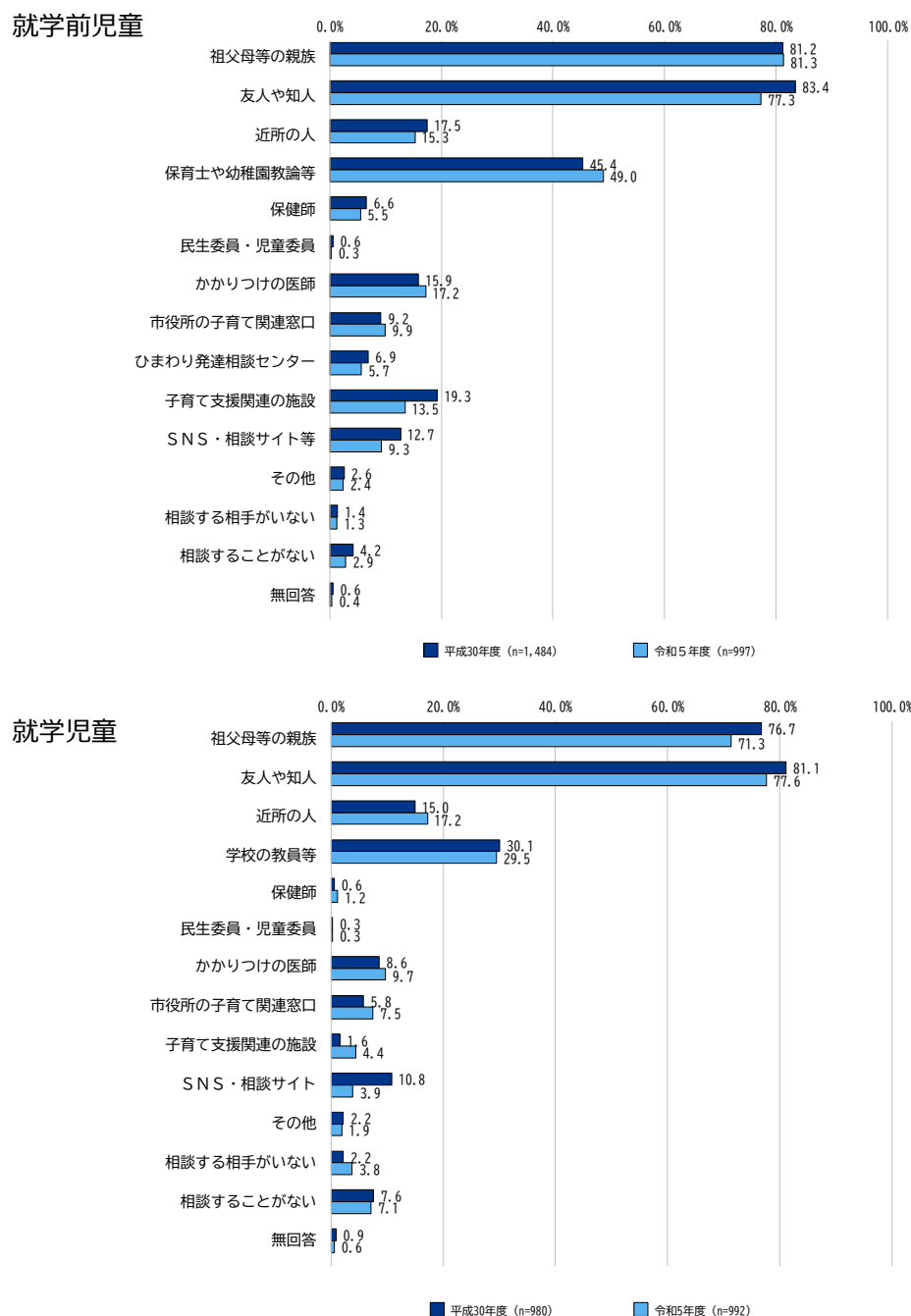
第2章 習志野市の現状

④子育てに関する相談相手

子育てに関する相談相手は、就学前児童の保護者では、「祖父母等の親族」が81.3%で最も多く、次いで「友人や知人」が77.3%、「保育士や幼稚園教諭等」が49.0%となっています。平成30年度調査と選択肢などが同一ではないため単純比較はできないものの、「友人や知人」「子育て支援関連施設」が減少し、「保育士や幼稚園教諭等」が増加しています。

就学児童の保護者では、「友人や知人」が77.6%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が71.3%、「学校の教員等」が29.5%となっています。

■ 図 34 子育てに関する相談相手【複数回答】

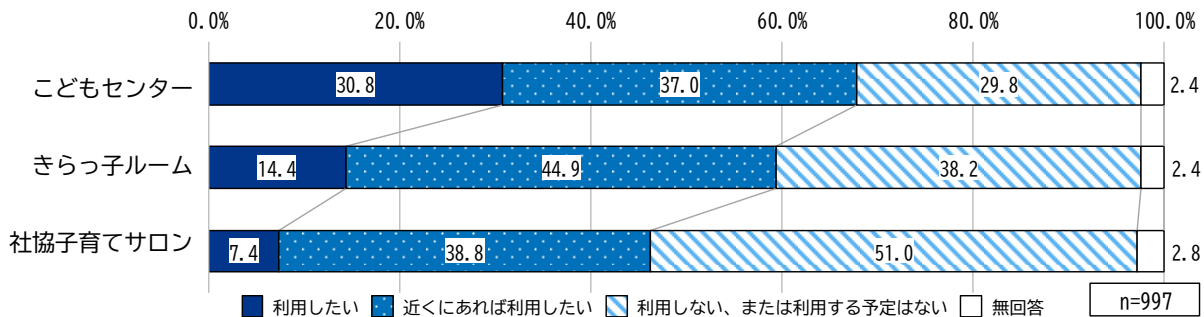


⑤今後の子育て支援施設の利用希望

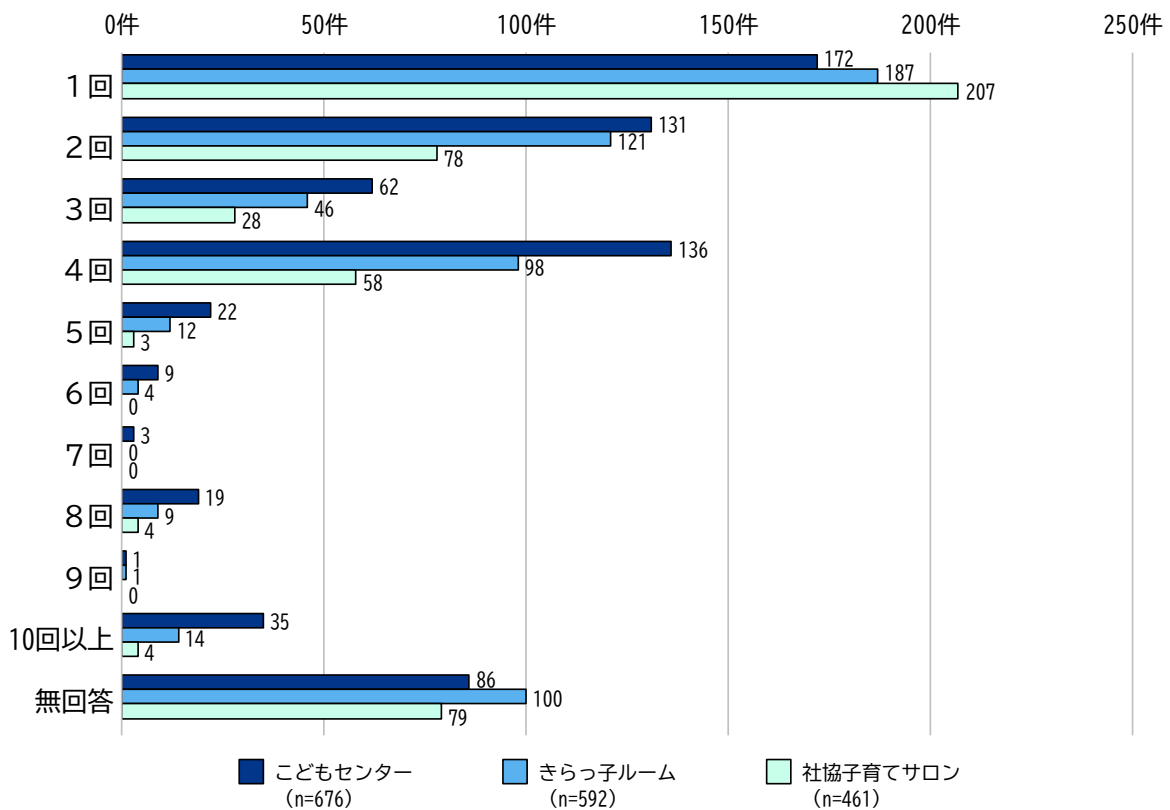
就学前児童の今後の子育て支援施設の利用希望は、3施設ともに「近くにあれば利用したい」が約4割を占めています。特に、「こどもセンター」を利用したい割合（「利用したい」＋「近くにあれば利用したい」）は、約7割となっています。

また、1月あたりの利用希望回数では、「こどもセンター」の利用希望回数が最も多く、3施設とも「1回」が最も多くなっています。

■ 図 35 今後の子育て支援施設の利用希望



■ 図 36 今後の子育て支援施設の利用希望回数



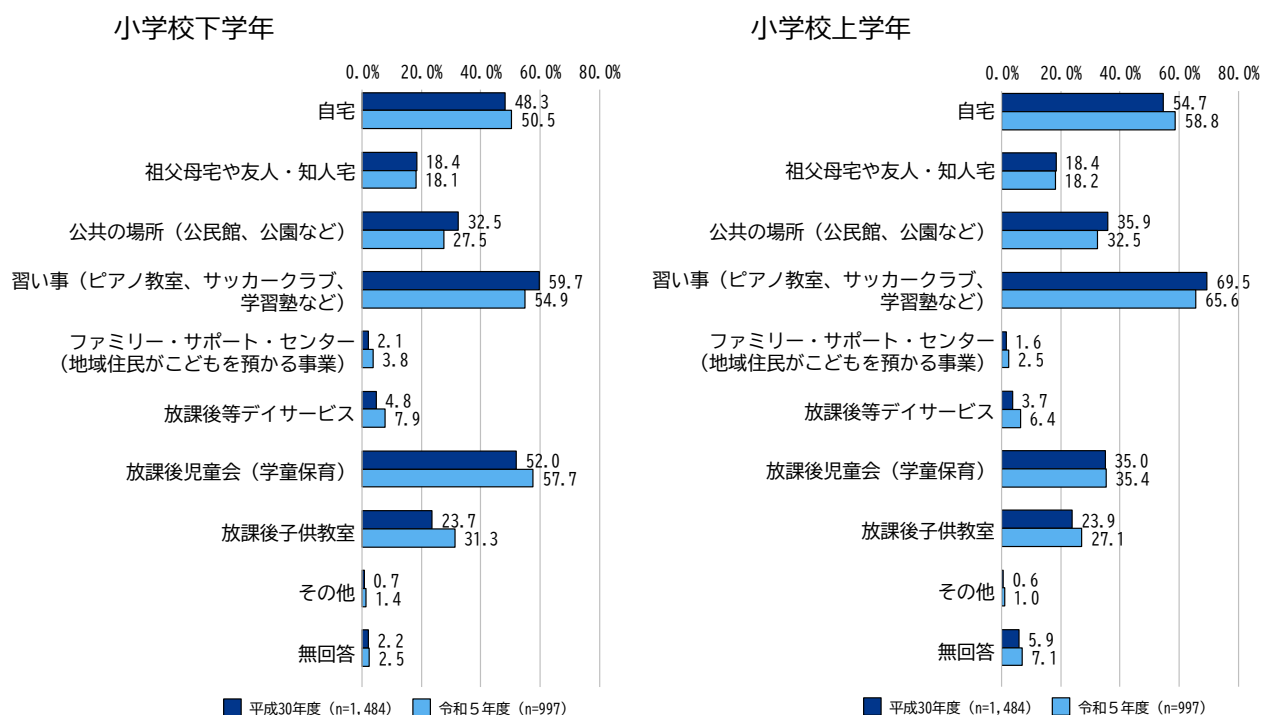
第2章 習志野市の現状

⑥放課後に過ごさせたい場所

就学前児童が小学生になったときに過ごさせたい場所は、小学校下学年では、「放課後児童会（学童保育）」が 57.7% で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 54.9% となっています。上学年では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 65.6% で最も多く、次いで「自宅」が 58.8% となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、下学年・上学年ともに「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が減少し、「放課後児童会（学童保育）」「放課後子供教室」などが増加しています。

■ 図 37 放課後に過ごさせたい場所【複数回答】

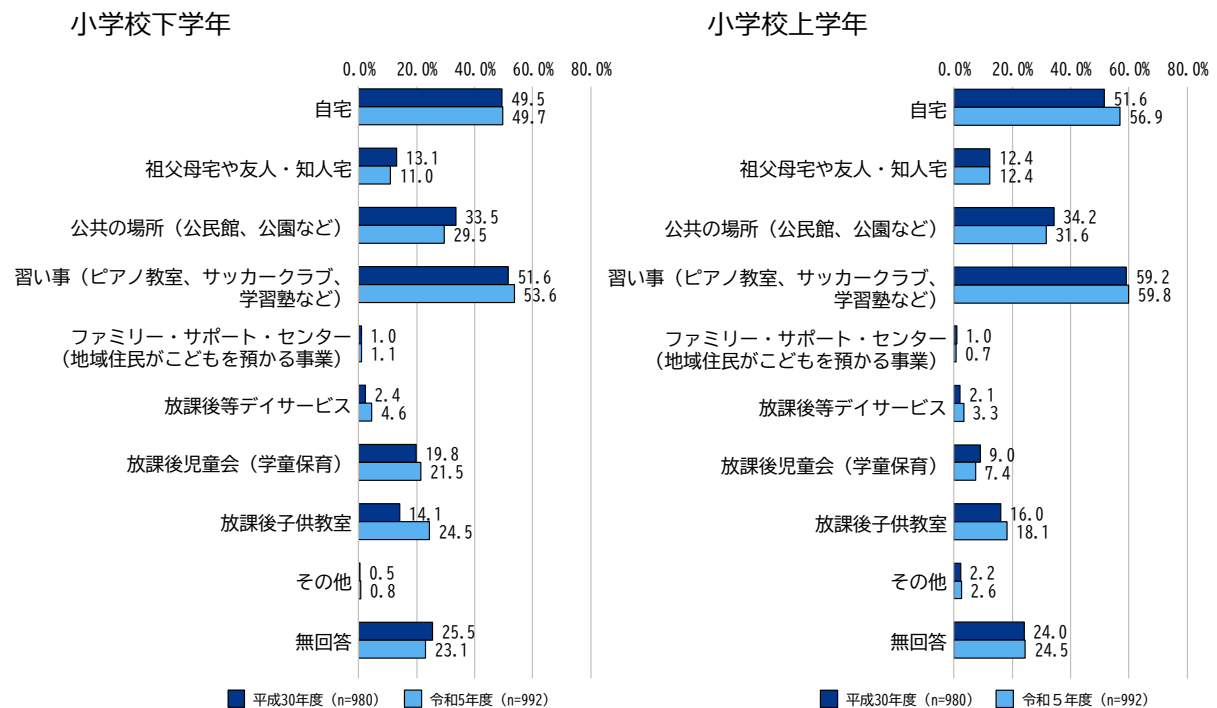


⑦希望する放課後の過ごし方

就学児童の放課後の過ごし方は、小学校下学年・上学年ともに「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、次いで「自宅」となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、下学年・上学年ともに「公共の場所（公民館、公園など）」が減少し、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子供教室」などが増加しています。

■ 図 38 希望する放課後の過ごし方【複数回答】



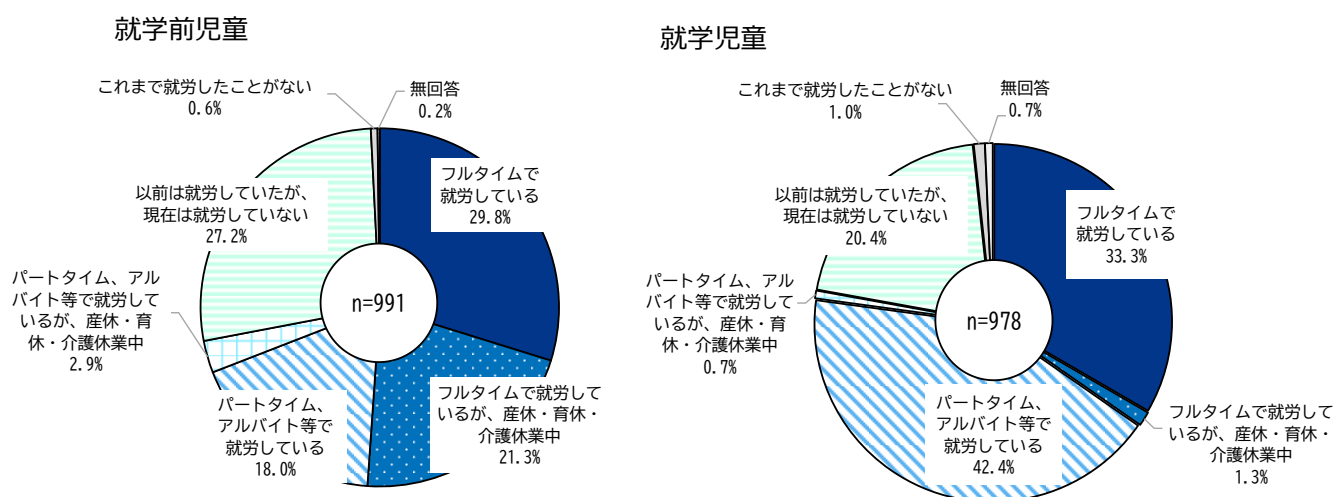
第2章 習志野市の現状

⑧母親または母親に相当する方の就労状況

母親または母親に相当する方（以下、「母親」とする）の就労状況は、就学前児童では「フルタイムで就労している」が29.8%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.2%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中」が21.3%となっています。

就学児童では「パートタイム、アルバイト等で就労している」が42.4%で最も多く、次いで「フルタイムで就労している」が33.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が20.4%となっています。

■ 図 39 母親の就労状況

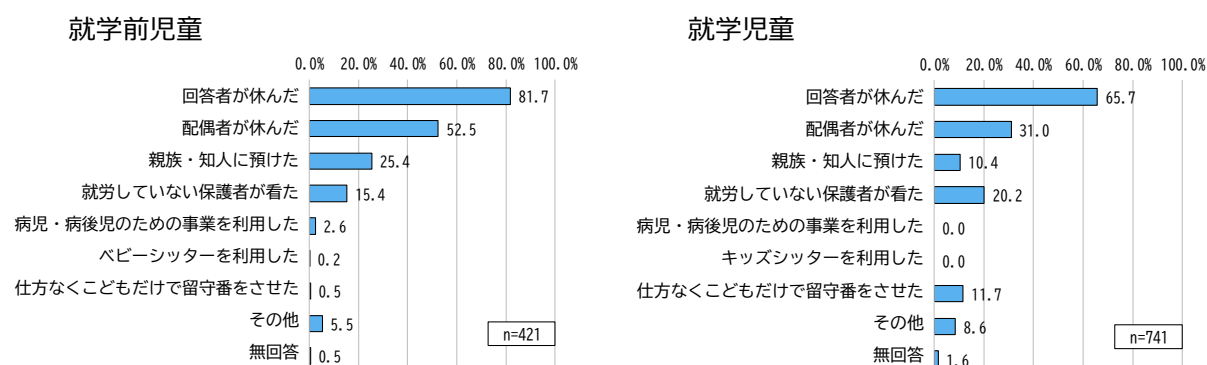


⑨病気などで教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処法

病気などで教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処法は、就学前児童では「回答者が休んだ」が81.7%と最も多く、次いで「配偶者が休んだ」が52.5%、「親族・知人に預けた」が25.4%となっています。

就学児童では、就学前児童と同様に「回答者が休んだ」が65.7%と最も多く、次いで「配偶者が休んだ」が31.0%、「就労していない保護者が見た」が20.2%となっています。

■ 図 40 病気などで教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処法【複数回答】

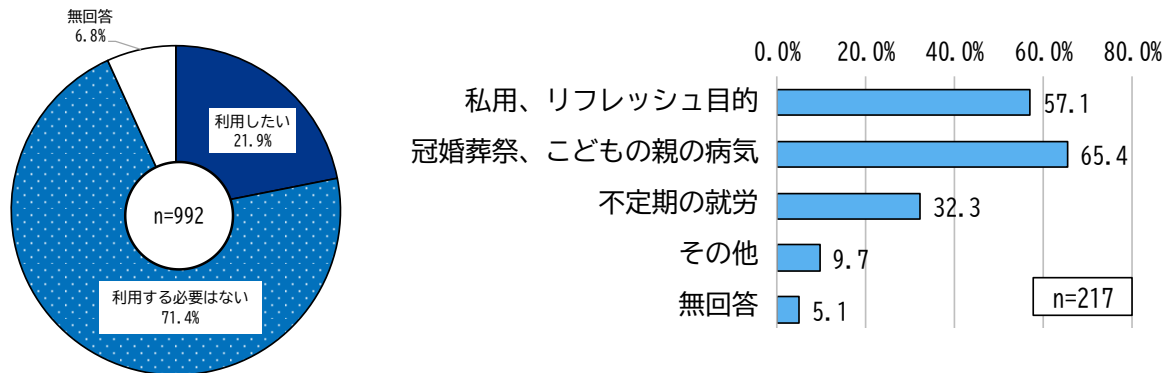


⑩一時預かり事業の希望と理由

就学児童のこどもを家族以外に預ける事業について、「利用する必要はない」が71.4%、「利用したい」が21.9%となっています。

一時預かり事業を希望する理由は、「冠婚葬祭、こどもの親の病気」が65.4%と最も多く、次いで「私用（買い物、習い事等）、リフレッシュ目的」が57.1%となっています。

■図 41 一時保育・預かり保育の利用希望



第2章 習志野市の現状

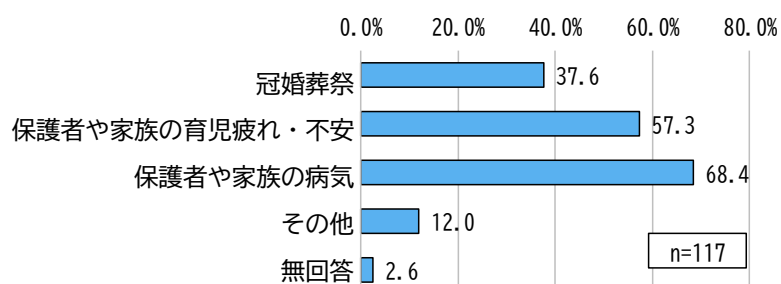
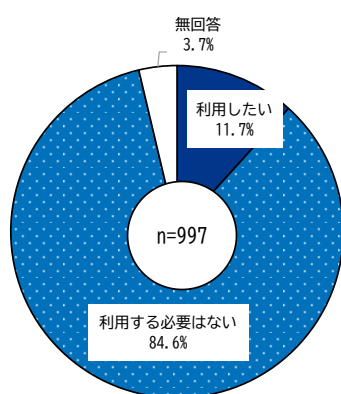
⑪ 宿泊を伴う一時預かりの希望と理由

泊まりがけでこどもを家族以外に預ける事業について、就学前児童では「利用する必要はない」が84.6%、「利用したい」が11.7%となっています。また、就学児童では、就学前児童と同様に「利用する必要はない」が86.8%、「利用したい」が7.3%となっています。

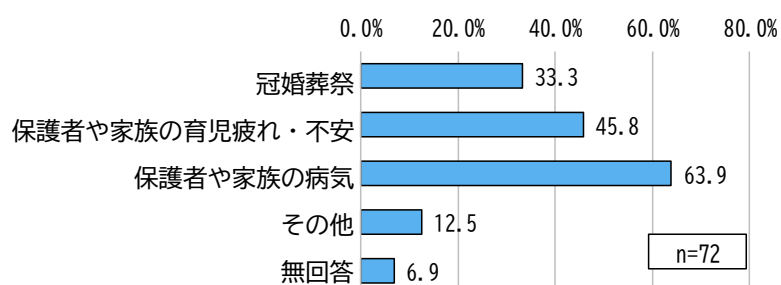
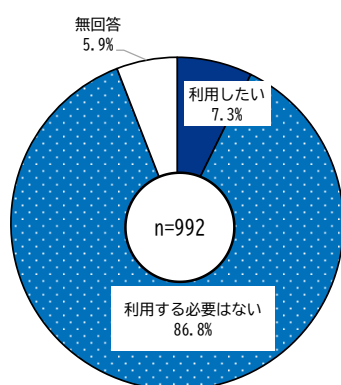
宿泊を伴う一時預かり事業を希望する理由は、就学前児童では「保護者や家族の病気」が68.4%と最も多く、次いで「保護者や家族の育児疲れ・不安」が57.3%となっています。また、就学児童では、就学前児童と同様に「保護者や家族の病気」が63.9%と最も多く、次いで「保護者や家族の育児疲れ・不安」が45.8%となっています。

■ 図 42 こどもを泊りがけで家族以外に預ける必要の有無

就学前児童



就学児童



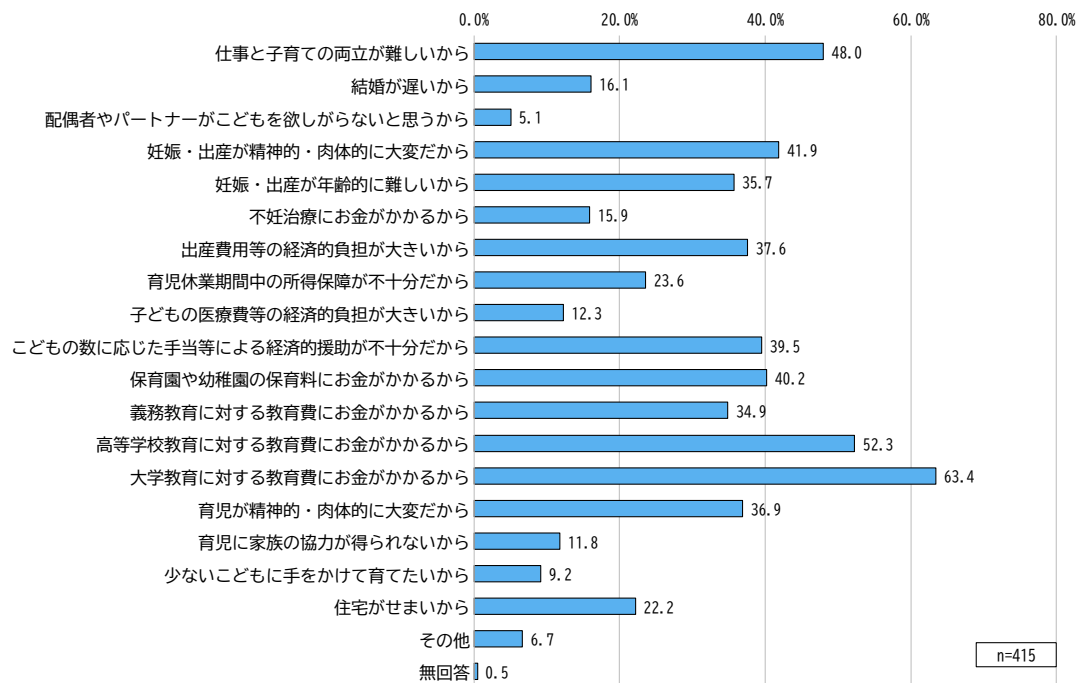
⑫ 予定するこどもの数が理想よりも少ない理由

予定するこどもの数が理想よりも少ない理由は、就学前児童では「大学教育に対する教育費にお金がかかるから」が63.4%と最も多く、次いで「高等学校教育に対する教育費にお金がかかるから」が52.3%となっています。

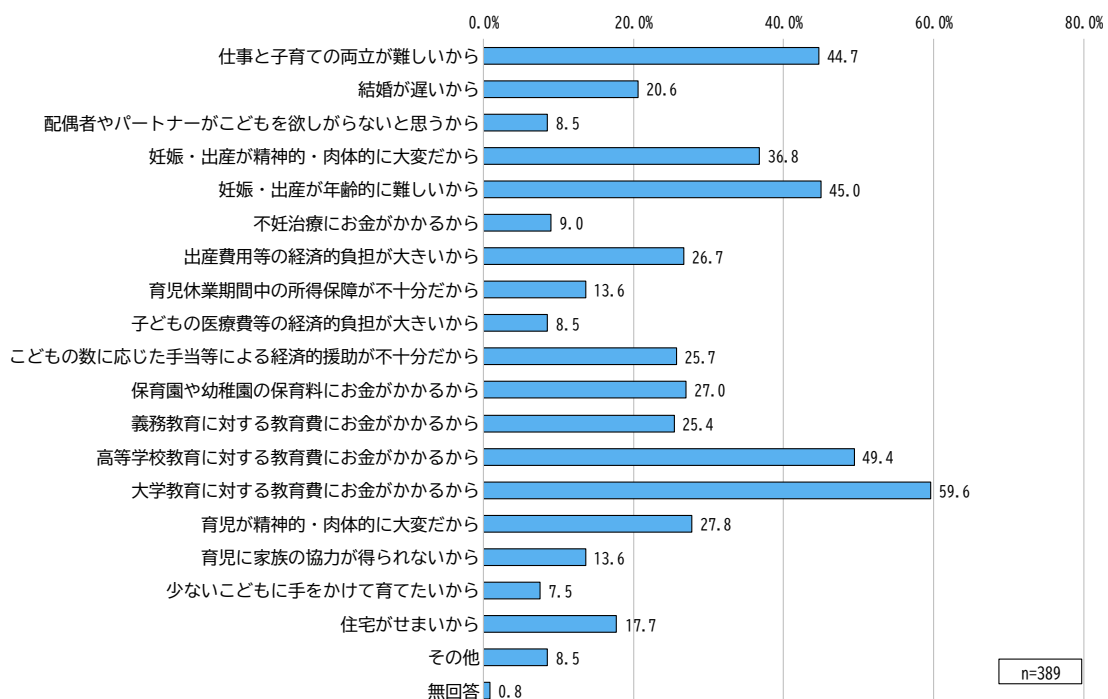
また、就学児童では、就学前児童と同様に「大学教育に対する教育費にお金がかかるから」が59.6%と最も多く、次いで「高等学校教育に対する教育費にお金がかかるから」が49.4%となっています。

■ 図 43 予定するこどもの数が理想よりも少ない理由【複数回答】

就学前児童



就学児童



第2章 習志野市の現状

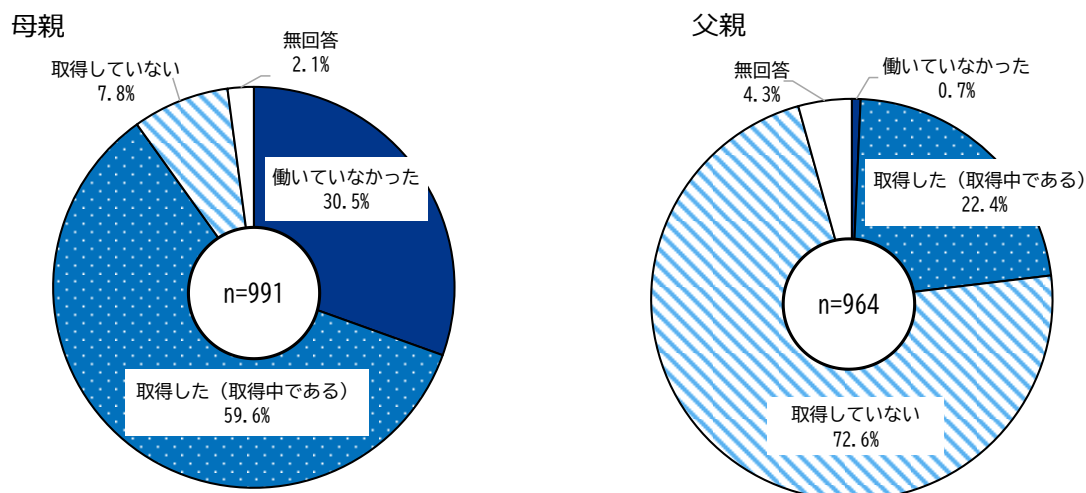
⑬育児休業の取得状況

就学前児童の保護者の育児休業の取得状況は、母親では「取得した（取得中である）」が59.6%で最も多く、次いで「働いていなかった」が30.5%となっています。

父親または父親に相当する方（以下、「父親」とする）では「取得していない」が72.6%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が22.4%となっています。

また、就労している保護者のうち「育児休業を取得した（取得中である）」の割合は、母親では88.5%、父親では23.6%となっています。

■ 図 44 育児休業の取得状況（父母）

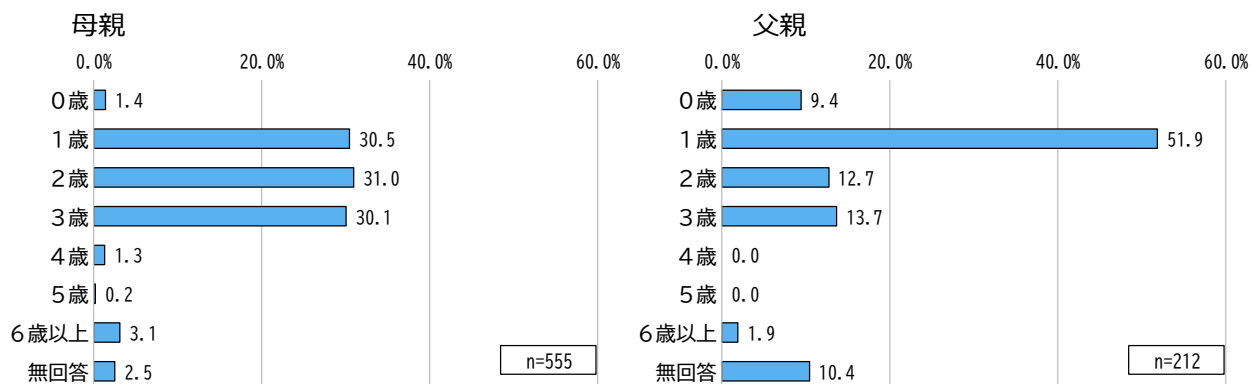


⑭職場復帰時のこどもの年齢

希望する職場復帰時のこどもの年齢は、母親では「2歳」が31.0%で最も多く、次いで「1歳」が30.5%となっています。

また、父親では「1歳」が51.9%で最も多く、次いで「3歳」が13.7%となっています。

■ 図 45 職場復帰時のこどもの年齢（父母）



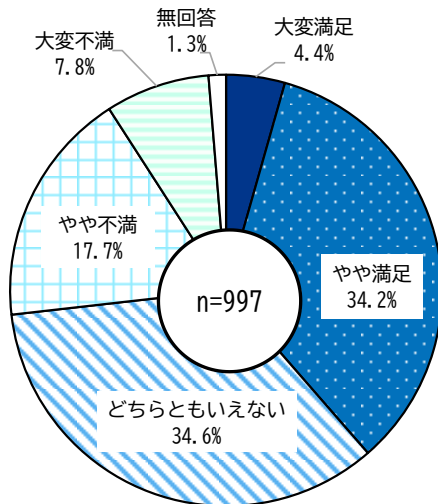
⑮ 習志野市における子育ての環境や支援への満足度

習志野市における子育ての環境や支援への満足度は、就学前児童では「どちらともいえない」が34.6%で最も多く、次いで「やや満足」が34.2%となっています。

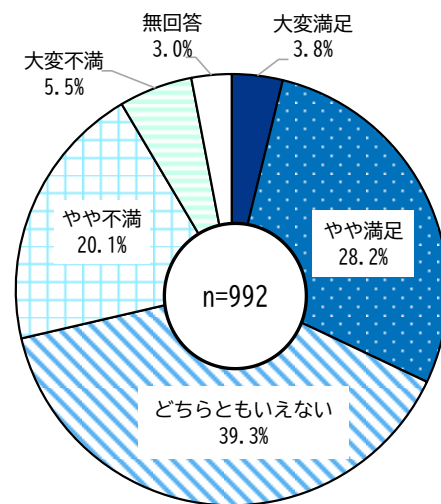
就学児童では、就学前児童と同様に「どちらともいえない」が39.3%で最も多く、次いで「やや満足」が28.2%となっています。

■ 図 46 習志野市における子育ての環境や支援への満足度

就学前児童



就学児童



第2章 習志野市の現状

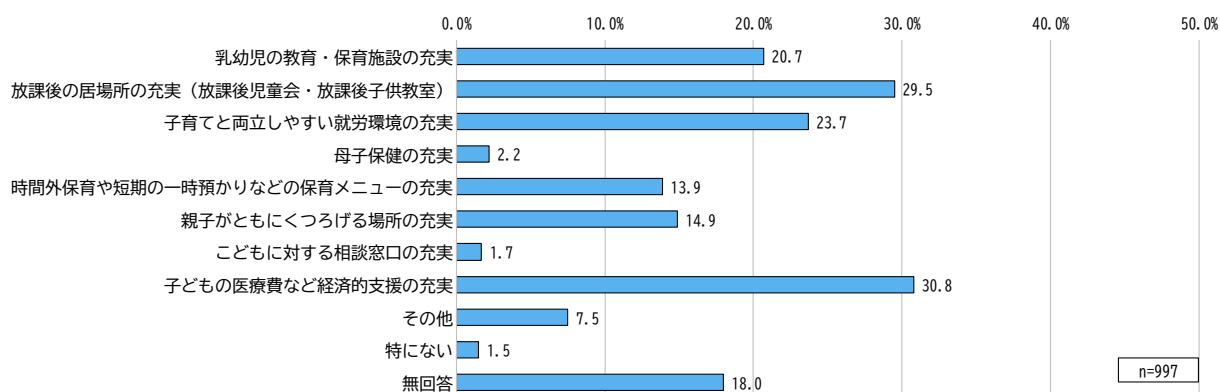
⑯特に取り組むべき子育て支援策

特に取り組むべき子育て支援策は、就学前児童では「子どもの医療費など経済的支援の充実」が30.8%で最も多く、次いで「放課後の居場所の充実（放課後児童会・放課後子供教室）」が29.5%となっています。

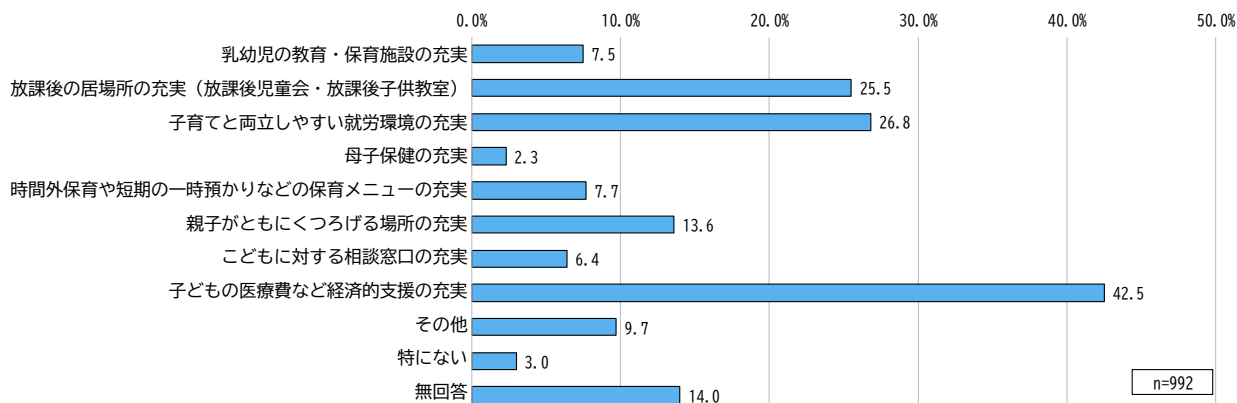
就学児童では、就学前児童と同様に「子どもの医療費など経済的支援の充実」が42.5%で最も多く、次いで「子育てと両立しやすい就労環境の充実」が26.8%となっています。

■図 47 特に取り組むべき子育て支援策

就学前児童



就学児童



5

こども・若者の生活等に関する実態調査結果の概要

調査概要

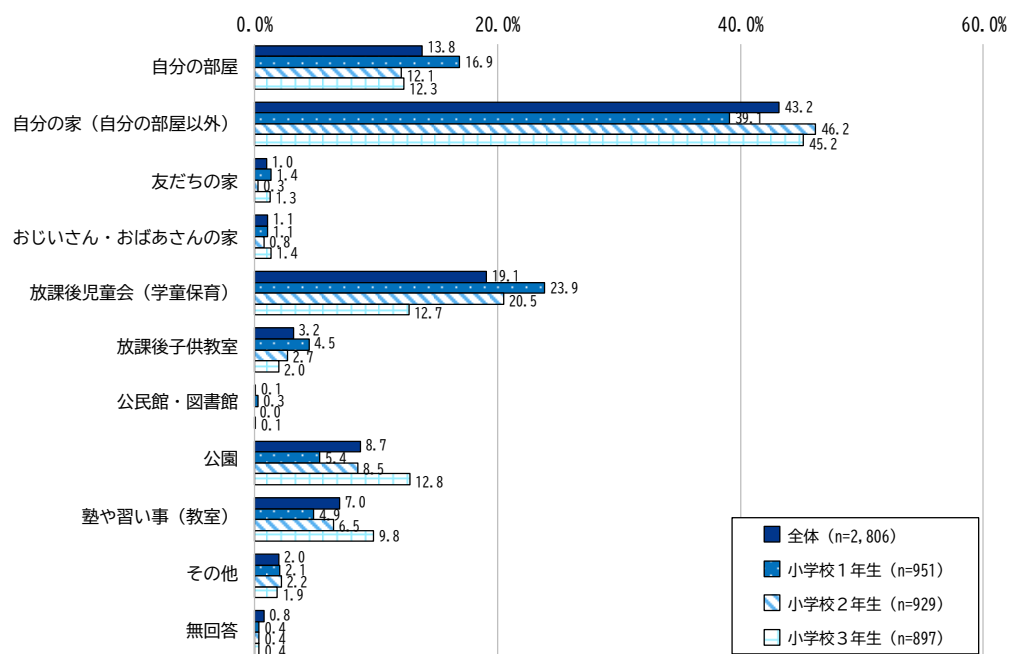
調査対象	①小学校1年生～3年生 4,537 人 ②小学校4年生～6年生・中学校1年生～3年生 8,672 人 ③小学校5年生・中学校2年生の保護者 2,926 人 ④高校生相当年齢～29 歳 5,200 人
調査方法	①～③市立小中学校及び公立特別支援学校の児童・生徒を対象とし、調査案内を学校配布、インターネットで回収する無記名方式 ④住民基本台帳から無作為抽出し、調査案内を郵送で配布、インターネットで回収する無記名方式
調査期間	①～③令和6年3月4日～令和6年3月31日 ④令和6年3月18日～令和6年3月31日
回収結果	①小学校1年生～3年生 2,806人(回収率61.8%) ②小学校4年生～6年生・中学校1年生～3年生 2,805人(回収率32.3%) ③小学校5年生・中学校2年生の保護者 440人(回収率15.0%) ④高校生相当年齢～29歳 878人(回収率16.9%)
有効回答率	6,929人(100%)

■小学校1年生～3年生

①放課後の居場所

放課後の居場所は、すべての学年で「自分の家(自分の部屋以外)」が最も多く、次いで小学校1年生・2年生では「放課後児童会(学童保育)」、3年生では「公園」となっています。

■ 図 48 放課後の居場所【複数回答】



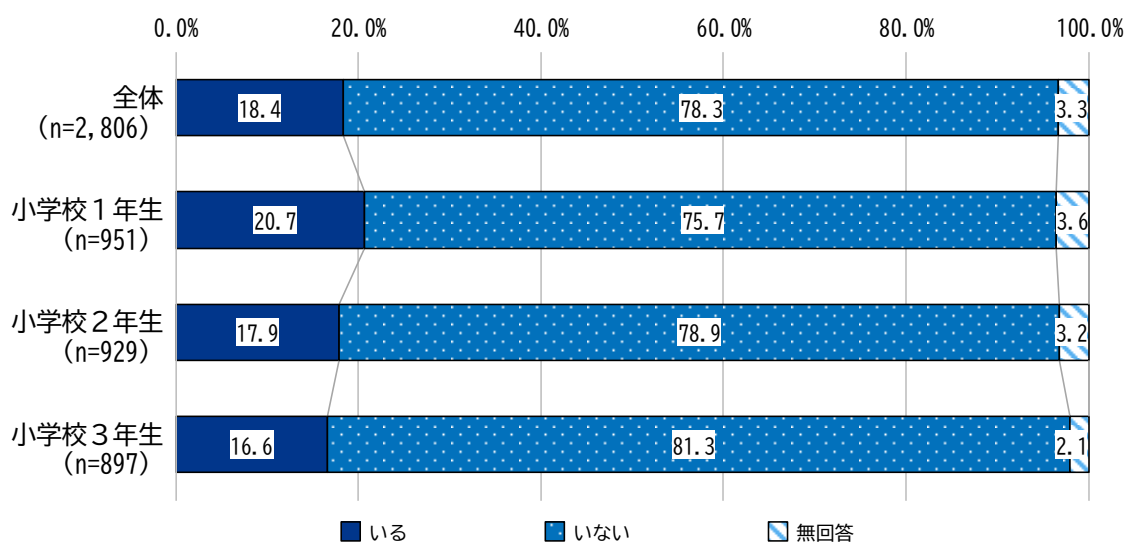
第2章 習志野市の現状

②家族の中にお世話している人はいるか/お世話していることで、できていないこと

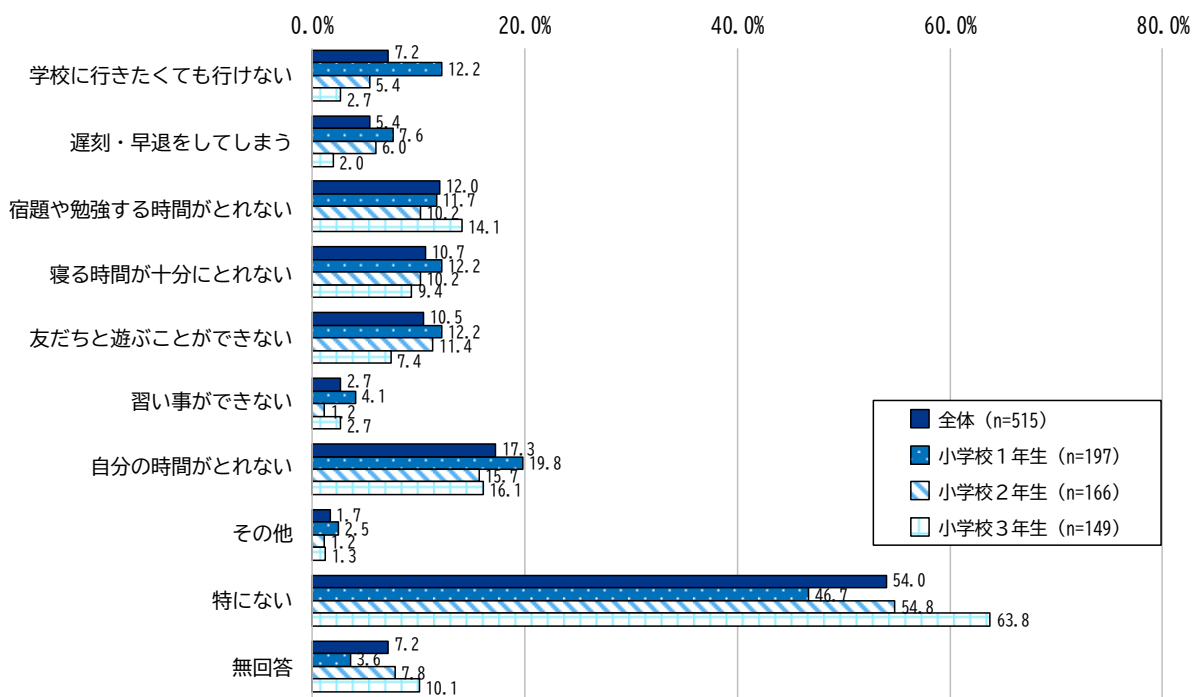
家族の中にお世話している人がいるかについて、小学1年生では20.7%、2年生では17.9%、3年生では16.6%が「いる」となっています。

お世話していることで、できていないことは、すべての学年で「特にない」が最も多く、次いで「自分の時間がとれない」となっています。一方で、すべての学年で「宿題や勉強する時間がとれない」「寝る時間が十分にとれない」がともに約1割あり、家族のお世話をすることで日常生活や学業等に影響がでているとみられます。

■ 図 49 家族の中にお世話している人はいるか



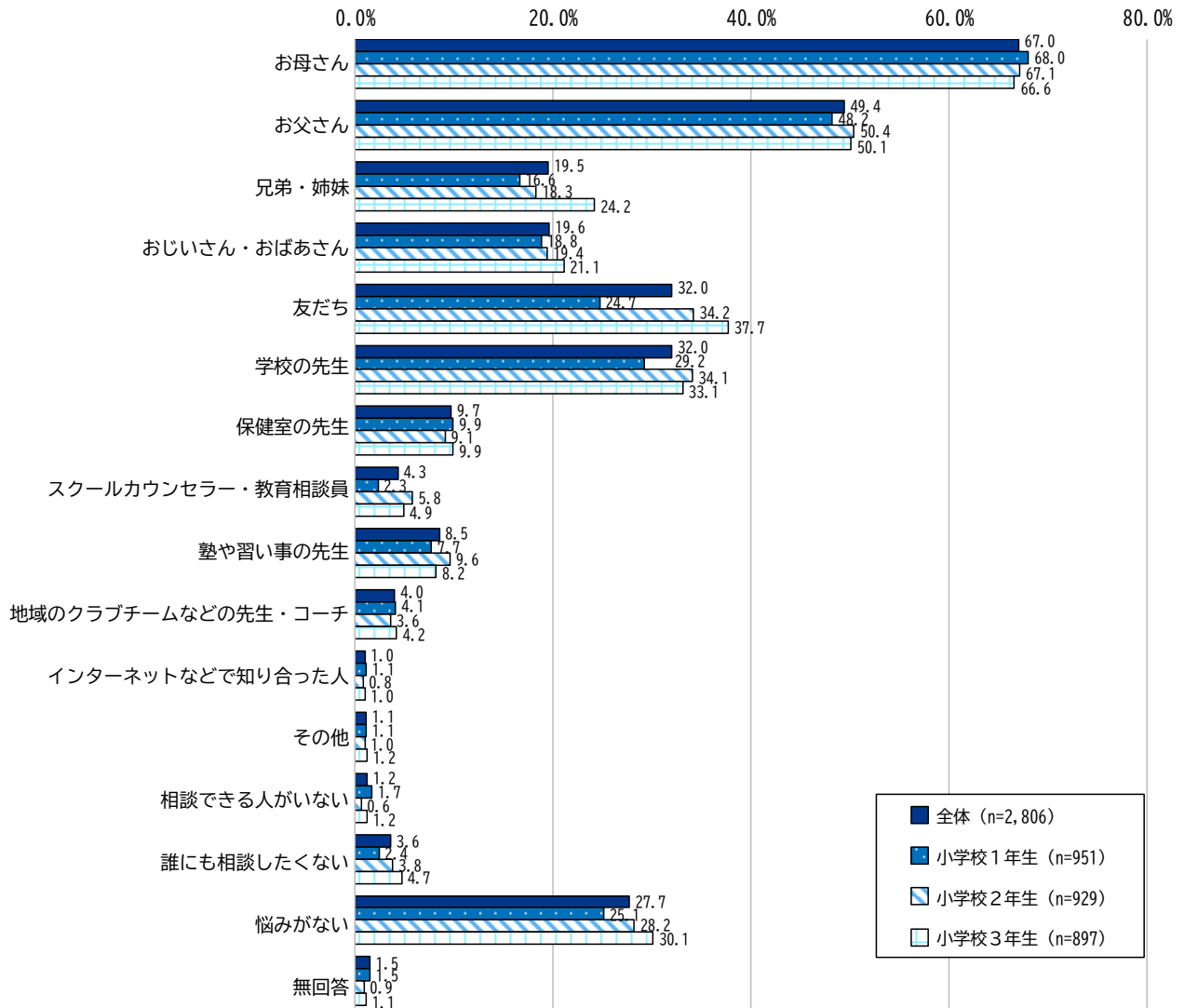
■ 図 50 お世話していることで、できていないこと【複数回答】



③心配ごとや悩みごとの相談相手

心配ごとや悩みごとの相談相手は、すべての学年で「お母さん」が最も多く、次いで「お父さん」となっています。

■ 図 51 心配ごとや悩みごとの相談相手【複数回答】

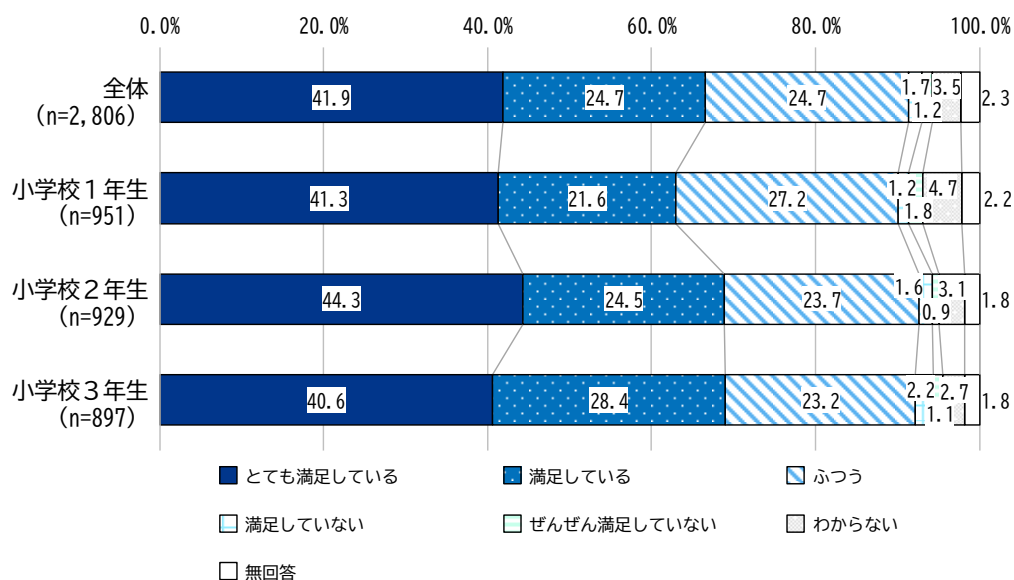


第2章 習志野市の現状

④生活の満足度

生活の満足度は、すべての学年で「とても満足している」が最も多く、次いで小学校1年生では「ふつう」、2年生・3年生では「満足している」となっています。

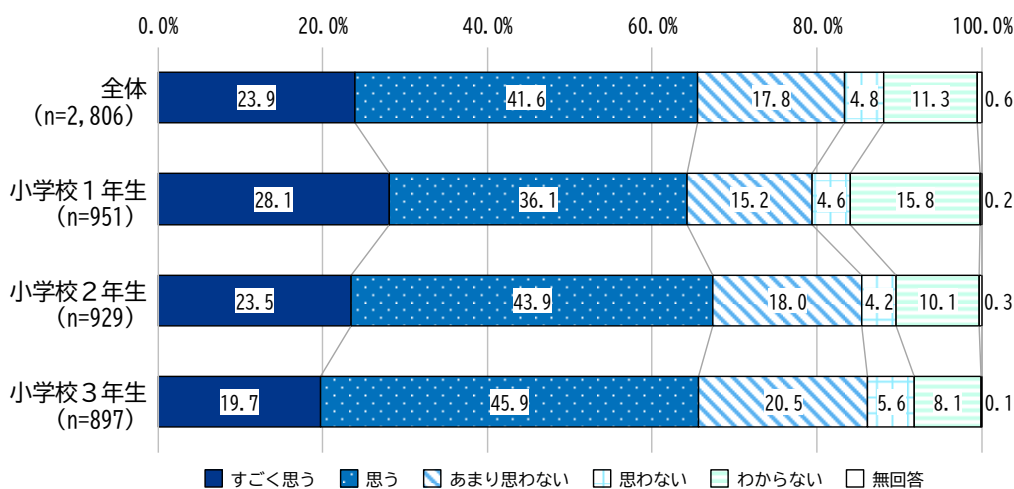
■ 図 52 生活の満足度



⑤自分にはよいところがあると思うか

自分にはよいところがあると思うかについて、すべての学年で「思う」が最も多く、次いで小学校1年生・2年生では「すごく思う」、3年生では「あまり思わない」となっています。

■ 図 53 自分にはよいところがあると思うか

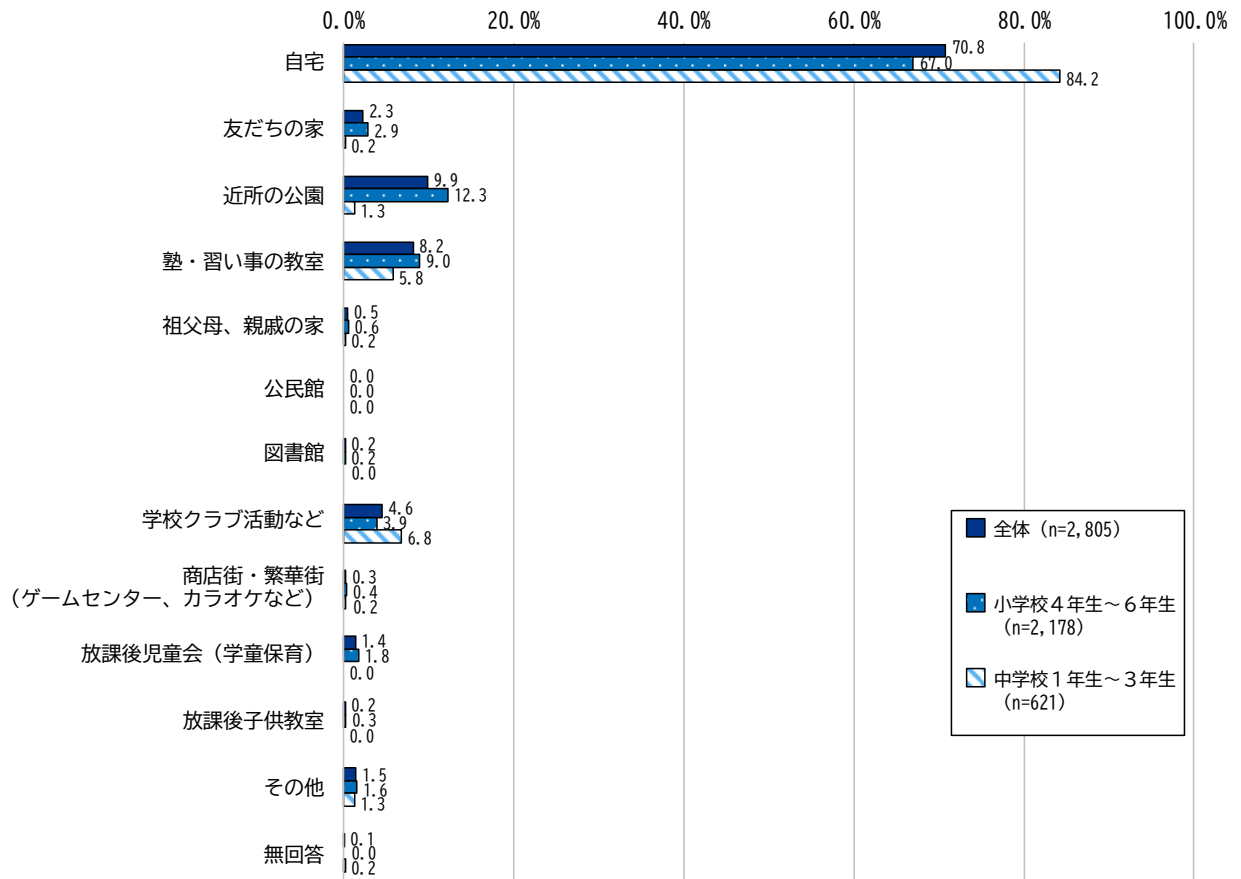


■小学校4年生～6年生・中学校1年生～3年生

①放課後の居場所

放課後に一番過ごしている時間が長い場所は、すべての学年で「自宅」が最も多く、次いで小学校4年生～6年生では「近所の公園」、中学校1年生～3年生では「学校クラブ活動」となっています。

■図 54 放課後の居場所

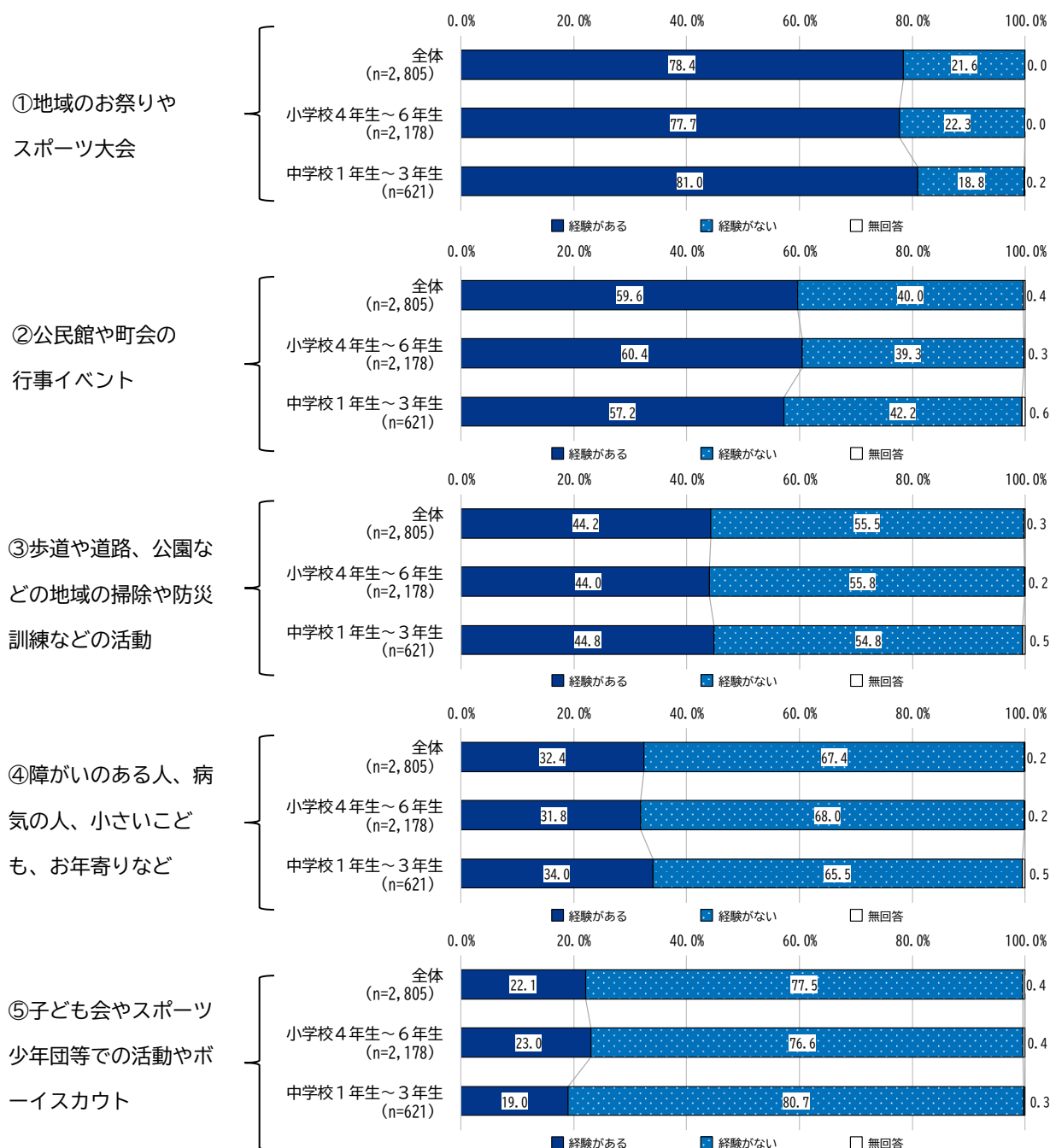


第2章 習志野市の現状

②地域活動への参加経験

地域活動への参加経験について、すべての学年で「経験がある」が最も多いのは『地域のお祭りやスポーツ大会』、次いで『公民館や町会の行事イベント』、『歩道や道路、公園などの地域の掃除や防災訓練などの活動』となっています。

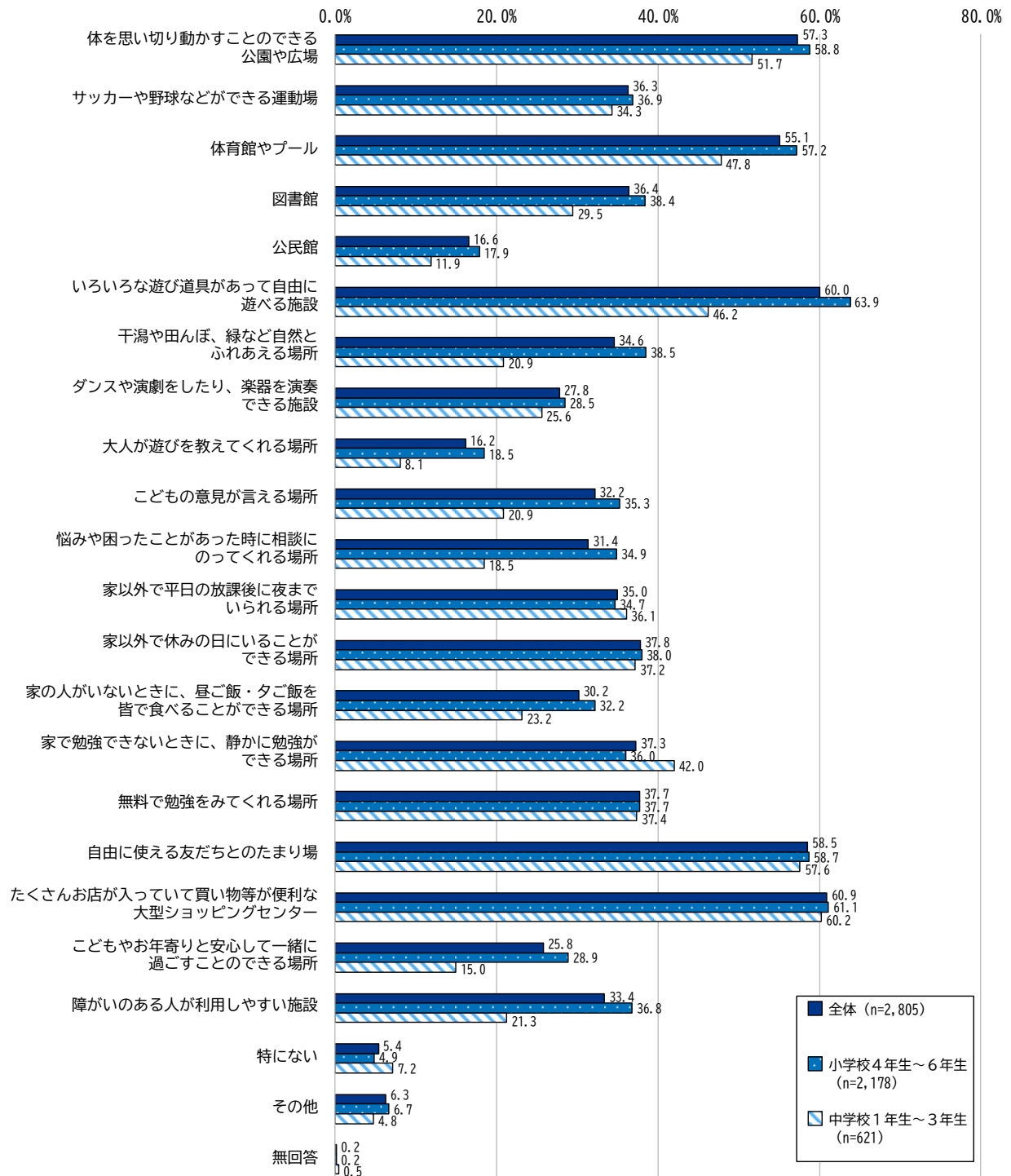
■ 図 55 地域活動への参加経験



③習志野市にあったらよいと思う場所や施設

習志野市にあったらよいと思う場所や施設は、全体では「たくさんお店が入っていて買い物等が便利な大型ショッピングセンター」が最も多く、次いで「いろいろな遊び道具があって自由に遊べる施設」、「自由に使える友だちとのたまり場」となっています。

■図 56 習志野市にあったらよいと思う場所や施設【複数回答】



第2章 習志野市の現状

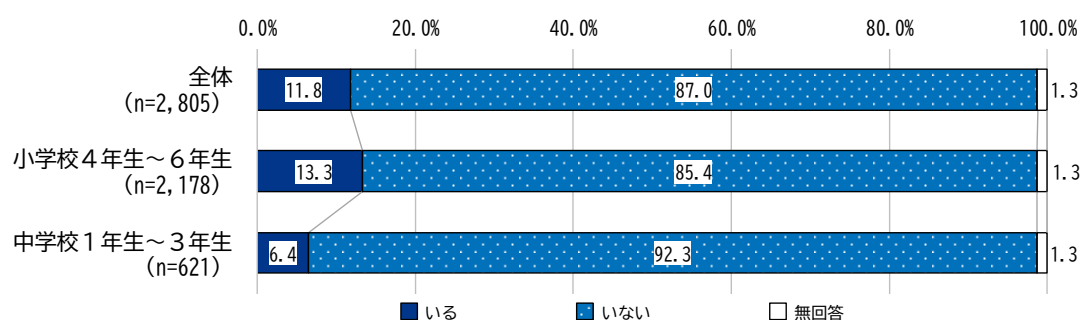
④家族の中にお世話している人はいるか/お世話していることで、できていないこと

家族の中にお世話している人がいるかについて、小学校4年生～6年生では13.3%、中学校1年生～3年生では6.4%が「いる」となっています。

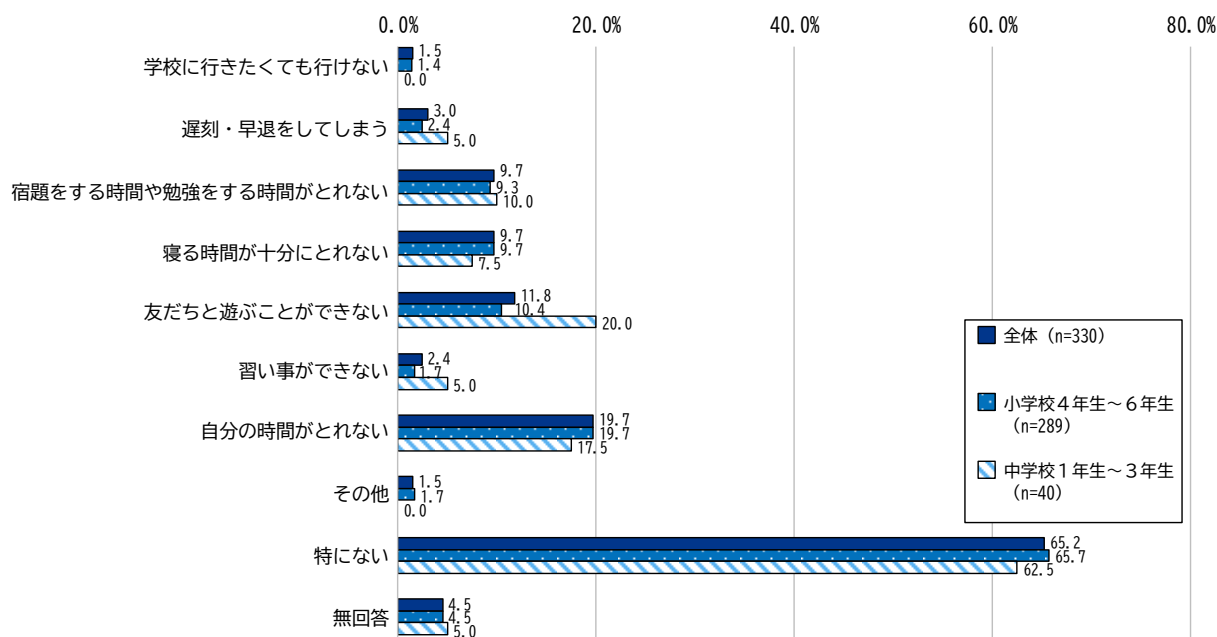
お世話していることで、できていないことは、すべての学年で「特にない」が最も多く、次いで小学校4年生～6年生では「自分の時間がとれない」、中学校1年生～3年生では「友だちと遊ぶことができない」となっています。

一方で、小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生ともに、すべての学年で「宿題をする時間や勉強をする時間がとれない」「寝る時間が十分にとれない」が約1割あり、家族のお世話をすることで日常生活や学業等に影響がでているとみられます。

■ 図 57 家族の中にお世話している人はいるか



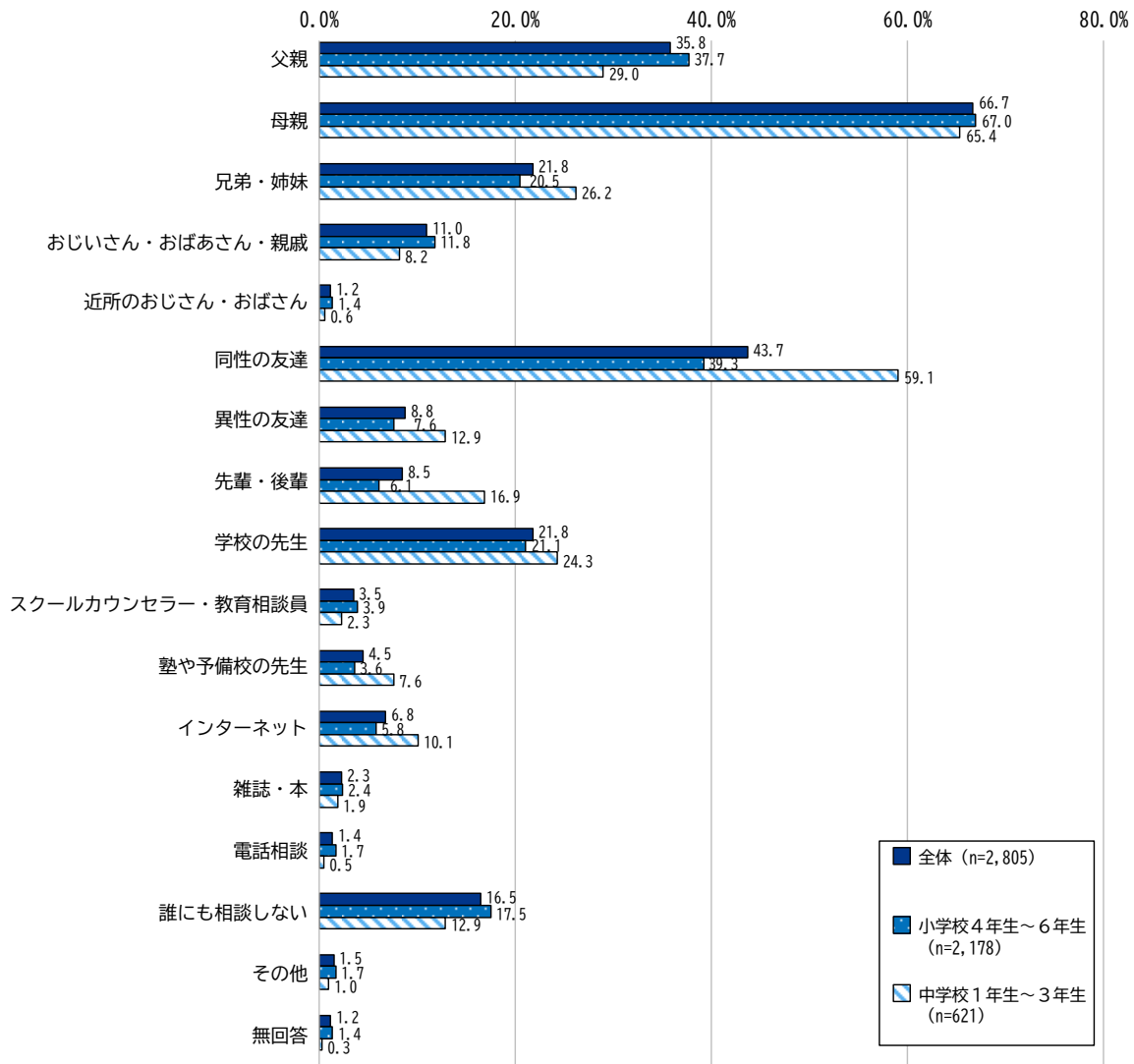
■ 図 58 お世話していることで、できていないこと【複数回答】



⑤心配ごとや悩みごとの相談相手

心配ごとや悩みごとの相談相手は、すべての学年で「母親」が最も多く、次いで「同性の友達」、「父親」となっています。

■ 図 59 困りごとや悩みごとの相談相手【複数回答】



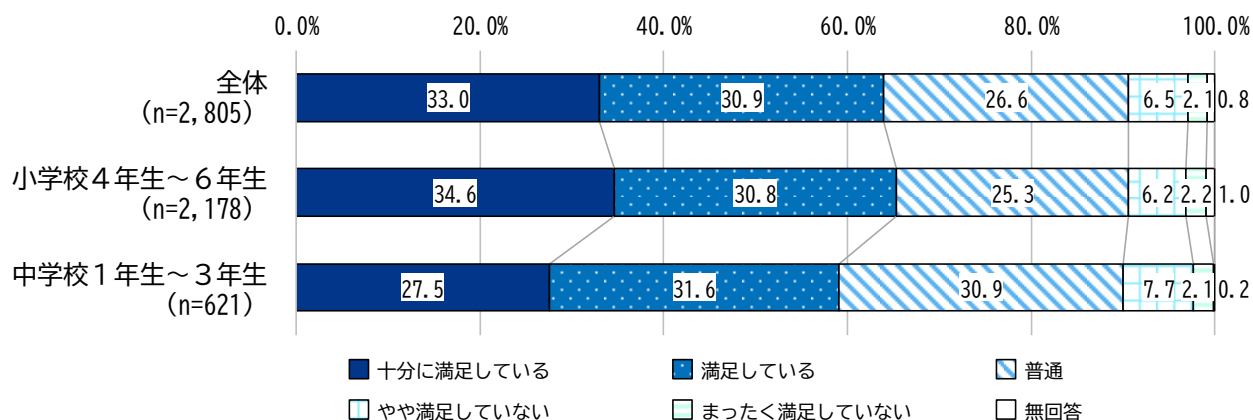
第2章 習志野市の現状

⑥生活の満足度

生活の満足度は、小学校4年生～6年生では「十分に満足している」が最も多く、次いで「満足している」となっています。

中学校1年生～3年生では「満足している」が最も多く、次いで「普通」となっています。

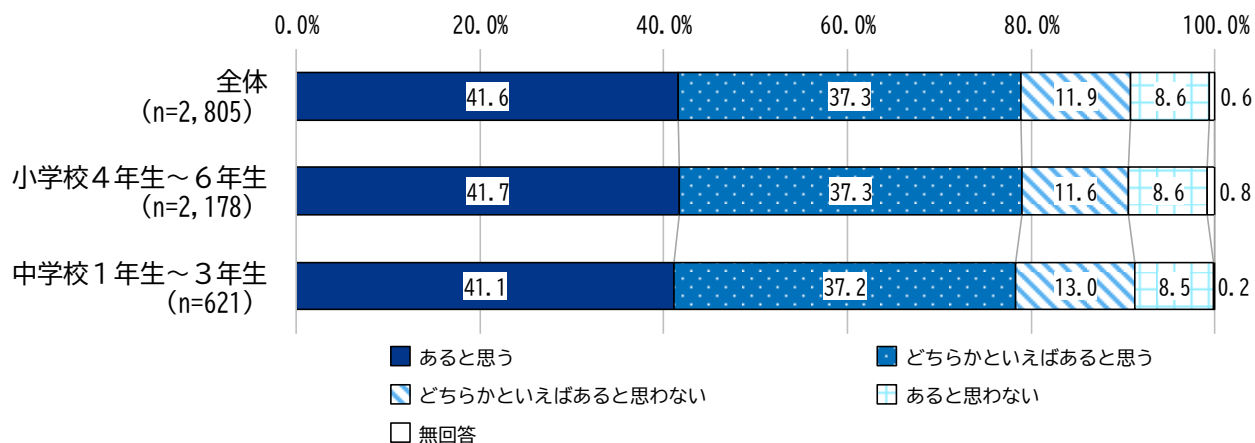
■ 図 60 生活の満足度



⑦自分にはよいところがあると思うか

自分にはよいところがあると思うかについて、すべての学年で「あると思う」が最も多く、『あると思う』（「あると思う」＋「どちらかといえばあると思う」）との回答は約8割であり、大多数となっています。

■ 図 61 自分にはよいところがあると思うか

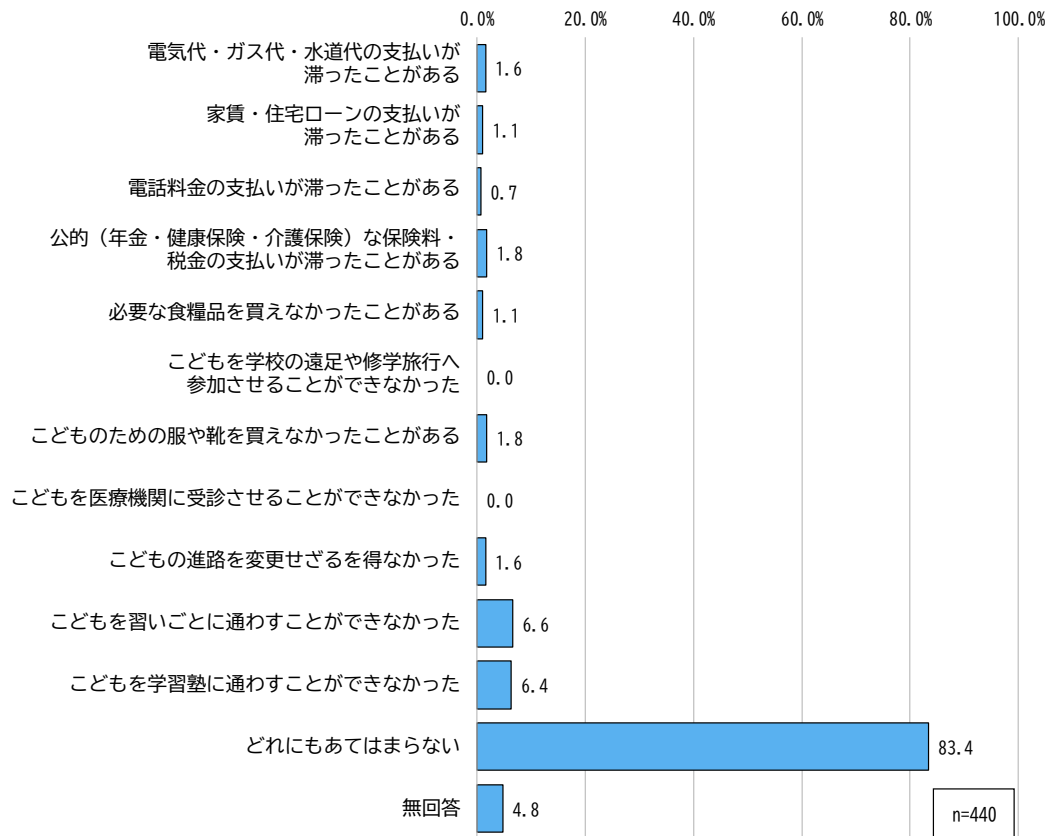


■小学校5年生・中学校2年生の保護者

①過去1年間に経済的な理由で経験したこと

過去1年間に経済的な理由で経験したことは、「どれにもあてはまらない」が最も多く、次いで「こどもを習いごとに通わすことができなかった」、「こどもを学習塾に通わすことができなかった」となっています。

■図 62 過去1年間に経済的な理由で経験したこと【複数回答】



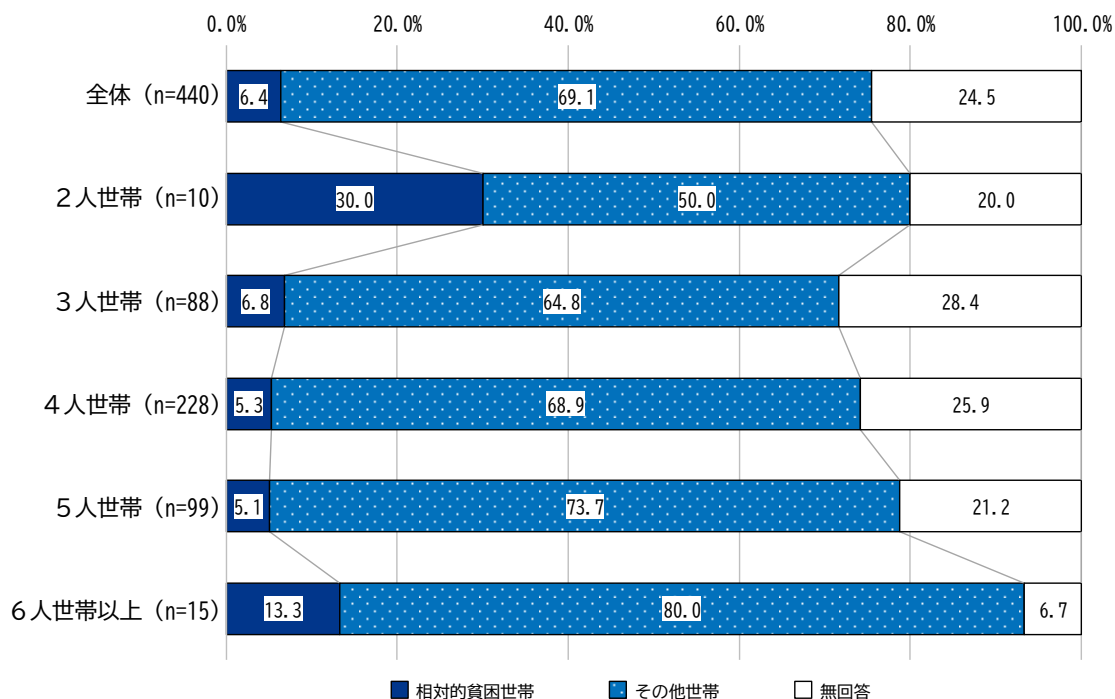
第2章 習志野市の現状

②可処分所得からみる相対的貧困世帯の割合

1世帯あたりの可処分所得から算出した相対的貧困世帯の割合をみると、「3人世帯」から「5人世帯」はいずれも10%未満となっています。

一方で、調査母数に差があるため単純比較はできないものの、「2人世帯」では30.0%、「6人以上世帯」では13.3%となっており、その他世帯と比較して高くなっています。

■ 図 63 昨年の可処分所得からみる相対的貧困世帯の割合

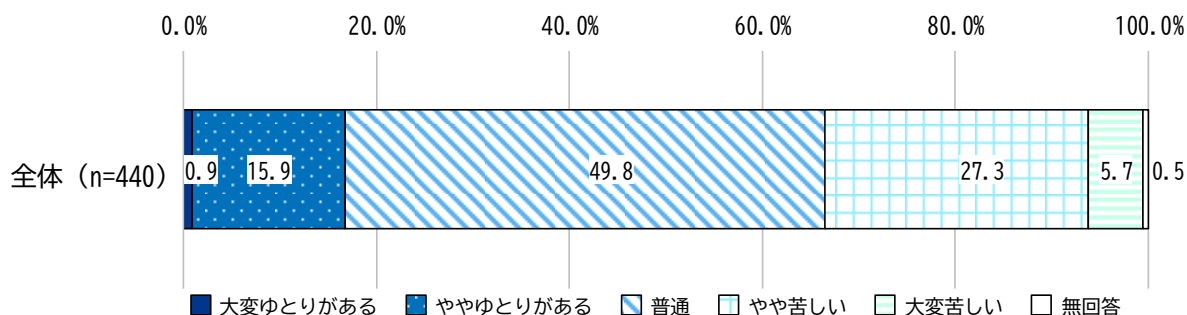


注 本計画における相対的貧困世帯は、国が算出した貧困線をやや上回っていても経済的困難を抱える家庭があることを勘案し、各世帯員数における相対的貧困線を1.5倍した可処分所得額未満の世帯とします。(貧困線：127万円 令和4年国民生活基礎調査)

③暮らしの状況

現在の暮らしの状況は、「普通」が最も多く、次いで「やや苦しい」、「ややゆとりがある」となっています。

■ 図 64 暮らしの状況

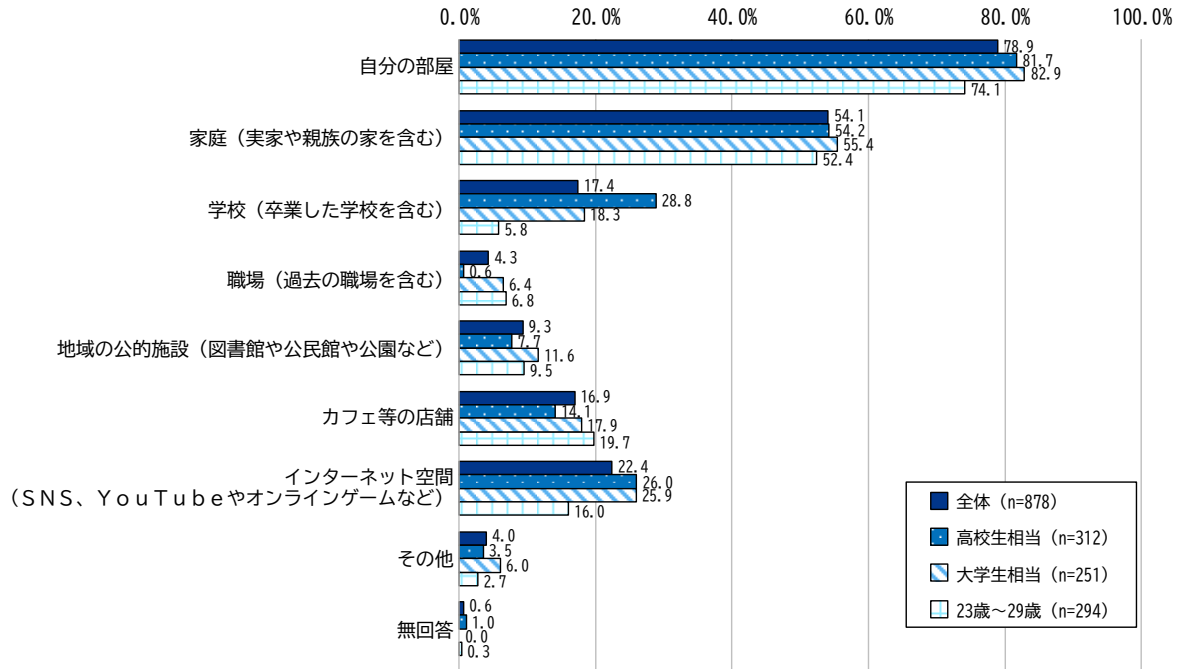


■高校生相当年齢～29 歳

①居心地が良いと感じる場所

居心地が良いと感じる場所は、すべての年齢で「自分の部屋」が最も多く、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）」となっています。

■ 図 65 居心地が良いと感じる場所【複数回答】

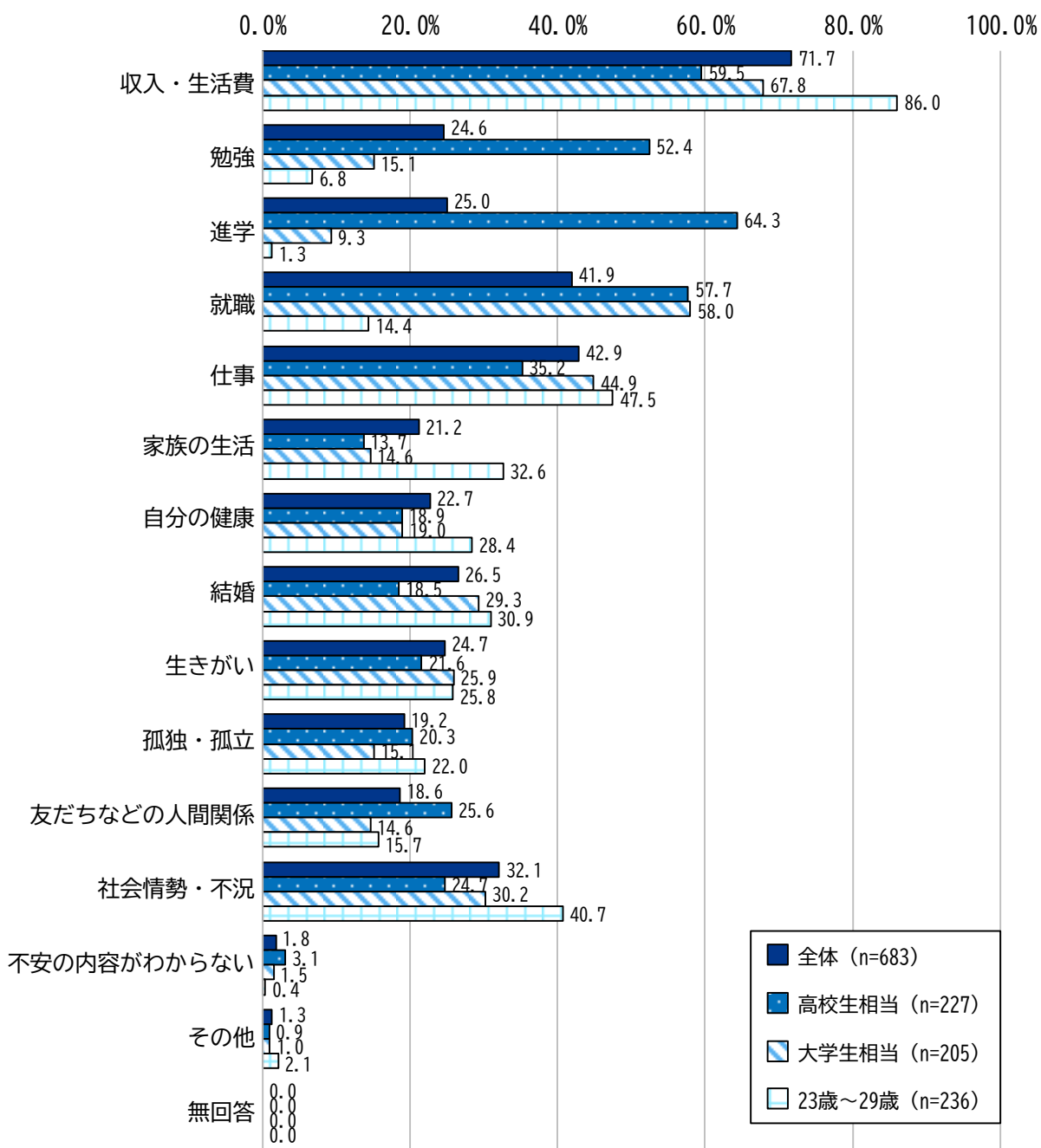


第2章 習志野市の現状

②将来への不安

若者が抱く将来への不安は、高校生相当では「進学」、大学生相当・23歳～29歳ではと
もに「収入・生活費」が最も多く、次いで高校生相当では「収入・生活費」、大学生相当では
「就職」、23歳～29歳では「仕事」となっています。

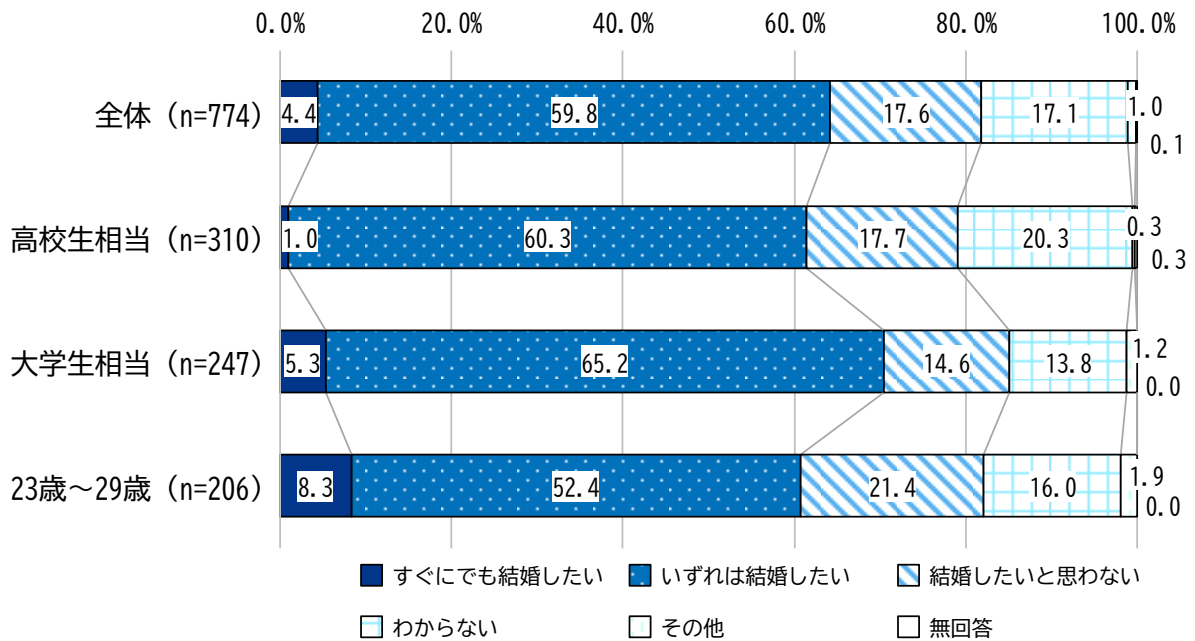
■ 図 66 将来への不安【複数回答】



③今後の結婚願望

今後の結婚願望は、すべての年齢で「いずれは結婚したい」が最も多く、次いで高校生相当では「わからない」、大学生相当・23歳～29歳ではともに「結婚したいと思わない」となっています。

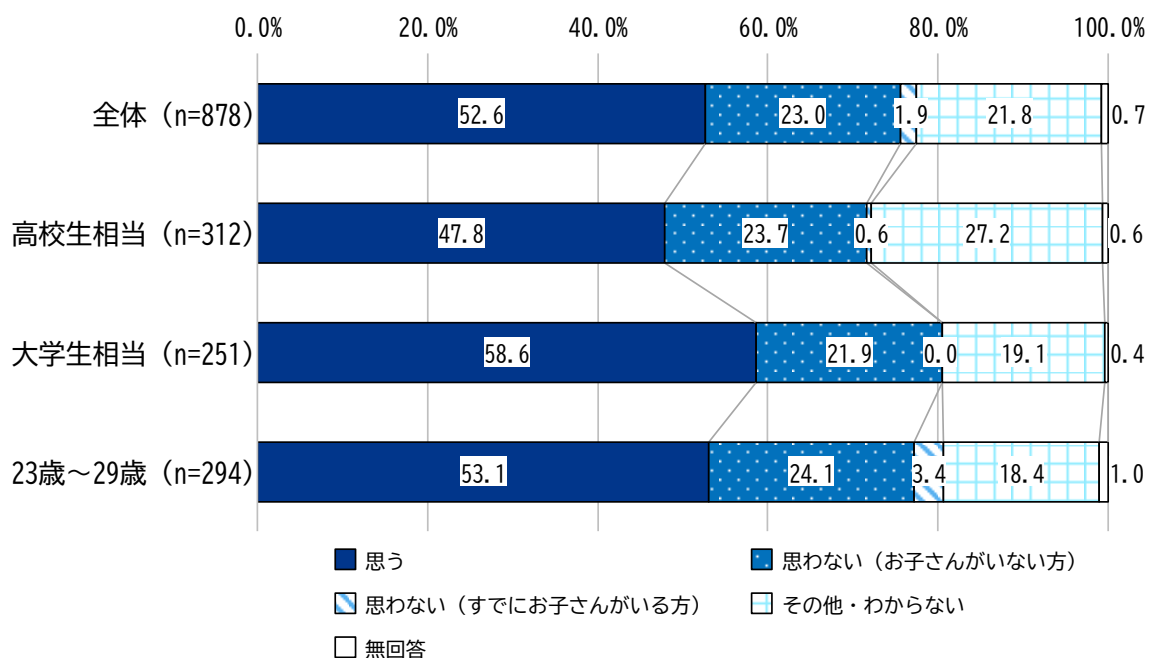
■ 図 67 今後の結婚願望



④今後子どもを持ちたいと思うか

今後子どもを持ちたいと思うかは、すべての年齢で「思う」が最も多く、次いで高校生相当では「その他・わからない」、大学生相当・23歳～29歳ではともに「思わない(お子さんがいない方)」となっています。

■ 図 68 今後子どもを持ちたいと思うか

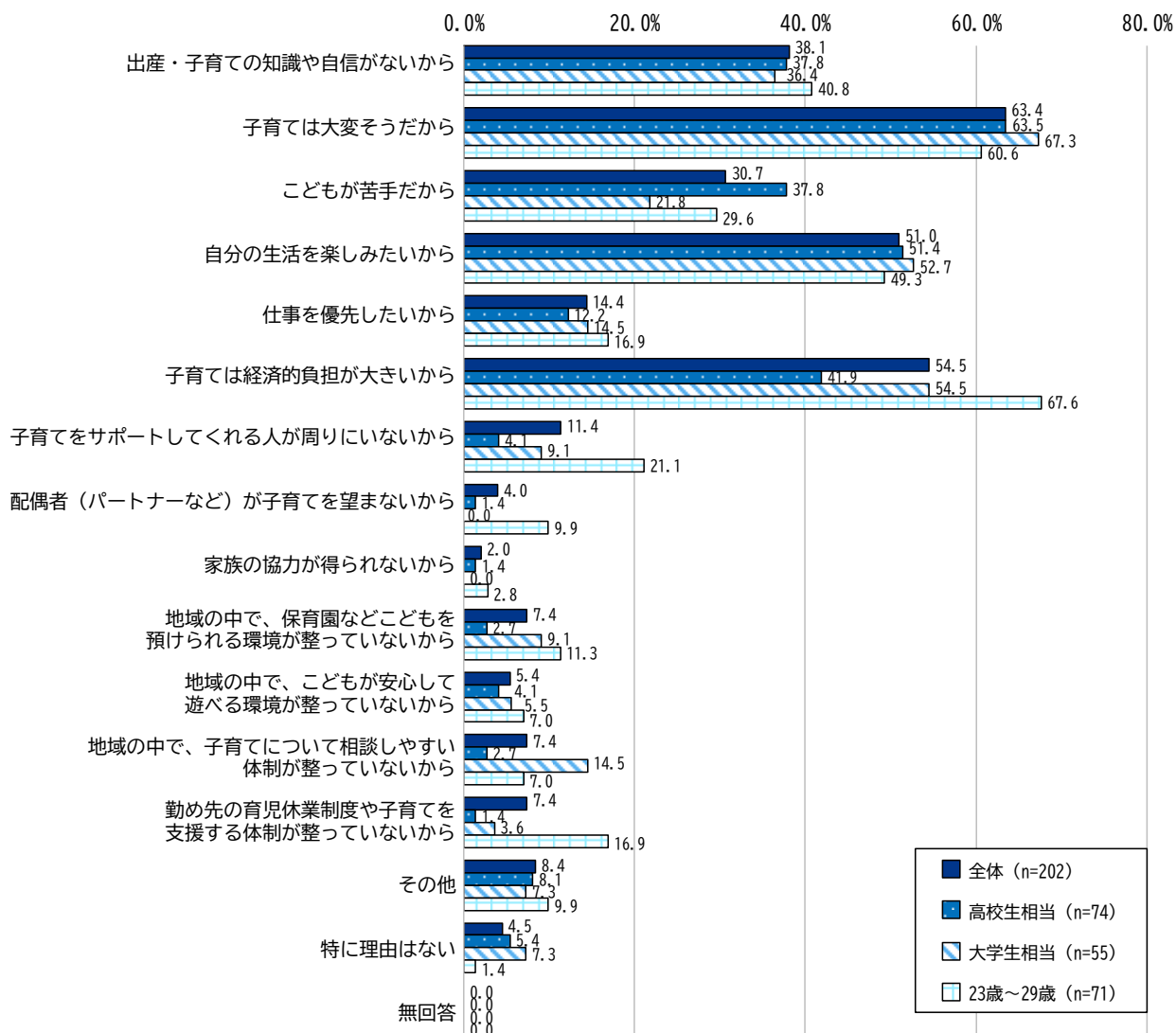


第2章 習志野市の現状

⑤ 今後子どもを持ちたいと思わない理由

今後子どもを持ちたいと思わない理由は、高校生相当・大学生相当ではともに「子育ては大変そうだから」、23歳～29歳では「子育ては経済的負担が大きいから」が最も多く、次いで高校生相当では「自分の生活を楽しみたいから」、大学生相当では「子育ては経済的負担が大きいから」、23歳～29歳では「子育ては大変そうだから」となっています。

■ 図 69 今後子どもを持ちたいと思わない理由

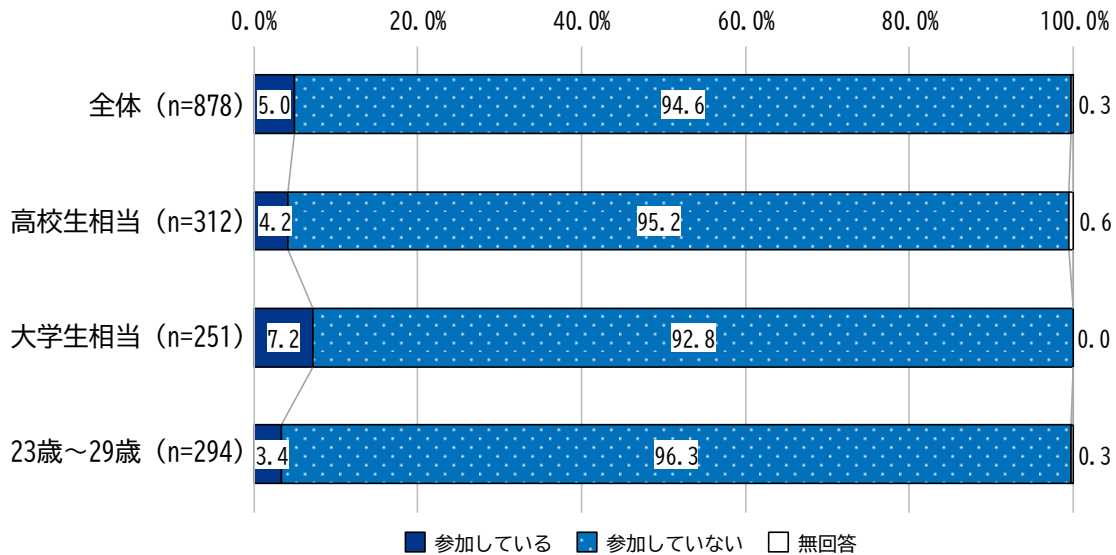


⑥地域活動への参加

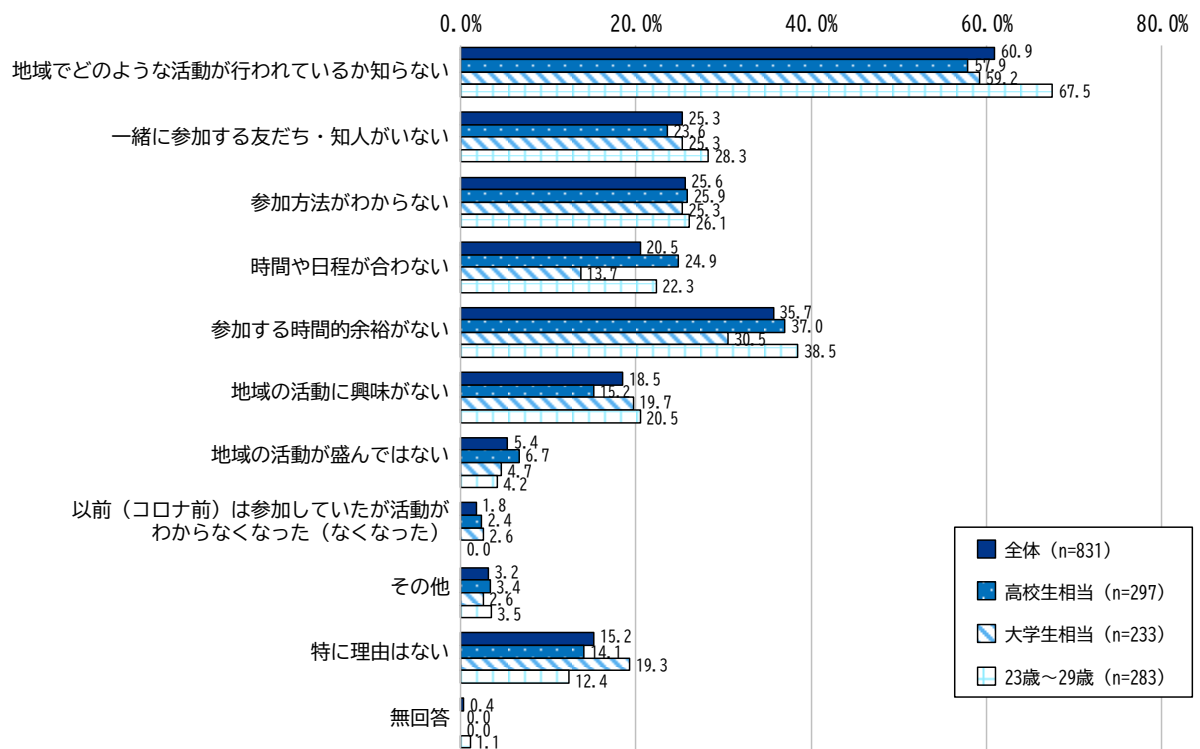
地域活動への参加は、すべての年齢で「参加していない」が最も多くなっています。一方で、大学生相当では、他の年齢と比較し、「参加している」が多くなっています。

地域活動に参加していない理由は、すべての年齢で「地域でどのような活動が行われているか知らない」が最も多く、次いで「参加する時間的余裕がない」となっています。

■ 図 70 地域活動への参加



■ 図 71 地域活動に参加していない理由【複数回答】



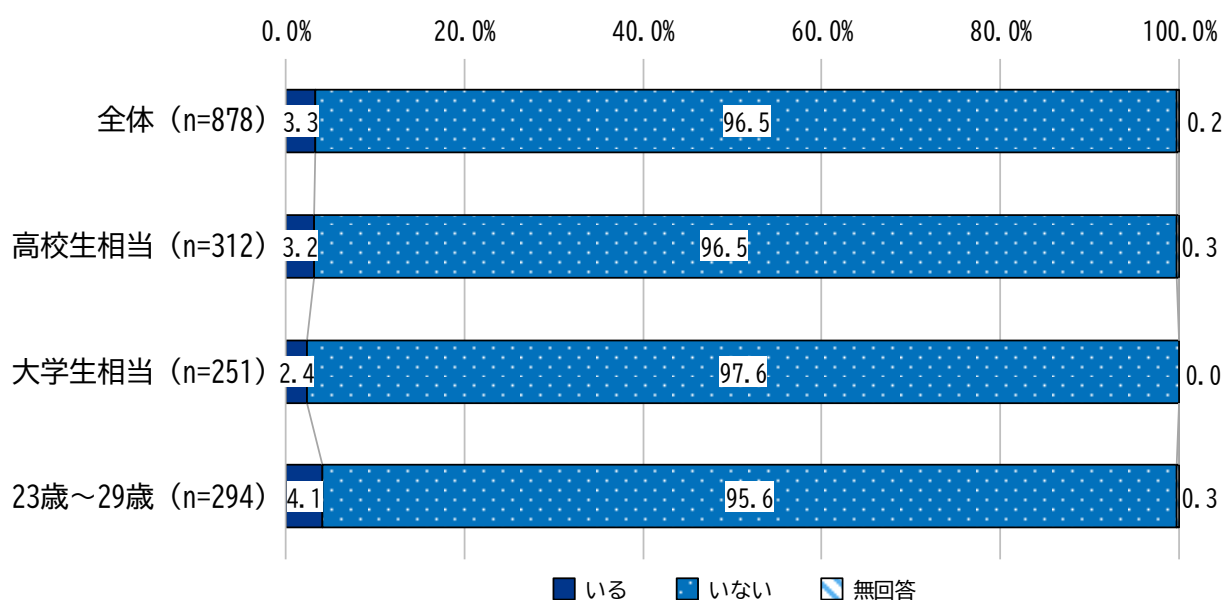
第2章 習志野市の現状

⑦家族の中にお世話している人はいるか/お世話していることで、できていないこと

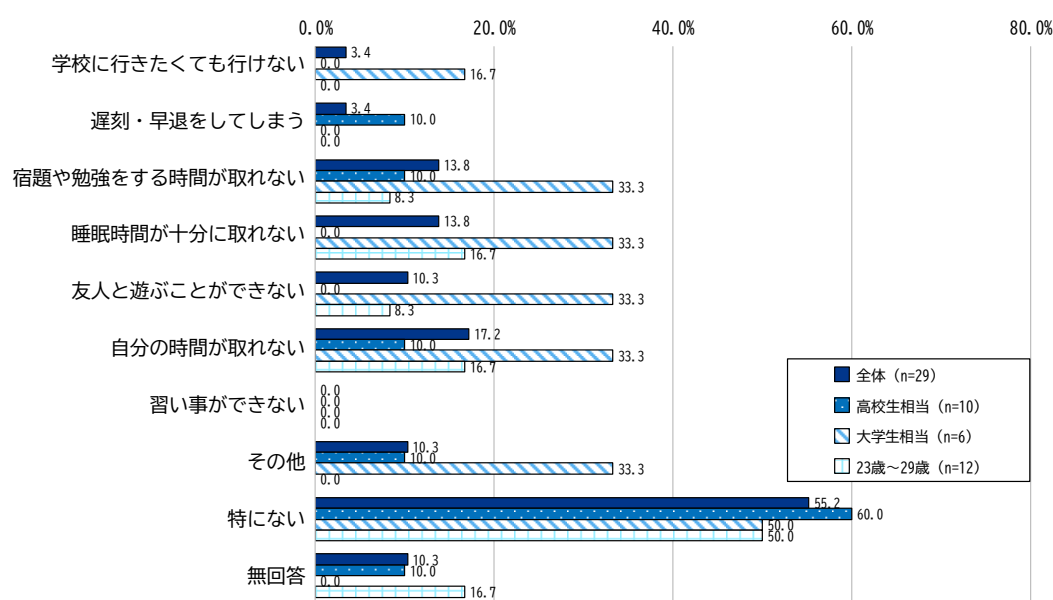
家族の中にお世話している人がいるかについて、高校生相当では 3.2%、大学生相当では 2.4%、23歳～29歳では 4.1%が「いる」と回答しています。

お世話していることで、できていないことは、すべての年齢で「特にない」が最も多く、次に高校生相当では「遅刻・早退をしてしまう」「宿題や勉強をする時間が取れない」「自分の時間が取れない」、大学生相当では「宿題や勉強をする時間が取れない」「睡眠時間が十分に取れない」「友人と遊ぶことができない」「自分の時間が取れない」、23歳～29歳では「睡眠時間が十分に取れない」「自分の時間が取れない」となっています。

■ 図 72 家族の中にお世話している人はいるか



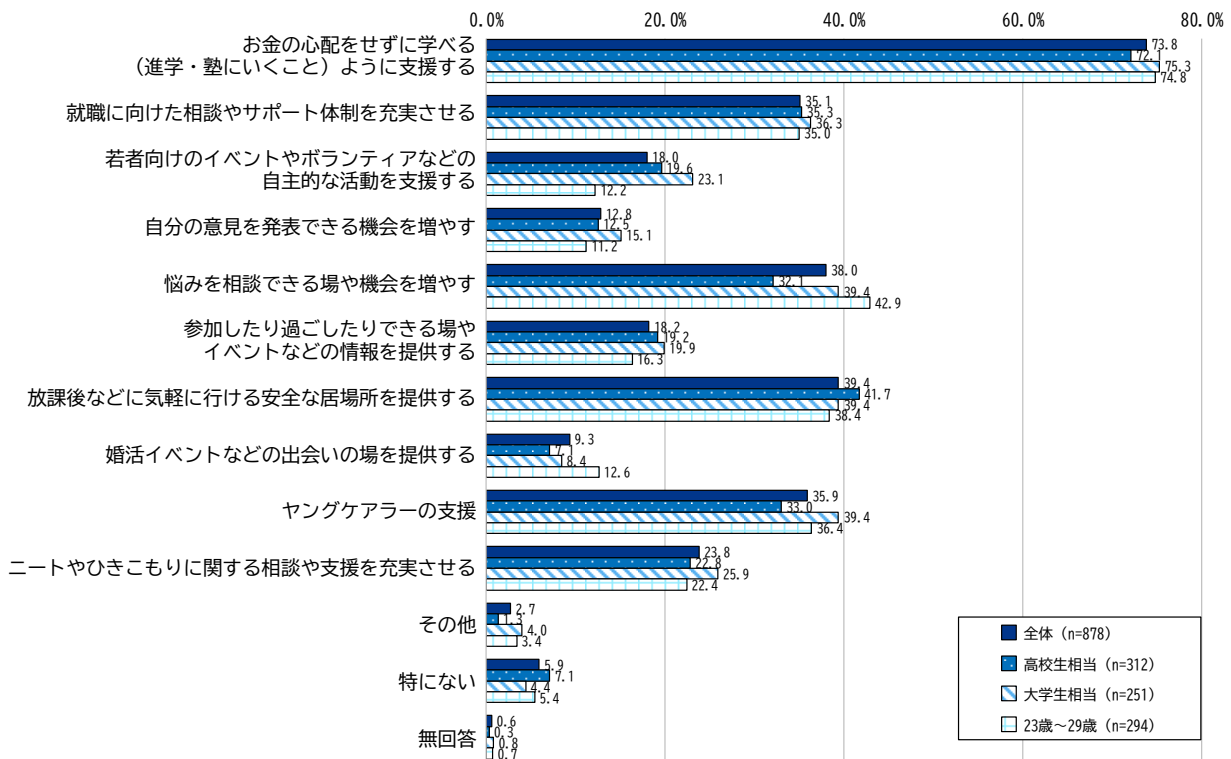
■ 図 73 お世話していることで、できていないこと【複数回答】



⑧習志野市の青少年や若者の施策に望むこと

習志野市の施策に望むことについて、すべての年齢で「お金の心配をせずに学べる（進学・塾にいくこと）ように支援する」が最も多く、次いで高校生相当では「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」、大学生相当では「悩みを相談できる場や機会を増やす」「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」「ヤングケアラーの支援」、23歳～29歳では「悩みを相談できる場や機会を増やす」となっています。

■ 図 74 習志野市の青少年や若者の施策に望むこと【複数回答】



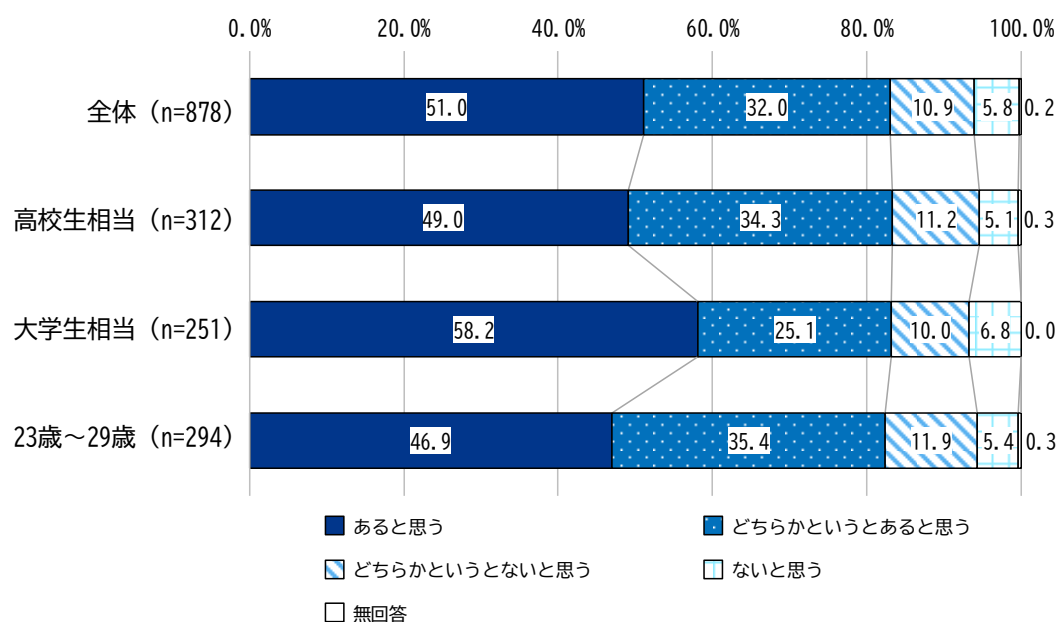
第2章 習志野市の現状

⑨自分にはよいところがあると思うか

自分にはよいところがあると思うかについて、すべての年齢で「あると思う」が最も多く、特に大学生相当では58.2%と他の年齢と比較し、高くなっています。

また、『あると思う』（「あると思う」+「どちらかといえばあると思う」）との回答は約8割であり、大多数となっています。

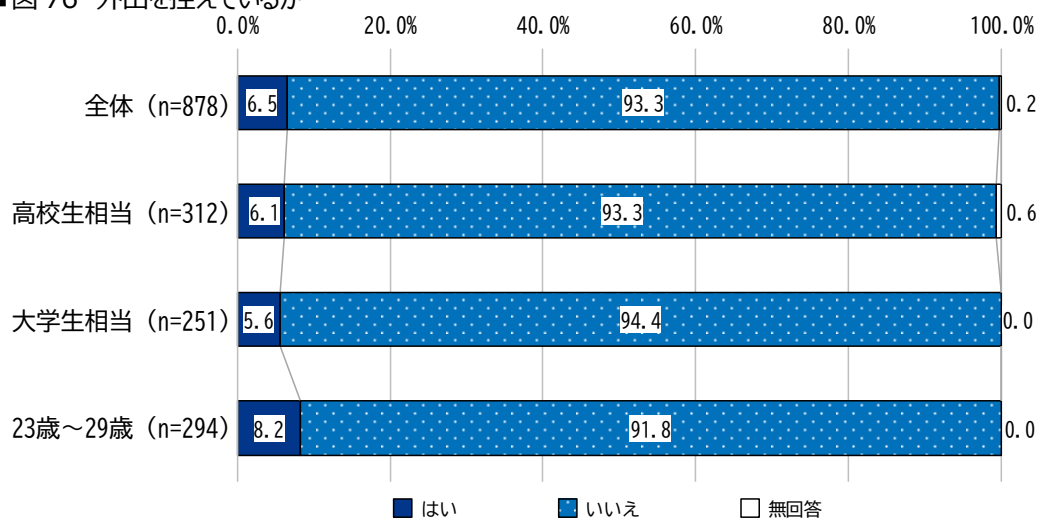
■ 図 75 自分にはよいところがあると思うか



⑩外出を控えているか

外出を控えているかについて、すべての年齢で「はい」との回答は10%未満となっており、特に23歳～29歳では8.2%と他の年齢と比較し、高くなっています。

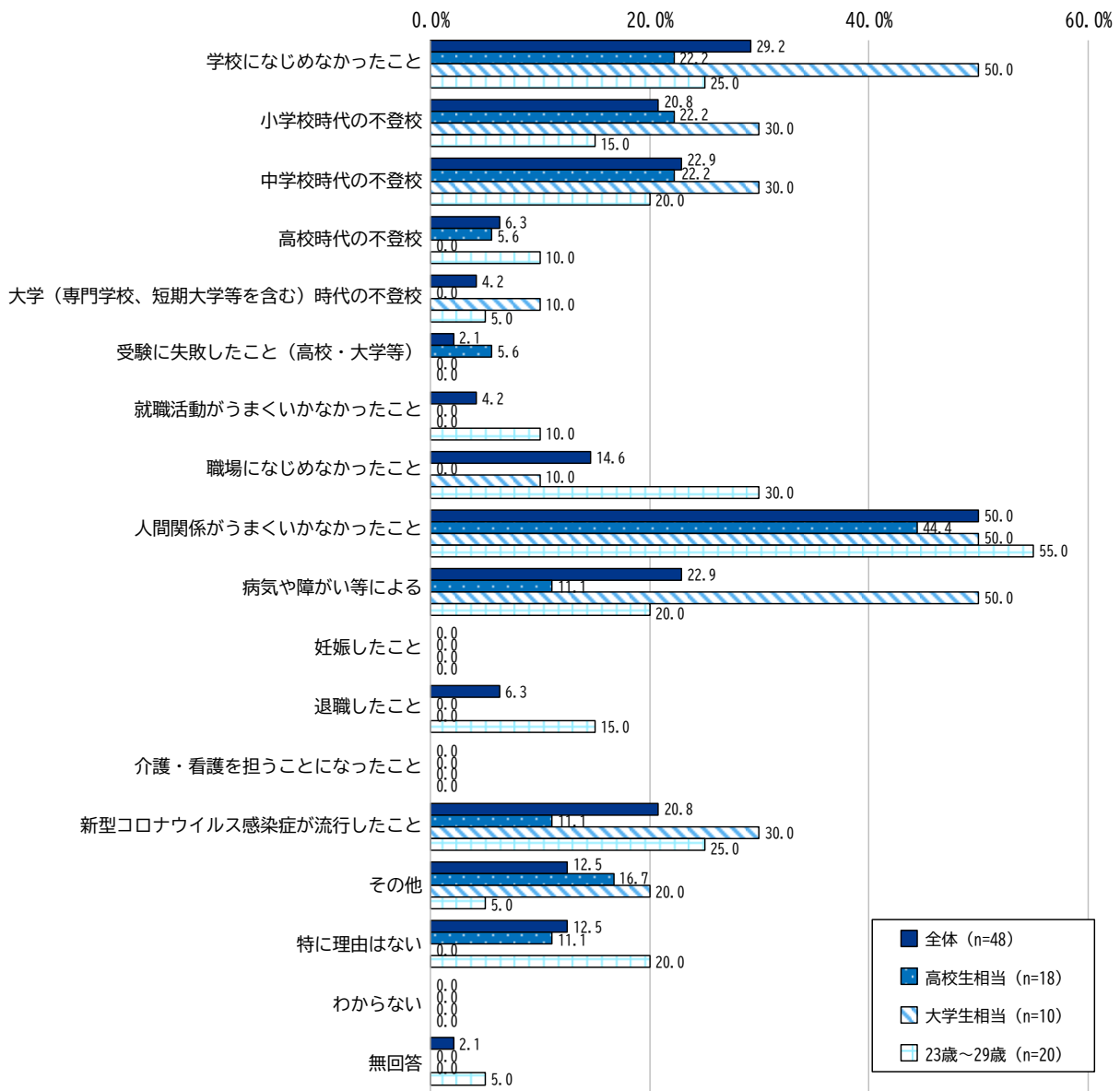
■ 図 76 外出を控えているか



⑪人と交わることに困難を感じて、外出を控えている主な理由

6か月以上外出を控えている状態となった主な理由について、全体でみると「人間関係がうまくいかなかったこと」が最も多く、次いで「学校になじめなかったこと」「中学校時代の不登校」「病気や障がい等による」となっています。特に「人間関係がうまくいかなかったこと」は、2人に1人が理由としてあげています。

■ 図 77 人と交わることに困難を感じて、外出を控えている主な理由

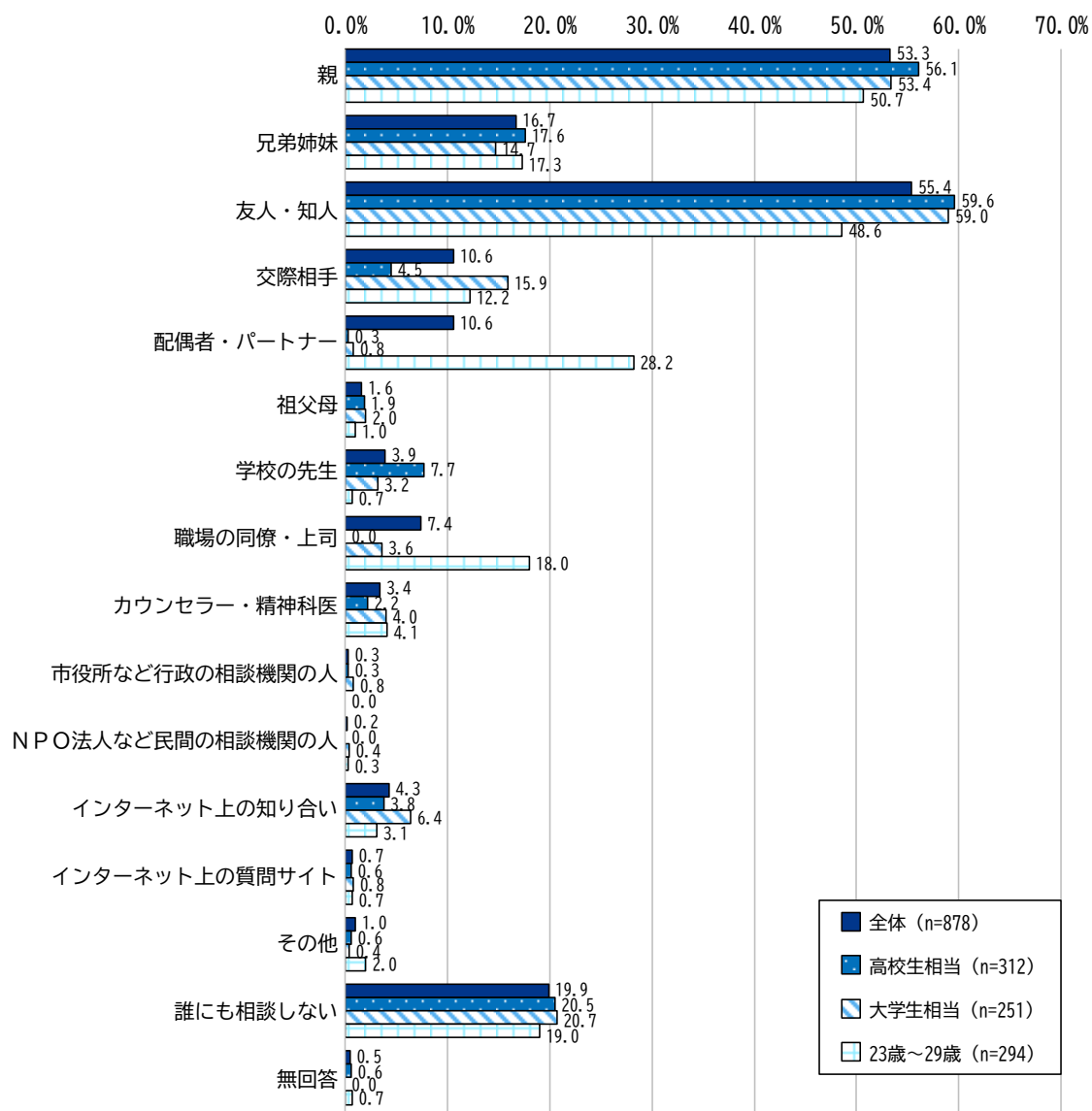


第2章 習志野市の現状

⑫悩み事の相談相手

悩み事の相談相手について、高校生相当・大学生相当では「友人・知人」、23歳～29歳では「親」が最も多く、次いで高校生相当・大学生相当では「親」、23歳～29歳では「友人・知人」となっています。

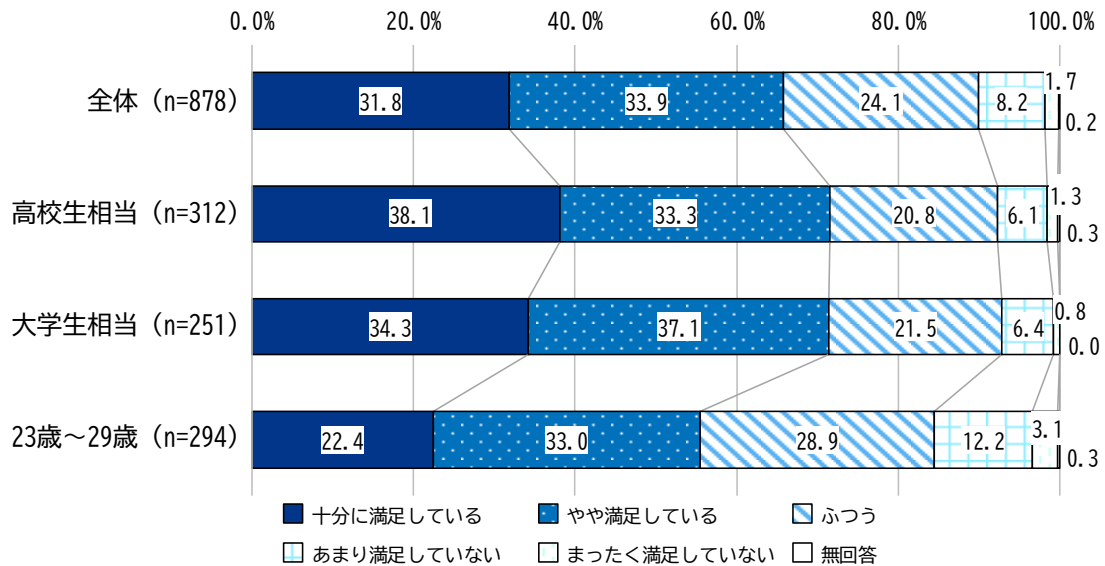
■ 図 78 悩み事の相談相手



⑬生活の満足度

生活の満足度について、高校生相当では「十分に満足している」、大学生相当・23歳～29歳ではともに「やや満足している」が最も多く、次いで高校生相当では「やや満足している」、大学生相当では「十分に満足している」、23歳～29歳では「ふつう」となっています。

■ 図 79 生活の満足度



(1) WEB 調査

①調査概要

調査対象	市内在住または市外から通勤・通学している小学 1 年生から 29 歳
調査方法	市ホームページ上にて、こども施策・若者支援策・少子化対策などに対する意見・要望を募集
調査期間	令和6年5月1日～令和6年5月31日

②意見の聴取結果

応募者区分	応募人数	応募意見数
小学生	18 人	48 件
中学生	5 人	6 件
高校生	6 人	13 件
大学生(専門学生)	31 人	34 件
その他	14 人	43 件
合計	74 人	144 件

③主な応募意見の内容

▷公共交通・道路について

- ・危険なので歩道を広くしてほしい
- ・一般道の自転車の走行スペースを改善してほしい
- ・道路の凸凹が危ないから、直してほしい。
- ・バスが少ないからたくさん走らせてほしい

▷居場所・遊び場について

- ・無料で使えるテニスコートやバスケット場がほしい
- ・こどもや若者が遊べる場所が少ないから、屋内の遊べる施設を増やしてほしい
- ・スケートボード・キャスターボードやボール遊びできる場所がほしい
- ・公園の看板に、どこでボール遊びや花火ができるかも書いてほしい
- ・今の公園の遊具は小さいため、大きな遊具(アスレチック等)がほしい
- ・公園の遊具が少なく、いつもぎゅうぎゅうになるから、もっと新しい遊具をおいてほしい
- ・児童館や放課後児童クラブを充実してほしい(レジャーや体験教室を増やしてほしい)

▷学校について

- ・小中学校の体育館にエアコンをつけてほしい。暑すぎて体調が悪くなる。災害時避難所として使用するのであれば早めの設置が必要だと思う

第2章 習志野市の現状

- ・プールが野外で汚くて、天候に左右されるため、民間スポーツジム等を借りて授業してほしい
- ・中学校のトイレがとても汚くて、和式が多く、臭くてとても辛かったのでリフォームしてほしい
- ・多くのサイトがアクセス不可となり授業での検索が難しいため、貸与タブレットによる検索範囲を増やしてほしい
- ・制服がダサくて校則が古いから、今の時代に合ったものにしてほしい

▷経済的支援について

- ・所得制限なく、保育園無償化、高校生まで授業料、給食費を無料
- ・中学、高校生での放課後学習、塾代の補助
- ・子どもの医療費は18歳まで無料にしてほしい
- ・子育て世帯向け住宅の購入に補助があると、若者も購入しやすいと思う
- ・上の子が就学しても、第2子以降の保育料を減額してほしい
- ・遊び場は親子ともに入場料無料

▷地域経済について

- ・もっと商業施設(大型ショッピングモールを含む)を増やしてほしい
- ・ネットショッピングじゃなくてお店に行って買いたいので、スーパーや商業施設を無くしてマンションばかり建てるのをやめてほしい

▷図書館・自習スペースについて

- ・図書館や自習室が老朽化して、雰囲気怖いので、建て替えてほしい
- ・早朝から夜中まで、土日でも勉強できる図書館の勉強スペース(無料)がほしい

▷その他

- ・一時保育の私的利用を、せめて週1回は利用できる月4回にしてほしい
- ・全てのごみ収集エリアにゴミステーションを設置してほしい
- ・夜歩くのが怖いので、街灯を増やしたり防犯活動をたくさんしてほしい
- ・もっと地域の人と多くかかわりたいので、地域で参加できるイベントを増やしてほしい
- ・袖ヶ浦体育館等を無料開放してほしい

第2章 習志野市の現状

(2) 子ども議会

①実施概要

参加者	市立中学校の生徒 14 名(各校 2 名)
実施方法	日頃、疑問に感じていることなど、市議会と同様に市長に質問するとともに、「将来にどんな市であってほしいか」または「こどもに向けて取り組んでほしいこと」を発表
実施日	令和6年7月 23 日

②市政への質問

1	質問事項	横断歩道への信号機の設置
	内容	信号機がない横断歩道は、きちんと確認していても死角から急に車が飛び出してくることがあり、とても危険です。信号機をつけるなどの対策はできませんか。
2	質問事項	放課後の教室利用
	内容	現状、放課後に集まって勉強を教え合いづらいです。図書館は声を出せず、共に勉強する場所として不向きです。テスト期間中だけでも放課後の教室を開放していただければ、友達と楽しくテスト勉強にはげめると思います。
3	質問事項	小児科の予約
	内容	具合が悪くなったとき、小児科の予約がなかなか取れず、自宅待機するしかない状況を何度も経験しました。体調が悪化する危険性があるので病院を増やすなど、いつでも受診できるような環境をつくっていただきたいです。
4	質問事項	自転車が通る道の整備
	内容	近隣市では、自転車が通りやすいように、青色の専用レーンや矢印が書かれている場所があり、自転車が車道を安全に走ることができるように工夫されています。そのような自転車が通る道を整備することは可能ですか。
5	質問事項	カラスの対策
	内容	集積所の生ごみにカラスが群がり、道路にごみが散乱していることもあります。また、登下校中にカラスに襲われる生徒もいて、みんな恐怖を感じています。安心して過ごせるように、カラス対策をしてほしいと思います。
6	質問事項	学校の体育館へのエアコンの設置
	内容	体育館にエアコンがついておらず、暑さ指数(WBGT)が「運動は原則中止」となる「危険」域に達し、部活動や授業ができない日があります。特に、6月から7月にかけて総合体育大会に向けた練習ができないのはとても悲しいです。後輩たちのためにもできるだけ早くエアコンの設置をしていただきたいと思っています。

第2章 習志野市の現状

7	質問事項	中学校の部活動の選択肢
	内容	私の中学校には入りたい部活がなく、仕方なく他の部活に入っている人がいます。隣接校の部活を選べるなど、選択肢がより多くなるようになってほしいと思います。
8	質問事項	習志野市の人口増加に対する政策
	内容	習志野市の人口は年々増加傾向にあります。これに対して習志野市では、具体的にどのような政策を掲げているのでしょうか。
9	質問事項	ボール遊び等ができる場所の確保
	内容	ボール遊びができる場所が本当に少ないと感じています。実はたくさんあるのかもしれませんが、小中学生では行動範囲や移動時間から結局一か所に集中して取り合いになっています。ボール遊びができる場所のマップを作ったり、遊び場所を増やしたりできないでしょうか。 また、誰もがボール遊び可能な場所だとわかる表示・看板などを設置していただけないでしょうか。
10	質問事項	夜道の安全対策
	内容	街灯が少なく、塾や習い事に行く時間帯では既に真っ暗です。徒歩では不審者の危険性、自転車では事故の危険性が高くなり、怖い思いをしています。習志野市では一戸一灯運動を呼びかけていますが、ほぼ浸透してなく、その電気代は各家庭が負担することも違和感があります。何か対策をしていただけないでしょうか。
11	質問事項	縁石やガードレールへの蛍光板の設置
	内容	夜間、自転車に乗っているとき、狭い道や暗い場所で曲がり角など見えづらい所があるので、縁石やガードレール等に蛍光板をつけていただけないでしょうか。
12	質問事項	公園のゴミ箱と時計の設置
	内容	コロナ禍以降、市内公園にごみ箱が設置されなくなり、ポイ捨てが増えているため、ごみ箱を設置してもらえませんか。 また、時計が設置されていない公園があり、時間を確認することができず不便なため、時計を設置してもらえませんか。
13	質問事項	通学路の保全管理
	内容	通学路の道路のごみが散乱している状態があります。 また、通学路の道路が凸凹で、自転車通学の際に、荷物が飛び出しまい危険なことがあります。対策をしてもらえないでしょうか。
14	質問事項	川の水の臭い対策
	内容	通学路である京葉道路の隣にある川沿いの道路を通る時、その川の水の臭いがひどいです。特に6月から9月にかけて臭いが強くなり、マスクをしていても臭います。その川は何のためにあり、臭いを改善することはできますか。

第2章 習志野市の現状

③市政への意見・要望

▷将来にどんな市であってほしいか

- ・大人も子どもも事件や事故に巻き込まれる心配をしなくてもよい、安心・安全な市になってほしい
- ・色々な世代の人にとって居心地がよく、愛される居場所となってほしい
- ・スポーツが活発な市になってほしい
- ・子どもが思い切り遊べる場所、地域イベント、学びの環境を充実させ、ひとを呼び込める魅力的なまちになってほしい
- ・大型複合商業施設や観光スポットなどつくり、大勢の人が集まる市になってほしい
- ・子育て世帯への経済的支援を行い、安心して子育てできる市になってほしい
- ・交通環境が整っている、誰もが安心して暮らせる市になってほしい
- ・各ごみ集積場にはネットではなく、ゴミステーションを設置してほしい
- ・親の介護がしやすいまちになってほしい

▷こどもに向けて取り組んでほしいこと

- ・体育館にエアコンを設置してほしい
- ・修学旅行の行き先は、生徒が決めるようにしてほしい
- ・市役所で勉強会を開催してほしい
- ・暗い道をなくすため、街灯を増設してほしい
- ・市の問題にもっと関心が持てるよう、毎年子ども議会を開催してほしい
- ・通学路の安全対策や暗い道への街灯増設に力を入れて取り組んでほしい
- ・地域の方と触れ合う機会や地域のイベント等で活躍できる機会を増やしてほしい
- ・タブレット端末をより活用できるよう、学校のWi-Fi環境を改善してほしい
- ・安全で快適に学習できるよう、学校の学習環境の改善に取り組んでほしい
- ・通学路の環境整備を強化してほしい
- ・学校のトイレ設備の改善は、学校や地域で差が出ないように実施してほしい
- ・挑戦したいことに自由に挑戦できる環境や自立できる機会を提供できる市になってほしい

(3) 子ども食堂（ならしの袖っ子テーブル【習志野子ども食堂ネットワーク】）

①実施概要

参加者	①子ども食堂スタッフ 15 人 ②子ども食堂に訪れたこども 13 人、保護者 10 人
実施方法	対面による意見聴取
実施日	令和6年7月 11 日

②主な意見

▷居場所について

- ・学校、家以外で友達と集まってゲームができる場所がほしい
- ・中高生が放課後に集まれる場所がほしい（先生や親以外の大人と話せるような場所）
- ・市民農園のような場所が少ないので、もっとこどもと一緒に自然と触れ合える場所を増やしてほしい
- ・ボール遊びができる場所がほしい
- ・子ども食堂が多世代・多人種で利用できる場所になってほしい
- ・こどもの居場所を作るにあたっての補助をしてほしい

▷教育について

- ・こどもの頃から様々な個性に対する理解を深める目的で、学校で情緒教育を実施してほしい

第2章 習志野市の現状

(4) キラット・ジュニア防犯隊

①実施概要

参加者	キラット・ジュニア防犯隊 防犯マップ作成に参加した隊員 60 人 (小学5年生～中学2年生)
実施方法	グループワーク(意見交換会)
実施日	令和6年7月 21 日

②主な意見

▷みんなが快適で楽しく暮らせるまち

- ・高学年も楽しめるイベント。イベントやライブが楽しめる場所
- ・若年層の人たちが楽しめるようなショッピングモールなどの誘致
- ・こどもからお年寄りまで、みんなが気楽に何でも話せる場所
- ・公園をもう少し増やしてほしい。きれいなトイレのある公園
- ・ボール遊びや花火ができる公園をつくってほしい

▷みんなが安心・安全に暮らせるまち

- ・学校のみんなに不安全な所を紹介してほしい
- ・道路の凸凹をなくす。安全・安心に利用できる道路。横断歩道に信号を付ける
- ・防犯カメラを配置して安全を守る

▷こどもたちにやさしいまち

- ・学校の教室だけではなく、体育館や家庭科室、理科室、木工室など、活動する場所にエアコンを設置してほしい
- ・大きいこどもを入れる室内遊び場がほしい
- ・音楽のまち習志野なので、小・中学校に新しい楽器がもっとあると良い
- ・小さいこどもも気兼ねなく利用できる図書館
- ・夜間でも小児の診療・治療ができる医療施設

▷その他

- ・地域の人たちも参加できるイベントを増やす

(5) NPO 法人ならしの子ども劇場

①実施概要

参加者	ならしの子ども劇場の企画会議に参加したこども・若者 15 人 (小学生～大学生)
実施方法	グループワーク(意見交換会)
実施日	令和6年7月 28 日

②主な意見

▷家や学校以外にあったらいいなと思う場所

- ・一緒にゲームできる場所
- ・室内で運動できる場所
- ・親の目が届かない場所
- ・誰でも利用できる学習スペース
- ・こどもだけで利用できる公民館
- ・子ども夢パーク(川崎市)や遊園地のような施設

▷こどもに対する取り組みで市にやってほしいこと

- ・早急に体育館にエアコンを設置してほしい
- ・学校のタブレットは iPad がいい
- ・学校における Wi-Fi 環境の改善
- ・電子黒板にしてほしい
- ・音楽系部活動の活動機会を増やしてほしい
- ・学費等の無償
- ・物価上昇への対策(値下げなど)
- ・自然と触れ合える場所の整備
- ・花火ができる場所の整備
- ・公園の遊具を増やしてほしい

第2章 習志野市の現状

(6) 令和7年「二十歳を祝う集い」実行委員会

①実施概要

参加者	令和7年「二十歳を祝う集い」実行委員会委員13人 (19歳～20歳)
実施方法	グループワーク(意見交換会)
実施日	令和6年8月1日

②主な意見

▷自分の将来のことで感じている希望や不安

- ・市に貢献・恩返しできるようになりたい
- ・地元のつながりがほしい
- ・幸せな家庭を築きたい
- ・希望している職種につけるか、就職しているイメージができない
- ・就職先でキャリアアップできるかどうか
- ・将来何をしたいかがまだわからない
- ・結婚について

▷市に取り組んでほしいこと

- ・ボールを蹴れる公園がほしい
- ・市内に陸上競技場がほしい
- ・大きな祭りを開催してほしい
- ・市の公式ラインをもっとPRし、さらに活用してほしい

(7) リーダースクラブ

①実施概要

参加者	リーダースクラブ 10 人(15 歳~22 歳)
実施方法	LINE を活用した意見聴取
実施日	令和6年9月 2 日~令和6年9月6日

②主な意見

▷自分の将来のことで感じている希望や不安

- ・将来、専門的なスキルを身につけて、自分のやりたい仕事に就くことです
- ・急速に変化する技術や経済状況に対応できず、希望する職に就けないこと、仕事とプライベートのバランスが取れず、ストレスや健康問題に悩まされることを心配しています
- ・子育てにお金がかかる
- ・年金を払わなければならないことや、物価高が続いていて経済的な面での不安

▷あったらいいと思うサポート

- ・将来のキャリアについて具体的なアドバイスをもらえるカウンセリングセッションがもっとあれば、スキルアップや不安の解消に大きく役立つと感じます。
また、仕事とプライベートのバランスを保つためのストレス管理や健康維持のサポートプログラムがあると安心です。
- ・キャリア形成のサポートとして、国際的な仕事の探し方や面接のための準備を教えてくれるワークショップやセミナー（特に海外での職務経験が豊富な専門家によるアドバイス）
- ・18 歳までの医療費無償化、給付型奨学金の充実
- ・災害時の対策について。危機管理マニュアル、ハザードマップなどのさらなる周知
- ・お金について勉強が出来る機会（若者向け勉強会）がほしい

▷市に取り組んでほしいこと

- ・メンタルリセットがしやすいように、市民がよりくつろげる公園などを作ってほしい
- ・市役所のボランティア活動に、もっと外国人や留学生が参加できる機会が増えるといい。
地域社会との交流が深まり、外国人が地元に貢献する機会も増えると思います
- ・学生に対する金銭的なサポートのさらなる充実化
- ・スマホなどでも手軽に情報が知れたり、例えば年金とは？ 使えるサービスとは？ というような習志野市が行なっているサービスについて手軽に知れるコンテンツなどがあると嬉しい

7 前計画の振り返り

前子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）に基づき実施した事業の取り組み状況については、毎年度、PDCA サイクルによる実績評価を行うとともに、習志野市子ども・子育て会議において点検・評価を行い、事業の改善などに取り組んでいます。

令和5年度までの4か年における重点事業の主な取り組み状況は以下のとおりです。

基本目標1 子どもが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を育む

(1) 待機児童対策（保育所など）

【主な取り組み】

○増大する保育需要に対応するため、「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」に基づく市立幼稚園のこども園化（2園）及び市立保育所の私立化（3園）を推進するとともに、民間認可保育所等の誘致やこども園化、認可外施設からの認可化等を実施することで、認可保育施設の定員を822人拡大しました。

【今後の課題】

○令和7年度に開設予定の施設整備等により、待機児童数ゼロを達成する見込みとなっています。

しかしながら、今後も土地区画整理事業等の大規模開発が予定されていることから、それに伴い増加する保育需要への対応を図る必要があります。

その対応にあたっては、将来的な就学前人口の減少を見据え、慎重に確保方策を検討する必要があります。

待機児童数の推移（各年4月1日現在）

年 度	H31	R2	R3	R4	R5	R6
待機児童数	89 人	55 人	24 人	16 人	8 人	2 人

(2) 待機児童対策（放課後児童会）

【主な取り組み】

○増大する放課後児童会の需要に対応するため、小学校の余裕教室等の活用や専用施設を整備することで、9児童会を増設しました。その結果、令和4年8月に待機児童ゼロを達成し、以降も待機児童ゼロを維持しています。

○放課後児童支援員を確保し、安定的な児童会運営を図るため、10小学校20児童会の業務委託を実施しました。このうち、9小学校17児童会は校内交流型として、放課後子供教室の活動に参加できるよう、同一事業者による業務委託としました。

【今後の課題】

- 小学校4年生以上の放課後児童会への入会希望が増加しているため、待機児童ゼロを維持するには、引き続き環境整備や職員の確保、直営児童会の民間事業者への委託化に取り組んでいく必要があります。

待機児童数の推移（各年5月1日現在）

年度	H31	R2	R3	R4	R5	R6
待機児童数	89人	83人	61人	23人	0人	0人

基本目標2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできる力を持つ

(1) 在宅家庭も含めた預けやすい環境の充実

【主な取り組み】

- 一時保育実施施設は令和6年度時点で、市立こども園、保育所6施設、私立保育園、小規模保育事業所10施設となり、計画策定時から5施設拡大しました。
また、市立こども園、保育所では予約がしにくい等、予約方法に課題があったことから、市ホームページにおいて、各施設の空き状況を掲載し、利用者の利便性向上を図りました。
- ファミリー・サポート・センター事業の充実を図るため、市広報等により制度の周知を図り、新たな提供会員の確保に努めたほか、安心して利用できるよう提供会員に対する研修会・交流会を開催しました。また、ひとり親家庭等の就労支援及び育児負担の軽減を図るため、利用料の助成を実施しました。

【今後の課題】

- 公立施設での一時保育利用者の満足度は伸び悩んでおり、特に電話がつながりにくい等、予約方法の改善について課題があります。Webによる予約システムを構築し、抜本的に利用者の利便性を図る必要があります。
- 保育施設の整備による通常保育定員枠の拡大や、新型コロナウイルス感染症の影響による、一時保育ニーズの変化を把握し、令和8年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」と併せて確保方策を検討する必要があります。

(2) 虐待の予防、早期発見と対策

【主な取り組み】

- 令和2年度より「子ども家庭総合支援拠点」を設置して、こどもと家庭及び妊産婦等支援に関し、関係機関と連携し、総合的な支援を実施しました。また、令和3年度に「児童虐待の防止のための通告及び安全確認への対応指針」を作成し、市職員への研修を実施することで、虐待予防・早期発見体制の強化を図りました。さらには、令和6年度の「こども家庭センター」設置に向け、当該拠点の児童福祉機能と母子保健機能のより一体的な切れ目のない支援に取り組むための体制整備を行いました。

第2章 習志野市の現状

- こんにちは赤ちゃん事業や健康診査などの母子保健活動において、適切な時期での全数把握とともに、虐待の未然防止・早期発見に努めました。
令和5年度からは、出産・子育て応援事業において伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を強化しました。
- 令和5年度には、ヤングケアラーの認識を高めるための啓発リーフレットを配布するとともに、ヤングケアラーがいる家庭等に子育て世帯訪問支援事業を開始し、養育環境の改善等に努めました。
また、ヤングケアラー同士の交流と情報交換等を目的とした市民協働型委託事業「つどいの広場」を実施し、支援体制の強化を図りました。

【今後の課題】

- こども家庭センターの設置により、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運営を通じて、包括的な支援を切れ目なく行う体制を強化していく必要があります。
- 相談窓口の存在を知らない、または相談しづらいと感じる家庭に対し、相談窓口の周知に努めるとともに、身近な相談機関である地域子育て支援拠点（こどもセンター等）との連携を強化する必要があります。
- ヤングケアラーがいる家庭を早期に発見できるよう、継続的な周知活動による認知度の向上と、関係機関との連携強化に継続的に取り組んでいく必要があります。

(3) 子どもの貧困対策

【主な取り組み】

- 生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援について、令和3年度からは高校生にも選任の講師を配置し、高校進学後も継続して学習支援と生活習慣・育成環境の改善への支援に取り組みました。
- ひとり親家庭への経済的支援のほか、就労に必要な知識・技能の取得支援や、ハローワーク船橋と連携した出張ハローワークの実施など、ひとり親家庭への就労支援に取り組みました。
- 市内で活動している子ども食堂を広く市民へ周知するため活動団体を市ホームページに掲載するとともに、情報提供や活動支援を実施しました。

【今後の課題】

- ひとり親家庭等の生活の安定、向上や、貧困の連鎖が生じないように、経済的自立につながる支援等についてさらに検討していく必要があります。
- 子ども食堂の活動は、食事の支援のみならず、こどもの居場所としての役割も果たしていることから、活動のさらなる活性化に向けた連携、協力体制を強化していく必要があります。

(4) 発達支援の充実

【主な取り組み】

- 乳幼児個別支援計画から個別の教育支援計画への確実な引継ぎを行う体制を整え、就学後も必要な支援が継続されるよう取り組みました。また、保護者や関係機関との共通理解のもと、ライフサポートファイルの周知と各支援計画との一体的運用を図りました。
ひまわり発達相談センターの発達相談において、電話相談から初回相談まで相当の時間を要した状況があったことから、ひまわり発達相談センターは就学前の家庭を対象に、総合教育センターは学齢期の家庭を対象とする業務のすみ分けを行い、改善を図りました。
- 幼稚園・保育所・こども園へ臨床心理士等が訪問し、共に育ち合う教育・保育への助言を受ける学級運営支援事業を実施しました。
学校では、特別支援教育コーディネーターが中心となって、全体で専門性の向上が図れるよう、関係機関や教育委員会が連携を深めてサポートする体制を充実させました。また、通常学級担任向けの研修を実施し、特別支援教育への理解啓発を図りました。
- 国の推奨する5歳児健康診査の実施に向けて、関連する健康福祉部、こども部、教育委員会による協議を行い、本市の実情にあった実施方法等について検討を進めました。

【今後の課題】

- ひまわり発達相談センターにおける初回相談までの時間短縮へ向け、引き続き実施体制の強化に取り組んでいく必要があります。
- こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣等に関する指導を行う5歳児健康診査の実施に向け、医師の確保に向けた医師会との協議や、診査後のフォローアップ体制に関する関係機関との協議を進めていく必要があります。

基本目標3 地域社会が、子どもや家族・家庭をやさしく見守り支える力を持つ

(1) 放課後の居場所づくり

【主な取り組み】

- 放課後等の安全・安心な居場所として、すべての児童を対象とした学習や体験・交流活動などの機会を提供する放課後子供教室を市立小学校11校で開設しました。
- 生涯学習複合施設「プラッツ習志野」において、こどもたちの遊び場や学習の場として、こどもスペースを開放し、自由に使える空間を提供しました。

【今後の課題】

- 非常にニーズの高い放課後子供教室について、全市立小学校での実施に向け、未設置5校における実施に係る課題を整理し、引き続き、計画的に設置を推進していく必要があります。また、参加率の低い高学年児童も利用したくなる環境づくりに向け、実施手法を検討する必要があります。
- 放課後等に、こどもたちが自由に利用できる遊び場や学習の場、気軽に行けて安心して過ごせる場の確保を引き続き図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

こども・若者の健やかな成長を みんなのやさしさに支えるまち 習志野

本計画では、習志野市子ども・子育て支援事業計画より基本理念としてきた「こどもの健やかな成長をみんなのやさしさに支えるまち 習志野」を継承します。

未来を担うこども・若者は、家庭や地域において人と人をつなぐかけがえのない存在です。こども・若者の健やかな成長を支える営みは、こども・若者や家庭、地域の人々などがともに関わり、ともに育ち合い、ともに支え合うことで実現できるものです。それがやさしさにあふれるまちづくりとなり、市民一人ひとりの幸せにつながるものと考えます。

本市は、こども基本法の理念にのっとり、すべてのこども・若者が健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現するために、地域、行政、企業、団体など多様な主体が子育て・子育て支援の担い手となり、その目的を共有して、喜びや生きがいを共感することができるよう努めます。

また、こども・若者が安心して育まれ、権利や個性を尊重されながら、自分の未来を見つめてたくましく生きていける力を持つことができるために、「みんなのやさしさにこども・若者やその家庭を支えるまち」づくりに、すべての主体と連携、協力して取り組んでまいります。

基本理念に沿った施策を推進するため、3つの基本視点及び基本目標を設定し、各施策に取り組んでいきます。

【基本視点・目標】

自律力 こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめ
たくましく生きるまち

こども・若者は、未来を担う輝かしい光です。社会を構成するすべての人には、一人ひとりのこども・若者が、愛され、個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれる社会を築いていく役目があります。また、こども・若者を権利の主体として、その多様な人格・個性及び意見を尊重し、最善の利益を図らなければなりません。

その上で、一人ひとりのこども・若者が、生涯をたくましく生きるためには、自身の力で物事を行う「自立力」に加え、自分や周りをコントロールし、自分を律する「自律力」が必要です。

この二つの力は、こども・若者自身が、人と人とのやさしさのつながりの中で、命の大切さを知り、他者を思いやる心を持ち、互いに人格と個性を尊重し合いながら、ありのままの自分を大切にすることで育まれるものであり、自分の未来を信じ、たくましく生き抜く原動力になります。

そこで、本計画では、こども・若者が権利や個性を尊重されながら、自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力＝「自律力」を育むという視点をもって施策を展開します。

家庭力 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

家庭には子育てについての第一義的な責任があります。

こどもが初めて出会う一番小さな社会である家庭には、ひとり立ちするために、病気や事故などから養護する機能や、言葉や知識・技能などを伝達する機能があり、これらの機能は、子育ての中で、家庭から子へ引き継がれ、地域社会の中で支えられてきたものです。

しかし、現状は、核家族化や地域社会の希薄化により、子育て家庭の孤立を生み、子育てに対する負担感や不安感から、ネグレクトを含むこどもへの虐待など、命にかかわる重大な状況もみうけられます。

子育ては本来、こどもの存在に感謝し、日々成長する姿に感動し、家庭もともに成長することができる尊い営みです。この営みに喜びや生きがいを感じながら、それぞれの家庭がその家庭にあった子育てができるよう、妊娠期から出産、子育て期において切れ目のない支援を行うことが重要です。

そこで、本計画では、家庭が喜びや生きがいを感じながら、子育てできる力＝「家庭力」を育むという視点をもって施策を展開します。

地域力 地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

地域等がこども・若者や家庭をやさしく見守り、支える環境づくりは、こども・若者の自己肯定感を育むとともに、子育て家庭の子育てに対する不安や負担感、孤立感を和らげることにつながります。

本市で行っているファミリー・サポート・センターの市民による相互援助活動のほか、子育て支援やこどもの居場所づくりを行っている団体等のあたたかい見守り等の支援の輪が広がることにより、こども・若者、家庭が地域に見守られ安心して生活することが可能となります。

こうした人と人とのやさしさのつながりが、すべての人々の元気の源となり、地域全体の活性化につながると考えます。

そこで、本計画では、地域社会がこども・若者や家庭をやさしく見守り、支える力＝「地域力」を育むという視点をもって施策を展開します。

3

施策体系

基本理念 こども・若者の健やかな成長をみんなのやさしさに支えるまち 習志野

基本視点

基本目標

自律力 1 こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち

基本方針	基本施策
1-1 こども・若者が自分を大切に生きていける環境の充実	①こども・若者の権利擁護の推進【重点施策】 ②こども・若者の自立に向けた支援の充実 ③こども・若者にやさしい都市環境の充実 ④多様性を認め合うまちづくりの充実
1-2 こどもが健やかでたくましく成長できる教育・保育環境の充実	①教育・保育の環境整備の推進【重点施策】 ②教育・保育活動などの充実

家庭力 2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

基本方針	基本施策
2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の充実	①こどもと親の健康支援の推進【重点施策】 ②子育て家庭に対する相談支援の充実 ③特別な配慮が必要なこどもに対する支援の充実 ④子育てに希望を持てる支援の充実
2-2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実	①多様なニーズに応える保育サービスの推進【重点施策】 ②子育て家庭の経済的支援の充実 ③家庭教育の支援の充実

地域力 3 地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

基本方針	基本施策
3-1 地域における子育て・子育て支援拠点の充実	①地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進【重点施策】 ②地域における子育て家庭の拠点づくりの充実
3-2 地域における多様なネットワークの活用と充実	①世代間交流の充実 ②地域の人材を活かす活動の充実 ③地域・企業における次世代支援の充実

4

重点施策・評価指標

前計画の振り返りによる今後の課題や、本計画の策定にあたり実施したニーズ調査等を踏まえ、本計画では、基本施策の中から重点施策を設定して取り組みを進めます。

また、計画内容を実施したことによる成果や、実施状況の把握・点検を行うため、各重点施策に成果目標と、それを実現するための取り組み目標を定めます。

《自律力》 基本目標Ⅰ

【こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち】

【1-1 こども・若者が自分を大切に生きられる環境の充実】

①こども・若者の権利擁護の推進

こども・若者がその権利を擁護され、様々な環境のもと自己肯定感を持って、健やかに成長していけるよう、主に次の取り組みを実施します。

- いじめの未然防止、解消に向けた取り組みを推進します。具体的には、生徒指導体制の充実を図りいじめの未然防止を図るほか、メール相談やアンケート等により、相談しやすい環境づくりや早期発見・早期対応に努めます。
- 虐待等の予防、早期発見と対策を図るため、「こども家庭センター」において、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援を実施します。「こども家庭センター」では、支援が必要なこどもとその家庭に応じたサポートプランを作成し、関係機関と連携しながら、継続的な支援を行います。
- ヤングケアラーがいる家庭を早期に把握し、必要とする支援につなげることができるよう、継続的な広報・啓発活動を行い、ヤングケアラーへの認知度向上に努めます。また、対象世帯には、必要に応じて家庭を訪問し、家事・育児等の支援を行うことで福祉サービス等につなげ、不安や負担を軽減します。

第3章 計画の基本的な考え方

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
自分にはよいところがあると思うこどもの割合 (小学校下学年)	65.5% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
自分にはよいところがあると思うこどもの割合 (小学校上学年～中学生)	78.9% (令和5年度)	
自分にはよいところがあると思う若者の割合 (高校生相当～29歳)	83.0% (令和5年度)	
ふだんほっとできる場所に「自分の家(自分の部屋以外)」と回答するこどもの割合(小学校下学年)	67.1% (令和5年度)	

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
いじめのアンケート実施人数に占めるいじめ未解決人数の割合	0.5% (令和5年度)	0% (令和10年度)
こども家庭センターサポートプラン作成件数		80件 (令和10年度)
ヤングケアラーの認知度 (小学校上学年～中学生)	35.2% (令和5年度)	60.0% (令和10年度)
ヤングケアラーの認知度 (高校生相当～29歳)	65.0% (令和5年度)	85.0% (令和10年度)

【1-2 こどもが健やかでたくましく成長できる教育・保育環境の充実】

①教育・保育の環境整備の推進

保育所等や放課後児童会の利用を希望する家庭が増加する中、保護者が安心して子育てができるよう、また、学校等においてこどもたちが安心して楽しく過ごせるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 保育施設の整備により待機児童を解消し、今後の開発に伴う保育需要の増加に対しては、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な施設整備を行います。また、働きやすい環境の整備等により保育人材を確保し、こどもを安心して育てることができる環境整備を図ります。

○保育施設の整備予定

施設名	開設予定	予定定員
藤崎こども園（藤崎幼稚園を再編）	令和7年4月	142人
藤崎みつばし保育園（藤崎保育所を私立化）	令和7年4月	132人
民間認可保育所（開発事業に対応）	令和11年4月	132人

- 放課後児童会への小学校4年生以上の入会希望の増加等に対応するため、小学校の余裕教室の活用等、引き続き必要な環境整備を進め、待機児童ゼロを維持します。また、放課後児童支援員等の確保と安定的な運営を図るため、計画的に業務委託を実施します。

○放課後児童会の整備予定

児童会名	整備予定	予定定員
大久保東第一児童会（仮移転）	令和7年11月	40人
大久保東第二児童会	令和7年11月	40人
大久保東第二児童会（プレイルームの整備）	令和7年11月	40人
向山第一児童会（プレイルームの整備）	令和8年2月	45人
つだぬま第四児童会	令和9年4月	45人
大久保東第一児童会（移転）	令和10年8月	60人
大久保東第二児童会（移転）	令和10年8月	60人

第3章 計画の基本的な考え方

○放課後児童会の業務委託の実施予定

児童会名	種別	予定年度
つだぬま第一・第二・第三児童会	更新	令和7年度
東習志野第一・第二・第三児童会	更新	令和8年度
秋津児童会	更新	令和8年度
実籾児童会	新規	令和8年度
袖ヶ浦東児童会	更新	令和9年度
袖ヶ浦西児童会	更新	令和9年度
谷津第一・第二・第三・第四・第五・第六児童会	新規	令和9年度
屋敷第一・第二・第三児童会	更新	令和10年度
向山第一・第二児童会	更新	令和10年度
実花第一・第二児童会	新規	令和10年度
香澄児童会	新規	令和10年度
鷺沼第一・第二・第三児童会	更新	令和11年度
藤崎第一・第二児童会	更新	令和11年度
大久保東第一・第二児童会	更新	令和11年度

※令和12年度に新規で大久保第一・第二・第三・第四児童会及び谷津南第一・第二・第三・第四児童会を民間委託する予定です。

- 学校施設の大規模改修、長寿命化、改築を計画的に実施し、安全で潤いのある教育環境の整備を図ります。また、こども達の切実なニーズに応えるため、学校体育館等への空調設置を行い、快適な学校生活を過ごす支援を行います。

第3章 計画の基本的な考え方

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
本市が特に取り組むべき子育て支援策として「乳幼児の教育・保育施設の充実」と回答する未就学保護者の割合	20.7% (令和 5 年度)	減少 (令和 10 年度)
放課後児童会が安心して楽しく過ごせると感じるこどもの割合	97.0% (令和 5 年度)	向上 (令和 10 年度)
学校にいる時間が楽しいと回答することものの割合 (小学校下学年)	87.8% (令和 5 年度)	向上 (令和 10 年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
待機児童数 (保育所等)	2 人 (令和 6 年 4 月)	0 人 (令和 11 年 4 月)
待機児童数 (放課後児童会)	0 人 (令和 6 年 5 月)	0 人 (令和 11 年 5 月)
市立小・中・高等学校体育館空調設置率	0% (令和 5 年度)	100% (令和8年度)

第3章 計画の基本的な考え方

「家庭力」 基本目標2

【2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち】

【2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の充実】

①こどもと親の健康支援の推進

妊娠から子育てまで、切れ目なく寄り添った支援を行うことで、妊娠・出産・育児についての不安を軽減、こどもと親の健康の保持増進が図られるよう、また、こどもの成長・発達に不安のある家庭も安心して子育てができるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 妊娠届出時の面接、妊娠8か月の相談支援、こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業、産後ケア事業、健康相談等を通して、身近に相談できる機会を提供し、妊娠中から就学までの切れ目ない母子健康支援（妊婦等包括相談支援事業）を行います。
- 妊婦健診等により安全で安心な出産を支援するとともに、乳幼児期の健康診査では、こどもの発育・発達状況を確認して、課題や不安の早期発見と、それに対する相談支援を行います。また、5歳児健診を新たに実施し、就学を見据えたこどもの特性の把握と、生活習慣に関する指導を通して、適切な相談支援につなげます。
- 成長・発達に不安があるこどもとその家庭に対しては、気持ちに寄り添い、不安軽減につながる相談支援を行うとともに、必要に応じて、こどもの配慮すべき点を把握して適切な支援を行うための個別支援計画を作成し、乳幼児期から学齢期に向けて一貫した継続的なサポートを実施します。

第3章 計画の基本的な考え方

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
実際に予定するこどもの数が、理想とすることどもの数より少ない理由に、「妊娠・出産が精神的・肉体的に大変だから」と回答する未就学保護者の割合	41.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
健康状態がよいと回答することどもの割合 (小学校上学年～中学生)	60.2% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
子育てに関して相談先がないと回答する未就学保護者の割合	3.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業実施率	97.9% (令和5年度)	100% (令和10年度)
産後ケア事業延べ利用日数	140日 (令和5年度)	409日 (令和10年度)
1歳6か月児、3歳児及び5歳児健康診査 事後相談延べ利用件数	157件 (令和5年度)	184件 (令和10年度)
ひまわり発達相談センター 乳幼児個別支援計画作成件数	206件 (令和5年度)	253件 (令和10年度)

第3章 計画の基本的な考え方

【2-2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実】

①多様なニーズに応える保育サービスの推進

様々な環境やライフスタイルに応じた保育サービスを提供することで、子育てに対する多様なニーズに応え、安心して子育てができるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 生後6カ月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を開始し、育児負担等の軽減と、すべてのこどもが多様な人・環境と関わる機会等を提供します。
- 一時保育の利用枠を拡大するとともに、市立施設での利用において令和6年度から開始したLINE 予約を推進することで利用者の利便性を向上し、使いやすい保育サービスを提供します。
- 援助を受けることを希望する親と、援助することを希望する会員との相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の実施により、各保育サービスの隙間にあるニーズへの対応を図ります。育児・家事支援、ショートステイ、一時預かりといった多様なメニューの提供に加え、提供会員の確保や手続きの改善にも取り組み、使いやすさの向上を図ります。

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
特に取り組むべき子育て支援策として「保育メニューの充実」と回答する未就学保護者の割合	13.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
一時保育利用者の満足度 (市立施設)	58.0% (令和5年度)	70% (令和10年度)
ファミリー・サポート・センター活動件数	2,919件 (令和5年度)	3,000件 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」利用定員数		69人 (令和11年度)
一時保育予約方法の満足度 (市立施設)		70% (令和10年度)
ファミリー・サポート・センター会員数	2,657人 (令和5年度)	2,700人 (令和10年度)

 <<地域力>> 基本目標3

 【地域社会が、子ども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち】

【3-1 地域における子育て・子育て支援拠点の充実】

①地域における子ども・若者の居場所づくりの推進

子ども・若者が、放課後等に自由に気軽に行くことができ、安全で安心して過ごせる様々な居場所を確保することで、子ども・若者が学びや体験活動に接する機会を増やし、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することができるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 放課後などにすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などの機会を提供する放課後子供教室について、未設置校へ計画的に設置を推進し、すべての市立小学校で実施します。また、全校において放課後児童会との校内交流型で実施するとともに、参加率の低い高学年向けのプログラムの実施や、遊具・書籍の充実など、成長段階に応じた運営を行い、幅広い児童から選択される居場所となるよう事業を実施します。

○放課後子供教室の新規開設予定

小学校名	開設年度	委託方法
津田沼小学校	令和7年度	放課後児童会と同一事業者
大久保小学校	令和7年度	単独
谷津南小学校	令和7年度	単独
実籾小学校	令和8年度	放課後児童会と同一事業者
谷津小学校	令和9年度	放課後児童会と同一事業者

- 他の公共施設においても、子ども・若者の居場所となりうるスペースの充実を図り、遊び場や学習の場などを提供していきます。
- 経済的に困難な家庭等への食事の支援のみならず、こどもの居場所としての役割も果たす子ども食堂について、活動のさらなる活性化に向けた連携や、運営する団体への運営支援を行い、地域の力によるこどもの居場所づくりを推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
最近の生活に満足しているこどもの割合 (小学校下学年)	66.6% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
最近の生活に満足しているこどもの割合 (小学校上学年～中学生)	63.9% (令和5年度)	
特に取り組むべき子育て支援策として「放課後の居場所 の充実」と回答する就学保護者の割合	25.5% (令和5年度)	減少 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
放課後子供教室開設校数	11校 (令和6年5月)	16校 (令和9年5月)
放課後子供教室高学年(5～6年生)登録率	23.9% (令和6年5月)	28.5% (令和11年5月)
子ども食堂実施箇所数	9か所 (令和6年4月)	11か所 (令和11年4月)

5 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、主体となるこども・若者、子育て家庭とそれを取り巻く、地域、行政、企業、団体など多様な主体が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいく必要があります。

(1) 計画の周知

市民のこども・若者、子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、具体的な取り組み等について、市ホームページの他、様々な手法により周知し、市民の取り組みへつなげます。

(2) 計画推進体制と進捗・管理

本計画の推進にあたっては、こども部が所管となり、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、計画内容を着実に実施していきます。

計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、習志野市子ども・子育て会議が中心となり、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握し点検するとともに、事業評価・計画見直し等を行い、継続的な取り組みを推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足の上昇のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」のすべての段階に市民が参加し、市民とともに継続的に、柔軟に計画を実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

■計画（Plan）

事業内容、数値目標、見込量等を定める

■実行（Do）

計画の内容を踏まえ、事業を実施する

■評価（Check）

実施した結果を評価し、分析を行う

■改善（Act）

評価結果を踏まえ、必要に応じて計画や事業の改善・見直し等を実施する



第3章 計画の基本的な考え方

(3) SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた計画の推進

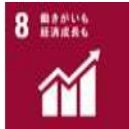
持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 (2015) 年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。

「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年を期限とする 17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。

本計画におけるすべての施策が、SDGs に関連する取り組みであることを意識した上で、それぞれの施策に取り組んでいきます。



基本方針とSDGsとの関係

基本方針	SDGs
1-1 こども・若者が自分を大切に生きて きられる環境の充実	        
1-2 こどもが健やかでたくましく成長で きる教育・保育環境の充実	    
2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる 切れ目ない支援の充実	    
2-2 すべての家庭が安心して子育てが できる環境の充実	   
3-1 地域における子育て・子育て支援 拠点の充実	  
3-2 地域における多様なネットワークの 活用と充実	   

第4章 基本施策

【基本視点】 自律力

【基本目標1】 こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち

1-1 こども・若者が自分を大切に生きていける環境の充実

①こども・若者の権利擁護の推進

- 1 こども・若者の市政参画促進
- 2 人権に関する啓発・相談の実施
- 3 人権教育の充実
- 4 いじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進
- 5 デートDVに関する啓発の実施
- 6 こども家庭センター業務の推進
- 7 ならしのこどもを守る地域ネットワーク業務の推進
- 8 養育支援家庭訪問の実施
- 9 児童育成支援拠点事業（こどもの居場所事業）の実施
- 10 ヤングケアラーへの支援
- 11 子どもの学習・生活支援事業の実施
- 12 こどもへの性暴力の防止

②こども・若者の自立に向けた支援の充実

- 13 学びの多様な学校の設置
- 14 教育相談活動の充実
- 15 フレンドあいあい（適応指導教室）の充実
- 16 ひきこもり支援ステーション事業の実施
- 17 インターネットリテラシー教育の充実
- 18 選挙学習（出前授業）の実施
- 19 キャリア教育の推進（小学生・中学生・高校生）
- 20 若者の就労・雇用機会の拡大
- 21 創業しやすい環境の整備
- 22 消費者トラブル防止に向けた情報提供・啓発および消費生活相談の実施
- 23 若者向けの情報発信

③こども・若者にやさしい都市環境の充実

- 24 公共交通施策の推進による外出利便性の確保
- 25 駅、公共施設、道路などのバリアフリー化
- 26 様々な利用に向けた公園施設の整備
- 27 地域住民参加型の公園維持管理
- 28 スポーツ施設の整備（改修）
- 29 通学路等の街灯（防犯灯）整備
- 30 安全で安心なまちづくり基本計画などに基づく施策の実施
- 31 交通安全対策の推進
- 32 ケータイ緊急情報サービスの拡大
- 33 自主防災組織の拡充および強化
- 34 防災力の向上
- 35 応急手当普及啓発活動の推進
- 36 青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成
- 37 こども向け防犯教育の徹底
- 38 学校安全の充実
- 39 子ども110番の家の推進
- 40 学校・警察連絡制度の充実
- 41 子育て応援ステーション事業の充実

④多様性を認め合うまちづくりの充実

- 42 男女共同参画を推進する意識づくり
- 43 「生命と性」への理解の向上
- 44 福祉教育の推進
- 45 国際交流推進事業の実施

1-2 こどもが健やかでたくましく成長できる教育・保育環境の充実

①教育・保育の環境整備の推進

- 46 こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編
- 47 教育・保育施設、小規模保育事業所の充実
- 48 教育・保育施設補修整備の推進
- 49 保育者の配置充実
- 50 保育人材の確保と働きやすい環境の整備
- 51 放課後児童会の運営
- 52 小中学校施設の整備

②教育・保育活動などの充実

- 53 「食育」の推進
- 54 自然体験活動・宿泊学習の推進
- 55 学校健康教育の推進
- 56 ICT教育の充実
- 57 外国語・国際教育の充実
- 58 環境教育の推進
- 59 個に応じた多様な指導の充実
- 60 子どもの読書活動の推進
- 61 伝統文化・芸術文化等に触れ合う機会の提供
- 62 スポーツ教室の開催
- 63 科学教育の振興
- 64 乳幼児教育の向上（保育一元カリキュラム）
- 65 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進
- 66 開かれた学校づくりの推進

第4章 基本施策

【基本視点】 家庭力

【基本目標2】 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の充実	2-2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実
①こどもと親の健康支援の推進 67 妊娠届出から始まる切れ目ない支援の充実 （母子健康手帳の交付・こんにちは赤ちゃん事業・産後ケア事業） 68 乳幼児に対する健康相談・健康教育の充実 69 健康診査の充実（妊婦健診・乳幼児健診） 70 予防接種の充実 71 多胎児支援の充実 72 未熟児養育医療費の給付および低体重児出生届の受理による保健指導の充実 73 発育・発達に課題がある児の早期発見・早期支援 74 小児救急医療体制の整備、充実 75 歯と口腔の健康づくりの推進 76 健康的な食習慣の確立と食育の推進 77 男女共同参画による子育て意識の啓発 78 中学校区地域保健連絡会の推進 ②子育て家庭に対する相談支援の充実 79 家庭児童相談の充実 80 子育て支援コンシェルジュの充実 81 ひとり親家庭自立支援員による相談の実施 ③特別な配慮が必要なこどもに対する支援の充実 82 特別児童扶養手当などの支給 83 補装具・日常生活用具の給付 84 重度心身障害児医療費の助成 85 福祉タクシー運賃の助成 86 難病患者見舞金事業の実施 87 特別支援教育就学奨励費の補助 88 個別の状況に応じた継続的な発達支援の充実 89 発達支援施策の充実 90 療育と家庭支援、相談支援の充実 91 障害福祉サービス、地域生活支援事業の利用促進 92 障がい児通所支援の利用促進 93 共に育ち合う保育の充実 94 相談支援事業の充実 ④子育てに希望を持てる支援の充実 95 結婚・婚活支援事業の実施 96 子育て世帯等の居住促進 97 子育て情報の提供 98 認可保育施設の利用に係る条件等の見直し	①多様なニーズに応える保育サービスの推進 99 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 100 保育サービスの充実 101 延長保育・一時預かり・休日保育の充実 102 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施 103 病児・病後児保育の充実 104 ファミリー・サポート・センターの充実 105 公民館の託児付き成人講座の実施 ②子育て家庭の経済的支援の充実 106 妊婦のための支援給付 107 児童手当の支給 108 子どもの医療費などの助成 109 利用者負担額（保育料）軽減対象範囲の見直し 110 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施 111 子育てのための施設など利用給付の円滑な実施 112 多様な集団活動利用支援事業の実施 113 就学援助費・育英資金の支給 114 入学資金の給付 115 小中学校教育費の負担軽減 116 学校給食費の負担軽減 117 こどもの受験料・模擬試験料補助（こどもの生活・学習支援）事業の実施 118 ひとり親の養育費確保支援 119 児童扶養手当の支給 120 ひとり親家庭などへの医療費などの助成 121 ひとり親家庭への各種利用料などの軽減 122 ひとり親家庭への就労支援 ③家庭教育の支援の充実 123 ブックスタート事業の充実 124 育児講座などの充実 125 幼児家庭教育学級の充実 126 PTA家庭教育学級の充実

【基本視点】 地域力

【基本目標3】 地域社会が、子ども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

3-1 地域における子育て・子育て支援拠点の充実	3-2 地域における多様なネットワークの活用と充実
①地域における子ども・若者の居場所づくりの推進 I27 放課後子供教室の実施 I28 子どもの部屋（放課後対応事業）の実施 I29 こどもスペースの開放とプレーパーク等の実施 I30 多様な放課後の居場所の充実 I31 こども・若者スペースの設置 I32 学校体育施設の開放 I33 子ども食堂の運営支援 I34 子ども講座の充実	①世代間交流の充実 I38 余裕教室の有効活用 I39 地域学校協働活動の推進 I40 地域参加型学校行事の推進 I41 中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の充実 ②地域の人材を活かす活動の充実 I42 青少年健全育成の推進 I43 地域の人材の活用 I44 子育て支援団体との連携 ③地域・企業における次世代支援の充実 I45 トップチームやアスリートとの地域交流事業の推進 I46 NPO法人や育児サークル等への支援 I47 ブラッツ習志野フューチャーセンターにおける若者活躍支援 I48 安心して働ける環境づくり I49 家庭生活と社会生活の両立の推進 I50 企業における男女共同参画の啓発の実施
②地域における子育て家庭の拠点づくりの充実 I35 地域子育て支援拠点事業（こどもセンター等）の充実 I36 保育所・こども園における地域開放活動の充実 I37 幼稚園・こども園における子育てふれあい広場の充実	

(1-1) こども・若者が自分を大切に生きていく環境の充実



<①こども・若者の権利擁護の推進>

事業名	事業の概要	担当課
1 こども・若者の市政参画促進	◆こども・若者に関連する計画等の施策策定過程において、その意見を反映させるための取り組みを推進します。	こども政策課
2 人権に関する啓発・相談の実施	◆人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、思いやりの心を身に付けることを目的に人権擁護委員が行う人権教室や人権標語コンテストなど、人権擁護委員の人権啓発活動をサポートします。 ◆差別や虐待など、様々な人権問題についての相談機関を周知します。	多様性社会推進課
3 人権教育の充実	◆千葉県教育委員会からの資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てていきます。また、教職員の人権意識や指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図るとともに、校内研修への支援を進めます。 ◆学校図書館などを活用した人権教育コーナーの設置やポスターの掲示等、啓発環境の充実を図ります。いじめのない学校に向けて、道徳教育や福祉教育とも関連させて、児童・生徒が自ら人権や多様性について考えるなど学びの場を設け、よりよく社会とかかわる資質の能力や実行力を養います。 ◆「いのちの教育」を通して、SOS の出し方等教育の推進を図ります。	指導課 保健体育安全課

事業名	事業の概要	担当課
4 いじめの未然防止、 解消に向けた取り組みの推進	◆生徒指導の方針や重点目標及び生活行動等の基準を明確にするなどして作成した年間生徒指導計画に基づき、教師間の共通認識を深め、具体的な指導がなされるよう生徒指導体制の充実を図ります。また、生徒指導に関する校内研修の充実を図り、教師の指導力向上に努めます。 ◆年間3回のいじめアンケートを実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において組織的に早期対応することを徹底します。 ◆児童・生徒、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センターが連携し、いじめの早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制をつくります。メール相談では、タブレット端末を用いた匿名メール相談WEBアプリによる相談を行い、より相談しやすい環境づくりを進めます。	指導課 総合教育センター
5 デートDVに関する啓 発の実施	◆デートDVに関する正しい知識を習得し、被害者にも加害者にもならず、パートナーと対等な関係を築けるようデートDVに関する広報、啓発を行います。	多様性社会推進課
6 こども家庭センター業 務の推進	◆母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援のための会議を得て、虐待の予防、早期発見と対策、防止を図ります。 ◆健康相談や健康診査、訪問指導などの機会に児童虐待の予防及び早期発見に努め、関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。 ◆こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者に対しペアレントトレーニングを実施し、健全な親子関係形成への支援を行います。	こども家庭課 健康支援課
7 ならしのこどもを守る 地域ネットワーク業務 の推進	◆ならしのこどもを守る地域ネットワークの調整機関として、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、関係機関との連携に努めるとともに、研修などを開催し、ネットワークの充実を図ります。 ◆児童相談所や関係機関との連携に努め、児童の虐待防止対策に努めます。 ◆民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による予防・防止活動も実施します。 ◆こどもへの心理的虐待に当たるDVについて、関係機関と連携し、支援に努めます。	こども家庭課 健康支援課 こども保育課 指導課 青少年センター 児童育成課 幼稚園・保育所・こども園 多様性社会推進課 総合教育センター 障がい福祉課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
8 養育支援家庭訪問の実施	◆育児支援が必要な家庭に対し相談員や保健師などが、子育て支援サービスや情報の提供を行うとともに、子育てに関して専門的な指導及び支援を家庭訪問により実施します。	こども家庭課 健康支援課
9 児童育成支援拠点事業（こどもの居場所事業）の実施	◆養育環境等に関する課題を抱える学童期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、食事の提供や学習のサポート、必要に応じた相談支援を実施していきます。	こども家庭課
10 ヤングケアラーへの支援	◆広報・啓発活動により関係機関と連携してヤングケアラーの把握を促進するとともに、その家庭を訪問して家事・育児等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施して福祉サービス等につなげ、対象世帯の不安や負担を軽減します。	こども家庭課
11 子どもの学習・生活支援事業の実施	◆生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援を行い、高校進学率の向上を図るとともに、生活習慣・育成環境の改善に関する支援も強化します。 ◆高校中退防止のため、中学校在学時に学習支援事業を利用していた高校生世代の生徒に対し、家庭や学校以外の居場所対策として教室を開放し学習の支援をします。また、希望者に対し専任の講師を配置し、進学対策や就労体験・進路選択に関する相談対応や支援を行います。	生活相談課
12 こどもへの性暴力の防止	◆教員等や教育保育等従事者による性暴力等の防止措置を適切に講じ、こどもに対する性犯罪・性暴力を未然に防止します。 ◆保育者や教職員等への研修の実施により、こどもの人権に対する意識の向上を図ります。 ◆児童・生徒への生命（いのち）の安全教育の実施により、加害者、被害者、傍観者にさせないための取り組みを進めます。また、教育相談やメール相談により相談しやすい環境づくりに努めます。	こども保育課 学務課 保健体育安全課 習志野高等学校 他関係各課

<②こども・若者の自立に向けた支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
13 学びの多様化学校の設置	◆不登校の要因は今後ますます複雑化することが予想されるため、今後も個々の実態に応じた支援を行うことができるよう、学びの多様化学校を設置し、支援の充実を図ります。	指導課
14 教育相談活動の充実	◆小学校・中学校に児童・生徒教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談活動の充実と、いじめ・不登校などの未然防止と解消に向けて連携を図ります。 ◆電話、来所及び訪問などの手法により、教育相談の充実を図ります。 ◆教職員の児童・生徒や保護者へのきめ細やかな支援につながるよう、各校に配置されたスクールカウンセラー等による校内研修の充実を図ります。	指導課 総合教育センター
15 フレンドあいあい（適応指導教室）の充実	◆不登校児童・生徒が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、個別・小集団を通しての指導・支援を行います。また、児童・生徒及び保護者の交流の場（あいあい広場）として、出張支援事業を展開していきます。	総合教育センター
16 ひきこもり支援ステーション事業の実施	◆ひきこもり当事者や家族からの相談等の支援や支援機関の情報発信、併せて関係機関とのネットワークづくり、ひきこもり当事者への居場所づくり、ひきこもりサポーターの派遣を行い、ひきこもり当事者の社会参加を促進します。	障がい福祉課
17 インターネットリテラシー教育の充実	◆インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力を身に付けるためのインターネットリテラシー教育の充実を図ります。	保健体育安全課
18 選挙学習（出前授業）の実施	◆若年層の投票率向上及び政治への参画意識の醸成を目的として、教育委員会及び各学校と連携し、中・高・特別支援学校向けに出前授業を実施します。	選挙管理委員会事務局

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
19 キャリア教育の推進 (小学生・中学生・高校生)	◆小学生・中学生を対象にした現在ある職業についての学習や職場体験を充実させます。 ◆高校3年間を見通した組織的な進路指導を充実させます。 ◆特別活動の学級活動の中核としながら、学校教育全体を通したキャリア教育を推進します。 ◆国家及び社会の形成者として、主体的に社会参画しようとする主権者教育を充実させます。 ◆18歳で選挙権を得ることから、習志野高等学校において主権者教育を実施し意識の向上を図ります。	指導課 習志野高等学校
20 若者の就労・雇用 機会の拡大	◆ふなばし地域若者サポートステーションや千葉県ジョブサポートセンターなどの支援機関に加え、習志野商工会議所や事業者団体、大学などと連携・協力し、企業説明会や交流会、就職面接会などを開催することにより、若者の就労・雇用機会の創出・拡大に取り組みます。	産業振興課
21 創業しやすい環境 の整備	◆習志野商工会議所をはじめ、金融機関、千葉県信用保証協会などの関係機関と連携しながら、創業前の相談から資金調達、創業後のフォローアップまで、多様なアプローチによって、創業希望者を支援します。 ◆児童・生徒・学生といった若者層に対する創業機運を醸成する意識啓発への取り組みを推進します。	産業振興課
22 消費者トラブル防止 に向けた情報提供・ 啓発及び消費生活 相談の実施	◆若者の消費者トラブルを未然に防ぐための情報提供及び啓発を広報紙及び市ホームページ等で行います。 ◆消費者トラブルに遭った際の相談に応じ、助言をするほか、必要に応じて消費生活相談員が事業者とのあっせん交渉を行います。	消費生活センター
23 若者向けの情報発 信	◆市ホームページやSNSなどの情報媒体を活用し、若者向けに地域の祭りや各種イベント、相談窓口などの情報を発信します。	社会教育課

＜③こども・若者にやさしい都市環境の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
24 公共交通施策の推進による外出利便性の確保	◆身近な公共交通については、安全に外出できる移動手段となることから、公共交通事業者と連携し、外出利便性の確保に努めます。 ◆ヘルプマークや障がいのある人に関する標識の周知・啓発を行います。	都市政策課 障がい福祉課
25 駅、公共施設、道路などのバリアフリー化	◆駅や公共施設における手すりやエレベーターの設置などの整備・改善について関係機関の協力を得ながら促進します。 ◆歩道の段差改善などのバリアフリー化を図ります。	都市政策課 街路建設課 各施設所管課
26 様々な利用に向けた公園施設の整備	◆こどもや子育て中の方々の多様なニーズに対応する公園づくりを検討するとともに、市内でボール遊びができる公園などの情報について、市民に分かりやすい情報発信の充実を図ります。 ◆公園施設は、こどもの視点に立った整備に配慮します。	公園緑地課
27 地域住民参加型の公園維持管理	◆公園の清掃、軽微な遊具点検など、地域住民が参加する公園の維持管理を推進します。	公園緑地課
28 スポーツ施設の整備(改修)	◆公共建築物再生計画に掲載されている施設の改修等を検討するとともに、袖ヶ浦スポーツゾーン構想を含め、官民連携による公共施設再生など、調査研究を行い、適切な改修を行います。	生涯スポーツ課
29 通学路等の街灯(防犯灯)整備	◆防犯灯を整備することにより、歩行者等の安全を確保するとともに、夜間に誘発される各種犯罪の抑止を図ります。	防犯安全課
30 安全で安心なまちづくり基本計画などに基づく施策の実施	◆「基本計画」及び「実施計画」に基づき、防犯啓発活動、関係機関及び地域などとの連携・ネットワークの整備、防犯パトロールの強化、地域防犯活動への支援などの施策に積極的に取り組みます。	防犯安全課
31 交通安全対策の推進	◆こども等が道路を安全に安心して利用できるよう歩行空間の整備や交通安全施設の設置等を推進するとともにそれらの維持・保全を図ります。 ◆歩行者や自転車が安全で安心して共存できる道路環境を創出するため、自転車通行帯等の整備を推進します。 ◆こどもたちの命を守り、交通事故の被害を軽減するため、自転車用ヘルメット着用を促進します。 ◆千葉県補助制度を活用し、自転車用ヘルメットの購入を助成します。	道路管理課 道路整備課 街路建設課 防犯安全課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
32 ケータイ緊急情報サービスの拡大	◆気象情報及び災害発生時の被害や避難に関する情報のほか、火災などの消防情報並びに緊急時の注意を呼びかける防犯対策情報など、こども・若者の安全・安心を守る重要情報としてメール等で発信するとともに、登録者数の拡大を図ります。	危機管理課
33 自主防災組織の拡充及び強化	◆平時及び災害時に地域(町会・自治会等)における防災活動の中心となる、自主防災組織の拡充と強化を図ります。	危機管理課
34 防災力の向上	◆災害からこどもや若者たちを守るため、こどもと保護者を対象とした防災教育(まちづくり出前講座・防災授業など)及び防災訓練の場を活用し、地域で共にかかわり、共に支え合う意識を醸成するなど、地域防災力の向上を図ります。	危機管理課 保健体育安全課
35 応急手当普及啓発活動の推進	◆救急救命率の向上を図るため、市民への普通救命講習及び小学生高学年を対象とした救命入門コースを実施します。	警防課
36 青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成	◆自主・自立の防犯対策や青少年の健全育成を目的に、小学生と中学生で組織される青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成を図ります。	防犯安全課
37 こども向け防犯教育の徹底	◆こどもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、不審者対応を含めた防犯教育の徹底を図ります。	保健体育安全課 こども保育課
38 学校安全の充実	◆①総合的な学校安全計画作成・整備、②学年や年齢にあわせた交通安全教室・防犯教室の充実・指導の徹底、③安全点検の充実・事後処理の徹底、④学校安全関係者の質的向上、⑤交通面、防犯面において学校・行政・地域が連携した通園・通学路の点検・改善整備を図ります。	保健体育安全課 こども保育課
39 子ども110番の家の推進	◆児童・生徒の緊急回避場所を確保するとともに、不審者出没の抑止力とするため、「子ども110番の家」の拡充を図ります。	青少年センター
40 学校・警察連絡制度の充実	◆学校と警察が相互に連絡し、情報の共有化を図りながら、児童・生徒の非行防止や安全確保を図ります。	青少年センター 保健体育安全課
41 子育て応援ステーション事業の充実	◆授乳やおむつ交換ができる場など、事業所の協力を得て、乳幼児を連れて安心して外出できる環境を整えます。	子育てサービス課

＜④多様性を認め合うまちづくりの充実＞

事業名	事業の概要	担当課
42 男女共同参画を推進する意識づくり	◆男女共同参画に関する講座の開催や情報を広報紙・市ホームページ等を通して発信し、男女共同参画を推進する意識づくりに努めます。	多様性社会推進課
43 「生命と性」への理解の向上	◆自分だけではなく、他人も思いやり、互いのいのちを大切にするための支援の一環として、こども・保護者に向けて、「生命と性」の大切さを啓発する活動や学習の機会の充実を図り、自分自身が愛されて育てられたということを理解し、自分自身を肯定的に受け止められるように支援します。 ◆幼稚園・こども園・学校・PTA・公民館・健康支援課などの関係機関が連携し、「乳幼児健康相談事業」、「幼稚園健康教育」、「幼児家庭教育学級」、「PTA家庭教育学級」、「地域自殺対策強化事業」など、それぞれの年代に応じて、一貫した「生命と性」の健康教育を行います。	健康支援課 公民館 幼稚園・保育所・こども園 保健体育安全課 あじさい療育支援センター
44 福祉教育の推進	◆社会福祉協議会と連携を図り、福祉教育やボランティア活動に取り組んでいきます。 ◆勤労精神やボランティア精神を養う体験的な活動を経験するため、中学生の地域美化活動等への参加を推進します。	指導課
45 国際交流推進事業の実施	◆習志野市国際交流協会への支援を通し、市民の国籍を超えた人々との共生意識の大切さを醸成するとともに、外国人居住者に対する支援を実施し、日本人と外国人が共に安心して暮らせるまちを実現します。	協働政策課

第4章 基本施策

(1-2) こどもが健やかでたくましく成長できる教育・保育環境の充実



<①教育・保育の環境整備の推進>

事業名	事業の概要	担当課
46 こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編	◆市立幼稚園及び保育所は、こども園への統合・閉園、私立化を検討し、再編を図ります。 ◆再編対象施設の入所者・入所予定者の保護者に対し、再編に係る事項について情報提供を行い、円滑な移行を推進します。	こども政策課 こども保育課
47 教育・保育施設、小規模保育事業所の充実	◆開発に伴う保育需要の増加に対し、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な施設整備を行います。 ◆民間事業者の活用も含め、適切な教育・保育を提供します。 ◆新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、相談・助言や小規模保育などの連携施設のあっせん等を実施します。	こども政策課 こども保育課
48 教育・保育施設補修整備の推進	◆安全で安心な教育・保育環境を保持するため、教育・保育施設の施設整備、改修を計画的に推進します。	こども政策課
49 保育者の配置充実	◆保育所・こども園において、手厚い保育を実施するため、国基準を超えた保育士配置を促進します。 ◆国の保育士配置基準の改正に合わせ、市配置基準の見直しを図り、順次対応していきます。	こども保育課
50 保育人材の確保と働きやすい環境の整備	◆保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じること、こどもを安心して育てることができる環境整備を行います。 ◆私立施設で勤務する保育士等に対し、適切な補助金の交付を通じ、就業継続及び離職防止を図り、保育士等が働きやすい環境を整備します。	こども保育課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
51 放課後児童会の運営	◆各放課後児童会において、小学校1年生から6年生までの児童を受け入れます。 ◆児童の受け入れのため、小学校の余裕教室を活用するほか、必要な施設整備を進めます。 ◆特別な支援を要する児童がいる放課後児童会には、職員を加配します。 ◆放課後児童支援員等を確保し、安定的な放課後児童会運営を図るため、計画的に業務委託を実施します。 ◆放課後児童会の入会申請など、保護者が提出する申請書類について、電子申請を活用します。 ◆放課後児童育成料及び放課後児童会利用者おやつ代の納付方法について、拡充を図ります。	児童育成課
52 小・中・高等学校施設の整備	◆学校施設再生計画に基づき、学校施設の大規模改修、長寿命化、改築等を行い、安全で潤いのある教育環境の整備を行います。 ◆市立小・中・高等学校の体育館等への空調整備を行い教育環境の向上を目指します。	教育総務課 習志野高等学校

<②教育・保育活動などの充実>

事業名	事業の概要	担当課
53 「食育」の推進	◆親子を対象にした適切な食生活習慣を学ぶ講座、調理実習などを開催し、家庭における「食育」を推進します。 ◆幼稚園・保育所・こども園・学校教育全体の中で、食に関する指導を実施し、健全で豊かな食生活を送るために必要な力が身につくような指導を実施します。 ◆中学校区地域保健連絡会などを通して、幼稚園・保育所・こども園・学校との連携を図り、発達段階に応じた食育を実施します。	こども保育課 幼稚園・保育所・こども園 あじさい療育支援センター 保健体育安全課 公民館
54 自然体験活動・宿泊学習の推進	◆市外施設を活用した自然体験活動・宿泊学習を実施します。	こども保育課 指導課
55 学校健康教育の推進	◆思春期のこどもの心身の健康教育、特に体力向上や健康安全教育（エイズ・自然災害・交通災害・喫煙・薬物乱用・食育など）について指導を行います。 ◆水泳授業における水中での安全に関する知識、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を身に付けるための取り組みを進めていきます。	保健体育安全課 習志野高等学校

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
56 ICT教育の充実	◆ICTを活用した学習の周知、推進をしていきます。 ◆適切なネットワークの整備を行っていきます。 ◆タブレット端末の学校内外における効果的な活用に取り組んでいきます。 ◆タブレット端末の持ち帰りに合わせ、学習用具の持ち帰りについて見直しをしていきます。	総合教育センター 指導課
57 外国語・国際教育の充実	◆外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養う等、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。 ◆総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。	指導課
58 環境教育の推進	◆脱炭素をはじめとする地球温暖化対策、生物多様性への対応、循環型社会の推進などの環境教育に取り組んでいきます。この取り組みにあたっては、環境学習の拠点として、谷津干潟自然観察センターやクリーンセンターなどの施設を活用していきます。	谷津干潟自然観察センター 環境政策課 クリーンセンター クリーン推進課

事業名	事業の概要	担当課
59 個に応じた多様な指導の充実	◆学校訪問などで授業研究を実施した際、個に応じた指導方法・学習形態の在り方に関して研究・協議を行い、わかる授業についてユニバーサルデザインの観点からと合理的配慮の観点から、きめ細かな指導をします。 ◆少人数指導による積極的な活動により、きめ細かな指導をします。 ◆日本語での学校生活に困難のある児童・生徒に対し、在籍する学校（園）の要請に基づき、言語・文化指導者の派遣を行います。 ◆日本語での学校生活に困難のある児童・生徒・保護者に向けて、袖ヶ浦西小学校にある日本語指導教室の周知に努め、きめ細やかな日本語指導の充実に努めます。 ◆関係機関、団体等と連携し、日本語での学校生活に困難のある児童・生徒の保護者への支援体制整備に努めます。 ◆国の学力調査の結果を基に課題を探り、課題に応じた授業のあり方や、実践事例を各小中学校に提供していきます。 ◆ICTを活用した学習の周知、推進をしていきます。 ◆習志野高等学校において選択授業の充実や大学との連携を推進し、個別の進路実現に向けた細やかな指導を行っていきます。 ◆個別のニーズに応じた柔軟なサポートを推進し、市内全域から通える小規模特認校制や一部学区境界等の地域において通学する学校を選択できる弾力化区域等の周知をしていきます。	指導課・ 総合教育センター 学務課 習志野高等学校
60 子どもの読書活動の推進	◆こどもたちの読書活動をより推進するために、習志野市子どもの読書活動推進計画に基づき、行政や教育・福祉・保健関係者、地域住民やNPO、ボランティア、事業者などが連携・協力し、それぞれの役割の中で様々な事業に取り組みます。 ◆学校図書館・学校司書の積極的な活用をしていきます。学校図書がもつ3つの機能「読書センター・学習センター・情報センター」を発揮するように、学校図書館の整備と資料の充実に努め、児童・生徒の思考力・表現力・判断力等の育成を高め、情報活用能力を育てていきます。	社会教育課 公民館・図書館 指導課 こども保育課 子育てサービス課 他関係各課、各施設

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
61 伝統文化・芸術文化に触れ合う機会の提供	◆公民館で活動するサークル・団体等と協働し、子どもたちが日本の伝統文化を体験しながら学ぶ講座・事業の充実を図るとともに、関係機関と連携し生の芸術文化に触れる機会の創出を図ります。 ◆公民館が主催する育児講座やイベント等において、乳幼児親子が芸術文化に触れる「アートスタート」の取り組みを行います。 ◆文化庁事業「伝統文化親子教室」を習志野市芸術文化協会所属団体が主催で実施する際の開催支援を行います。 ◆こどもの情操教育の観点から、学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業を推進します。	社会教育課 公民館 指導課
62 スポーツ教室の開催	◆スポーツ施設などで児童を対象としたスポーツ教室を定期的に開催します。	生涯スポーツ課
63 科学教育の振興	◆本市児童・生徒の旺盛な学ぶ意欲に応じるための場の一環として、総合教育センター（ドーム館）などを活用し、科学的分野を中心に、様々な学習体験ができる「わくわく学びランド」を実施します。	総合教育センター
64 乳幼児教育の向上（保育一元カリキュラム）	◆幼稚園・保育所・こども園の教諭・保育士などを対象とした、理論研修・実技研修を開催し、こどもの育ちと育ち合いを大切にしたい乳幼児教育の向上に努めます。	こども保育課 幼稚園・保育所・こども園 あじさい療育支援センター
65 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進	◆幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携して、保育・授業参観、合同研修会、相互職場交流研修、園児・児童の交流学習などを開催し、相互の連携に努めます。 ◆幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携して、接続期カリキュラムを編成、実施、評価し、幼児教育と小学校教育との滑らかな接続に努めます。 ◆習志野市接続期カリキュラムを見直し、幼児の育ちと互いの教育内容の理解に努め、より滑らかな接続となるよう、さらなる連携を図ります。	幼稚園・保育所・こども園 こども保育課 指導課
66 開かれた学校づくりの推進	◆すべての市立小・中・高等学校（全 24 校）で、地域とともに開かれた学校づくりを推進します。	指導課 習志野高等学校

2

家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

(2-1) 安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の充実



<①こどもと親の健康支援の推進>

事業名	事業の概要	担当課
67 妊娠届出から始まる切れ目ない支援の充実（母子健康手帳の交付・こんにちは赤ちゃん・産後ケア事業他）	◆妊娠届出時に必ず看護職が妊婦やパートナーと面接し、母子健康手帳を交付します。すべての対象者に対して妊娠8か月相談支援、こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問・母子保健推進員訪問）、産後サポート電話相談、産後ケア事業、健康相談、健康診査などを通して、身近に相談できる機会を提供し、年齢や国籍、障がいなど個々の状況に応じた情報の提供を行うことにより、妊娠中から就学時までの切れ目ない母子健康支援を行います。 ◆安心して妊娠・出産子育てに臨めるように、ママ・パパになるための学級を開催します。また、妊婦及びその家族を対象に助産師によるオンライン・電話相談を実施します。	健康支援課
68 乳幼児に対する健康相談・健康教育の充実	◆こどもの発育・発達にあわせた生活リズムの啓発や生涯を通じた健康づくり、ライフサイクルにあわせた「からだ・心・歯の健康」の保持増進を目的とした、こどもとその家族への健康教育にも力を入れていきます。	健康支援課
69 健康診査の充実（妊婦健診・乳幼児健診）	◆定期的な妊婦健診を動機づけることにより、安全で安心な分娩と児の出産を支援するため、妊婦健康診査と妊婦歯科健康診査の費用助成を行います。また、新たに産婦健康診査及び1か月児健康診査の費用助成を行います。 ◆乳幼児期の健康診査では、発育・発達状況を確認し、課題を早期発見し、適切な支援機関につなげます。1歳6か月児・3歳児健康診査は、集団健診方式で保護者と心身の発育・発達を確認し、課題や不安について、歯科医師、心理職、言語聴覚士、保健師、栄養士、歯科衛生士など複数の専門職が対応し、医師の診察については、個別受診（医療機関）の機会を設けます。また、新たに就学前に5歳児健康診査を実施します。	健康支援課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
70 予防接種の充実	◆感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、「予防接種法」に基づく定期予防接種を行います。	健康支援課
71 多胎児支援の充実	◆1歳未満の多胎児がいる家庭に対し、家事・育児等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施します。 ◆妊婦健診の費用助成を通常妊娠の場合より、5回分追加します。 ◆多胎ピアサポートとして、交流会の実施や相談支援を行います。	こども家庭課 健康支援課
72 未熟児養育医療費の給付及び低体重児出生届の受理による保健指導の充実	◆出生時体重が2,000g以下、または、身体発育が未熟なまま出生し、入院養育を必要とする未熟児に、医療の給付を行うとともに、早期に母子保健活動の中で支援していきます。	健康支援課
73 発育・発達に課題がある児の早期発見・早期支援	◆発育・発達などの課題を早期に発見し適切な支援機関につなげます。 ◆保護者の気持ちを受け止め、不安解消につながる相談支援体制の充実を図ります。	健康支援課 こども家庭課 ひまわり発達相談センター あじさい療育支援センター 他関係各課
74 小児救急医療体制の整備、充実	◆夜間や休日における一次・二次診療は、習志野市医師会などの関係機関の協力を得るとともに、近隣市の医療機関と連携しながら対応しております。今後も引き続き、関係機関の協力を得ながら体制整備を図っていきます。 ◆小児が急病時に受け入れられる診療体制の充実に向けて、千葉県が医療法に基づき策定する千葉県保健医療計画の進捗状況を注視し、解決策について考えていきます。	健康支援課
75 歯と口腔の健康づくりの推進	◆全身の健康につながる、歯と口腔の健康づくりに必要な力が身につくよう、情報提供や支援を行います。 ◆永久歯のむし歯予防、健康格差の縮小をめざし、全市立小中学校でのフッ化物洗口を実施します。	健康支援課 幼稚園・保育所・こども園 あじさい療育支援センター 保健体育安全課 等
76 健康的な食習慣の確立と食育の推進	◆健康教育や健康相談、健康診査を通じて、望ましい食生活習慣の確立と食育の推進を図ります。	健康支援課

事業名	事業の概要	担当課
77 男女共同参画による子育て意識の啓発	◆「ママ・パパになるための学級」で、両親の役割を考えるきっかけづくりをします。 ◆妊娠、出産、子育てのための情報を盛り込んだパンフレットの配布など、両親が育児を担えるような支援を行います。	健康支援課 子育てサービス課
78 中学校区地域保健連絡会の推進	◆中学校区ごとに実施している地域保健連絡会において、思春期保健事業としてプレコンセプションケアの推進を図ります。また、幼稚園、保育所・こども園・小学校・中学校・高校・公民館などの関係職員が連携を強化し、保護者や習志野健康福祉センター等、外部関係機関との連絡調整を行いながら、こどもの発育・発達に応じた健康づくりに取り組む体制づくりを進めていきます。	健康支援課 保健体育安全課 他関係各課

＜②子育て家庭に対する相談支援の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
79 家庭児童相談の充実	◆こども家庭センターにおいて、子育てに関するあらゆる相談に対し、個々の家庭の状況に配慮したきめ細やかな対応を行います。	こども家庭課
80 子育て支援コンシェルジュの充実	◆子育て支援にかかわる認定講座を修了した「子育て支援コンシェルジュ」をこどもセンター・きらっこルーム・こども部窓口配置し、妊娠中から子育て期へと、丁寧に子育てにかかわる切れ目のない相談支援を行います。関係機関につなげる等、地域で安心して子育てができるよう支援に努めます。	子育てサービス課 こども保育課
81 ひとり親家庭自立支援員による相談の実施	◆母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭を対象に、生活一般、就業、児童の養育などについての相談に応じ、自立に向けて必要な支援を行います。 ◆「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭、寡婦を対象に、事業資金などの福祉資金の貸付相談を行います。	子育てサービス課

第4章 基本施策

＜③特別な配慮が必要なこどもに対する支援の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
82 特別児童扶養手当 などの支給	◆「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護・養育している方に、手当を支給します。 ◆常時介護を必要とする在宅の重度の障がいがある20歳未満の児童本人に対し、手当を支給します。	障がい福祉課
83 補装具・日常生活 用具の給付	◆障がいを補うために、補聴器、装具、車椅子などの補装具費を支給や、日常生活をサポートするために手すり、スロープ、入浴補助用具などを給付します。	障がい福祉課
84 重度心身障害児医 療費の助成	◆重度心身障害児を対象に、医療費の一部を助成します。	障がい福祉課
85 福祉タクシー運賃の 助成	◆一定の要件に該当する障がい児に対し、タクシー利用費用の一部を助成します。	障がい福祉課
86 難病患者見舞金事 業の実施	◆難病の患者に対する医療等に関する法律等による医療費助成の認定を受け、受給者証を取得した患者または保護者に対して入院又は通院に係る見舞金を支給します。	健康福祉政策課
87 特別支援教育就学 奨励費の補助	◆特別支援教育を受ける児童・生徒を養育する世帯を対象に就学奨励費を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。	学務課
88 個別の状況に応じ た継続的な発達支 援の充実	◆成長・発達に関する総合的な相談を一人ひとりのニーズに応じて進めていくために、本人と保護者の気持ちを受けとめることを大切に、個々の力を育むために、専門的な観点から支援を行います。 ◆支援者間の確実な引継ぎ及び関係機関との密な連携を図り、乳幼児期から成人に至るまで切れ目のない支援を実施するために、各種支援計画やライフサポートファイルの活用を推進します。 ◆幼稚園・保育所（園）・こども園などに出向き、生活場面におけるこどもの育ち及びこども同士の育ち合いに寄り添う保育者と保護者を支援する巡回相談を行います。 ◆発達支援に関する研修を充実・強化し、職員の資質向上を図ります。 ◆こどもの育ちや子育てなどに心配のある保護者同士が思いを分かち合い、支え合える関係性でつながれるよう仲間づくりの場をつくります。	ひまわり発達相談センター こども家庭課 こども保育課 幼稚園・保育所・こども園 あじさい療育支援センター 指導課 総合教育センター 他関係各課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
89 発達支援施策の充実	◆関係機関との連携に努め、ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、発達支援のネットワークや取り組みの充実を図るとともに、市民協働で発達支援施策の推進を図っていきます。	ひまわり発達相談センター 障がい福祉課 こども保育課 幼稚園・保育所・こども園 あじさい療育支援センター 指導課
90 療育と家庭支援、相談支援の充実	◆知的または発達に障がいや課題のある児童に、基本的な生活習慣の確立と社会生活への適応性を高めるため、保護者と連携を図りながら療育を行います。 ◆肢体などに障がいや課題のある児童に、療育や肢体などの運動機能支援・生活動作支援を行い、児童とその家族を支援します。 ◆民間事業者と連携し、支援の充実を図っていきます。 ◆日常生活全般に関する相談や情報提供、サービス等利用計画の作成及び、継続的なモニタリングによる相談支援を行います。	あじさい療育支援センター
91 障害福祉サービス、地域生活支援事業の利用促進	◆地域で安心して生活できるようになるための支援の一環として、家庭において障がい児を一時的に介護できない時に、施設などでの預かりや、活動の場の提供などにより、見守りや社会に適應する訓練などを行うサービス環境の整備を促進します。	障がい福祉課 ひまわり発達相談センター
92 障がい児通所支援の利用促進	◆日常生活に必要な生活習慣や社会性、コミュニケーション能力を身に付けるための、障がい児を対象とした療育や訓練などを受けることができる施設の周知及び利用の促進をすることにより、子育てを支援していきます。	障がい福祉課 ひまわり発達相談センター
93 共に育ち合う保育の充実	◆より支援の必要性が高いこどもに対しては、職員を加配し、個々に応じた支援を行うことで、集団の中で自己発揮ができるようにするとともに、学級の中でこども同士が学び合い、育ち合う保育を行います。	こども保育課
94 相談支援事業の充実	◆障がいのある児童、家族、関係機関などに対して相談及び情報提供、社会参加の促進などの支援を行います。	障がい福祉課

第4章 基本施策

<④子育てに希望を持てる支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
95 結婚・婚活支援事業の実施	◆結婚や出産については、個人の考え方や価値観に関わるとともに、課題が多岐にわたるため、継続して課題の整理や分析を行いながら取り組んでいく必要があり、市単独で事業を進めるだけでは根本的な解決は難しいことから、千葉県や他市町村と連携し、必要な結婚・婚活支援事業を展開していきます。 ◆事業の展開にあたっては、次期基本構想等の策定にあたって実施した市民意識調査と大学生意識調査における、結婚支援について市に求める施策等の調査結果を基に、必要とされる施策や効果的な施策について検討し、取り組んでいきます。	総合政策課
96 子育て世帯等の居住促進	◆子育て世帯が親元の近くに住むことで、両者が相互に支え合える生活を実現するため、子育て世帯の市内での住宅取得を促進させる施策として住宅取得に係る登記費用の一部を助成します。	住宅課
97 子育て情報の提供	◆本市の子育て支援の特色をよりわかりやすく発信し、子育て家庭の定住促進を図ります。 ◆子育てに関する情報について、わかりやすい紙面や冊子、ホームページ等を作成し、妊娠中から子育て期にあわせた必要な子育て情報を提供します。 ◆生後2か月頃、母子保健推進員がすべてのご家庭に子育てに関する情報の入った「すこやか習志野っ子ファイル」をお届けします。 ◆スマートフォンを活用した子育てについての情報提供を行います。 ◆広報、ホームページ、パンフレットを通じて、支援が必要なお子さんの子育て情報や相談窓口情報を提供します。	こども政策課 子育てサービス課 健康支援課 ひまわり発達相談センター
98 認可保育施設の利用に係る条件等の見直し	◆認可保育施設の利用にあたり設けている条件等のうち、本市が定めているものについて、公平性や透明性を確保しつつ見直しを進めます。	こども保育課

(2-2) すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実



<①多様なニーズに応える保育サービスの推進>

事業名	事業の概要	担当課
99 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	◆生後6カ月から満3歳未満の未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施します。	こども保育課 こども政策課
100 保育サービスの充実	◆市立保育所・こども園・幼稚園において、保育ICTシステムやオムツのサブスクリプション等を利用し、保育サービスの充実を図ります。 ◆ICTを活用したこどもの安全確保、保護者の利便性の向上に資する取り組みを推進します。 ◆音声翻訳機や翻訳アプリを活用し、外国籍のこども・保護者が安心して施設で過ごしたり利用したりできる支援の充実に努めます。	こども保育課
101 延長保育・一時預かり・休日保育の充実	◆延長保育・一時預かり・休日保育など、多様な保育サービスの充実を、民間事業者を活用しながら、推進します。 ◆令和7年4月に開園する藤崎こども園において、一時預かり事業を実施し、利用枠の拡大を図ります。 ◆市立施設での一時預かり(一般型、幼稚園型)の非定型・私的の予約について、LINEによる予約を可能とするほか、引き続き利用者の利便性の向上に努めます。	こども政策課 こども保育課
102 子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施	◆保護者の疾病や疲労などの理由により、家庭において養育が一時的に困難な場合に、市が委託する施設において、一定期間必要な養育、保護を行います。	こども家庭課
103 病児・病後児保育の充実	◆こどもが病気の時に、家庭の事情や仕事の都合などで保育が困難な場合において、医療機関に付設された市内2か所の施設で保育を実施します。なお、令和7年4月現在、1か所休室中のため、早期再開に向けて協議し、利便性の向上に努めます。 ◆保育中に、突発的に体調不良となった児童に対し、降所するまでの間、保育所等にて保健的な対応等を含めた保育を実施します。	子育てサービス課 こども保育課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
104 ファミリー・サポート・センターの充実	◆育児・家事支援、ショートステイ、こどもセンター・きらっ子ルームで一時的預かりを実施し、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。 ◆利用会員のニーズに対応できるよう、提供会員などの確保に努めるとともに、手続きの電子化等について先進事例を研究します。	子育てサービス課
105 公民館の託児付き成人講座の実施	◆公民館で実施する成人向け講座に託児を設けます。	公民館

<②子育て家庭の経済的支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
106 妊婦のための支援給付	◆妊娠届出や出生届出を行った妊婦に、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用にかかる負担を軽減するための給付金を支給します。(妊婦等包括相談支援事業と合わせて実施)	健康支援課
107 児童手当の支給	◆18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(高校生相当年齢まで)の児童を養育している父母などに手当を支給します。	子育てサービス課
108 子どもの医療費などの助成	◆18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(高校生相当年齢まで)のこどもの保険診療にかかる医療費などの一部または全部を助成します。	子育てサービス課
109 利用者負担額(保育料)軽減対象範囲の見直し	◆認可保育施設の利用にあたり必要となる利用者負担額(保育料)について、複数のこどもがいる世帯については、国の制度に基づき、小学校就学前のこどもの人数に応じて第2子は半額、第3子以降は無料とする、いわゆる「多子軽減」を行っています。この多子軽減について対象範囲の見直しを検討します。	こども保育課
110 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	◆保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用などを助成します。	こども保育課
111 子育てのための施設など利用給付の円滑な実施	◆子育てのための施設など利用給付に合わせて、私立幼稚園の副食費助成対象者に主食費を助成します。その他、給付手続きの負担軽減を図っていきます。	こども保育課
112 多様な集団活動利用支援事業の実施	◆幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、職員配置基準などの要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料の一部を助成します。	こども保育課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
113 就学援助費・育英資金の支給	◆経済的理由によって就学することが困難な児童・生徒に対し、就学援助費(小・中学校)又は育英資金(高等学校)を支給します。	学務課
114 入学資金の給付	◆中学校3年生を子に持つ経済的に困窮する保護者に対し、高等学校等入学に係る費用の一部を給付し、支援を行うことで、教育の機会均等が図られるようにする。	学務課
115 小中学校教育費の負担軽減	◆教育費に係る保護者の負担軽減を図るため、小中学校の教育活動で使用する教材・教具等について、共用品化、デジタル学習教材の使用拡大を推進します。さらに、保護者の負担軽減につながる方策を検討します。 ◆修学旅行や校外学習の内容についての見直しを図ります。 ◆制服や体操服等準備のための経済的負担軽減として、各学校、地域等の実態に応じてリユースを含めた活用を推進します。	教育総務課 学務課 指導課
116 学校給食費の負担軽減	◆千葉県の補助制度活用により、第3子以降の児童及び生徒に係る学校給食費の全額を補助します。また、学校給食費補助の拡大について、財源確保を踏まえ検討します。	保健体育安全課
117 こどもの受験料・模擬試験料補助(こどもの生活・学習支援)事業の実施	◆こどもの貧困対策として、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対し大学等の受験料等の補助を行うことで、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しします。	子育てサービス課
118 ひとり親の養育費確保支援	◆養育費の取り決めに係る公証人手数料及び家庭裁判所への調停申し立て、または裁判に要する費用の一部を支給します。	子育てサービス課
119 児童扶養手当の支給	◆父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(心身に基準以上の障がいがある場合は、20歳に達する前日まで)の児童を養育しているひとり親家庭などの父母などに手当を支給します。	子育てサービス課
120 ひとり親家庭などへの医療費などの助成	◆18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(心身に基準以上の障がいがある場合は、20歳に達する前日まで)の児童を養育するひとり親家庭などの父母などの保険診療による医療費などの一部または全部を助成します。	子育てサービス課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
121 ひとり親家庭への各種利用料などの軽減	◆ひとり親の就労支援及び育児負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部を助成します。 ◆母子家庭世帯または父子家庭世帯であって、18歳未満の者を扶養している方及びその者に扶養されている18歳未満の方は、市営駐輪場の年間利用整理手数料を免除します。	子育てサービス課 防犯安全課
122 ひとり親家庭への就労支援	◆就労に必要な知識や技能の習得による、ひとり親の経済的な自立を支援するため、教育訓練講座の受講費用の一部や、高等職業訓練促進給付金などを支給します。 ◆ひとり親家庭の就労に資するため、ハローワーク船橋と連携し、子育てサービス課窓口において出張ハローワークを開催します。	子育てサービス課

<③家庭教育の支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
123 ブックスタート事業の充実	◆生後4か月のこどもを対象に、4か月児健康相談終了後、読み聞かせの大切さを伝え、絵本とコットンバッグをお渡しします。 ◆誕生記念として特別にデザインした図書館カードを、ブックリストとともに新生児に配付し、登録を促進します。	子育てサービス課 図書館
124 育児講座などの充実	◆公民館で乳幼児を持つ親を対象に、乳幼児の健康や遊び、心理、心と体の発達、一人ひとり違うこどもの育ち等、子育てに関する講座を実施し親同士がつながる機会をつくります。実施にあたっては、土日開催等について検討します。 ◆こどもセンター等の利用者を対象に、子育てに関する学習会や子育て座談会などを開催し、親にとっての学びやくつろぎ、親同士の語り合いの場などを提供します。	公民館 子育てサービス課
125 幼児家庭教育学級の充実	◆公民館で3歳児の親を対象に、様々な角度から子育てに関する講座を実施します。実施にあたっては、土日開催等について検討します。	公民館
126 PTA家庭教育学級の充実	◆PTA会員を対象に、家庭教育の重要性、幼少年期の発達課題、学校や地域との関係など、家庭教育の諸問題や親の対応について学習します。	公民館

3 地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

(3-1) 地域における子育て・子育て支援拠点の充実



<① 地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進>

事業名	事業の概要	担当課
127 放課後子供教室の実施	◆放課後などにすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などの機会を提供する放課後子供教室を整備します。 ◆地域の実情に応じ、小学校等の余裕教室や特別教室、体育館、運動場などの活用を図りながら、放課後児童会の児童も活動に参加することができる校内交流型にて事業を実施し、施設整備や職員間の連携を行います。 ◆高学年（5～6年生）も楽しんで参加できるよう、高学年向けのプログラムの実施、遊具、書籍の充実など成長段階に応じた運営を行います。	社会教育課 児童育成課
128 子どもの部屋（放課後対応事業）の実施 129 こどもスペースの開放とプレーパーク等の実施	◆公民館の空いている部屋を利用し、こどもたち誰もが安全・安心な放課後を過ごせるようこどもの居場所を確保します。 生涯学習複合施設「プラッツ習志野」において ◆こどもたちの遊びの場や学習の場として、こどもスペースを開放します。 ◆こどもたち自身で自由な遊び場を作るプレーパークを実施します。	公民館 社会教育課
130 多様な放課後の居場所の充実	◆谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保、実籾コミュニティホールの管理運営に係る取り組みの中で、各施設の未使用の諸室等を活用し、学習や読書ができるスペースとして開放します。 ◆その他社会教育施設の管理運営の取り組みの中で、ロビー等を活用し、学習や読書ができるスペースとして提供します。	協働政策課 社会教育課 公民館

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
131 こども・若者スペースの設置	◆(仮称)新総合教育センター再整備において、複合施設内に子育て世代が気軽に使え、安心して過ごせるこどもスペースを新たに設置するとともに、午後5時以降は若者スペースとして切り替え、学習やワーキングスペースとして利用できる安全・安心な居場所としての活用を検討します。	社会教育課 総合教育センター
132 学校体育施設の開放	◆土曜日・日曜日・祝日の市内小学校の校庭・体育館を開放することで、あらゆるこどもたちがスポーツや運動などを行う場や機会を提供します。	生涯スポーツ課
133 子ども食堂の運営支援	◆市内で子ども食堂を運営する団体と「習志野子ども食堂ネットワーク」への各種情報提供や、活動内容の情報発信等の運営支援を行い、地域の力で地域のこどもや子育て家庭を育む居場所づくりを推進します。	こども政策課
134 子ども講座の充実	◆学校が休みの土曜日・日曜日や長期休業日に、親子、異年齢の様々なこどもとのふれあいや豊かな心を育てることを目的として実施している、子ども講座について、定員の拡大検討などを含め、充実を図ります。	公民館

<② 地域における子育て家庭の拠点づくりの充実>

事業名	事業の概要	担当課
135 地域子育て支援拠点事業(こどもセンター等)の充実	◆就学前のこどもと親が自由に遊び交流する場として、子育てに関する情報提供や学習会などを実施します。また、土曜日と日曜日に開館することで、保護者の育児を支援します。 ◆地域で安心して子育てができるよう、「子育て支援コンシェルジュ」による相談の充実に努めます。	子育てサービス課 こども保育課
136 保育所・こども園における地域開放活動の充実	◆こども同士のふれあい、保護者同士の交流、育児情報の提供の場として、保育所・こども園を地域に開放します。	保育所・こども園 こども保育課
137 幼稚園・こども園における子育てふれあい広場の充実	◆親子、親同士、こども同士、園児との交流、遊びの紹介、子育て相談などの場として、幼稚園・こども園を地域に開放します。	幼稚園・こども園 こども保育課

(3-2) 地域における多様なネットワークの活用と充実



<① 世代間交流の充実>

事業名	事業の概要	担当課
138 余裕教室の有効活用	◆余裕教室の活用は、学校運営面から一義的には各学校が活用を検討します。その活用状況を踏まえ、支障がない範囲で他の用途的利用を学校と協議の上実施します。	教育総務課
139 地域学校協働活動の推進	◆地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えるため、地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動を推進します。 ◆各学校の地域の特色を生かして、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、地域・家庭の優れた人材を授業に活用したりして、協働した学習の取り組みを行うことにより、児童・生徒の学びを豊かなものにし、地域の風がいきかうあたたかい学びを創造する中で、人間関係形成能力を育んでいきます。	社会教育課 指導課
140 地域参加型学校行事の推進	◆学校行事に保護者・地域の高齢者などを招待し、地域との連帯意識を育み、人間性豊かな児童・生徒を育成します。	指導課
141 中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の充実	◆中学校家庭科、総合的な学習の時間などの授業の一環として中学生と幼稚園児や保育所児、こども園児との交流を実践します。	幼稚園・保育所・こども園 指導課

<②地域の人材を活かす活動の充実>

事業名	事業の概要	担当課
142 青少年健全育成の推進	◆育成団体の事業を支援するとともに、団体間の連携を図るため、情報共有の場を提供し青少年の健全育成を推進します。 ◆青少年育成団体連絡協議会が運営する子ども広場の活動を補助します。	社会教育課
143 地域の人材の活用	◆こどもセンターやきらっ子ルームで開催する行事などにおいて、地域の方々と交流するとともに、人材を有効に活用します。 ◆公民館主催事業や市民文化祭などでは、こどもたちが参加できるように工夫するほか、大学と連携した講座等の開催やサークル活動の発表などを通じて交流を図ります。	子育てサービス課 こども保育課 こども園 公民館

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
144 子育て支援団体との連携	◆地域での子育て支援を推進するため、子育て支援に様々な形で関わっている団体などと連携し、支援を行います。	子育てサービス課

<③ 地域・企業における次世代支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
145 トップチームやアスリートとの地域交流事業の推進	◆千葉ロッテマリーンズやオービックシーガルズ、阿武松(おうのまつ)部屋によるこども対象の教室やイベント等の開催を支援します。	生涯スポーツ課
146 NPO 法人や育児サークル等への支援	◆親同士の情報交換と育児の仲間づくりを進めるため、場所の提供や NPO 法人や育児サークル等の育成・交流等の支援を行います。	子育てサービス課 公民館 協働政策課
147 プラッツ習志野フューチャーセンターにおける若者活躍支援	◆フューチャーセンターのメンバーシステムであるクリエイターズクラブで、市内に潜在するクリエイターを発掘し、地域を盛り上げる市民活動のプレーヤーとしての活躍を支援します。	社会教育課
148 安心して働ける環境づくり	◆誰もが働くことへの意欲とその能力を発揮し活躍できる環境づくりとして、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図り、働く人やその家族の心身の健康づくりに積極的に取り組みます。 ◆習志野商工会議所や事業者等と連携し、子育てなどによりライフステージに変化があっても離職することなく、本人の希望や状況に応じて働き続けることができる職場環境への支援に努め、多様な働き方が実践されるよう取り組みます。	産業振興課
149 家庭生活と社会生活の両立の推進	◆本業以外の社会貢献活動などにつながる講座や固定的な性別役割分担意識を見直す講座、ワーク・ライフ・バランス等、家庭生活と社会生活の両立に関する講座を開催します。	多様性社会推進課
150 企業における男女共同参画の啓発の実施	◆企業が男女共同参画についての理解を深めるため、国・県・関係機関などが発行するパンフレット等の配布や、習志野商工会議所と連携した周知・啓発を行います。 ◆市内企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを啓発し、子育て支援先端企業認証制度をはじめ、各種表彰・認定・登録制度の周知を図ります。	多様性社会推進課 こども政策課

第5章 必要量と確保方策

I 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、提供体制の確保内容、実施時期を確保方策として示さなければならないとされています。

■子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

■国の区域設定における考え方

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域

本市の総面積は 20.97km²と県内では比較的小さな面積となっているものの、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきました。

交通面では、主要交通である鉄道で5路線7駅が設置され、市内どの地域からも約2kmで駅へ行くことができ、また、京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道 14 号・国道 357 号の国道などが整備されており、交通網が発達しています。

本市における主な区域分けは、16 小学校区、7中学校区、さらに市民と行政の協働によるまちづくりを推進するにあたり 14 のコミュニティを編成しています。

このような中で、前計画と同様、市としても適正な需給調整が可能である「中学校区」を本市の教育・保育提供区域とします。

なお、教育・保育提供区域を越えた広域的な提供体制が必要な事業については、市全域を一つの教育・保育提供区域とし、小学校単位で事業を実施している放課後児童健全育成事業については「小学校区」を教育・保育提供区域とします。

■ 図 1 習志野市の教育・保育提供区域（中学校区）



■表 1 量の見込みと確保方策を定めるべき事業と教育・保育提供区域について

区分	事業の名称	教育・保育 提供区域の数
教育 ・ 保育	教育(1号)	1区域
	保育(2号・3号)	7区域
地域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	延長保育事業	7区域
	放課後児童健全育成事業	16区域
	地域子育て支援拠点事業(こどもセンター等)	7区域
	一時預かり事業 (幼稚園型:1号認定・2号認定)	1区域
	一時預かり事業(幼稚園型以外) (ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童対象))	7区域
	利用者支援事業	1区域
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	1区域
	乳児家庭全戸訪問事業	1区域
	養育支援訪問事業	1区域
	病児保育事業	1区域
	ファミリー・サポート・センター事業(就学児童対象)	1区域
	妊婦健康診査事業	1区域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1区域
	産後ケア事業	1区域
	子育て世帯訪問支援事業	1区域
	児童育成支援拠点事業	1区域
	親子関係形成支援事業	1区域
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園事業)	7区域

2 教育の必要量と確保方策

(1) 教育の必要量と確保方策について

現状

○令和6年度時点では、こども園 11 施設、市立幼稚園 5 施設、私立幼稚園 2 施設が整備されています。

■表2 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

年齢	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
3 歳	必要量(A)	418	398	414	411	404
	確保方策(B)	625	625	625	625	625
	需給差(B-A)	207	227	211	214	221
4 歳	必要量(A)	485	401	380	401	397
	確保方策(B)	1,098	1,098	1,098	888	888
	需給差(B-A)	613	697	718	487	491
5 歳	必要量(A)	554	472	386	366	389
	確保方策(B)	1,098	1,098	1,098	888	888
	需給差(B-A)	544	626	712	522	499
合計	必要量(A)	1,457	1,271	1,180	1,178	1,190
	確保方策(B)	2,821	2,821	2,821	2,401	2,401
	需給差(B-A)	1,364	1,550	1,641	1,223	1,211

確保方策

○現在の整備状況で、必要量を満たす十分な施設が整備されています。

令和7年4月に、市立藤崎幼稚園に保育所機能を加えた藤崎こども園を開園し、4歳児、5歳児の定員を減少します。

令和7年度までを計画期間とする「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」において、市立幼稚園は、集団教育の観点から、将来的に4歳児、5歳児ともに園児数が10人以下となることが見込まれる場合、市立こども園との統合を検討することとしており、市立大久保東幼稚園は、令和6年度末をもって市立大久保こども園と統合します。また、令和9年度末をもって、市立津田沼幼稚園は市立藤崎こども園と、屋敷幼稚園は市立杉の子こども園と統合します。

今後は、市立こども園において、教育機会の確保、特別支援教育、幼児教育の研究、人材育成などの公立施設が果たすべき役割をしっかりと果たしつつ、1号認定こどもの定員のあり方について検討していきます。

また、私立幼稚園のこども園化などについて柔軟な対応を図ります。

■表3 令和6年度時点の整備状況（教育）

<

区域	施設名	種別	開設年度	合計	
第一中学校区	谷津幼稚園	市立幼稚園	既設	210	497
	向山こども園	市立こども園	既設	80	
	第一くるみ幼稚園	私立こども園	既設	207	
第二中学校区	大久保東幼稚園	市立幼稚園	既設	210	452
	大久保こども園	市立こども園	既設	80	
	みのりつくしこども園	私立こども園	既設	60	
	習志野みのり幼稚園	私立こども園	既設	312	
	大久保東幼稚園	市立幼稚園	R7 こども園統合	▲210	
第三中学校区	袖ヶ浦こども園	市立こども園	既設	142	142
第四中学校区	東習志野こども園	市立こども園	既設	140	770
	みもみ幼稚園	私立幼稚園	既設	300	
	ホーリネス幼稚園	私立幼稚園	既設	270	
	ブレーメン実花こども園	私立こども園	既設	60	
第五中学校区	津田沼幼稚園	市立幼稚園	既設	210	350
	藤崎幼稚園	市立幼稚園	既設	140	
	幼保連携型認定こども園青葉幼稚園	私立こども園	既設	270	
	藤崎幼稚園	市立幼稚園	R7 こども園移行	▲140	
	藤崎こども園	市立こども園	R7	80	
	津田沼幼稚園	市立幼稚園	R10 こども園統合	▲210	
第六中学校区	屋敷幼稚園	市立幼稚園	既設	210	130
	杉の子こども園	市立こども園	既設	130	
	屋敷幼稚園	市立幼稚園	R10 こども園統合	▲210	
第七中学校区	新習志野こども園	市立こども園	既設	60	60
計画期間中の確保方策合計				2,401	

3 保育の必要量と確保方策

○保育需要に対する供給施設の区域間調整

- ・ 各教育・保育提供区域における保育需要に対しては、当該区域内の供給施設により対応することが基本となりますが、保護者の通勤経路などの事情により実態としては必ずしも居住している区域内の施設に入所していない状況もあります。
- ・ このような実態などを考慮しながら、供給施設の区域間調整を行うことにより、確保方策の実施に伴い各提供区域において過剰供給となることを抑止します。

■表 4 教育・保育提供区域間で調整を行う施設

施設名	所在区域	供給区域1	供給区域2
キッズガーデン津田沼園	第一中学校区	第一中学校区 (7/10)	第五中学校区 (3/10)
谷津保育所	第一中学校区	第一中学校区 (6/10)	第七中学校区 (4/10)
大久保みのり保育園	第二中学校区	第二中学校区 (7/10)	第六中学校区 (3/10)
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園	第五中学校区	第三中学校区 (2/10)	第五中学校区 (8/10)
菊田みのり保育園	第五中学校区	第三中学校区 (2/10)	第五中学校区 (8/10)
サンライズキッズ保育園津田沼園	第五中学校区	第三中学校区 (3/10)	第五中学校区 (7/10)
青葉保育園	第五中学校区	第五中学校区 (8/10)	第六中学校区 (2/10)
谷津南保育所	第七中学校区	第一中学校区 (4/10)	第七中学校区 (6/10)
新習志野こども園	第七中学校区	第三中学校区 (2/10)	第七中学校区 (8/10)
かすみ保育園	第七中学校区	第三中学校区 (2/10)	第七中学校区 (8/10)
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園	第七中学校区	第三中学校区 (2/10)	第七中学校区 (8/10)
ロゼッタ保育園	第七中学校区	第三中学校区 (3/10)	第七中学校区 (7/10)

(1) 市全域

現状

○令和6年度時点では、保育所 24 施設、こども園 11 施設、小規模保育事業所 11 施設が整備されています。

○また、認可外保育施設が 1 施設あります。

■表 5 年度別「必要量」と「確保方策」について

＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0 歳児 (3号認定)	必要量 (A)	245	246	249	250	253
	確保方策 (B)	359	362	362	362	371
	認可外保育施設含む	359	362	362	362	371
	需給差 (B-A)	114	116	113	112	118
	認可外保育施設含む	114	116	113	112	118
1 歳児 (3号認定)	必要量 (A)	626	632	625	626	623
	確保方策 (B)	629	632	632	632	656
	認可外保育施設含む	629	632	632	632	656
	需給差 (B-A)	3	0	7	6	33
	認可外保育施設含む	3	0	7	6	33
2 歳児 (3号認定)	必要量 (A)	710	684	680	677	680
	確保方策 (B)	739	744	744	744	768
	認可外保育施設含む	746	751	751	751	775
	需給差 (B-A)	29	60	64	67	88
	認可外保育施設含む	36	67	71	74	95
3～5 歳児 (2号認定)	必要量 (A)	2,321	2,310	2,292	2,240	2,217
	確保方策 (B)	2,512	2,525	2,525	2,525	2,600
	認可外保育施設含む	2,533	2,546	2,546	2,546	2,621
	需給差 (B-A)	191	215	233	285	383
	認可外保育施設含む	212	236	254	306	404
合計	必要量 (A)	3,902	3,872	3,846	3,793	3,773
	確保方策 (B)	4,239	4,263	4,263	4,263	4,395
	認可外保育施設含む	4,267	4,291	4,291	4,291	4,423
	需給差 (B-A)	337	391	417	470	622
	認可外保育施設含む	365	419	445	498	650

第5章 必要量と確保方策

確保方策

- 令和7年4月に市立藤崎こども園を開園するとともに、市立藤崎保育所を私立化し、藤崎みつばし保育園として定員を増加させ開園します。これに加え、既存施設における定員の増加や弾力化による受入れ等により、待機児童は解消されるものと想定しています。
- 鷺沼特定土地区画整理事業の「まちびらき」が令和10年度末に予定されており、当該地区の保育需要が増大することが見込まれています。そのため、計画期間中である令和11年度には、1か所の認可保育所を整備し対応します。それ以降の対応については、将来的な就学前人口の減少を見据え、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な規模の施設整備を行い対応していきます。

(2) 第一中学校区

現状

○令和6年度時点では保育所 10 施設、こども園2施設、小規模保育事業所5施設が整備されています。

■表 6 年度別「必要量」と「確保方策」について

＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0 歳児 (3号認定)	必要量(A)	59	58	55	54	51
	確保方策(B)	105	105	105	105	105
	需給差(B-A)	46	47	50	51	54
1 歳児 (3号認定)	必要量(A)	222	174	166	159	152
	確保方策(B)	217	217	217	217	217
	需給差(B-A)	▲5	43	51	58	65
2 歳児 (3号認定)	必要量(A)	252	241	189	178	172
	確保方策(B)	254	254	254	254	254
	需給差(B-A)	2	13	65	76	82
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	788	778	793	724	646
	確保方策(B)	785	785	785	785	785
	需給差(B-A)	▲3	7	▲8	61	139
合計	必要量(A)	1,321	1,251	1,203	1,115	1,021
	確保方策(B)	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
	需給差(B-A)	40	110	158	246	340

第5章 必要量と確保方策

確保方策

○一部の認定区分で若干の需給差が生じる年度もありますが、定員の弾力化や他の中学校区で補うこと等により、待機児童は発生しないものと想定しています。

○当該中学校区は、JR津田沼駅への通勤経路にあり、他の中学校区からの利用が見込まれることから、需給差が生じる他中学校区の保育需要を受け止めることを想定しています。

■表 7 第一中学校区の整備予定（2号・3号認定）

＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
アスクかなでのもり保育園	保育所	既設	80
谷津保育所(6/10)		既設	66
谷津南保育所(4/10)		既設	64
アスクかなでのもり第二保育園		既設	120
キッズガーデン奏の杜園		既設	120
谷津みのり保育園		既設	138
そらまめ保育園 かなでの杜		既設	150
京進のほいくえんHOPPA津田沼ザ・タワー		既設	96
そらまめ保育園 津田沼駅前		既設	140
クニナ奏の杜保育園		既設	70
キッズガーデン津田沼園(7/10)		既設	67
サンライズキッズ保育園奏の杜園	小規模保育 事業所	既設	18
杜の子保育園		既設	19
サンライズキッズ保育園谷津園		既設	15
みらいつむぎ谷津保育園		既設	19
ひまわり保育園 Sola		既設	19
向山こども園	こども園	既設	142
第一くるみ幼稚園(幼稚園型認定こども園)		既設	18
合計			1,361

(3) 第二中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所1施設、こども園3施設、小規模保育事業所2施設が整備されています。

○また、認可外保育施設が1施設あります。

■表8 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	32	31	33	33	34
	確保方策(B)	42	42	42	42	42
	認可外保育施設含む	42	42	42	42	42
	需給差(B-A)	10	11	9	9	8
	認可外保育施設含む	10	11	9	9	8
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	71	78	76	77	75
	確保方策(B)	62	62	62	62	62
	認可外保育施設含む	62	62	62	62	62
	需給差(B-A)	▲9	▲16	▲14	▲15	▲13
	認可外保育施設含む	▲9	▲16	▲14	▲15	▲13
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	77	76	80	80	81
	確保方策(B)	74	74	74	74	74
	認可外保育施設含む	81	81	81	81	81
	需給差(B-A)	▲3	▲2	▲6	▲6	▲7
	認可外保育施設含む	4	5	1	1	0
3～5歳児 (2号認定)	必要量(A)	250	259	248	247	249
	確保方策(B)	264	264	264	264	264
	認可外保育施設含む	285	285	285	285	285
	需給差(B-A)	14	5	16	17	15
	認可外保育施設含む	35	26	37	38	36
合計	必要量(A)	430	444	437	437	439
	確保方策(B)	442	442	442	442	442
	認可外保育施設含む	470	470	470	470	470
	需給差(B-A)	12	▲2	5	5	3
	認可外保育施設含む	40	26	33	33	31

第5章 必要量と確保方策

確保方策

○1歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化や隣接する中学校区で補うことにより待機児童は発生しないものと想定しています。

■表9 第二中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
大久保みのり保育園(7/10)	保育所	既設	103
ひまわり保育園 2nd	小規模保育事業所	既設	18
ひまわり保育園		既設	18
みのりつくしこども園	こども園	既設	105
大久保こども園		既設	150
習志野みのり幼稚園(幼稚園型認定こども園)		既設	48
計画期間中の確保方策合計			442
やひろ学園	認可外	既設	28
計画期間中の認可外保育施設合計			28
計画期間中の確保方策合計(認可外保育施設など含む)			470

(4) 第三中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所1施設、こども園1施設が整備されています。

■表 10 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	21	21	23	23	27
	確保方策(B)	33	34	34	34	43
	需給差(B-A)	12	13	11	11	16
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	46	53	54	59	64
	確保方策(B)	45	46	46	46	70
	需給差(B-A)	▲1	▲7	▲8	▲13	6
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	49	56	58	63	70
	確保方策(B)	51	52	52	52	76
	需給差(B-A)	2	▲4	▲6	▲11	6
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	203	200	208	207	239
	確保方策(B)	206	209	209	209	284
	需給差(B-A)	3	9	1	2	45
合計	必要量(A)	319	330	343	352	400
	確保方策(B)	335	341	341	341	473
	需給差(B-A)	16	11	▲2	▲11	73

第5章 必要量と確保方策

確保方策

- 1歳児と2歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化や隣接する中学校区で補うことにより待機児童は発生しないものと想定しています。
- 鷺沼特定土地区画整理事業の「まちびらき」が令和10年度末に予定されており、当該地区の保育需要が増大することが見込まれています。そのため、計画期間中である令和11年度には、1か所の認可保育所を整備し対応します。それ以降の対応については、将来的な就学前人口の減少を見据え、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な規模の施設整備を行い対応していきます。

■表 11 第三中学校区の整備予定（2・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
明德そでにの保育園	保育所	既設	110
菊田みのり保育園(2/10)		既設	34
かすみ保育園(2/10)		既設	18
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園(2/10)		既設	6
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園(2/10)		R8.4 定員増	6
民間認可保育所		R11.4	132
サンライズキッズ保育園津田沼園(3/10)	小規模保育事業所	既設	6
ロゼッタ保育園(3/10)		既設	6
袖ヶ浦こども園	こども園	既設	125
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園(2/10)		既設	24
新習志野こども園(2/10)		既設	6
合計			505

(5) 第四中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所2施設、こども園2施設が整備されています。

■表 12 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	30	32	31	33	33
	確保方策(B)	42	42	42	42	42
	需給差(B-A)	12	10	11	9	9
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	72	74	75	75	78
	確保方策(B)	66	66	66	66	66
	需給差(B-A)	▲6	▲8	▲9	▲9	▲12
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	57	75	78	80	79
	確保方策(B)	78	78	78	78	78
	需給差(B-A)	21	3	0	▲2	▲1
3～5歳児 (2号認定)	必要量(A)	260	215	223	222	243
	確保方策(B)	267	267	267	267	267
	需給差(B-A)	7	52	44	45	24
合計	必要量(A)	419	396	407	410	433
	確保方策(B)	453	453	453	453	453
	需給差(B-A)	34	57	46	43	20

確保方策

○主に1歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化により待機児童は発生しないものと想定しています。

■表 13 第四中学校区の整備予定（2・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
若松すずみ保育園	保育所	既設	150
実籾保育園		既設	36
東習志野こども園	こども園	既設	152
ブレーメン実花こども園		既設	115
合計			453

第5章 必要量と確保方策

(6) 第五中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所4施設、こども園1施設、小規模保育事業所2施設が整備されています。

■表 14 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	57	58	60	59	60
	確保方策(B)	71	71	71	71	71
	需給差(B-A)	14	13	11	12	11
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	115	146	145	148	146
	確保方策(B)	123	123	123	123	123
	需給差(B-A)	8	▲23	▲22	▲25	▲23
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	148	127	159	159	162
	確保方策(B)	141	141	141	141	141
	需給差(B-A)	▲7	14	▲18	▲18	▲21
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	421	448	432	459	469
	確保方策(B)	510	510	510	510	510
	需給差(B-A)	89	62	78	51	41
合計	必要量(A)	741	779	796	825	837
	確保方策(B)	845	845	845	845	845
	需給差(B-A)	104	66	49	20	8

確保方策

- 令和7年4月に市立藤崎こども園を開園するとともに、市立藤崎保育所を私立化し、藤崎みつばし保育園として定員を増加させ開園します。
- 1歳児と2歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化や隣接する中学校区で補うことにより、待機児童は発生しないものと想定しています。

■表 15 第五中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
藤崎保育所	保育所	既設	123
ブレーメン津田沼保育園		既設	149
菊田みのり保育園(8/10)		既設	137
青葉保育園(8/10)		既設	130
キッズガーデン津田沼園(3/10)		既設	27
藤崎保育所		R7.4 私立化	▲123
藤崎みつばし保育園		R7.4	132
サンライズキッズ保育園津田沼園(7/10)	小規模保育事業所	既設	13
ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼		既設	18
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園(8/10)	こども園	既設	97
藤崎こども園		R7.4	142
合計			845

第5章 必要量と確保方策

(7) 第六中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所2施設、こども園1施設、小規模保育事業所1施設が整備されています。

■表 16 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	34	34	34	35	34
	確保方策(B)	38	38	38	38	38
	需給差(B-A)	4	4	4	3	4
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	69	72	75	74	74
	確保方策(B)	60	60	60	60	60
	需給差(B-A)	▲9	▲12	▲15	▲14	▲14
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	90	73	77	79	77
	確保方策(B)	72	72	72	72	72
	需給差(B-A)	▲18	▲1	▲5	▲7	▲5
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	276	281	258	252	241
	確保方策(B)	225	225	225	225	225
	需給差(B-A)	▲51	▲56	▲33	▲27	▲16
合計	必要量(A)	469	460	444	440	426
	確保方策(B)	395	395	395	395	395
	需給差(B-A)	▲74	▲65	▲49	▲45	▲31

確保方策

○徐々に縮まっていくものの、各認定区分において需給差が生じますが、定員の弾力化や他の中学校区で補うこと等により、保育需要を受け止めることが可能なものと想定しています。

■表 17 第六中学校区の整備予定（2号・3号認定）

＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
本大久保第二保育所	保育所	既設	47
COO 本大久保保育園		既設	177
大久保みのり保育園（3/10）		既設	44
青葉保育園（2/10）		既設	32
ひまわり保育園3rd	小規模保育事業所	既設	18
杉の子こども園	こども園	既設	77
合計			395

第5章 必要量と確保方策

(8) 第七中学校区

現状

○令和6年度時点では、保育所4施設、こども園1施設、小規模保育事業所1施設が整備されています。

■表 18 年度別「必要量」と「確保方策」について

＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	12	12	13	13	14
	確保方策(B)	28	30	30	30	30
	需給差(B-A)	16	18	17	17	16
1歳児 (3号認定)	必要量(A)	31	35	34	34	34
	確保方策(B)	56	58	58	58	58
	需給差(B-A)	25	23	24	24	24
2歳児 (3号認定)	必要量(A)	37	36	39	38	39
	確保方策(B)	69	73	73	73	73
	需給差(B-A)	32	37	34	35	34
3～5 歳児 (2号認定)	必要量(A)	123	129	130	129	130
	確保方策(B)	255	265	265	265	265
	需給差(B-A)	132	136	135	136	135
合計	必要量(A)	203	212	216	214	217
	確保方策(B)	408	426	426	426	426
	需給差(B-A)	205	214	210	212	209

確保方策

- 令和7年度当初から待機児童は発生しないものと想定しています。
- 当該中学校区は、JR新習志野駅への通勤経路にあり、他の中学校区からの利用が見込まれることから、需給差が生じる他中学校区の保育需要を受け止めることを想定しています。

■表 19 第七中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
かすみ保育園(8/10)	保育所	既設	72
秋津保育所		既設	137
谷津南保育所(6/10)		既設	96
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園(8/10)		既設	24
谷津保育所(4/10)		既設	43
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園(8/10)		R8.4 定員増	18
ロゼッタ保育園(7/10)	小規模保育事業所	既設	12
新習志野こども園(8/10)	こども園	既設	24
合計			408

4 地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策

(1) 延長保育事業

○事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などにおいて保育を実施する事業です。

○事業実績

すべての保育所・こども園・小規模保育事業所にて、午後6時以降実施しています。

■表 20 利用実績

＜単位：人（実人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
入所者数 (標準時間認定者)	2,929 (2,691)	3,183 (2,877)	3,423 (3,092)	3,502 (3,165)	3,613 (3,257)

各年4月時点

○必要量と確保方策

延長保育事業は、保育を利用するこども（標準時間認定者）はすべて利用する可能性があり、対応できる施設は準備されていることから、必要量は、保育の確保量と同数としました。

また、今後整備する保育所などのすべてで、延長保育事業を実施するため、確保方策は必要量と同数としました。

■表 21 必要量と確保方策

＜単位：人（実人数）＞

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
	確保方策	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
	需給差	0	0	0	0	0
第二中学校区	必要量	442	442	442	442	442
	確保方策	442	442	442	442	442
	需給差	0	0	0	0	0
第三中学校区	必要量	335	341	341	341	473
	確保方策	335	341	341	341	473
	需給差	0	0	0	0	0
第四中学校区	必要量	453	453	453	453	453
	確保方策	453	453	453	453	453
	需給差	0	0	0	0	0
第五中学校区	必要量	845	845	845	845	845
	確保方策	845	845	845	845	845
	需給差	0	0	0	0	0
第六中学校区	必要量	395	395	395	395	395
	確保方策	395	395	395	395	395
	需給差	0	0	0	0	0
第七中学校区	必要量	408	426	426	426	426
	確保方策	408	426	426	426	426
	需給差	0	0	0	0	0
全体	必要量	4,239	4,263	4,263	4,263	4,395
	確保方策	4,239	4,263	4,263	4,263	4,395
	需給差	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)

○事業内容

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童を対象に、家庭、地域などとの連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などを図り、もって当該児童の健全な育成を図る事業です。

○事業実績

市内の 16 小学校区 38 児童会で実施しています。

■表 22 登録児童数の推移(各年度 5 月 1 日現在)

<単位:人>

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1～3年生	1,353	1,320	1,426	1,469	1,495
4～6年生	137	116	172	245	348
全体	1,490	1,436	1,598	1,714	1,843

○必要量と確保方策

小学校ごとに放課後児童会を設置していることから、小学校の余裕教室、隣接幼稚園等を活用して整備してきましたが、必要量の増加が見込まれる小学校があることから、余裕教室の活用、公共施設等を活用し、必要量に対応した放課後児童会を整備します。

■表 23 必要量と確保方策

<単位:人>

小学校名	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
袖ヶ浦 西	必要量(A)	46	44	45	46	49
	確保方策(B)	100	100	100	100	100
	需給差(B-A)	54	56	55	54	51
大久保	必要量(A)	162	158	157	155	147
	確保方策(B)	196	196	196	196	196
	需給差(B-A)	34	38	39	41	49
鷺沼	必要量(A)	156	147	160	157	161
	確保方策(B)	230	230	230	230	230
	需給差(B-A)	74	83	70	73	69
谷津	必要量(A)	334	332	324	328	329
	確保方策(B)	365	365	365	365	365
	需給差(B-A)	31	33	41	37	36
大久保 東	必要量(A)	79	86	92	88	92
	確保方策(B)	120	120	120	120	120
	需給差(B-A)	41	34	28	32	28

第5章 必要量と確保方策

■表 23 必要量と確保方策（続き）

＜単位：人＞

小学校名	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
東 習志野	必要量(A)	103	99	88	79	67
	確保方策(B)	150	150	150	150	150
	需給差(B-A)	47	51	62	71	83
実花	必要量(A)	71	69	56	51	41
	確保方策(B)	113	113	113	113	113
	需給差(B-A)	42	44	57	62	72
津田沼	必要量(A)	190	187	190	197	199
	確保方策(B)	190	190	235	235	235
	需給差(B-A)	0	3	45	38	36
向山	必要量(A)	101	117	108	111	114
	確保方策(B)	138	138	138	138	138
	需給差(B-A)	37	21	30	27	24
実籾	必要量(A)	70	75	75	70	73
	確保方策(B)	86	86	86	86	86
	需給差(B-A)	16	11	11	16	13
藤崎	必要量(A)	88	86	87	86	86
	確保方策(B)	102	102	102	102	102
	需給差(B-A)	14	16	15	16	16
屋敷	必要量(A)	149	130	121	105	95
	確保方策(B)	184	184	184	184	184
	需給差(B-A)	35	54	63	79	89
秋津	必要量(A)	56	49	50	46	42
	確保方策(B)	86	86	86	86	86
	需給差(B-A)	30	37	36	40	44
袖ヶ浦 東	必要量(A)	40	41	41	38	36
	確保方策(B)	70	70	70	70	70
	需給差(B-A)	30	29	29	32	34
香澄	必要量(A)	34	35	36	32	32
	確保方策(B)	65	65	65	65	65
	需給差(B-A)	31	30	29	33	33
谷津南	必要量(A)	254	249	236	213	196
	確保方策(B)	363	363	363	363	363
	需給差(B-A)	109	114	127	150	167
全体	必要量(A)	1,933	1,904	1,866	1,802	1,759
	確保方策(B)	2,558	2,558	2,603	2,603	2,603
	需給差(B-A)	625	654	737	801	844

第5章 必要量と確保方策

■表 24 確保方策の内訳

<単位：人>

小学校名	施設名	開設年度	合計	
袖ヶ浦西	袖ヶ浦西児童会	既設	100	100
大久保	大久保第一・大久保第二・大久保第三・大久保第四児童会	既設	196	196
鷺沼	鷺沼第一・鷺沼第二・鷺沼第三児童会	既設	230	230
谷津	谷津第一・谷津第二・谷津第三・谷津第四・谷津第五・谷津第六児童会	既設	365	365
大久保東	大久保東児童会	既設	98	120
	大久保東第一児童会	令和7年	▲58	
	大久保東第二児童会	令和7年	40	
	大久保東第二児童会（プレイルームの整備）	令和7年	40	
	大久保東第一児童会	令和10年	20	
	大久保東第二児童会	令和10年	20	
	大久保東第二児童会（プレイルームの廃止）	令和10年	▲40	
東習志野	東習志野第一・東習志野第二・東習志野第三児童会	既設	150	150
実花	実花第一・実花第二児童会	既設	113	113
津田沼	つだぬま第一・つだぬま第二・つだぬま第三児童会	既設	190	235
	つだぬま第四児童会	令和9年	45	
向山	向山第一児童会・向山第二児童会	既設	93	138
	向山第一児童会（プレイルームの整備）	令和7年	45	
実籾	実籾児童会	既設	86	86
藤崎	藤崎第一・藤崎第二児童会	既設	102	102
屋敷	屋敷第一・屋敷第二・屋敷第三児童会	既設	184	184
秋津	秋津児童会	既設	86	86
袖ヶ浦東	袖ヶ浦東児童会	既設	70	70
香澄	香澄児童会	既設	65	65
谷津南	谷津南第一・谷津南第二・谷津南第三・谷津南第四児童会	既設	363	363
計画期間中の確保方策合計			2,603	

第5章 必要量と確保方策

(3) 地域子育て支援拠点事業(こどもセンター等)

○事業内容

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

○事業実績

習志野市こどもセンター(鷺沼)、きらっ子ルーム、こども園こどもセンターで実施しています。

■表 25 利用実績

＜単位：利用実績…人日(年間延べ人数)、箇所数…箇所＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	93,568	36,669	42,819	41,771	71,104
箇所数	7	8	8	8	8

※利用実績は、市立施設における、こども及び保護者の利用実績を掲載しています。

○必要量と確保方策

第五中学校区で若干の需給差が生じますが、隣接する中学校区で補うことにより、必要量に応じた確保を図ります。

■表 26 確保方策の内訳

区域	施設名	開設年度
第一中学校区	きらっ子ルームやつ	既設
	向山こども園こどもセンター	既設
第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	既設
	みのりつくしこども園こどもセンター	既設
第三中学校区	袖ヶ浦こども園こどもセンター	既設
	習志野市こどもセンター	既設
第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	既設
第五中学校区	藤崎こども園こどもセンター	令和7年
第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	既設
第七中学校区	新習志野こども園こどもセンター	既設

第5章 必要量と確保方策

■表 27 必要量と確保方策

＜単位：確保方策…箇所、その他…人日（年間延べ人数）＞

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	25,564	22,773	20,011	18,923	18,013
	確保方策	2	2	2	2	2
	【参考】	確保量	36,332	36,332	36,332	36,332
		需給差	10,768	13,559	16,321	18,319
第二中学校区	必要量	11,804	11,863	11,979	11,950	11,717
	確保方策	2	2	2	2	2
	【参考】	確保量	31,536	31,536	31,536	31,536
		需給差	19,732	19,673	19,557	19,819
第三中学校区	必要量	11,322	11,930	12,196	12,614	13,450
	確保方策	2	2	2	2	2
	【参考】	確保量	40,880	40,880	40,880	40,880
		需給差	29,558	28,950	28,684	27,430
第四中学校区	必要量	15,773	16,989	17,136	17,247	17,173
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	21,900	21,900	21,900	21,900
		需給差	6,127	4,911	4,764	4,727
第五中学校区	必要量	20,098	21,089	22,321	22,080	21,750
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	20,148	20,148	20,148	20,148
		需給差	50	▲941	▲2,173	▲1,932
第六中学校区	必要量	11,482	11,153	11,362	11,273	11,003
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	19,564	19,564	19,564	19,564
		需給差	8,082	8,411	8,202	8,291
第七中学校区	必要量	8,147	7,984	8,066	7,929	7,902
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	11,972	11,972	11,972	11,972
		需給差	3,825	3,988	3,906	4,043
全体	必要量	104,191	103,781	103,071	102,017	101,008
	確保方策	10	10	10	10	10
	【参考】	確保量	182,332	182,332	182,332	182,332
		需給差	78,141	78,551	79,261	80,315

第5章 必要量と確保方策

(4-1) 一時預かり事業(幼稚園型:1号認定・2号認定)

○事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業のうち、「幼稚園型」に当たる事業です。

○事業実績

預かり保育事業として、すべての市立、私立幼稚園、こども園で実施しています。

■表 28 利用実績

<単位:人日(年間延べ人数)>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	13,320	12,912	15,683	14,905	15,991

※市立幼稚園(市立こども園を含む。)における一時預かり事業の利用実績を掲載しています。

○必要量と確保方策

需要に応じた確保ができると考えております。

■表 29 必要量と確保方策

<単位:人日(年間延べ人数)>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	34,858	33,041	32,035	31,537	31,435
確保方策	34,858	33,041	32,035	31,537	31,435
需給差	0	0	0	0	0

※市立・私立幼稚園(市立・私立こども園を含む。)における一時預かり事業の必要量と確保方策です。

(4-2) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童対象（病児・緊急対応強化事業以外）を含む。）

○事業内容

【一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業】

乳幼児を子育てしている保護者、援助をするサポーター双方を会員として、乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○事業実績

一時預かり事業は、「一時保育事業」として、保育所、こども園などで実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業では、保育所（園）の送迎や短時間の預かりを行う「育児支援事業」やこどもセンター、きらっ子ルームでの一時預かり事業「ファミ・サポる～む」を実施しています。本市のファミリー・サポート・センター事業は、午後 10 時まで実施しており、いわゆるトワイライトステイ事業の役割も担っています。

■表 30 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
一時預かり事業	16,169	10,137	7,065	10,674	10,549
ファミリー・サポート・センター事業	2,029	1,488	1,659	1,876	2,049
合計	18,198	11,625	8,724	12,550	12,598

第5章 必要量と確保方策

○必要量と確保方策

令和7年度から藤崎こども園において実施します。令和8年度以降、すべての中学校区で需要に 대응することができると考えていますが、実施にあたっては、一時預かり事業の需要の変化等を注視しながら、適切な措置を講じます。

■表 31 必要量と確保方策

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	2,073	1,945	1,792	1,675	1,526
	確保方策(A)	5,061	5,061	5,061	5,061	5,061
	確保方策(B)	473	453	423	390	360
	需給差	3,461	3,569	3,692	3,776	3,895
第二中学校区	必要量	1,629	1,600	1,591	1,581	1,564
	確保方策(A)	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
	確保方策(B)	227	227	229	229	230
	需給差	1,238	1,267	1,278	1,288	1,306
第三中学校区	必要量	2,383	2,465	2,557	2,798	2,792
	確保方策(A)	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	確保方策(B)	166	175	184	205	206
	需給差	1,083	1,010	927	707	714
第四中学校区	必要量	1,787	1,805	1,850	1,905	1,926
	確保方策(A)	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
	確保方策(B)	235	242	252	262	269
	需給差	1,088	1,077	1,042	997	983
第五中学校区	必要量	2,231	2,255	2,307	2,326	2,365
	確保方策(A)	4,277	4,277	4,277	4,277	4,277
	確保方策(B)	369	381	395	402	417
	需給差	2,415	2,403	2,365	2,353	2,329
第六中学校区	必要量	1,813	1,735	1,697	1,664	1,657
	確保方策(A)	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112
	確保方策(B)	220	215	213	210	213
	需給差	519	592	628	658	668
第七中学校区	必要量	871	839	812	800	798
	確保方策(A)	683	683	683	683	683
	確保方策(B)	173	170	167	165	168
	需給差	▲15	14	38	48	53
全体	必要量	12,787	12,644	12,606	12,749	12,628
	確保方策(A)	20,713	20,713	20,713	20,713	20,713
	確保方策(B)	1,863	1,863	1,863	1,863	1,863
	需給差	9,789	9,932	9,970	9,827	9,948

※確保方策(A)…確保方策(一時預かり)、確保方策(B)…確保方策(ファミリー・サポート・センター)

第5章 必要量と確保方策

■表 32 確保方策（一時保育）の内訳

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

区域	施設名	開設年度	確保数
第一中学校区	谷津保育所	既設	2,640
	向山こども園	既設	2,122
	クニナ奏の杜保育園	既設	299
第二中学校区	大久保こども園	既設	2,640
第三中学校区	袖ヶ浦こども園	既設	2,640
	明德そでにの保育園	既設	660
第四中学校区	東習志野こども園	既設	2,640
第五中学校区	藤崎こども園	令和7年	2,640
	ブレーメン津田沼保育園	既設	1,300
	菊田みのり保育園	既設	337
第六中学校区	杉の子こども園	既設	2,112
第七中学校区	かすみ保育園	既設	388
	ロゼッタ保育園	既設	295

第5章 必要量と確保方策

(5) 利用者支援事業

○事業内容

【基本型・地域子育て相談機関・特定型（子育て支援コンシェルジュ）】

こどもや保護者などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所において、情報提供、必要に応じた相談・助言などを行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【こども家庭センター型】

母子保健・児童福祉の両機能を持つ一体的組織として連携・協働を深め、子育て家庭に対する相談支援を実施します。虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく相談対応することを目指し、家庭支援事業等の地域資源を活用した支援を実施する事業です。

【妊婦等包括相談支援事業】

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。

○事業実績

【基本型・特定型（子育て支援コンシェルジュ）】

市立のこどもセンター・きらっ子ルーム・こども部窓口で、実施しています。

■表 33 事業実績

<単位：箇所>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基本型・特定型	8	8	8	8	8
母子保健型	1	1	1	1	1

※「母子保健型」は、令和6年度より「こども家庭センター型」に統合

○必要量と確保方策

【基本型・地域子育て相談機関・特定型（子育て支援コンシェルジュ）】

中学校区毎で1カ所以上の設置を図ります。

【こども家庭センター型】

現状において、すべて実施できることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

【妊婦等包括相談支援事業】

現状実施している伴走型相談支援において実施できていることから、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表 34 必要量と確保方策（基本型・地域子育て相談機関・特定型・こども家庭センター型） <単位：箇所>

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	基本型	7	7	7	7	7
	地域子育て相談機関	7	7	7	7	7
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	9	9	9	9	9
	地域子育て相談機関	9	9	9	9	9
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
需給差	基本型	2	2	2	2	2
	地域子育て相談機関	2	2	2	2	2
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	0	0	0	0

■表 35 必要量と確保方策（妊婦等包括相談支援事業）

<単位：妊娠届出数…人、その他…回>

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	妊娠届出数	1,073	1,057	1,048	1,038	1,025
	1組当たりの面談回数	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	面談実施合計回数	2,683	2,643	2,620	2,595	2,563
確保方策	妊婦等包括相談支援事業	2,683	2,643	2,620	2,595	2,563

第5章 必要量と確保方策

■表 36 確保方策の内訳（基本型・地域子育て相談機関・特定型・こども家庭センター型）

	区域	施設名	開設年度
基本型・ 地域子育て相談機関	第一中学校区	きらっ子ルームやつ	既設
		向山こども園こどもセンター	既設
	第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	既設
	第三中学校区	袖ヶ浦こども園こどもセンター	既設
		習志野市こどもセンター	既設
	第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	既設
	第五中学校区	藤崎こども園こどもセンター	令和7年
	第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	既設
	第七中学校区	新習志野こども園こどもセンター	既設
特定型		市庁舎 こども部窓口	既設
こども家庭センター型		習志野市こども家庭センター	既設

■表 37 確保方策の内訳（妊婦等包括相談支援事業）

	令和7年度～令和11年度
実施体制	50人
母子保健推進員	30人
新生児訪問指導担当者(助産師)	5人
地区担当職員(保健師)	15人
実施時期	(実施内容)
妊娠届出時	妊婦と面談
妊娠8か月頃	妊娠7か月頃に8か月面談の案内文とアンケートを郵送 希望者には面談を実施
出産後	産後概ね3か月頃までにこんにちは赤ちゃん事業で子の養育者 (おもに産婦)と面談

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

○事業内容

保護者の疾病などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設などにおいて、一定期間、宿泊などにより養育を行う事業です。

○事業実績

委託事業により市外の乳児院 1 施設で実施していましたが、令和 2 年度以降は感染症の感染拡大防止のため長期間受け入れを中止する期間がありました。

また、市内に新たに設置される児童養護施設 1 施設で、実施していきます。

■表 38 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	25	0	0	0	0

○必要量と確保方策

令和 5 年度までは市外の福祉施設での子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施のみでありましたが、新たに設置される市内の福祉施設での実施により、必要量を確保します。

■表 39 必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	1,165	1,137	1,104	1,070	1,048
確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
需給差	295	323	356	390	412

■表 40 確保方策の内訳

<単位：人日（年間延べ人数）>

施設名	確保数
ほうゆうベビーホーム(市外)	730
実籾パークサイドハウス(市内)	730

第5章 必要量と確保方策

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

○事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

○事業実績

母子保健推進員 30 人、新生児訪問指導担当者（助産師）5人、地区担当職員（保健師）15 人の体制で実施しています。

■表 41 年間訪問者数の推移

＜単位：人（実人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問実績	1,378	1,097	1,092	1,056	1,100

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表 42 必要量

＜単位：人（実人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	1,073	1,057	1,048	1,038	1,025

■表 43 確保方策

		令和7年度～令和11年度
実施体制		50 人
母子保健推進員 新生児訪問指導担当者（助産師） 地区担当職員（保健師）		30 人
		5 人
		15 人
実施機関		習志野市（健康支援課）

(8) 養育支援訪問事業

○事業内容

出産後の養育に関し、出産前から指導・助言などの支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦に対して、その居宅を訪問し、支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○事業実績

家庭相談員及びケースワーカー、保健師により訪問及び養育指導を実施しています。
支援方法は、関係機関によるアセスメント会議を経て決定しています。

■表 44 年間訪問者数の推移

<単位：人（実人数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問実績	7	6	9	9	10

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等以上の体制とします。

■表 45 必要量

<単位：人（実人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	10	9	9	9	9

■表 46 確保方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施機関	27人	27人	27人	27人	27人
児童福祉 地区担当職員 (子ども家庭支援員・心理担当 支援員・虐待対応専門員)	12人	12人	12人	12人	12人
母子保健 地区担当職員 (保健師)	15人	15人	15人	15人	15人

第5章 必要量と確保方策

(9) 病児保育事業

○事業内容

【病児・病後児対応型】

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育などする事業です。

【体調不良児対応型】

保育中に、突発的に体調不良となった児童に対し、降所するまでの間、保育所等にて保健的な対応等を含めた保育を行う事業です。

○事業実績

本市では、「病児・病後児対応型」として、2か所にて委託事業を実施しています。

■表 47 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	1,053	38	92	101	266

※令和4年4月から1か所が休室しています。

○必要量と確保方策

【病児・病後児対応型】

必要量に応じた確保を図ります。

【体調不良児対応型】

市内保育所・こども園にて実施し、必要量に応じた確保を図ります。

第5章 必要量と確保方策

■表 48 必要量と確保方策

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	病児・病後児対応型	819	803	792	786	773
	体調不良児対応型	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840
確保方策	病児・病後児対応型	2,064	2,064	2,064	2,064	2,064
	体調不良児対応型	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840
需給差	病児・病後児対応型	1,245	1,261	1,272	1,278	1,291
	体調不良児対応型	0	0	0	0	0

■表 49 確保方策の内訳

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	施設名	開設年度	確保数
病児・病後児対応型	キッズケアルームなでしこ（千葉県済生会習志野病院）	既設	1,084
	ケアルームつくしんぼ（津田沼中央総合病院）	既設	980
体調不良児対応型	市内保育所・こども園	既設	4,840

第5章 必要量と確保方策

(10) ファミリー・サポート・センター事業

(就学児童対象 ※病児・緊急対応強化事業以外)

○事業内容

小学生を子育てしている保護者、援助をするサポーター双方を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○事業実績

ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、令和5年度末現在で利用会員 2,238 人、提供会員 361 人、両方会員 58 人となっています。

■表 50 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	796	407	342	633	719

○必要量と確保方策

現状で、保護者の希望どおりに援助が行える体制にあることから、必要量に応じた確保を図ります。

■表 51 必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	403	395	380	363	351
確保方策	581	581	581	581	581
需給差	178	186	201	218	230

(11) 妊婦健康診査事業

○事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○事業実績

県内委託医療機関や助産所などで委託方式により実施しています。

検査項目は、基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診、B群溶血性レンサ球菌検査（GBS）、クラミジア検査です。

■表 52 事業実績

<単位：年回（年間延べ回数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業実績	16,320	14,563	14,767	14,097	14,134

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表 53 必要量

<単位：年回（年間延べ回数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	14,177	14,180	14,225	14,298	14,388

■表 54 確保方策

	令和7年度～令和11年度
実施場所	県内委託医療機関、助産所など
実施体制	委託方式
検査項目	基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診、 B群溶血性レンサ球菌検査（GBS）、クラミジア検査
実施時期	妊娠8週～39週頃（計14回）

第5章 必要量と確保方策

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○事業内容

「年収360万円未満相当世帯」及び「第3子以降」に該当するこどもが、私立幼稚園にて、教育の提供を受けた場合において、給食費（副食材料費）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な教育が図られ、すべてのこどもの健やかな成長を支援する事業です。

また、低所得で生計が困難である者のこどもが、認可保育所・こども園・市立幼稚園・小規模保育事業所にて、特定教育・保育などの提供を受けた場合において、日用品、文房具などの購入に要する費用などの一部を補助する事業です。

○事業実績

【給食費（副食材料費）】

すべての私立幼稚園で実施しています。なお、市立幼稚園及び保育所、こども園においては、減免を実施しています。

【日用品・文房具など】

すべての認可保育所・こども園・市立幼稚園で実施しています。

■表 55 事業実績

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
給食費	233	351	378	231	259
給食費以外		0	14	9	9

○必要量と確保方策

必要量に応じた確保を図ります。

■表 56 必要量と確保方策

＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	給食費	313	313	313	313
	給食費以外	24	24	24	24
確保方策	337	337	337	337	337
需給差	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

○事業内容

認可外保育施設に通う無償化給付を受けていない満3歳以上の児童の保護者に対し、利用料の一部を給付する事業です。

○事業実績

市内1施設に通う対象児童の保護者に対し給付しています。

■表 57 事業実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業実績			271	86	24

○必要量と確保方策

必要量に応じた確保を図ります。

■表 58 必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	132	132	132	132	132
確保方策	132	132	132	132	132
需給差	0	0	0	0	0

第5章 必要量と確保方策

(14) 産後ケア事業

○事業内容

出産後間もなく、体調や育児に不安のある産婦とお子さんが、心身のケアを受ける事業です。

宿泊してケアを受けるショートステイ型、日帰りで日中にケアを受けるデイサービス型、在宅でケアを受けるアウトリーチ型があります。

○必要量と確保方策

現状実施している産後ケア事業において実施ができていることから、現状の実施体制と同等の体制とします。

今後、産婦の利用希望等、必要がある場合は、委託機関を増やすことを検討します。

■表 59 必要量と確保方策

<単位：人日（延べ人数）>

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	ショートステイ型	181	183	187	191	195
	デイサービス型	30	31	31	32	32
	アウトリーチ型	192	195	199	203	207
確保方策	ショートステイ型	181	183	187	191	195
	デイサービス型	30	31	31	32	32
	アウトリーチ型	192	195	199	203	207
需給差	ショートステイ型	0	0	0	0	0
	デイサービス型	0	0	0	0	0
	アウトリーチ型	0	0	0	0	0

■表 60 確保方策の内訳

	施設名
ショートステイ・デイサービス型	愛育レディースクリニック
	山口病院
	共立習志野台病院
	前田産婦人科
	ファミリー産院つだぬま
	みみずく助産院
デイサービス型	本田助産院
アウトリーチ型	千葉県助産師会

(15) 子育て世帯訪問支援事業

○事業内容

家事や育児等に対して不安や負担を抱えた子育て世帯やヤングケアラー等がいる家庭、支援の中で必要とした家庭に対し、育児家庭支援ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を実施しています。

○必要量と確保方策

現状で必要な世帯への支援が行える体制にあることから、必要量に応じた確保を図ります。

■表 61 必要量と確保方策

<単位：人日（延べ人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	236	232	228	225	222
確保方策	236	232	228	225	222
需給差	0	0	0	0	0

■表 62 確保方策の内訳

	令和7年度～令和11年度
実施体制	委託方式

第5章 必要量と確保方策

(16) 児童育成支援拠点事業

○事業内容

委託事業により、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行い居場所となる場所を提供する事業です。

○必要量と確保方策

令和8年度以降、市内において実施することにより、需要に応じた確保ができると考えております。

■表 63 必要量と確保方策

<単位：人（実人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	11	11	11	10	10
確保方策	0	11	11	10	10
需給差	11	0	0	0	0

■表 64 確保方策の内訳

	令和8年度～令和11年度
実施体制	委託方式

(17) 親子関係形成支援事業

○事業内容

子育てに苦しさを感じている保護者に対して講義やグループワーク、ロールプレイ等によりペアレントトレーニングを実施したり、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談・共有・情報交換できる場を設ける事業です。

○必要量と確保方策

現状において保護者の希望通りに実施できていることから、必要量に応じた確保を図ります。

■表 65 必要量と確保方策

<単位：人（実人数）>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	10	10	10	9	9
確保方策	10	10	10	10	10
需給差	0	0	0	1	1

■表 66 確保方策の内訳

	令和7年度～令和11年度
実施体制	委託方式

第5章 必要量と確保方策

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園事業)

○事業内容

生後6カ月から3歳未満のこどもについて、保護者の就労要件を問わず時間単位で、保育所等において、保育を実施する事業です。

○必要量と確保方策

令和8年1月から向山こども園において事業を開始します。以降、本給付事業の認可を受けた私立施設の利用と合わせて確保を図っていくとともに、各中学校区に公立こども園を設置していることから、併設することもセンターを活用して、地区別の必要量に対応します。

■表 67 必要量と確保方策

<単位：人>

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	12	11	9	9	9
	確保方策	13	17	26	26	26
	需給差	1	6	17	17	17
第二中学校区	必要量	9	9	9	9	9
	確保方策	0	0	3	3	3
	需給差	▲9	▲9	▲6	▲6	▲6
第三中学校区	必要量	7	9	7	7	7
	確保方策	0	0	8	8	8
	需給差	▲7	▲9	1	1	1
第四中学校区	必要量	10	10	10	10	10
	確保方策	0	0	11	11	13
	需給差	▲10	▲10	1	1	3
第五中学校区	必要量	13	14	15	14	14
	確保方策	0	0	8	8	10
	需給差	▲13	▲14	▲7	▲6	▲4
第六中学校区	必要量	8	8	8	8	8
	確保方策	0	0	3	3	3
	需給差	▲8	▲8	▲5	▲5	▲5
第七中学校区	必要量	8	8	8	8	8
	確保方策	0	3	6	6	6
	需給差	▲8	▲5	▲2	▲2	▲2
全体	必要量	67	67	66	65	65
	確保方策	13	20	65	65	69
	需給差	▲54	▲47	▲1	0	4

■表 68 確保方策の内訳

<単位：人>

区域	施設名	開設年度	確保数
第一中学校区	向山こども園	令和7年	13
	私立施設	令和8年	4
	向山こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	6
第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	令和9年	3
第三中学校区	袖ヶ浦こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	5
第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	8
	東習志野こども園	令和11年	2
第五中学校区	藤崎こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	5
	藤崎こども園	令和11年	2
第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	令和9年	3
第七中学校区	私立施設	令和8年	3
	新習志野こども園こどもセンター	令和9年	3

參考資料

計画策定の検討経過

(1) 習志野市子ども・子育て会議

日程	会議	議題
R6.1.23	令和5年度第2回会議	(1) 習志野市こども計画の概要について (2) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査について (3) 次期計画の施策体系について
R6.2.13	令和5年度第3回会議	(1) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査について (2) 「(仮称) 習志野市こども計画」への子ども・若者の意見反映について
R6.7.2	令和6年度第1回会議	(1) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実績評価について (2) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査の調査結果について (3) (仮称) 習志野市こども計画の施策体系(案)について
R6.8.5	令和6年度第2回会議	(1) こども・若者の意見募集の結果について (2) (仮称) 習志野市こども計画の施策体系(案)について (3) (仮称) 習志野市こども計画の基本施策(案)について
R6.9.24	令和6年度第3回会議	(仮称) 習志野市こども計画(素案)について (1) こども・若者の意見聴取の結果について (2) 施策体系・基本施策案について (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策案について (4) 計画書の構成案について
R6.11.7	令和6年度第4回会議	(1) (仮称) 習志野市こども計画(案)について

(2) 習志野市こども計画庁内検討委員会

日程	会議	議題
R5.12.20	令和5年度第1回会議	(1) 習志野市こども計画の概要について (2) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査について (3) 次期計画の施策体系について
R6.5.29	令和6年度第1回会議	(1) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査の調査結果について (2) 習志野市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)の総括評価について (3) (仮称) 習志野市こども計画の施策体系(案)について

(3) その他の会議

日程	会議	議題
R6.10.1	令和6年度習志野市 青少年問題協議会	(仮称) 習志野市こども計画(素案)の概要について
R6.11.13	令和6年度習志野市 福祉問題審議会	(仮称) 習志野市こども計画(案)について
R6.11.20	令和6年度教育委員会 第11回定例会	(仮称) 習志野市こども計画(案)について
R7.2.12	令和7年度教育委員会 第2回定例会	習志野市こども若者まんなか計画の策定に係る意見聴取について

(4) こども・若者・子育て家庭等への調査・意見聴取

日程	実施内容	対象者	参照
R6.3.4 ~R6.3.31	【アンケート調査】 こども・若者の生活等に関する実態調査	・小学生~中学生 ・小学5年生・中学2年生の保護者	本編 51 ページ
R6.3.18 ~R6.3.31	【アンケート調査】 こども・若者の生活等に関する実態調査 【アンケート調査】 子育て支援に関するニーズ調査	高校生相当年齢~29歳 ・就学前児童の保護者 ・就学児童の保護者	
R6.5.1 ~R6.5.31	【意見聴取】 WEB調査(市ホームページ)	・市内在住または市外から通勤・通 学しているこども・若者	本編 74 ページ
R6.7.11	【意見聴取(対面)】 子ども食堂	・子ども食堂スタッフ ・訪れたこども・保護者	本編 79 ページ
R6.7.21	【意見聴取(グループワーク)】 キラット・ジュニア防犯隊	防犯マップ作成に参加した隊員	本編 80 ページ
R6.7.23	【意見聴取】 子ども議会	市内市立中学校代表者	本編 76 ページ
R6.7.28	【意見聴取(グループワーク)】 NPO 法人ならしの子ども劇場	企画会議に参加したこども・若者	本編 81 ページ
R6.8.1	【意見聴取(グループワーク)】 令和7年「二十歳を祝う集い」実行委員 会	実行委員会委員	本編 82 ページ
R6.9.2 ~R6.9.6	【意見聴取(LINE)】 リーダースクラブ	所属している若者	本編 83 ページ

関係条例等

○習志野市子ども・子育て会議条例(平成25年7月2日 条例第16号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、習志野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員および臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項第4号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料提出の要求等）

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員および臨時委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども政策担当課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が市長の同意を得て定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

習志野市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年1月23日～令和6年11月7日）		
役 職	氏 名	所属団体等
会 長	上 村 麻 郁	千葉経済大学短期大学部
副会長	鈴 木 茜	淑徳大学看護栄養学部
委 員	真 鍋 健	千葉大学教育学部
委 員	阿 部 千 春	習志野市立こども園
委 員	飯 塚 源 太	習志野市私立幼稚園・認定こども園協会（事業者代表）
委 員	大 塚 朋 子	私立保育園
委 員	若 澤 竜 馬	習志野市立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会
委 員	劉 醇 一	市立保育所・私立保育園
委 員	稲 垣 涼 子	習志野市学童保育連絡協議会
委 員	菊 池 美 加	習志野市 PTA 連絡協議会
委 員	関 根 洋 幸	習志野市私立幼稚園・認定こども園協会（保護者代表）
委 員	横 山 智 子	公募委員
委 員	井 上 聡 子 【～R6.4.17】	習志野市小中学校長会
	東 秀 行 【R6.5.29～】	
委 員	川 崎 雅 美	習志野市民生委員児童委員協議会
委 員	三代川 雅 信	習志野商工会議所

（敬称略）

○習志野市こども計画庁内検討委員会設置要領(令和5年11月30日)

(設置)

第1条 習志野市こども計画(こども基本法第10条第2項。以下「計画」という。)を策定し、本市における子ども・子育て支援及び若者支援に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、習志野市こども計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(計画の位置づけ)

第2条 委員会で検討する計画には、次に掲げる各法律等に基づく計画を包含するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)
- (2) 次世代育成支援対策行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条)
- (3) 子どもの貧困に関する計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項)
- (4) 母子保健計画(平成26年6月17日雇児発第0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- (5) 子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 施策に係る関係部局及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 調査・研究に関すること。
- (5) その他関連する施策の推進に関すること。

(組織等)

第4条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はこども部長とし、副委員長はこども部次長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理として出席させることができる。
- 3 会議は、委員(前項の規定により出席する者も含む。以下同じ。)の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 4 会議の議事のうち議決を要するものについては、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども部こども政策担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表(第4条第1項)

政策経営部	政策経営部次長
総務部	総務部次長
協働経済部	協働経済部次長
健康福祉部	健康福祉部次長
都市環境部	都市環境部次長
こども部	こども部長 こども部次長
教育委員会	学校教育部次長 生涯学習部次長

習志野市こども若者まんなか計画
(令和7年度～令和11年度)
～ならしのまんなかプラン～

令和7年3月
編集・発行 習志野市

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2-1-1
習志野市 こども部こども政策課
TEL:047-451-1151
FAX:047-453-5512